平成18・19年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究

(第4報:2000年代)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第3期(2000年6月から2004年4月まで)

研究代表者 保坂 亨(千葉大学教育学部教育実践総合センター)

吉田 恒雄(駿河台大学法学部)

共同研究者 鈴木 博人(中央大学法学部)

田澤 薫(尚絅学院大学)

加藤 洋子 (洗足学園短期大学)

阿部 純一 (中央大学法学研究科博士課程)

近藤 由香(中央大学法学研究科博士課程)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成18・19年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究

(第4報:2000年代)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第3期(2000年6月から2004年4月まで)

子どもの虹情報研修センター

はじめに

本研究は、「虐待の援助法に関する文献研究(第3報:1990年代)児童虐待に関する法制度および 法学文献資料の研究(第2期:1990年4月から2000年5月まで)」に続く研究である。この時期は児 童虐待防止法が成立し、児童相談所等関係機関が、より明確な法的枠組みにより児童虐待に対応でき るようになった時期である。社会の関心も高まり、児童相談所を中心に児童虐待に積極的に対応する よう求められてきた時期でもある。

しかし、成立した児童虐待防止法には、機関連携や親への指導、さらには強制的手段による介入など、残された課題も少なくなかった。また、警察が徐々に対応を始めてはいるものの、児童相談所等との連携も手探りであり、学校や裁判所はようやく児童虐待問題に着手し始めたにすぎなかった。こうした中で、機関連携のあり方が模索され、より組織的な連携のあり方が検討されはじめた。各地では、都道府県のみならず、市町村においても先進的な取り組みが見られるようになり、それらの事例をモデルに法制化の検討がなされるようになった。

このように第3期は、児童虐待に対する本格的な対応がなされてきたとはいえ、まだ実務的にも法的にも残された課題は多く、次の2004年法改正に大きな期待が寄せられていた時期でもあった。そうした中で、福祉関係者をはじめとしてさまざまな分野からの提言が寄せられ、それらは以後の改正で徐々に結実していくことになる。そうした意味では、この時期は、次の大きなステップのための準備期間ともいえよう。

本報告書では、法律学や社会福祉学に留まらず、多くの分野で虐待された子どもを保護し、支援するための法的枠組みに向けた多様な考え方を示している。本報告書が児童虐待防止関係者にとって児童虐待問題研究の一助となれば幸いである。

2009年3月 児童虐待法学文献研究会を代表して 吉田恒雄(駿河台大学)

目 次

Ι	月	· 治 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·1
	1	研究の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·1
	2	研究の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·1
	3	研究の時期区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·1
	< H	络語>	
II	污	Է令・判例および法学研究の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•2
	1	法令の動向	•2
		(1) 法律改正 ·····	•2
		(2) 通知 ·····	•2
	2	判例の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•5
		(1) 児童福祉法	•5
	3	法学研究の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•6
		(1) 児童福祉法分野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•6
		(2) 民法分野 ······	.9
		(3) 児童福祉分野 ······	12
		(4) 医療・保健・心理分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
		(5) 非行・教護分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
III	Ė	E要判例解説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33
	1	児童福祉法分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
IV	É	E要文献解説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	36
	1	児童福祉法分野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	36
	2	民法分野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	41
	3	児童福祉分野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	4	非行・教護分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	医療・保健・心理分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

資料1	児童虐	雲待関係政令・省令リスト61		
資料 2	児童虐	宣待関係通知 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
資料 3	児童福	晶祉分野判例リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
資料 4	民法	(家族法) 分野判例リスト・・・・・・71		
資料 5	民法	(財産法)・国家賠償法判例リスト73		
資料 6	児童虐待関係文献リスト · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
資料 7	日本に	こおける児童福祉に関する年表 - 児童虐待防止を中心に - 2000年~2005年・・・・・・・119		
資料8	児童虐	宣 待司法関係統計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	表A	親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し―全国家庭裁判所		
	表B	児童福祉法28条の事件		
	表C	親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数		
	表D	親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て―全国家庭裁判所		
	表E	児童との面会又は通信の制限の申立て―全国家庭裁判所(特別家事審判規則18条の 2)		
	表F	保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数(児童福祉法28条 6 項)		
	表G	施設入所等の措置の期間の更新回数(児童福祉法28条 2 項)		
	表H	嬰児殺の検挙人員		
	表I	児童虐待に係る検挙件数・検挙人員		
	表 J	児童虐待に係る加害者と被害者との関係(事件別)		
	表K	児童虐待に係る加害者と被害者との関係(年別)		
	表L	児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数		
	表M	児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数		
	表N	児童相談所における児童虐待相談の対応件数(立入調査・警察官の同行)		

I 序論

1 研究の目的

本研究は、2000年6月から2004年4月までの、すなわち児童虐待防止法成立から2004年の児童虐待防止法改正までの児童虐待に関する法令・判例および法学研究の動向をさぐることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を明らかにすることを目的とする。

2 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法的問題を扱う文献、判例、通知等の法令および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学(児童福祉法、民法等)文献、判例(民事、児童福祉法関連)および通知等の法令、児童虐待関連の調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献であっても、児童虐待への法的対応の不備を指摘し、その改善を提言するものが少なくないところから、言及された内容がその後に与えた影響の大きさ等を勘案して、適宜、児童福祉、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもと に検索し、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等の図書館を通じて入手した。

3 研究の時期区分

第3期は、児童虐待防止法が成立後の2000年6月から2004年4月の児童虐待防止法改正までを対象とする。内容となるのは、児童虐待防止法・児童福祉法等の施行に関する法改正や通知、成立した児童虐待防止法の課題や次回改正に向けた提言、その前提としての施行状況などの調査研究である。なお、内容によっては、かならずしもこの時期には属さないが、今回の研究に密接に関連する資料等も対象に検討した。

第4期は2004年の児童虐待防止法改正から2007年の再改正までの時期を対象に作業を進める予定である。

<略語>

· 判時: 判例時報

・判タ:判例タイムズ

·家裁月報:家庭裁判月報

· 刑集:最高裁判所刑事判例集

Ⅱ 法令・判例および法学研究の動向

1 法令の動向

(1) 法律改正

第3期の最重要な法律として、2000年5月24日に児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法法律第82号)が制定された。児童虐待防止法は、児童福祉法の特別法として児童虐待の定義、虐待の禁止、国・地方公共団体の責務、児童虐待の通告、被虐待児の保護(立入調査、警察官の援助)、面会通信の制限等を定めた。これまで、1997年の434号通知等により、主として行政解釈により児童虐待への対応がとられてきたが、解釈上の疑義もあったところから、明文をもって都道府県知事の権限等を定めることにより、明確な法的根拠をもって対応できるようになった。これとあわせて、児童相談所長及び児童福祉司の資格、一時保護の期間を原則として2か月に限定する等児童福祉法の一部も改正された。

児童福祉法については、2001年11月30日に、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、保育士資格の法定化、児童委員の職務の明確化等を定める法改正がなされた(法律第135号)。2004年3月31日の改正(法律第21号)では、都道府県及び市町村が設置する保育所の保育の実施に要する費用を国庫負担の対象外とすること、市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用を都道府県の負担の対象外とすること等が定められた。

2004年12月3日の児童福祉法改正(法律第153号)では、市町村の相談体制の充実、都道府県・児童相談所による市町村に対する援助、児童相談所長が受けるべき研修、児童福祉司の資格、地方公共団体における要保護児童対策地域協議会の設置、児童福祉施設のあり方(乳児院及び児童養護施設における児童の年齢要件の柔軟化、児童自立生活支援事業の目的として対象者への就職支援の付加)、里親の権限の強化、要保護児童に対する司法関与の強化(強制入所措置の有期限化、家裁から児相への勧告等)を定める等、児童虐待対策について抜本的な改正が図られた。

次世代育成・子育で支援分野では、2003年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され(法律第120号)、市町村・都道府県、事業主による行動計画等の策定及びその指針、次世代育成支援対策推進センター、次世代育成支援対策地域協議会等について定められた。また、2003年7月16日の児童福祉法改正では(法律第121号)、市町村における子育で支援事業の実施、市町村保育計画の作成等が定められた。

(2)通知

①児童虐待防止法施行関連

2000年5月に成立した児童虐待防止法施行に向けて、「児童虐待防止法の施行について」(平成12年11月20日児発第875号)が発出された。また、同法の施行に鑑み、被虐待児の適切な保護に資することを目的に、一時保護所に心理職員、個別指導担当職員を配置するものとする通知「一時保護児童処遇促進事業の実施について」(平成13年4月2日雇児発第248号)が発出された。

②里親関係

この時期、被虐待児保護の受け皿としての施設、里親分野の充実を図る通知が数多く出されている。 里親については、「里親の認定等に関する通知」(平成14年9月5日厚生労働省令第115号)、「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年9月5日厚生労働省令第116号)、「里親の認定等に関する省令第19条第2項の厚生労働大臣が定める研修」(平成14年9月5日厚生労働省告示第290号)、「里親制度の運営について」(平成14年9月5日雇児発第0905002号)、「専門里親研修の運営について」(平成14年9月5日雇児発第0905503号)、「里親支援事業の実施について」(平成14年9月5日雇児発第0905004号)が相次いで発出された。とくに新たに創設された専門里親制度は、要保護児童のうち被虐待児を養育する里親として位置付けられ、一定の研修の受講が義務付けられた。また、里親に関する最低基準では、里子に対する虐待の禁止も盛り込まれた。

③施設関係

施設関係では、被虐待児入所の増加に鑑み、小規模施設による養護を目指す通知が出されている。「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成16年5月6日雇児発第0506002号)は、被虐待児の特性に応じてできる限り家庭的環境のなかでの養護の実現に必要な体制の整備を図ることを目的とする通知であり、「児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における実施指針」(平成16年5月6日雇児発第0506001号)は、その具体的事項を定める指針である。「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児に対する適切な処遇体制の確保について」(平成13年8月2日雇児発第508号)は、母子生活支援施設におけるDV被害を受けた母子、被虐待児の増加に対応するため、カウンセリング等によるケアのための心理療法担当職員の資格や運営基準等を定める通知である。

4家庭引き取り

被虐待児の早期家庭引き取りについては、「自立促進等事業の実施について」(平成16年5月11日雇児発第0511002号)、「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」(平成16年4月28日雇児発第0428005号)が出された。後者については、「家庭支援専門相談員」を乳児院等に配置するなど、被虐待児の入所増加に対する体制の整備が図られた。また、家庭引き取り後の支援に関連して、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」(平成16年8月13日雇児発第0813003号)は、児童虐待防止法13条の2第1項により保育所入所の必要性が高いケースについて、優先的に入所できるように扱うこととする通知である。

⑤岸和田事件——学校・教育委員会との連携

2004年1月の報道により明らかにされた中学生のネグレクトケース(いわゆる岸和田事件)は、ネグレクトケースの対応、とくに学校・教育委員会と児童相談所との連携のあり方や強制立入制度の要否について大きな議論を巻き起こした。また、学校における不登校問題とも関連するところから、社会的な関心事となり、国会における児童虐待防止法改正に大きな影響を及ぼした。厚労省からは、「児童虐待防止対策における適切な対応について」(平成16年1月30日雇児総発第0130001号)が出さ

れるとともに、文部科学省との連名通知として「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」(平成16年4月15日初児生第2号)が出された。前者の通知では、児童相談所における情報の共有、学校、警察との連携のほか、養育力不足の家庭の早期発見・対応が求められた。後者の通知では、長期の欠席の背景に児童虐待が潜んでいる可能性があるとの認識のもとに、学校での対応や関係機関との連携に努めるものとされた。また、この通知を踏まえて、「『現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査』結果を踏まえた対応について」(平成16年4月15日雇児総発第0415001号)が厚労省から発出された。文部科学省通知としての「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」(平成16年1月30日初児生第18号)は、都道府県教育委員会から市町村教育委員会に対して、教職員による児童虐待の早期発見・対応、不登校児童の状況の把握、虐待通告など関係機関との連携を求める通知である。

6早期発見・対応

早期発見・対応について、「民生委員・児童委員の研修について」(平成14年5月22日雇児発第0522001号・社接発第0522001号)は、児童虐待相談件数の増加に伴い、児童委員については児童・妊産婦からの相談対応を、主任児童委員については児童虐待の早期発見・対応等を研修内容に含めるものとした。「地域保健における児童虐待防止対策の取り組みの推進について」(平成14年6月19日健発第0619001号)は、保健分野における発生予防のためのハイリスク要因の発見、保健師による訪問指導、ネットワーク会議での役割など、予防に対する組織的取り組みや児童相談所との連携強化を求める通知である。「地域における保健師の保健活動について」(平成15年10月10日健総発第1010001号)及び「地域における保健師の保健活動指針について」(平成15年10月10日事務連絡)は、活動上の留意事項を定めるとともに、児童虐待予防対策において専門的な保健サービスを提供するものとした。後者の指針では、児童虐待に関連する保健師の活動内容として、児童虐待状況の把握、支援の必要性の判断、機関連携、ネットワークの構築等が定められた。

⑦介入

介入面では、児童虐待通告の増加に伴う児童相談所業務の増加に対応して、「児童家庭支援センター運営事業の取扱いについて」(平成14年6月19日雇児福発第0619001号)は、「児童家庭支援センター」を強化するため、その設置要件を緩和した。また、「児童家庭支援センター運営モデル事業の実施について」(平成14年7月17日雇児発第0717003号)は、中核市における児童家庭支援センターの整備を図るモデル事業の実施に関する通知である。

⑧子育て支援

子育て支援については、「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成16年3月10日雇児総発第0310001号)が、医療機関から「養育支援を必要とする家庭」の診療情報の提供が行われるようにするための体制整備等について定めている。「育児支援家庭訪問事業の実施について」(平成16年3月31日雇児発第0331032号)は、家庭や地域における養育力の低下に鑑み、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭、施設退所後のアフターケアが必要な家庭等に対して、安定した養育を可能にするために、家庭内での育児に関する具体的な援

助や養育相談・育児相談等、訪問による支援を実施すること求める通知である。「『家庭の養育力』に着目した母子保健対策の推進について」(平成16年3月31日雇児母発第0331001号)は、児童虐待死亡事例の検証により指摘された家庭の「養育力不足」について、「養育力」に応じた適切な支援の強化、新生児期及び乳幼児期における対応の強化、医療機関との連携の強化、ネットワークの構築と対応の強化、専門的・広域的対応の強化を求めている。「つどいの広場事業の実施について」(平成14年4月30日雇児発第0430005号)は、家庭や地域における子育て支援機能の低下状況の中で、子育て中の親の孤立感、閉塞感等から虐待に至るケースにもつながりかねないところから、子育ての負担感の軽減を目的に、子育て親子の交流、相談援助、情報提供等を行う事業実施に関する通知である。

(吉田恒雄)

2 判例の動向

(1) 児童福祉法

前期において着実な増加を見せていた児童福祉法28条事件の申立件数は、平成12年を境に更なる増加を見せる。今期公表された裁判例は全13件であり、うち2件は抗告審決定である。この他に、最高裁判所事務総局家庭局「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情(平成12年11月20日~平成13年11月19日)」家裁月報54巻7号132頁において、5件の28条事件が紹介されている。

① 代理によるミュンヒハウゼン症候群が疑われた事例

これまでは見られなかった虐待公表事例として、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が 疑われた2事例がある(宮崎家裁都城支部平成12年11月15日審判【判例1】家裁月報54巻4号74頁、 札幌高裁平成15年1月22日決定(原審 釧路家裁北見支部平成14年5月31日審判)家裁月報55巻7号 68頁)。宮崎家裁都城支部は、母親がほぼ常に子の下痢量を過大に申告していたこと、虐待告知後に 両親が養育態度を改める姿勢を示していないこと等を理由に児童養護施設への入所措置を承認した。 札幌高裁は、児童に対する父母の監護養育方法が少なくとも客観的には適切さに欠けていたこと等を 理由として児童養護施設への入所措置を承認した原審を支持し、父母の抗告を棄却した。しかし、い ずれの事例においても、親子分離後に児童の症状改善が認められるとしながらも、実母の「代理によ るミュンヒハウゼン症候群」は疑いにとどまる、あるいは、その認定は困難であるとされている。

② 児童福祉法28 条にいう「親権者の意に反するとき」の意義

次に、千葉家裁市川出張所平成14年12月6日審判【判例2】は、親権者が児童の性非行を理由とする施設入所措置には同意しているものの、虐待を理由とする施設入所措置には同意しない場合には、「親権者の意に反するとき」に該当するとされた事件である。同意に関してはこれまでも、申立て時には同意をしていないが申立て後に同意をした場合のように、同意の必要な時期を中心として問題とされてきた。本審判は、同意の内容自体について言及した初めての審判例として注目される。裁判所は、「母が虐待を理由とする施設の入所措置に同意しないということは、結局本件措置が親権者の意に反するときに該当することになると解すべきであり、事件本人の性非行を理由とする施設入所の同意をもって児童福祉法28条による同意と見ることはできない」として、児童を児童自立支援施設に入所させることを承認した。

③ 虐待概念の明確化

なお、今期の傾向としては、裁判所による事実認定において虐待の概念がより明確になってきたことを指摘することができる。これまでの審判例においても、「虐待」「体罰」「監護懈怠」等の言葉は散見されたが、特に今期以降は「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」のように、より明確な言葉が用いられるようになっている。虐待問題への一般的な関心の高まり及び2000年11月20日施行の児童虐待防止法が、裁判例に少なからぬ影響を及ぼしていると言うことができるだろうか。(阿部純一)

3 法学研究の動向

(1) 児童福祉法分野

① 児童虐待防止法の成立

第3期の最大の特徴は、児童虐待防止法が成立し、施行されたことである。同法は、児童福祉法の特別法と位置付けられ、児童虐待の特徴に鑑みて機関連携や虐待通告における守秘義務免除の法定化などが規定された。児童虐待防止法の内容は、そのうちいくつかは厚生省児童家庭局長による1997年の434号通知ですでに行政解釈として示されていたが、同法により法定化されたことで、その後の児童虐待対応の効果的な手段とされた。また、虐待対応には多くの機関が関与するため、同法の施行に関わる関係省庁から通知や解説がなされ(時の動き・2000、厚生・2000、時の法令・2000、岩井・2000)、立法に携わった国会議員による解説等も出版されている(太田他・2001【文献15】、石田・2005【文献14】)。

② 改正法運用上の課題

児童虐待防止法は制定されたものの、現実にはさまざまな課題が残された。とくに次の改正に向けた大きな論点は、①司法関与のあり方 ②強制的立入調査制度 ③児童家庭相談の市町村への移譲であった。

司法関与については、立入調査や一時保護など、行政権限の行使に対する司法からの監視機能が想定される。この点については、平湯論文(平湯・2003)や津崎論文(津崎・2003)があるが、岩佐論文は、弁護士として児童虐待事件を扱った経験をもとに、司法関与による強制開錠の制度化、児童相談所の申立による子の監護内容を変更する裁判の仕組み、親権の一部停止等を提案している(岩佐・2001【文献3】)。また強制立入制度の実現には、児童相談所における保護者等からのリアクションの実情把握が不可欠である。才村報告では、保護者からの物理的・法的リアクションが深刻になっていることが示されており、その後の法改正の議論に重要な資料が提供されている(才村他・2001、西本・2001)。なお、強制的立入調査は、2007年の児童虐待防止法改正により、児童相談所による臨検・捜索制度として実現した。

児童相談所における虐待対応件数増加により、児童相談所の機能不全が強調されるようになってきた。他方で、社会福祉基礎構造改革の延長線上の問題として、従来、都道府県が主として担ってきた児童家庭相談の市町村移譲問題が浮上してきた。日本子ども家庭総合研究所による調査が進められ、

市町村における児童家庭相談体制のあり方が検討された(柏女他・2001、加藤他・2001)。この点については、2004年の児童福祉法改正により、市町村が児童家庭相談の第一義的窓口とされ、同時に主に虐待問題に対応する「要保護児童対策地域協議会」が設置されることになった。

③ 裁判所の取り組み

虐待問題の重度化、深刻化に対応して、児童相談所から家庭裁判所への児童福祉法28条事件申立件数も増加し、裁判所もその対応に追われることになった。

家庭裁判所の体制として、とくに家庭裁判所調査官の役割や児童相談所との連携等、新たな課題が 生じてきた。これらの問題についての調査研究が進められ(家庭裁判所調査官研修所監修・2003【文献8】)、児童虐待問題に家庭裁判所が組織的に対応する状況となった。

最高裁は、2002年以降、家庭裁判所が受理した28条事件について定期的にその傾向を報告し、家庭裁判所に現れる事案の特徴を公表している(最高裁判所事務総局・2002)。また、家庭裁判所に現れた非行事件の背景に虐待問題が潜んでいることに注目し、虐待が生じる家族の特性や虐待が非行に転化するメカニズムを明らかにする研究も行われた(橋本・2004【文献6】)。

④ 改正に向けての提言等

児童虐待防止法が成立したものの、児童相談所や施設等の現状はますます厳しくなり、同時に介入的ケースワークの必要性が強調されるにつれて、裁判所対応も児童相談所や施設の重要な課題となった。さらに、児童相談所等に対する保護者からの反発も強くなり、被虐待児保護のために、保護者の権利制限や強制権限行使が必要とされる場面が増えてきた。

他方で、子どもの権利条約の視点から家族再統合の視点が強調され、再統合に向けた親指導の重要性が認識されるようになった。しかし、児童相談所等からの働きかけにもかかわらず保護者がその指導に応ずることなく、強行に被虐待児の引き取りを強要するケースも目立つようになった。加えて、保護者の意に反する28条審判にもとづく入所措置に対する保護者の引き取り請求権や子どもの権利の問題が指摘され、それに対する司法関与の必要性が指摘されるようになった。

こうした諸状況から、次回の改正に向けてさまざまな分野から改正の提言が行われたのも第3期の特徴である。たとえば、日本子ども虐待防止学会は、その機関誌で特集を組み、医師や弁護士などからも改正のための意見が述べられた(日本子ども虐待防止学会・2003【文献2】)。法律家からの提言としては、磯谷論文が親子分離中の親の権利制限に言及し(磯谷・2000)、平湯論文が日本子ども虐待防止学会理事会の改正提言を解説している(平湯・2002)。また、国や研究者による立法論的研究(筒井・2002、吉田・2003【文献4】)、比較法的観点からの研究(土屋・2004、松井・2003、才村・2004)、多面的な検討がなされ、次回法改正に向けて大きな関心が寄せられた。

家庭に対する国家の積極的介入は、憲法13条その他人権問題に密接にかかわる問題であり、国による家庭への介入のあり方も憲法上の観点から積極的に議論されるようになった(特別企画・2000【文献7】)。

こうした流れを受けて、国は児童虐待防止法・児童福祉法の改正作業に着手し、社会保障審議会において大幅な見直しに向けて動き出すことになった(厚生労働省社会保障審議会児童部会における児

童虐待防止法制度改正の方向に関する議論については23頁以下を参照とされたい)。

【参考文献】

橋本和明『虐待と非行臨床』(創元社、2004年)【文献6】

林陽子「児童虐待防止法を検討する――フェミニズムの視点から――」子どもの虐待とネグレクト 2 巻 2 号(2000年) 219-224頁【文献13】

平湯真人「虐待問題への司法関与:議論状況と理論的実際的問題点」子どもの虐待とネグレクト 5 巻 2 号(2003年) 308-313頁

平湯真人「児童虐待防止法・児童福祉法改正への提言および意見――JaSPCAN理事会案(平成14年11月28日)」子どもの虐待ネグレクト 2 巻 2 号(2002年)204 - 209頁

石田勝之『子どもたちの悲鳴が聞こえる――児童虐待防止法ができるまで』(中央公論事業出版、2005年)【文献14】 磯谷文明「親の権利主張をめぐって」松原康雄、山本保編『児童虐待――その援助と法制度――』(エデュケーション、2000年)

岩井宜子「『児童虐待の防止等に関する法律』制定と今後の課題」警察学論集53巻10号(2000年)97-111頁 岩佐嘉彦「弁護士から見た児童虐待事件」家庭裁判所月報53巻4号(2001年)1-32頁【文献3】

柏女霊峰他「子ども家庭相談体制のあり方に関する研究 (2) 市町村保健センターの運営及び子育て相談活動分析」 日本子ども総合研究所紀要38号 (2001年) 49-64頁

家庭裁判所調査官研修所監修『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究――深刻化のメカニズムを探る――』 (司法協会、2003年)【文献 8】

加藤曜子他「市町村虐待防止ネットワークの実態と課題について――市町村ネットワーク事例から――」日本子ども総合研究所紀要38号(2001年)297-306頁

厚生労働省雇用均等・児童家庭局「『児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について』の取りまとめについて|厚生労働59巻1号(2004年)28-30頁

森莞治他「児童虐待に関連する家事事件の調査方法及び関係機関との連携」家庭裁判月報52巻10号(2000年)123 - 207頁【文献12】

松井一郎「児童虐待の国際比較|子どもの虹情報研修センター紀要創刊号(2003年)77-81頁

西本美保他「立入調査とケースワークについて考える」子どもの虐待とネグレクト3巻2号 (2001年) 320-324頁 太田誠一・田中甲・池坊保子・石井郁子・保坂展人『きこえますか子どもからのSOS』(ぎょうせい、2001年)【文献15】最高裁判所事務総局「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実状<資料>」家裁月報54巻7号 (2002年) 132-152頁 斎藤学「児童虐待に対する加害者治療モデル――精神医学の立場から――」子どもの虐待とネグレクト2巻2号 229-233頁 (2000年)

才村純「資料解説 子ども虐待へのとりくみ――子ども虐待対応資料集――」別冊発達26号(2001年) 2 - 9 頁 才村純他「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究」日本子ども総合研究所紀 要38号(2001年)

才村純「ドイツ・フランスの児童虐待防止制度――視察結果の報告――」子どもの虹情報研修センター紀要 2 号 (2004年) 107-113頁

坂井聖二『児童虐待防止の防止等に関する法律』は医療現場にどのような影響を及ぼすか?――小児科医の感想的メモ――」子どもの虐待とネグレクト2巻2号 (2000年) 225-228頁

塩見准一「児童虐待が問題となる家事事件における家庭裁判所と児童相談所との連携の実状及びその在り方」調研紀要75号(2003年)47-66頁

高橋重宏他「児童福祉司の職務とストレスに関する研究(子ども虐待に関する研究)」日本子ども総合研究所紀要38号(2001年)7-26頁

津崎哲郎「親権の制限・回復、立入調査・性的虐待裁判をめぐって」子どもの虐待とネグレクト 5 巻 2 号(2003年)301-307頁

土屋恵司「児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革 - 『2003年児童及び家族の安全保持法』による改正後の合衆国法典第42編〔保健及び福祉〕第67章〔児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革〕の規定(アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律 | 外国の立法219号(2004年)10 - 66頁

筒井隆志「現代家族の危機――児童虐待・DVへの政策的対応――」立法と調査号 2002年230号52-55頁

富山 豊「家庭裁判所における児童虐待の取扱いについて」ケース研究270号(2002年)165-174頁【文献9】

吉田恒雄編著『児童虐待防止法制度――改正の課題と方向性』(尚学社、2003年)【文献4】

(特集) 「児童虐待を防ぐ」時の動き44巻8号 (2000年) 50-83頁

「法制定の経緯と概要」(特集 児童虐待の防止等に関する法律の概要) 厚生55巻9号 (2000年) 14-17頁 時の法令1625号 (2000年) 43-54頁

特別企画「検証・『民事不介入』の揺らぎ」法学セミナー550号(2000年)【文献7】

日本子ども虐待防止学会 特集 2 「児童虐待防止法をめぐって」子どもの虐待とネグレクト 2 巻 2 号219 - 233頁 (2000年) 【文献 2 】

日本子ども虐待防止学会「特集 児童福祉に果たす司法の役割」子どもの虐待とネグレクト5巻2号(2003年)

(吉田恒雄)

(2) 民法分野

① 民法学の動向

第3期になると、民法学の領域でも児童虐待に関しての議論がようやく活発になってくる。福祉分野や医療分野のように他の領域に比べると、児童虐待をテーマにした論考は少ない。しかし、民法学分野のなかでの議論として見ると、これまでの時期より論文数は増加してきており、また日本における児童虐待対応の法的問題点も明らかにされてきた時期だといえる。

民法学の動向という項目での整理であるが、公表された文献を見ていくと次の点に気づく。すなわち、まず第一に、民法学とはいっても、直接民法の条文に関する議論がなされているとはかぎらないという点である。民法上の制度で児童虐待に関わるのは、親権制度である。民法の親権法条文を直接考察の対象にするものは少なくても、親子分離のように親の権利制限を伴うときには、親権との関連を論じなければならないことになる。こうしたことから、児童虐待防止法や児童福祉法28条の問題ではあるが、本節で取り上げなければならないものもある。児童福祉法28条審判事件の判例研究や判例紹介は、そのほとんどが民法学者により行われているということにも上の事情は現れている。

第二に、今期は、民法上の問題であるが、「しつけ」や「懲戒」というテーマをめぐって、法律学 専攻者ではない、教育学や福祉学専攻者による論考がいくつか見られる。

日本家族<社会と法>学会第17回学術大会が、2000年11月11日に「児童虐待の法的対応」をテーマにして立命館大学で開催された。学術大会開催自体は、本研究の第2期になるが、機関誌である『家

族<社会と法>』第17号の刊行が今期に含まれる。家族法に関する学会が研究大会のテーマとしては じめて児童虐待問題を取り上げた意義は大きい。このことと並んで、今期は関連するテーマで、いく つかの雑誌特集が組まれている。年代順にあげると、2000年に「児童虐待の実態と法的対応」【文献 16】、2001年に上記学会の「児童虐待の法的対応」【文献17】、2003年に「子どもの権利擁護と自己決 定一子ども観の転換を基軸に」【文献22】【文献23】である。このように特集が複数回組まれるという ことは、法律問題としての児童虐待問題という認識が共有されるに至った表れであるといえる。

また、今期も上記特集等に含まれるものも含めて、外国法に関する研究が引続き行われている。主要文献として解説されているもののほかにも、佐藤和英「ドイツにおける「児童虐待」に関わる家庭裁判所の手続及び少年局の活動について」『ケース研究』277号(2003年 179-189頁)、岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子「ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳(1)(2)(3・完)」『比較法学』(1)36巻1号(2002年 303-317頁)、(2)37巻1号(2003年 219-231頁)、(3)39巻1号(2006年267-294頁)を挙げることができる。佐藤の論考は、家裁調査官として平成10年にドイツ連邦共和国・ハンブルクでの実務をレポートしたものである。岩志らのドイツの児童ならびに少年援助法の全訳の意義は、ドイツ民法・福祉法を学ぶ者にとって大きい。ただし、その後の大規模改正により現在では内容が大きく変わっている部分もあり、2007年3月に全面改定訳が公表されている(研究代表者岩志和一郎『平成17年度-18年度科学研究費補助金(基盤研究(C)一般)研究成果報告書 子の権利保護のためのシステムの研究―実体親権法と児童福祉法制の連動のあり方―』)。

これらの研究の成果として、日本法に足りないものは何かということがほぼ明らかになってきたのが今期の特色といえる。

まず、アメリカ法、イギリス法、ドイツ法と比較して、児童虐待への法的介入に際して、日本法は 親の権利保障、適正手続保障(デュー・プロセス)を欠いているという点である。親権への介入の仕 方や法的措置をとった後の親権制限、最終的には親権剥奪の効果は、諸外国は迅速かつ強力であるが、 他面親の権利を保障する充分な手続的保障を講じている。時として、日本では親権が強すぎるとか、 子の保護にあたって親権の壁を乗り越えるのは容易なことではないと主張される。しかし、外国法比 較の結果、このような主張はかなり特殊な主張であることが浮き彫りになったのがこの時期であると いえる。

外国法との比較では、親権という名称の変更も含めた親権概念の転換がいわれるなか、子に対する 義務性が強調されつつも親の権利性の保障は各国法とも確固たるものがあるという側面が明らかになった。イギリス法の親責任しかり(例えば、【文献17】の家族<社会と法>での鈴木の論考や、荒川 【文献20】、和田【文献25】によるドイツの状況、許の論考や小泉【文献19】によるイギリスの状況、 山口【文献21】や野瀬【文献24】によるアメリカ法の状況等を見ると、日本法の親の権利制限に対す る手続的保障が非常に甘いのがはっきりする。また、荒川と和田は、ドイツの親権概念の転換と懲戒 権やしつけの問題を論じるが、ドイツ法では懲戒権が否定されたことはないということ、一度懲戒権 規定がなくなったのは、父しか懲戒権をもたなかったことから男女同権法の制定に伴い懲戒権規定が 姿を消したのであって、懲戒権そのものが否定されたかのような議論は誤りであることを明らかにし た。

第二の点は、外国法はパーマネンシーの保障、もしくは同じことだがパーマネンシープランニングという考え方の採用が各国で行われ、児童虐待への法的対応もこの援助計画に基づいてなされていることが明らかになった。これに対して、日本では援助計画の策定は児相まかせで法的な規整の対象にさえなっていない。パーマネンシーの保障という考え方は、未だ日本法には採用されていないといえる。最も鮮明な法改正を行ったのは、マーク・ハーディンや山口によるとアメリカ連邦法のASFA(養子縁組ならびに安全家庭法)であろう。さらに、ASFAに限らず、永続的な家庭の保障ということになると、実親の家庭への復帰を目指す場合の里親制度の利用問題と、家庭復帰が不可能になったときには養子縁組へとつないでいくシステム(たとえば後見制度の充実も含めて)が日本法では決定的に欠けている。この原因は、繰り返しになるが、パーマネンシーの保障という考え方が法律上受容されていないことにある。これは、虐待防止法という法律が制定されていても、民法と児童福祉法といういわば虐待問題に対応するための基本法の連携が依然としてうまく行われていないということでもある。

外国法比較が明らかにした三つ目は、親の権利保障についても子のパーマネンシーの保障についても司法(裁判所)の関与が少ないということである。外国法では、ケースの全体的進行を裁判所が把握し、判断を下すのに、対して、日本の司法関与は部分的であり、パーマネンシーの保障に至っては、そもそも日本法には子にとってのパーマネンシーの保障という視点は組み込まれていない。司法関与は、児童福祉法28条に規定されているように、児童相談所が、親の意志に反して子を保護して里親委託や施設入所させたい場合と、この措置を2年を超えて更新するときに、家庭裁判所の承認を要するという形で登場する。この2年ごとの家庭裁判所による承認という手続きは、次期の冒頭に位置づけられるべき2004年12月の児童福祉法改正によって導入されたものである。この制度の導入により、裁判所が児相の判断の正当性をチェックするという機能は果たされることになる。しかし、ケースの進行全体について裁判所が関与して、児相の判断をチェックすることはない(例えば、一時保護が行われても、それを裁判所が審査する仕組みにはなっていない)。

以上のような仕組みは、ケースの節目ごとに裁判所が関与するようにして、子の福祉の確保と福祉 機関の監督を行う欧米諸国の制度とは大きく異なる。

以上のように、第3期は、民法学では、今後日本法が克服していかなければならない非常に大きな 問題点が鮮明にされた時期であるといえる。

(鈴木博人)

【参考文献】

荒川麻里「ドイツにおける親の懲戒権の明確化―「民法1631条2項の改正に関する法律案」(虐待禁止法案)(1993年)の検討を通して―」『教育制度研究紀要』第2号(筑波大学教育制度研究室)(2001年)45-56頁【文献20】 岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子「ドイツ「児童ならびに少年援助法全訳(1)(2)(3・完)」 (1)2002年『比較法学』36巻1号 303-317頁

- (2) 2003年『比較法学』37巻1号 219-231頁
- (3·完) 2007年『比較法学』 39巻 1号 267-294頁

岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子『子の権利保護のためのシステムの研究―実体親権法と児童福祉法制の連動のあり方―』(平成17年度―18年度科学研究費補助金(基盤研究(C)一般)研究成果報告書)(2007年)1-141頁 小泉広子「イギリス1989年子ども法における子どもの緊急保護制度」『長崎国際大学論集』第1巻(創刊号)(2001年)357-367頁【文献19】

「特集 児童虐待の実態と法的対応」『ジュリスト』1188号 (2000年11月1日号) (2000年) 2-47頁【文献16】 佐藤和英「ドイツにおける「児童虐待」に関わる家庭裁判所の手続及び少年局の活動について」『ケース研究』277号 (2003年) 179-189頁

「特集 子どもの権利擁護と自己決定—子ども観の転換を基軸に」『法律時報』75巻9号(2003年)4-65頁【文献22】 【文献23】

日本家族〈社会と法〉学会 「児童虐待の法的対応」『家族〈社会と法〉』17号 (2001年) 19-198頁【文献17】 野瀬綾子「児童虐待当事者の権利擁護と福祉サービスの管理―アメリカの児童保護システムからの示唆― (一)、(二・完)」

- (一) 『民商法雑誌』128巻4・5号(2003年)161-199頁
- (二・完) 『民商法雑誌』 128巻 6 号 (2003年) 30-62頁 【文献24】

マーク・ハーディン 桐野由美子訳「アメリカ合衆国のAdoption and Safe Families Act of 1997 (養子縁組および安全家庭法―養子縁組、里親養育を中心とした児童保護システム」『新しい家族』39号養子と里親を考える会(2001年)36-55頁【文献18】

山口亮子「児童虐待法制度をめぐる日米の状況」『山梨大学人間科学部紀要』 4巻1号(2002年)206-220頁【文献21】

和田美智代「「しつけ」と児童虐待―改正ドイツ民法1631条を手がかりに―」『古橋エツ子先生還暦記念論文集 二一世紀における社会保障とその周辺領域』法律文化社 (2003年) 229-242頁【文献25】

(3) 児童福祉分野

① 子育て支援との関連

特殊性を否めない「児童虐待」という概念から、「マルトリートメント(不適切な養育)」にまで広げて捉えようとする動きがこの期には顕著である。問題意識を全ての子育て家族に共通するものと位置づけることで、児童虐待・マルトリートメントの課題を子育て支援策の一環としやすくする意図もうかがわれる。広く子育て支援の範疇に置いたことで、虐待原因を虐待者の人格の外に求める視点も生まれ、虐待の背景として「わが国経済の歪み」(「第56回全国児童養護施設長研究協議会開催要項・趣旨」・2002)が指摘されるなど、児童虐待が児童福祉の枠を超えた包括的な社会問題であるという理解も広まった。「やめて、きづいて、たすけて。」と訴えた厚生労働省の啓発ポスター(2001年)にも、虐待を当該家族だけでなく、周囲の関心をも巻き込んだ問題として認識しようという姿勢が表れている。広く福祉関係者の読者をもつ月刊福祉は2002年11月に「児童虐待」の特集を組んだが、専門各職からも幅広い実践事例のほかに、社会福祉協議会と保健機関による予防活動、児童と家族への支援の項目を目次立てしており、ここにも第3期の虐待理解の特色が読み取れる。

経済の歪みにまで言及するなど、虐待を当該家族内だけの問題として見ない姿勢は、自ずと視野の

広がりを生じさせた。児童虐待と非行、児童虐待と家庭内暴力、児童虐待と親の失業、児童虐待とひきこもりなど、従来は別個に取り組まれてきた課題が関連性を重視されるようになってきた。その一例として、2001年のDV法の成立前後から、DVを目撃した児童への影響が取り沙汰されるようになり、DVの目撃は心理的虐待にあたるという問題提起がなされはじめた(河合他・2001、二宮・2001)。

第3期には、児童虐待対応のなかでも、児童の保護を目指す従来の考え方から一歩進んで、家族の再統合がゴールに据えられるようになった。いったん虐待が起こった家族に対しても、子育て支援の枠で援助プログラムの可能性が探られる。家族の再統合のモデルを描きやすくなった背景には、いうまでもなく、児童虐待防止法が第11条で虐待を行った保護者の「指導をうける義務」を明文化したことにある。虐待親の「指導を受ける義務」は、裏返せば、児童福祉行政が虐待親を切り捨てずに「行政指導」によってその子育でを支援していくと約束したことを意味する。この法制化を契機として、具体的な保護者指導の方法が模索されるようになった。こうした流れを汲んで、愛知県で2003年に編まれた『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』は特筆に価する。

一方で、国による児童虐待予防に関する方向性がはっきりと見えてきたのも、第3期の特徴である。まず、2000年に策定された「健やか親子21検討会報告書―母子保健の2010年までの国民運動計画」において、21世紀にさらに深刻化すると予想される課題として「育児不安と子どもの心の発達問題、児童虐待」が取り上げられている。この視点は、2002年6月に出された厚生労働省健康局長・雇用均等児童家庭局長通知「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」(添付資料として「子どもの虐待予防のための保健師活動マニュアル」2001年度厚生科学研究)、ついで2003年5月の厚生労働省健康局長通知「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について」で、児童虐待を含めた親子の心の健康問題への取組強化を21世紀の母子保健の主要課題の一つとして位置づけることで確認された。

また、2003年6月の厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会報告書」で、児童虐待の予防のためには、一般的な子育で支援の充実に加えて、支援を必要とする人にきめ細かな専門的な支援の重点化を図る必要があることが指摘された。これらの鍵となるのは、母子保健活動であるために、母子保健領域に児童虐待防止の役割を負わせたマニュアルが散見される。(一例として、母子保健マニュアル(児童虐待予防編)作成委員会・2004)

児童虐待の予防を視野に入れながら、子育て支援ネットワークの充実を模索する自治体も多い。縦割り行政のあり方が批判対象となってきた日本の福祉行政現場で、従来、ネットワークは有効な機能を果してこなかった。そのため、地方自治体現場ではネットワークの必要性の認識が薄く、先駆的な取組の調査から開始する自治体も少なくない。(一例として、広島県福祉保健部福祉保健総務室児童支援室・2004、: なお先駆的取組の市町村としては、神奈川県藤沢市・静岡県沼津市・同浜岡町・大阪府泉大津市・同門真市・同和泉市・同堺市・福岡県中間市・同水巻市があげられている/加藤他・2002)

児童虐待の予防と広く一般家庭への子育て支援をねらいとして、児童相談の枠組みを主任児童委員からさらに大きく広げた「地域協力員」制度が各地で見られるようになって来たのも、今期の特色で

ある。自治体ごとに規定はさまざまであるが、主任児童委員や保育士・教師等の児童に関する有資格者を対象に一定の研修を経て認定し、地域での児童虐待事例の掘り起こしと児童相談所への通告、児童相談所から委託された事例の支援・援助活動と、より地域に根ざした組織として活動することが期待されている。地域社会の崩壊が指摘されて久しいが、以前の日本社会にあった地域共同体の子育でネットワークを人為的に再生させようという試みであろう。しかしながら、人為的なネットワークの有機的機能が困難なことは、「地域協力員」マニュアルが各地で多く作られていることからも容易に想像される。専門知識・専門職資格を典拠に行政から認定された「地域協力員」はマニュアルに手がかりを求めながら、本来プライベートな領域である近所の子育てに関わっていくのが今日の限界である。その構造的な矛盾を物語るかのように、マニュアル自体が、地域協力員には児童相談所への通告を第一に求めながら、一方で弁護士会や警察の虐待対応機能を紹介しこれらに連絡をとることを勧めるなどスタンスが判然としない例も少なくない(一例として、札幌市児童福祉総合センター相談判定課・2001)。

こうした地方自治体ごとの取り組みが活発化するなかで、改めて自治体行政の限界が浮かび上がってきたのも今期の特色の一つであろう。森望はこの期に見られた各領域の取り組みに広く目配りしながら、課題を列挙している(森・2001【文献27】)。

加えて指摘しておかねばならないのが、この期にみられた、児童養護施設恩寵園の事件への取組みである。児童虐待をうけた児童の親子分離後の受け皿として主要な役割を担うべき児童福祉施設の現場で長年にわたり施設長や職員による児童への虐待が行われていた事実は、施設が次の児童虐待の現場ともなりうる構造的な危険性を改めて示すものである。その現実をどう乗りこえていくかが、児童福祉施設現場の今後への課題であろう。

児童の健全な育成を保障する児童福祉の観点からは、これまでに概観したとおり児童虐待の防止と対策が展開されていく一方、同じく児童の健全な育成を支援する教育の領域が、こと児童虐待対策に対しては後ろ手にまわっていることを露呈させたのが岸和田事件であった。大阪府岸和田市で不登校児童が自宅で保護者からの虐待を受けていたことが発覚したこの事件では、不登校の事実を学校がつかんでおり、家庭訪問をしながら虐待の事実に気がつかなかった。学校が、児童本人に直接会って安否を確認する等の初歩的な対応も果せずに時間を経過させたことが虐待の重篤化を招いた。福祉的視点に立ったアセスメントが出来ていれば早期に救済できた可能性が高いと考えられ、教育分野の生徒指導の領域に福祉分野の対人援助の方法論が全く生かされていないことが悔やまれた。

その背景としては、「これまで学校は虐待の切り口で子どもの問題行動に取り組んだ経験がない」という教育現場の実態が指摘されている(兼田・2004:332頁)。児童虐待が社会問題として広く関心を引いた後にも、児童虐待防止法が編まれ教育関係者が早期発見の努力を求められる者として掲げられた後でも、「虐待問題に関して学校関係者の関心は薄い」現実は変わらず、「その実態として2000年に愛知県で行われた日本子どもの虐待防止研究会学術集会(あいち大会)当時、会員名簿で小・中・高校・養護学校の関係者を拾い上げたが、1000名の会員中にたったの10名程度であった」(兼田・2004:334頁)という報告もある。教育の領域で主要な雑誌の一つである『教育』(教育科学研究会編、国土

社)は、2002年10月号で「児童虐待と支援・援助の諸相」という特集を組んだ。教育現場からの実践報告、被虐待体験者の報告等、虐待問題に向き合う教育分野の姿勢を模索するうえで貴重な論考が集められている。しかしながら、論文表題に「虐待」の用語を含まないためにキーワード検索の対象から外れるなど、虐待対応の経験や学びを専門領域をこえて広く共有しようという共通認識が確立しているとはいいがたい。

社会的には既に児童福祉の領域を中心に、児童虐待の専門家でなくとも子どもと向き合う職業の人が児童虐待を発見し、専門機関につなぐ方法論が具体的に構築され、啓蒙活動が展開されはじめている。こうした現状に鑑みて、教育領域の意識の変換が求められよう。教護・非行の領域が、後述のように、非行原因としての虐待という視点をもつことで、児童理解が深まり問題の本質に近づき得るようになったのと同様に、教育もまた児童福祉の成果を取り入れることで、児童の問題行動の原因としての虐待という視点をもち児童・生徒指導の質的向上が望めると期待される。

【参考文献】

愛知県『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』(2003年)愛知県【文献32】

母子保健マニュアル (児童虐待予防編) 作成委員会編『母子保健マニュアル―児童虐待予防編― (乳幼児健康診査マニュアル別冊)』(北海道保健福祉部子ども未来づくり推進室、2004年3月)

広島県福祉保健部福祉保健総務室児童支援室『児童家庭地域相談システム開発事業 調査研究プロジェクト(市町村育成)報告書~子どもや家庭へのネットワーク型支援~』(広島県福祉保健部福祉保健総務室児童支援室、2004年3月) 兼田智彦「岸和田事件をめぐって」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号(2004年12月)332頁

加藤曜子ほか『市町村児童虐待防止ネットワーク調査研究報告書』(平成13年度児童環境づくり調査研究事業、2002 年)

河合容子ほか「ドメスティック・バイオレンスと子ども」『子どもの虐待とネグレクト』3巻1号(2001年7月)138-140頁

教育科学研究会編「特集 児童虐待と支援・援助の諸相」『教育』2002年10月号(国土社、2002年10月)

森望「子ども家庭福祉と自治体行政―子育ての社会化と地方分権パラダイム―」『社会福祉研究』82号(2001年10月) 27-35頁【文献27】

二宮恒夫「ドメスティック・バイオレンスの目撃による心的外傷の2例」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号(2001 年12号)313-319頁

札幌市児童福祉総合センター相談判定課『児童虐待予防地域協力員活動ハンドブック』(札幌市児童福祉総合センター相談判定課、2001年1月)

② 児童虐待防止のための「マニュアル|

第3期には、市町村レベルでのマニュアル作成が相次いだ。それぞれの自治体で、目的別・対象者別に何種類かのマニュアルを作成しているのが特徴であり、通常、幼稚園・保育所職員向け、学校教職員向け、民生委員・児童委員向け、児童福祉施設・機関向け等の区分がなされている。いずれの場合も、既存の各領域の行政サービスをいかに駆使して児童虐待の予防と対応に向き合うかを主題としており、必ずしも法的手段の周知・活用に積極的ではない。よく工夫された虐待チェックリストが整

備されているものが多い点に象徴されるように、関係職員一人一人の対応能力を養成するというよりは、経験や能力によらず誰しもが虐待事例に出会った際に業務を果たせるようにという、差し迫った必要に応じることをねらいとした「広く・浅い」マニュアルであるといえる。

新潟県福祉保健部・新潟県医師会で編集した『乳幼児健康診査の手引 改訂第4版』(新潟県福祉保健部健康対策課・新潟県医師会・2002)は、表紙の表題の下に「疾病の早期発見・健康の保持増進とともに 児童虐待の早期発見と子育て支援の充実に向けて」と添え書きされており、内容にも「児童虐待の予防と早期発見の視点」の章を設けるなど、乳幼児健診マニュアルが児童虐待マニュアルの側面を明確に持たされている一例である。本手引きには、「虐待の重症度判断基準」「虐待の重症度の判断のための評価指標」などの資料も掲載されており、健診現場での視点に加えて、虐待が疑われる事例に接した際に、健診直後からの事後フォローの具体的方法についても言及されている。フォローの中にはもちろん児童相談所への通告に始まる法的対応も位置づけられてはいるが、保健師や医療者のネットワークを駆使した育児支援で乗り切る方法が主体と考えられている。巻末に参考文献が掲げられ、2001年までに刊行された他県等のマニュアルもリストアップされている。

【参考文献】

新潟県福祉保健部・新潟県医師会編『乳幼児健康診査の手引 改訂第4版』(新潟県福祉保健部健康対策課・新潟県医師会、2002年3月)

(田澤薫)

③ 行政と民間組織におけるネットワークの整備

(協定書・相談援助に関する覚書について)

児童虐待防止対策からすると、第3期は、虐待対応の要となる「児童虐待の防止等に関する法律」 (2000年11月) が施行された時であり、虐待に関する相談件数が大幅に増え、それに伴い関係機関との具体的な連携が重要視され、整備が進められた時期でもあった。そして、その連携は、民間機関と行政機関(児童相談所等) による虐待防止活動を目的とした「協定書の締結」という形で残されていく。協定書が交わされるようになったのは、この期からであり、全国で最初に協定書を締結したのは、子どもの虐待防止センター(東京)と東京都児童相談センターであった。第3期以前に、協定書という名称ではないが、北海道児童相談所と北海道子どもの虐待防止協会との間で、1997年に交わされた「被虐待児童の相談援助に関する覚書」がある。

協定書・覚書の目的は、時期により違いがあり、様々な段階を経ていく。第1段階は、通告とその受理に関する取り決めを目的としており、第2段階は、連携をする上での個人情報の扱い(主に守秘義務)について、第3段階は保護に関する取り決めが目的とされていた。また、第4段階に入ると、ネットワーク作り・ケース検討会への出席に関する取り決めが目的の中に記載されていく。第4段階の時期は、この第3期には含まれておらず、2005年に締結した、ながの子どもを虐待から守る会と長野県中央児童相談所との間の「児童虐待の相談援助に関する協定書」から確認することができる。こ

のように協定書・覚書は、その時に生じている虐待防止に関する問題の解決や、制定された法制度の 影響を受けながら変遷する。

そこで、ここでは、第3期の2000年から2004年にかけて交わされた5つの協定書について、その特徴と概要を確認する。この時期は、目的の変遷においては、第2段階と第3段階にあたり、(1)機関同士の情報共有と個人情報の適切な取り扱いが、協定書の主な目的とされ、(2)保護についての取り決めも確認することができる。以下が具体的な内容である。

A. 東京都福祉局「児童相談所と子どもの虐待防止センターとの協定書締結について」(東京都福祉局 平成12年11月7日)によると、協定は「児童虐待の防止等に関する法律」(第4条)の「国及び地方公共団体と民間団体との連携の強化」が規定されたことを機に、2000年11月6日に締結したと述べられている。上記の法律規定は協定書締結のきっかけとなってはいるが、以前から、行政機関と民間機関との間の個人情報の扱い(守秘義務)に関する様々な課題が存在していたことも締結の契機となっている。今回の協定書締結の目的は、個別具体的な児童虐待ケースの解決のためには、児童相談所(以下「児相」という)と社会福祉法人子どもの虐待防止センター(以下「防止センター」という)との相互の密接な協力関係が不可欠であるとの認識に立ち、積極的に連携を進めていくこととされている。協定書には、連携に関しては相互の情報交換が不可欠であるため、相談者との信頼関係やプライバシー保護に配慮した上で、ケースへの援助のために相互に情報提供を図っていくことが記されている。そして「情報提供及び人の秘密の取り扱い」についての規定は7項目にも及んでいた。また、具体的な連携について以下の3点を示していた。

(1) 虐待する親からの相談の受け止め(児相では虐待する親本人からの相談は少なく、近隣や関 係機関からの通告に基づいて強制的に介入することが多い。他方、防止センターには親からの相談を 中心に年間約4,000件の相談が寄せられているため、児相が関わることが適当なケースについては児相 へつなげてもらい、両者が連携して家族への援助に当たる。)(2)治療プログラムの一つとしての MCG(虐待する母親のための治療グループ)との連携(虐待する親への援助については、児相とし ても取り組むべき課題であるが、児相に拒否的な親の場合には、子どものケアは児相が行い、親のケ アはMCGが受け持つという役割分担を期待している。)(3)専門スタッフによる助言(児相が強制的 な介入機能を果たすことにより、親と対立関係になることが多く、弁護士や医師など専門的な立場か らの判断は欠かせない。防止センターの医師、弁護士、大学教員等専門スタッフの助言を必要とする ケースは多い。)このように、協定書を締結することで、お互いの機関の役割・活動の範囲を明確に し、親・子への支援の具体的な資源を有効に活用すること、その上で協働し児童虐待防止に関わるこ とを明らかにした点が、この協定書の特徴といえよう。防止センターは2000年に協定書を締結したこ とを受け、2001年6月6日に、児相に情報提供を求めることができる防止センターの構成員の範囲を 定め、彼らが守るべき守秘義務について「守秘義務誓約書」を東京都児童相談センター所長宛に提出 した。また、『CAPニューズ号外2002年』には、東京都の虐待対策課が、防止センターのケースカン ファレンスに毎月参加し、連携が以前より多く行われている状況が記載されていた。

B. 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち (CAPNA: Child Abuse Prevention Network Aichi)

は、1995年10月設立のNPO(特定非営利活動法人)[法人格取得2000年3月]であり、協定書については2000年12月25日に、愛知県所管の児童・障害者相談センターと締結している。協定書には、「児童虐待の予防や解決のため、有効に連携していく必要性について認識を共有し、情報の提供と秘密保持の取り扱いならびに技術援助等の強力について次のとおり合意する」と記載され、8項目について取り決めを行っている。その内容は、1.連携 2.個人情報の提供 3.第三者への個人情報開示の禁止等4.情報提供先に対する措置請求 5.個人情報を請求できるCAPNA会員の範囲と情報の取扱い 6.技術的援助等の相互協力 7.手続き 8.その他の事項から構成されている。2000年度に入ってからの協定書締結としては2番目となり、この協定書の特徴は、子ども及びその家庭に関する情報についての扱い方に関して、詳細にわたり規定されている点にある。

C. 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(CAPNA: Child Abuse Prevention Network Aichi)と名古屋市児童相談所は、お互いの機関が連携し、情報交換や連絡調整を行うことによって、児童虐待の早期発見・早期対応を図ることを目的として、2002年3月に「子どもたちを虐待から守るための覚書」を締結している。そして、その翌年の2003年1月22日に「情報提供及び情報の守秘義務に関する協定書」を交わした。協定書では、「「子どもたちを虐待から守るための覚書」3(2)」で定める情報提供及び情報の守秘義務に関する取り扱いについて、個人情報の提供や第三者への個人情報開示の禁止等、7項目について合意している。これらから、名古屋市児童相談所と子どもの虐待防止ネットワーク・あいちの間では、機関同士の連携について徐々に整備されていった過程が読み取れる。

D.「"あい"と県内3児童相談所がケース取扱いの協定」締結 『ニューズレター 第8号』(いば らき子どもの虐待防止ネットワーク"あい"2003)によると、いばらき子どもの虐待防止ネットワー ク"あい"(以下「"あい"」という)は、茨城県内の3つの児相と、2003年8月4日にケースの取り 扱いについての協定を締結したと記されている。"あい"は、2000年10月に設立された茨城県内初の 子どもの虐待防止のための民間団体である。設立後、ケース対応の際には、児相に通告し連携してい たが、児相側には守秘義務があるため民間団体に情報を出せないという制約があり、一方"あい"に は相談者や通報者から多くの情報が入ってくるという事態が生じていた。上述した通り、児童虐待防 止法第4条は、民間団体と児相との連携の必要性を謳っており、それを機に茨城県と"あい"は、 2002年11月より協議を重ね、具体的な個別ケース解決のために協定を締結した。茨城県福祉相談セン ター、土浦児童相談所及び下館児童相談所は、"あい"との情報の提供と秘密保持の取り扱い並びに 技術援助等の協力に関して、以下の内容について合意している。その内容は、第1条(連携)、第2 条 (個人情報の請求及び提供)、第3条 (第三者への個人情報の開示の禁止等)、第4条 (情報提供先 に対する措置請求)、第5条(個人情報を請求、また提供を受けることができる"あい"会員の範囲 と情報の取り扱い)、第6条(技術的援助等の相互協力)、第7条(連絡会議の開催)、第8条(手続 き)、第9条(その他の事項)、附則となる。このように、当協定書の特徴は、条文の中で機関同士の 連携の規定を細かく定めているところにある。

E. 東京都は、カリヨン子どもセンターとも連携のための協定書締結を2004年6月11日に実施している。「福祉局報道発表(カリヨン子どもセンターとの協定締結)2004年6月掲載 東京都児童相談

センター事業部」によると、東京都の児相では、児童虐待や非行などへの対応強化の一環として、その問題に取り組んでいるNPO・民間団体との連携・強化に努めており、全国初の子どものためのシェルター「カリヨン子どもの家」を運営するNPOカリヨン子どもセンターと協定を結び、密接に連携・協力していることを表明した。カリヨン子どもセンターは2004年2月に設立され、虐待を受けて家庭で暮らせない子ども、児童養護施設を退所して自立したものの、困難に直面し帰る場所がない、あるいは少年犯罪を起こし少年院に入る必要はないのに、引き取る保護者等がいないために行き場所が見つからない子ども等を弁護士の支援の元に保護する機関である。この協定書の概要は、(1) カリヨン子どもセンターへの一時保護委託。これはNPO法人では全国初の試みである。(2) 多人数での集団生活に馴染めないなど、児相の一時保護所での一時保護が難しい子どもをカリヨン子どもの家に一時保護委託する。(3) 児相への一時保護の要請(児童福祉施設への入所などの法的対応が予想される子どもをカリヨン子どもの家からの要請により、児相が一時保護する。(4) 相互の情報提供・秘密保持を義務化する。この締結の意義と特徴は、NPO法人への一時保護委託の取り決めが協定書という形で交わされている点にあり、また、この取り組み自体、近年の首都圏の一時保護所が満杯で深刻な過密状態であり(西日本新聞 2006年12月16日掲載)、また非行少年と幼児との共同保護という状況の悪さを打破するための策を規定したという点にもあるといえよう。

以上のように、第3期は行政と民間機関の協力が具体的に進み、協定書という形で残され始めていった時期である。その切っ掛けとなったのが、前述した通り2000年の児童虐待防止法第4条であった。そして、この流れは、個々の職員同士のやり取りでの連携という形から一歩進んで、虐待防止のネットワークが各自治体(行政)と民間機関という組織同士で整備されていく過程に入ったことを示している。

最後に、これらの動向の先駆けとなった北海道児童相談所と北海道子ども虐待防止協会との「被虐待児童の相談援助に関する覚書」について述べる。この覚書は、1997年1月14日に交わされたもので、被虐待児童の相談援助について、以下の4事項に基づいて連携することを明らかにしている。第1条(通告)、第2条(通知)、第3条(相互協力)、第4条(プライバシー保護)。そして、この覚書は1990年代後半、虐待への社会的関心が高まる中、交わされたものであり、関係機関・団体等からなるネットワークの有効性が認識されはじめたという初期段階で締結された点に着目する必要があろう。

その当時の行政の動向を確認すると、1996年にネットワークの活動を促進する通知「児童虐待ケースマネージメントモデル事業の実施について」(平成8年5月15日厚生省児童家庭局長通知児発第516号・厚生省児童家庭局企画課長通知児企第16号)が出され、そして、翌年の1997年には「児童福祉法の積極的な運用による児童虐待への対応-児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」(平成9年6月20日厚生省児童家庭局長通知児発第434号)が発出されている。

当時としては、児相に対して、通告義務の周知や、児相における即応体制の整備、組織的対応、立 入調査および家庭裁判所への申立等の積極的対応が求められ、虐待という問題について、児童に関わ る行政機関が本腰を入れて取り組まざるを得ない状況下であったこと、また一方で、連携を促進する 流れが徐々に構築され、虐待防止に関係する機関全てがネットワークを組み、虐待対応を行う必要が 出てきたことが挙げられる。そして、その取り組みが8年の歳月を経て、2004年の児童虐待防止法第4条(連携の強化)、児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号)(要保護児童対策地域協議会設置)の規定に繋がっていった点にも注目しなければならない。

そして、その翌年の2005年7月に、ながの子どもを虐待から守る会と長野県中央児童相談所との間で、交わされた「児童虐待の相談援助に関する協定書」では、2004年児童福祉法改正での要保護児童対策地域協議会設置規定の影響を受けてか、ながの子どもを虐待から守る会による児相に対しての「ケース検討会等への出席要求」が条文の中に盛り込まれ、その逆側からの支援要求として、児相は、ながの子どもの虐待から守る会へ「会員の専門知識の提供やネットワークづくりなどへの支援要請をすることができる」旨が記載されていた。このように連携に関する協定書・覚書は、時代により規定される内容や目的が変遷してきたという特徴がある。

【参考文献】

愛知県所管の児童・障害者相談センター及び児童相談センター 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち (CAPNA: Child Abuse Prevention Network Aichi)「協定書」(2000年12月25日)

北海道児童相談所 北海道子ども虐待防止協会 「被虐待児童の相談援助に関する覚書」(1997年1月14日)

いばらき子どもの虐待防止ネットワーク"あい"「「"あい"と県内 3 児童相談所がケース取扱いの協定」締結」『ニューズレター 第8号』(2003年)

茨城県福祉相談センター 土浦児童相談所 下館児童相談所 いばらき子どもの虐待防止ネットワーク"あい"「協定書」(2003年8月4日)

子どもの虐待防止センター『CAPニューズ号外2002年』(2002年)

ながの子どもを虐待から守る会 「会報第24号 2005年7月」(2005年)

長野県中央児童相談所・ながの子どもを虐待から守る会 「児童虐待の相談援助に関する協定書」(2005年7月1日) 名古屋市児童相談所 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち (CAPNA: Child Abuse Prevention Network Aichi) 「子どもたちを虐待から守るための覚書」(2002年3月)

名古屋市児童相談所 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち (CAPNA: Child Abuse Prevention Network Aichi) 「情報提供及び情報の守秘義務に関する協定書」(2003年1月22日)

西日本新聞「一時保護所 - 東京、神奈川など都市部でパンク状態が続いている。2005年度に一時保護した件数は過去 最高の9043件で、前年度より約600件増。」(2006年12月16日掲載)

東京都福祉局「児童相談所と子どもの虐待防止センターとの協定書締結について」(平成12年11月7日)(東京都福祉局、2000年)

東京都福祉局「福祉局報道発表(カリヨン子どもセンターとの協定締結)2004年6月掲載 東京都児童相談センター 事業部」(平成16年6月)(東京都福祉局、2004年)

東京都児童相談センター カリヨン子どもセンター「協定書」(2004年6月11日)

東京都児童相談センター 子どもの虐待防止センター「協定書」(2000年11月6日)

(加藤洋子)

④ ネットワーク整備強化の中での学校との連携

第3期は、ネットワーク構築について活発な議論が進められ、各機関がネットワーク構築上で、具体的に何が問題であり、何を必要とし、何を改善するべきかを検討する時期に入っていく。その一例が、学校関係者の虐待に関する研究といえよう。玉井他による『児童虐待に関する学校の対応についての調査研究』(平成14年~平成15年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学教育人間科学部玉井邦夫他)は、全国規模で実施された学校現場に対する児童虐待への認識・現状を明らかにした初めての調査報告書(2004年)であり、文部科学省が行った虐待に関しての包括的な報告としては初期のものである。

この調査報告書によると、「学校現場では、すでに教員の5人に1人は、虐待事例に対応した経験があり、教育現場での虐待防止対応は、特殊な課題ではなくなっている。そのための取組の1つとして、教師ができることとしては、子どもが発する信号を鋭敏に感知するとともに、虐待の子どもは、『自分の学校や学級にも存在している可能性がある』という危機感を持って対応することが必要である。」(玉井・2007:7頁)

また、教育行政の虐待防止対応については、「児童虐待防止法の施行以降、法の趣旨の周知活動という形で実施され、その成果は、都道府県や政令指定都市では98パーセント、市町村では75パーセントが、学校等への周知を行っており、その結果、約9割近くの教員が児童虐待の早期発見努力義務や通告義務があることを承知している」(玉井・2007:7頁)という。

しかし、「学校が、児童虐待を発見しても関係機関への通告をせず、可能な限り自力で対処しようとする傾向があることが示された。」(玉井・2007:7頁)その理由として、「学校が、伝統的に教育的指導の観点から限界まで自力対応の路を探らなければならないとする責任の大きさによるところが大きい」ことが挙げられている(玉井・2007:7頁)。それを踏まえて、今後の日本の虐待対策として、「学校は、地域において一定の年齢の子どもに対して網羅的に対応できる唯一のシステムであり、『学校』というシステムが持っている特性を活かせるような対応システムが構築されるべきである」と提言している(玉井・2007:7頁)。

一方で、学校の児童虐待防止に向けた取り組みの課題として、以下の内容も挙げている。「ア:教師向け指導資料・啓発資料の作成状況を見れば、都道府県等での作成は進んでいるものの、市町村の作成は進んでいないこと、イ:同啓発資料を『読んでいない』又は『存在を知らない』教師が約5割もいること、ウ:教員研修は、都道府県で約4割、市町村で約1割が実施されているに過ぎないこと、エ:被虐待児童生徒の在籍校に対する特別な人的措置を行っている市町村は4パーセントに過ぎないこと、など、児童虐待防止に向けた行政の取組は、『周知徹底』の段階ではかなり進む反面、『具体的な学校現場への支援』の段階ではまだまだ取組が緒についたばかりの状態にある。また、学校等への児童虐待防止法の趣旨等の周知徹底はかなり進んでいるが、肝心の家庭(保護者)に対する広報は十分であるとは言えない状況にあり、この部分についての行政の充実が必要となっている」と記している(玉井・2007:7頁)。

この報告書を踏まえて、玉井他は2006年に『学校等における児童虐待防止に向けた取組について』

を出している。この報告書は、具体的な学校の対応に踏み込む目的で作られたものであり、2004年の 児童福祉法・児童虐待防止法の改正についてもそれに合わせて学校側がどのように対応すべきかにつ いて言及している。そして、これらの報告書は、第4期に入ると2007年に発刊された玉井による『学 校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き』や文部科学省による『養護教諭のための児童虐待対応の手 引』の作成に繋がっていく。

2003年に起こった岸和田事件を契機に、学校と児童相談所、その他機関との連携の重要性に関する議論は喫緊のものとなり、文部科学省からは、2004年の1月に「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」(平成16年1月30日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知15初児生第18号)と同年4月に「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」(平成16年4月15日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知16初児生第2号)が発行された。16初児生第2号通知では「当該児童生徒に会うことができず保護者から協力が得られないなど、学校関係者のみでは当該児童生徒の状況把握が困難である場合には、学校だけで対応しようとせず、早期に教育委員会への連絡、相談を行うとともに、地域の民生・児童委員、主任児童委員、児童相談所、福祉事務所、警察署、少年サポートセンター、少年補導センターなどの関係機関等の協力を得て状況把握に努めること」という文言が記載されている。

また、岸和田事件に関する特集が学会誌に組まれ、学校の対応に関して様々な分野から提言がなさ れている (兼田・2004、峯本・2004)。兼田は「これまで我が国の学校には、虐待を受けている子ど もたちがいなかったことになっている。そんなことはあり得ないのだが、多くの教師達は虐待に気づ くことは少なかった。運よく気づいてもどのように対処してよいかわからず、1人で抱え込んで悩ん でいた教員もいたはずだ」と述べている(兼田・2004:332頁)。そして、子どもの安否確認の重要性 について、岸和田事件以前に発生していた1996年の名古屋市内で6年生の女児がネグレクトにより死 亡した事件を例にして論じている。「半ばゴミの中に埋もれた劣悪な環境の中で医療を受けられずに 寝たきりで死亡」(兼田・2004:333頁) した女児の事件は、岸和田事件同様に、教師は何度も家庭訪 問を実施していたが、母親に面会を拒否され本児に会うことはできなかった。児童相談所(児童福祉 センター)の職員の状況も同様であり、唯一、本児の様子を見ることができたのは警察官であったが、 「病院に連れていったほうがいい」(兼田・2004:333頁)と母親に言い残したのみで、結果的に、保 護者が養育に関して適切な対応が出来ないまま女児は死亡する。事前に何らかの情報を得ながらも、 岸和田事件と同様にネットワークが上手く機能せず、介入が効果的に行われなかった事例である。兼 田は「岸和田事件を契機にして、学校での虐待の発見と対応についての認識はかなり高まってきてい る。」(兼田・2004:336頁) そして、文部科学省が毎年実施している学校基本調査の中に、「虐待の認 知件数 | 「虐待の種類 | 「措置の状況 | 等についての調査項目を入れ、そのことにより学校における虐待 実態を把握し、予算措置が取れるように働きかけることが必要であると提案している。また、このこ とは、改正された児童虐待防止法の第4条第2項の措置(児童の福祉に職務上関係のあるものが児童 虐待を早期に発見して、虐待防止に寄与できるよう研修等必要な措置を講ずるもの)にあたるとも論 じている (兼田・2004)。

このように、今期はネットワーク構築上の様々な課題が緊急なものとなり、また、子どもを虐待から守る上で、学校・教職員においても虐待対応に積極的に関与すべきとする議論が実務者レベルで展開されるようになった。しかし、学校現場での子ども達からのSOSのサインがどのようなタイミングでキャッチできるかは、それぞれの担当者や、学校側の判断に委ねられるケースが多く、虐待の専門機関に通告しないことによる罰則規定がない上での防止活動には限界がある。岸和田事件のように重篤な事例後に調査が行われ、虐待対応の通知が発行されることにより、以前よりは実務的に動き易くなっているものの、乳幼児とは違い、言葉による説明、また虐待場面からおそらく逃げることが可能であろうと思われる学童期に入った子ども達の声を、どこまで拾い上げられるかという部分においては疑問が残った。具体的には、子ども・保護者の状況について「様子を見る」という言葉の影に、虐待の実態が隠れることによる判断の遅れが発生するというリスクを抱えていることが周知されなかったということである。そして、残念ながら、その課題があることを、この期では十分に議論されるには至らなかった。

【参考文献】

兼田智彦「岸和田事件をめぐって・・・・学校関係者として」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号(2004年) 332-336頁

峯本耕治「岸和田児童虐待事件が学校・教育委員会に問いかけたもの」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号(2004年)337-341頁

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知 「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果と その対応について」(平成16年4月15日16初児生第2号)(2004年)

文部科学省スポーツ・青年局『養護教諭のための児童虐待対応の手引』(2007年)

玉井邦夫他『児童虐待に関する学校の対応についての調査研究』(平成14年度~平成15年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学教育人間科学部玉井邦夫他)(2004年)

玉井邦夫他『学校等における児童虐待防止に向けた取組について』(平成17年度~18年度文部科学省委託研究)(2006年)

玉井邦夫『学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き 子どもと親への対応から専門機関との連携まで』(明石書店、2007年)

(加藤洋子)

⑤ 児童虐待対策の動向

児童虐待防止対応では、「欧米の例を見ると大きく時計の振り子が揺れるように変化しており、ある時には非常に介入的な政策が取られ、それに対する社会的な反動があり、また今度は抑制的な方向に走るという振り子の中で、制度が揺れてきている」(社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」第1回議事録 吉田委員)とあるように、防止対策をどのような方向で整備していくかは、その時の虐待発生の状況、また死亡事例など重篤な虐待事例の分析などにより変化している。日本においては、児童虐待防止法が2000年11月に施行され、その後2004年の改正に向けてどのような動きがあったのか3つの報告書から、その動向を確認してみたい。

児童虐待防止法の附則において、法律の施行後3年を目途とした見直しの検討を求めていることを

契機として、社会保障審議会児童部会(以下「児童部会」という)の下に「児童虐待の防止等に関する専門委員会」が2002年12月設置され、2003年6月18日に報告書の1つ目を取りまとめた。そして、「児童虐待の防止等に関する専門委員会」において、「児童相談所のあり方や市町村の役割」、「児童福祉施設の体系や里親のあり方」などについて、児童虐待への対応という観点のみならず、広く要保護児童および要支援家庭に対する支援も含めた観点から検討を深めることが必要であるとの結論に至ったことから、児童部会の下に「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が2003年5月に設置され、同年10月27日に「児童福祉施設の体系や里親のあり方」について、報告書が取りまとめられた。それが2つ目の報告書となる。また、児童部会は、それぞれの委員会での結論を踏まえながら、「児童相談所のあり方や市町村の役割」について議論を重ね、3つ目の報告書を発行している。これらの報告書は、2004年の児童虐待防止法・児童福祉法の改正内容の基盤となるものであり、それ以降のわが国の虐待対策の方向性を定めたものとなった。

(i) 社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書 (2003年6月)

本報告書は、児童虐待の対応が①発生予防 ②早期発見・早期対応 ③保護・支援の3段階に整理されることから、段階ごとに3つの検討チームに分かれて議論を重ね、検討チームにおける9回の会合を含め、14回にわたる検討を経て、当面早急に取り組むべき課題を中心に、取り組みの具体的な方向性についてまとめている。出席した委員は、社会福祉、医療、保健、心理、司法(家庭裁判所含む)、報道など、虐待に関わるあらゆる分野から、研究者や第一線で活躍している現場の職員が参加している。以下が報告書の主な内容である。

- 1. はじめに (3段階について ①発生予防 ②早期発見・早期対応 ③保護・支援)
- 2. 児童虐待防止制度の見直しの基本的な視点「子どもの最善の利益」の重視
- 3. 具体的な取り組みの方向性
 - I.発生予防における取り組み
 - ① 一般の子育て支援の充実(子育て支援サービスの情報提供、ボランティアによる育児支援等)
 - ② 虐待リスクのある家庭の把握(母子保健事業、積極的なアプローチ、虐待リスクの把握等)
 - ③ 虐待リスクのある家庭のリスク低減(市町村の相談機能の強化、保健師、助産師、看護師、保育士等の虐待予防に関する研修による資質の向上等)
 - ④ 連携による支援体制の確保(市町村における虐待防止ネットワーク体制の充実等)
 - ⑤ 虐待を認めない社会づくり (子ども人権擁護の理念の明確化、子どもへの暴力防止プログラム、ペアレンティング「親業・親になること」の体験的な学び等)
 - Ⅱ.早期発見・早期対応における取り組み
 - ① 対応機関の機能、システム

- ② 虐待の早期発見・通告・早期対応のシステム(自治体とNPO、民間団体との連携等)
- ③ 児童相談所の行政権限、裁判所の関与(立入調査、一時保護、保護者の意に反する施設 入所等の措置、保護者への指導、親権喪失等)

Ⅲ.保護・支援等における取り組み

- ① 児童福祉施設、里親等の機能、システム
- ② 児童福祉施設職員、里親等の資質向上、資格要件、人材確保、メンタルヘルス
- ③ 在宅支援の強化
- ④ 子どもに対する治療・援助法の確立(福祉・医療・保健機関等)
- ⑤ 保護者に対する治療・指導法の確立(福祉・医療・保健機関等)
- ⑥ 医療機関の機能、システム

Ⅳ.その他(全体を通じた指摘事項等)

- 4. さいごに(取り組み全体の考え方)
- I.発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない支援
- Ⅱ.「待ちの支援」から要支援家庭への「積極的なアプローチによる支援」
- Ⅲ.家族再統合や家族養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援 Ⅳ.虐待防止ネットワークの形成など市町村における取り組みの強化

(ii) 社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書 (2003年10月)

社会的養護のあり方に関する専門委員会は8回の検討会の開催を経て、主な検討課題7項目を発表した。

社会的養護のあり方の取り組みの方向性として、「社会的養護については、子どもの権利擁護を基本とし、今後とも国、地方公共団体、保護者、関係団体などの関係する主体が、それぞれの責任を適切に果たしていくことが必要である。・・・(中略)・・・現在の仕組みのもので何ができるかということではなく、制度や意識を転換し、ケア形態の小規模化、親や年長児童に対する支援、さらにはケアに関する児童福祉施設の創意工夫を促す仕組みの導入など、子どもの視点に立って、子どもや家族の要請に応えていくことが必要である。・・・(中略)・・・これまでの社会的養護は、保護を要する児童を対象とするものとして、いわゆる子育て支援とは別個のものとして進められてきたが、今後は両者を連続的なものとして捉え、一体的な施策の推進を図ることにより、より効果的な子どもの健全育成や児童虐待の防止等につなげていくことが必要である」とし、子どもの権利擁護の観点の重視と従来の施策からの意識転換(要保護児童から子育て支援の一体的な施策)を示した。以下が、主な検討課題(7項目)である。

- 1. 社会的養護のあり方について
 - 社会的養護の目的

- 施設養護と家庭的養護の果たすべき機能と協働等
- 多様なニーズに応えるサービスのあり方
- その他
- 2. 家庭的養護(里親・里親によるグループホーム等)のあり方について
 - 里親制度の普及・啓発
 - 専門性の確保
 - 里親機能の拡充
 - 里親支援の強化 等
- 3. 施設養護のあり方(施設サービス体系のあり方等)について
 - ケア形態の小規模化(子どものニーズに対応する家庭的・個別的ケア等の強化)とその支援のあり方
 - 施設サービス体系のサポートのあり方
 - 生活機能、治療機能及び教育機能などのケア機能強化
 - 子どもに対する連続的なケアの提供
 - ケア担当職員の質的・量的な確保
 - 地域支援機能などの在宅支援機能強化
 - 一時保護機能のあり方 等
- 4. 家族関係調整及び地域支援について
 - 家族への支援や親権者との関係調整
 - 関係機関との連携、地域におけるサポートシステムの確立 等
- 5. 年長の子どもや青年に対する自立支援について
 - 年長の子どもや青年に対する支援(自立生活・住居・就労・進学等)のあり方
 - 自立援助ホームの機能や役割の強化 等
- 6. 社会的養護の質の向上
 - 子どもの権利擁護の強化
 - 施設入退所等に関するアセスメントの策定
 - 支援プログラムのあり方(個々の状況に応じた支援計画の策定等)
 - サービス評価の実施
 - 社会的養護関係者に対する養成、研修の拡充 等
- 7. 学校教育など関連分野との連携
 - 学校教育との連携 等

(iii) 社会保障審議会児童部会報告書

「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について | (2003年11月)

前記の2つの委員会と児童部会における議論を踏まえ、児童虐待への対応と要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方について、2004年の改正(児童虐待防止法・児童福祉法)に向けて報告書をまとめている。主な内容は以下の通りである。

- 1. はじめに
- 2. 今後の児童虐待防止対策のあり方について
- (1) 基本的考え方
 - ① 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない支援
 - ② 待ちの支援から要支援家庭への積極的なアプローチによる支援へ
 - ③ 家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援
 - ④ 虐待防止ネットワークの形成など市町村における取り組みの強化
- (2) 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至る具体的な取り組みの方向性
 - ① 発生予防における取り組み
 - ② 早期発見・早期対応における取り組み
 - ③ 保護・自立支援における取り組み
- 3. 今後の要保護児童および要支援家庭に対する「都道府県・市町村の役割、児童相談所のあり 方」等について
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 今後の児童相談所、市町村が果たすべき役割、あり方
 - (3) 児童相談所および関係機関に関する個別の論点についての方向性
 - ① 児童相談所の必置規定
 - ② 中核市による児童相談所の設置
 - ③ 障害相談、障害判定、障害児施設入所措置
 - ④ 非行児、不登校児等への対応
 - ⑤ 児童福祉施設や里親との連携、協働
 - ⑥ 児童相談所職員の配置の充実、専門性の確保・向上
 - (7) 児童福祉司の必置規制、任用資格のあり方
 - ⑧ 心理判定員の業務および名称の見直し
 - ⑨ 一時保護所のあり方、混合処遇緩和のためのシェルター機能の分散
 - ⑩その他関係機関の役割、あり方
- 4. 今後の要保護児童および要支援家庭に対する社会的養護のあり方について
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 家庭的養護、施設養護、年長の子どもや青年に対する自立支援などのあり方についての方向性

- ① 家庭的養護(里親・里親によるグループホーム等)のあり方
- ② 施設養護のあり方(施設サービス体系のあり方等)
- ③ 家族関係調整及び地域支援
- ④ 年長の子どもや青年に対する自立支援
- ⑤ 社会的養護の質の向上
- ⑥ 学校教育など関連分野との連携
- 5. 今後に向けて

【参考文献】

社会保障審議会児童部会「第1回児童虐待の防止等に関する専門委員会 議事録」(2002年12月3日)

社会保障審議会児童部会 報告書 「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」(2003年11月)

社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会 | 報告書(2003年6月18日)

社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書(2003年10月27日)

(加藤洋子)

(4) 医療・保健・心理分野

① 被虐待児への治療に関する事例研究

医療・保健・心理分野では、第3期においても第2期で関心の高かった治療に関する研究が継続して行われるが、その中でも顕著に現れてくるのは、現場において実践されるようになった治療に関する事例研究である。『子どもの虐待とネグレクト』(3巻2号・2001)では、「虐待を受けた子どもの治療を考える」という特集が組まれ、5つの事例研究が記載されている。以下にその5つの研究を紹介する。田中・横湯による「登校拒否・家庭内暴力の背後に虐待があった小学生」では、心理療法家と児童精神科医がそれぞれのスタッフとともに5年余かかわったケースについて、その家庭への危機介入の経過を報告している。西澤の「虐待を受けたある幼児のプレイセラピー」では、慢性的なネグレクトと深刻な身体的虐待を受けて、入院を経て施設への入所となった児童のトラウマ・プレイセラピーのあり方(西澤のモデル)が検討されている。大黒・安部の「虐待を受けた子どもの治療」では、児童養護施設における心理士の実践を通して、心理士と施設職員相互の役割を検討している。心理士自身が心理療法を直接行うだけではなく、被虐待児の担当職員が、その児童にとっての愛着対象になるように働きかけること、施設職員が治療的養育者として関わることの重要性を主張している。

太田・斎藤の論文「虐待する母親と虐待される児童への治療的介入の2例」では、「虐待をする母親」とはどのような人々であるかについて検討され、その事実に基づいて行われた「加害者母と被虐待児」に対する介入と治療の実際を紹介している。「虐待する母」(虐待する母たちのうち、精神科クリニックを受診するもの)の特徴として、第1に母たちの多くが虐待された子ども時代を送っていたこと、第2に成育家族に顕著な問題(混乱)が見られたこと、第3に母たちの中には、かなりの割合でバタード・ウーマン(配偶者からの虐待被害者)が含まれていた。また、家族内外の性的虐待を受

けていた者が多かった点も注目すべき点として指摘されている。結論として、児童虐待の加害者と被害者が適切な治療的関係の中では大きな変化を遂げることができ、親子関係の修復もあり得ることを提示していた。そして、治療・介入パラダイムに欠かせぬ要素としての加害者母たちによる自助グループの存在も重要であると示唆している。

池田による「虐待を受けた子どもの経過と予後」は、3歳5か月の男児に対して、実父による身体的虐待があり、それに対して実母がネグレクト的な態度をとったが、約2年間の治療により虐待は止まり、その後再発せず、虐待された子どもたちも問題なく成長した事例が記されている。本児と妹、そして母親・父親への治療・援助の経過を知ることができる。

このように、特集「虐待を受けた子どもの治療を考える」が組まれたことにより、様々な事例から専門機関・専門職(医療・保健・心理分野)が、困難なケースに対して、諦めず地道な取り組み・研究をしていることが理解でき、さらに、その治療・援助の内容を見ると、虐待を受けることの精神的なダメージの深刻さを再認識することとなった。被虐待児の治療を中心に置きながら、その保護者への治療・介入が如何に重要であるか、それに対する関心の高さも同時に窺えた。確かに、家族の再統合が虐待解決の最終目的の一つであるが、一方で、再統合が困難なケースの場合は、親子分離をした上で、子どもの自立支援を目標にして援助する。しかし、どちらのケースにしても、心に傷を負った子ども、そして何らかの精神的な援助が必要な保護者について治療という行為がないままに、その解決は望めない。第3期における児童虐待防止法改正(2004)において、児童虐待を受けた児童等に対する支援(第13条の2)、児童虐待を行った保護者に対する指導(第11条)規定が盛り込まれたのは、まさしくこれらの議論と研究・実践を踏まえた結果ともいえよう。

【参考文献】

池田由子「虐待を受けた子どもの経過と予後」『子どもの虐待とネグレクト』 3巻2号 (2001年) 263 – 271頁 西澤哲「虐待を受けたある幼児のプレイセラピー – トラウマ・プレイセラピーのあり方の模索 – 」『子どもの虐待とネグレクト』 3巻2号 (2001年) 234 – 242頁

大黒剛・安部計彦「虐待を受けた子どもの治療 - 愛着対象としての施設職員のかかわり - 」『子どもの虐待とネグレクト』 3 巻 2 号 (2001年) 243 - 249頁

太田真弓・斎藤学「虐待する母親と虐待される児童への治療的介入の2例」『子どもの虐待とネグレクト』 3 巻 2 号 (2001年) 250-262頁

田中哲・横湯園子「登校拒否・家庭内暴力の背後に虐待があった小学生 - 関係領域の専門家の協同による危機介入を含めたかかわり-」『子どもの虐待とネグレクト』 3巻2号 (2001年) 224-233頁

(加藤洋子)

② 親への治療命令(治療に対する司法介入についての議論)

第3期は、上述したように被虐待児への治療に関する事例研究の特集が組まれ、治療方法・治療経 過が議論されてきた。その一方で、3年後の改正に向けて、「家族再統合」というキーワードの元に、 親への治療に注目が集まった時期でもある。 研究動向を確認すると、児童虐待防止法が施行された2000年や翌年に、様々な分野において、児童虐待防止に関する特集が組まれ、新しい法律について議論が交わされたことが分かる(平湯・2000、斎藤・2000、田中・2000、前橋・2001、吉田・2001)。そして、3年後の見直しの時点で改善されるべき内容に早くも的を絞り、論述されている著書・論文が、制定後すぐに散見されたのも第3期の特徴といえよう。その中から、親への治療に焦点を絞ったものを以下に述べる。

斎藤は、2000年の児童虐待防止法を「精神科医の立場から評価する際には、通告義務に関する問題 (第5条)と加害者の指導の問題(第11条)とが焦点になると思われる」(斎藤・2000:229頁)と指摘 する。家族再統合に向けて、如何に保護者を支援していくかという観点からの議論は、現実には虐待 の加害者でもある保護者に、どのような指導をしていくかという問題になる。

当時の議論を確認すると、専門家・研究者の多くがその壁に突き当たっており、第11条に関して、「『加害者に対してどのような "治療" があり得るか』という視点が現在のところまったく欠けている」(斎藤・2000:229頁)と、斎藤が田中と岩佐の第11条に関する意見(JaSPCAN News Letter No.9、2000年)を取り上げて賛同し、具体的なサービスの整備や指導への強制力が殆どなく、様々な課題が残ったままの法施行となった難しさを指摘したように、多くの論考が同様な内容を示している。そして斎藤は「これでは3年後の見直しといっても、どう見直すかという議論さえできない。ここでは専ら、あり得る加害者治療モデルについて検討」(斎藤・2000:229頁)するとして、虐待の加害者へのアプローチについて議論を展開している。

斎藤は田中の説を例に挙げ、加害者への対応として第11条に関しては、「児童福祉法27条1項2号の指導として、具体的にどのようなことができるのか明確にする必要がある」(田中・2000:6頁)、そして「児童相談所への通所の義務づけ、関係機関の援助を受けることの義務づけくカウンセリングを受講する、保育所に児童を入所させる等>が可能か、さらに同号の指導内容として、保護者の同意を得て児童を施設措置する場合に保護者の面会等を制限できるか(制限できるとすると第12条による制限との関係はどのようになるのか)について明確にする必要がある」(田中・2000:6頁)と記している。

斎藤によると「カウンセリングの受講」とは、加害者の強制治療を含むものと考えられ、「ただし加害者の強制治療は、加害者の処罰規定を前提として発生する。まず児童を虐待した成人についての罰金、刑務所への収容、そして強制治療の指示が法廷でなされる必要がある」とする。そして、「第14条(親権の行使に関する配慮等)には『児童の親権を行う者は児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。2. 児童の親権を行う者は児童虐待に係る暴行罪、傷害罪、その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない』と記されているので、その『責め』の一部に治療的処遇があり得ることを何らかの形で明記する必要があった」(斎藤・2000:229-230頁)とも指摘する。

さらに斎藤は、岩佐が「児童虐待防止法第11条(指導を受ける義務)及び第12条(面会または通信の制限)はこれまでにない新たな権限を設けた規定といえます。第11条は児童福祉司等による児福法27条1項の児童措置に強制力を持たせることを可能にしました。必要と認める場合に保護者にカウン

セリングを受けることを義務づけること等を念頭に置いているようでありますが、カウンセリングできる十分な体制がない上、行政が『義務』だといったところで、保護者に対する援助が功を奏するとは考えにくいです」(岩佐・2000:7-8頁)と示したことについて、「確かにその通りであるが、『カウンセリングできる十分な体制がない』ことを現状でどのように補完していくかが考えられなければならない。岩佐のこの文言はおそらく現在の児童相談所の能力をさしているものと思われるが、この問題の全てを公的機関に委ねようとすること自体に無理がある。」(斎藤・2000:230頁)また、「現代のところ、虐待する親を治療対象にしている機関は極めて乏しいが、これは需要が拡大すれば解消可能な問題である。治療を求める加害者の来院が増えれば、それに対応する技術の発達も進むし、治療後の受け皿となる自助グループの動きも活性化するであろう」(斎藤・2000:230頁)とも述べている。

民間の医療機関での加害者の治療は、費用の問題、また彼らに治療への動機づけをどのように行うかが、現在の法律の規定では十分ではない。斎藤は、「致命的な傷を子どもに与えるような親たちの全てにクリニックへの自発的な来所を促すのは困難である。特に暴力的な父親のほとんどは、我が子にふるう暴力に躾という美名を与えていて、これが治療に値する行為であると説得することさえ難しい」(斎藤・2000:230頁)。そして、家族再統合への期待が男たちを治療に動機づけることもあるとした上で、妻子が同居を拒んだ場合に、父親が治療場面からドロップアウトしてしまうことにも危惧している。「こうした父親たちを治療に参加させるためには、加害者としての刑の執行の中に専門治療機関への受診というオプションを織り込む必要がある。法廷は加害者に家族への接近禁止を命じるとともに、刑務収容と外来治療とを選択させる。・・(中略)・・刑務収容の免除ないし短縮という動機づけがない限り、加害者(特に男性)は治療の場に登場しない」(斎藤・2000:230頁)と示唆した。

そして、当時議論されたこの内容は、2004年の改正「司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)、2007年の児童虐待防止法改正・児童福祉法改正(保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等)において、徐々にではあるが段階的に整備されていく。しかし、治療への強制参加に関しては、2007年の改正でも十分な規定は盛り込めなかった。そして、自助グループ・行政における治療プログラムの実行・民間医療機関での治療の充実も地域格差が出ており、全国どこでも同様な治療が受けられるという現状ではないことが今後の課題として残っている。

【参考文献】

平湯真人「『児童虐待の防止等に関する法律』の概要と残された問題点」『母子保健情報』第42号(2000年)51-54頁 岩佐嘉彦「児童虐待防止等に関する法律(「児童虐待防止法」)について」『JaSPCAN ニューズレター 2000年9月 No.9』(2000年)7-8頁

前橋信和「子ども虐待に対する取り組み」『臨床心理学』 1 巻 6 号 (2001年) 718-724頁

斎藤学「児童虐待に関する加害者治療モデル - 精神医学の現場から-」『子どもの虐待とネグレクト』 2巻2号(2000年) 229-233頁

田中幹夫「「児童虐待の防止等に関する法律」制定に伴う運用についての要望」『IaSPCAN ニューズレター 2000

(加藤洋子)

(5) 非行・教護分野

第3期には、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設・児童養護施設等で、非行傾向のある児童に向き合う際に、その児童の被虐待経験が非行との関連で捉えられ、被虐待経験を考慮した実践が図られている事例報告がいくつか見られた。非行原因としての虐待という視点が明確化したのが、第3期の特色である。一例では、2000年7月に法務省法務総合研究所が全国の少年院在院者2530人を対象に行った調査によれば、50.3%が保護者から虐待をうけた経験があるという(森・2001:35頁)。埼玉県立児童自立支援施設である埼玉学園では、2001年現在の在籍児童73名のうち56%が虐待を受けた経験があるというデータがあり、加えて、虐待親も幼少期の被虐待経験がある場合が多いなど、これまでの児童虐待研究で指摘されてきた課題が凝縮されている旨の報告もなされている(羽柴・2001:21-24頁)。「虐待という視点を持つことによって、より深く少年の心情を理解し、適切に少年にかかわれるようになるのではないか」(籠田・2001:1-17頁)という実践者の気づきもみられた。

非行児童の実践現場が、児童虐待と非行の関連に目を向け、とくに「被虐待児への対応」としての 矯正教育実践を模索しはじめた様子がうかがわれる。「非行は虐待を受けた子どもの示す行動化の一 つである」(森・2000:87頁【文献42】)という発見が第3期の成果の一つといえる。

児童福祉や矯正教育の施設現場は、児童虐待に対して法的対応で臨もうとする姿勢をもたず、過去に被虐待経験のある児童の受け皿として機能している。この現状から、施設現場では、すでに起こった虐待に対して治療的態度で臨む姿勢が顕著である。児童自立支援施設にしても、「虐待を受けた子どもたちのうち行動化が顕著で他の施設では適切な援助ができない子どもたちのための施設」(森・2000:87頁【文献42】)という位置づけが改めてなされるようになった。全国児童自立支援施設協議会が発刊する『非行問題』は、2001年の号(207号)で「非行の背景にあるもの・虐待」を特集テーマとして組んだ。関係者の問題関心の高さが示されていよう。

【参考文献】

羽柴継之助「児童自立支援施設での児童虐待児童への取組」『更生保護』(2001年9月)21-24頁 籠田篤子「被虐待経験を持つ非行少年についての一考察」『調研紀要』72号(2001年11月)1-17頁 森望「虐待された子どもたちの自立支援」『母子保健情報』42号(2000年12月)87-90頁【文献42】 森望「子ども家庭福祉と自治体行政―子育ての社会化と地方分権パラダイムー」『社会福祉研究』82号(2001年10月) 27-35頁

全国児童自立支援施設協議会「特集 非行の背景にあるもの・虐待」『非行問題』207号(2001年)【文献43】

(田澤薫)

Ⅲ 主要判例解説

1 児童福祉法分野

【判例 No. 1】「代理によるミュンヒハウゼン症候群」(MSBP)が強く疑われる児童について 児童養護施設への入所を承認した事例(宮崎家裁都城支部平成12年11月15日審判、平成12年(家) 142号、家裁月報54巻 4 号74頁)

本件は、児童相談所長が、実母について「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が強く疑われることを理由として児童の児童養護施設入所の承認を求めた事件である。事実関係としては、児童は、出生以来4歳6ヶ月までに25回入退院を繰り返し、当初の主な症状は発熱と下痢であったが、後に敗血症を頻発するようになった。その間に数回のカテーテル・トラブルがあった他、点滴チューブの繋ぎ目に便と思われる異物が浮遊しているのが発見される等の出来事が起こっている。また、母親の申告する下痢の量が医学的に考えて明らかにおかしい量であること、母親の付き添いを停止する措置を採った直後から児童の症状が劇的に回復した等の事情がある。

本審判は、事実関係を詳細に認定した上で、具体的な手段方法の点までは明らかでないものの、母親の過大申告の結果として、入院生活が長引き、危険を伴う検査が行われ、過度の身体的負担を受ける事態が生じたことは明らかに一種の虐待行為であるといわざるを得ないと述べる。その上で、本件では母親による虐待(MSBP)が極めて強く疑われるところであるが、これはいわば過去のことであって、最も重要な問題は、今後いかに児童の監護養育に取り組むのかという点であるところ、両親が今後の養育態度を改める姿勢を示していないことなどから、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」(児童福祉法28条1項本文)に該当するとして、児童の児童養護施設への入所を承認した。

本件は、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われる児童についての入所措置を承認した初めての公表例である。本審判では、母親による虐待(MSBP)は強く疑われるものの、あくまで疑いの域を脱せず、むしろ医師による虐待告知後の両親の対応が問題とされている。「代理によるミュンヒハウゼン症候群」は一般にその確定が難しいといわれているが、その困難性は本審判においても示されているといえよう。

なお、本期間中に、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われた事例としては、札幌高裁平成15年1月22日決定(原審 釧路家裁北見支部平成14年5月31日審判)(家裁月報55巻7号68頁)がある。裁判所は、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」の認定は困難であるとした上で、児童に対する実父母の監護養育方法が、少なくとも客観的には適切さに欠けていること等を理由として児童養護施設への入所措置を承認した原審を支持し、父母の抗告を棄却している。

【判例 No. 2】親権者が児童の性非行を理由とする児童自立支援施設入所措置には同意しているが虐待を理由とする施設入所措置には同意していない場合には児童福祉法28条の「親権者の意に反するとき」に該当するとして、児童自立支援施設入所を承認した事例(千葉家裁市川出張所平成14年

12月6日審判、平成14年(家)966号、家裁月報55巻9号70頁)

本件は、児童相談所長が、継父による性的虐待を理由として児童の児童自立支援施設入所の承認を求めた事件である。これに対して、親権者たる母は、児童に対する虐待を理由とする施設入所措置には同意しないが、児童の性非行を理由とする施設入所措置には同意する旨述べている。

本審判は、児童の供述の信用性を認定した上で、保護者による児童虐待を理由とする施設入所の措置には、児童虐待の防止等に関する法律の適用という法的効果が伴うのであって、母が虐待を理由とする施設の入所措置に同意しないということは、結局本件措置が親権者の意に反するときに該当することになると解すべきであり、事件本人の性非行を理由とする施設入所の同意をもって児童福祉法28条による同意と見ることはできないとして、児童の児童自立支援施設への入所を承認した。

児童福祉法28条1項は、保護者による児童の福祉侵害と共に、「第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき」を要件としている。本審判は、親権者が入所措置自体には同意しているものの、その入所措置理由が児童相談所の入所措置理由と異なる場合には、親権者の意に反するときに該当し、28条審判の対象となることを認めた初めての公表例として注目に値する。従来、28条審判における親権者等の同意は、申立て時には同意をしていないが申立て後に同意をした場合のように、同意の時期を中心として問題とされてきた。しかしながら、平成12年施行の児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)では、「児童虐待を行った保護者」に対する指導や面会・通信の制限等の諸規定(児童虐待防止法11条、12条)が予定されていることから、同意の有無のみならず同意の内容もまた問題となりうる。本審判も、この点を指摘した上で、「親権者の意に反する」と判断したものである。

また、児童の供述の信用性については、児童の手記及び供述が具体性・一貫性を持っていること、 継父に対する拒否感情と共に児童自身の言葉で表現されていることから、その信用性を認定している。

【判例 No. 3】入所施設を特定することなく承認した原審を変更して、肢体不自由児施設への入所を承認した事例(東京高裁平成15年12月26日決定、平成15年(ラ)1995号、家裁月報56巻9号35頁)

本件は、児童相談所長が、親権者たる養父母の児童に対する行為が身体的虐待及び不適切な養育に当たることを理由に、児童福祉施設入所の承認を求めた事件の即時抗告審である。原審は、養父母による身体的・心理的虐待等を認定した上で、児童福祉施設入所を承認した。これに対して、養母が原審判の取消・差戻を求めて即時抗告したのが本件である。

本決定は、児童福祉法28条1項1号に基づき、家庭裁判所が同法27条1項3号の措置を採ることを相当として承認するか否かは、同号所定の措置のうち、実際に採ろうとする措置との関連で判断すべきものであるから、都道府県知事又はその委任を受けた児童相談所長は、上記の承認を求めるに当たり、原則として、採ろうとする措置、入所させようとする児童福祉施設の種類を特定すべきであり、家庭裁判所もそのように特定された措置を承認すべきであるとして、求釈明の上、単に児童福祉施設への入所を承認した原審判を変更し、肢体不自由児施設への入所を承認した。

入所施設の特定に関しては、これまでも、入所施設を特定することなく包括的に承認した原審を変

更し児童養護施設入所措置を承認した事例(福岡高裁昭和56年4月28日決定、家裁月報34巻3号23頁)、包括的承認を求めた申立てに対して里親委託又は児童養護施設入所措置を選択的に承認した事例(浦和家裁平成8年5月16日審判、家裁月報48巻10号162頁)、児童福祉施設入所措置を求めた申立てに対して重症心身障害児施設入所措置を承認した事例(広島家裁平成10年1月5日審判、家裁月報50巻6号104頁)があり、本決定もこれらの裁判例の流れと一致するものであるといえる。なお、本期間中に、入所施設を特定することなく包括的に承認した事例としては、静岡家裁平成13年7月9日審判(家裁月報54巻2号138頁)がある。また、本決定では、入所施設の特定に際して釈明権を行使した旨明言している点についても注目される。

(阿部純一)

Ⅳ 主要文献解説

1 児童福祉法分野

【文献1】松原康雄、山本保編『児童虐待―その援助と法制度―』(エデュケーション、2000年12月)

本書は、第1部で、児童虐待に対する援助の実状と課題につき、予防や対策の課題、児童相談所や施設における援助の実際等を、第2部では親権や犯罪としての児童虐待の側面から児童虐待に関する法的問題をとりあげ、第3部では外国における取組をイギリスにおける司法介入、アメリカの裁判所改革に関連するアドボケート制度について論じ、最後に今後の児童虐待対策を考えるために、児童虐待が社会問題化する経緯や福祉理念、今後の課題について述べる。児童虐待への対応に関する多角的検討や比較法的検討を踏まえ、今後の児童虐待防止法制度のあり方を展望する内容となっている。とくに法的検討として、磯谷文明「親の権利主張をめぐって」は、親に対する権利制限のあり方につき具体的な面会通信の制限について言及され、その後の法改正を見据えた内容となっており、興味深い。

【文献 2 】特集「児童虐待防止法をめぐって」子どもの虐待とネグレクト 2 巻 2 号219-233頁 (2000年12月)

本特集は、児童虐待防止法の成立を受けての特集である。林陽子「児童虐待防止法を検討する――フェミニズムの視点から――」は、児童虐待防止法成立のもつ意味を、フェミニズムの視点から、児童虐待とドメスティック・バイオレンスとの共通点に着目しながら、今後のDV法のあり方を検討する。坂井聖二「『児童虐待の防止等に関する法律』は医療現場にどのような影響を及ぼすか?――小児科医の感想的メモ――」は、虐待通告の問題を、一般の医療現場で想定される事態について述べ、医師が虐待を通告しない理由からみて、通告義務違反に対する罰則の必要性を主張する。斎藤学「児童虐待に対する加害者治療モデル――精神医学の立場から――」は、加害者を治療に参加させる方法として、加害者としての刑の執行の中に専門的治療機関へのオプションを盛り込む必要があると述べ、次の2004年改正で主要な論点となる加害者治療のあり方として刑事的手法により加害者に治療を動機付けることを主張する。その際、アメリカにおける犯罪被害者法(Victims Crime Act,1986)を参考に強制治療に要する財源の確保や被害者のアドボケーター制度を紹介している。

虐待への対応方法として、福祉的手法によるか刑事的手法によるかは、2004年の法改正における重要な論点であるが、この時点で刑事的手法の有効性を主張する論稿が相次いで発表されたことは興味深い。

【文献 3 】岩佐嘉彦「弁護士から見た児童虐待事件|家庭裁判所月報53巻4号1-32頁

本論文は、弁護士として児童虐待事件を扱った経験をもとに、児童虐待に関する法律実務の実状と 課題を述べるものである。

内容としては、児童虐待事件の状況、児童相談所と弁護士との連携、家庭裁判所の取り扱いの現状と家庭裁判所への期待等が述べられている。家庭裁判所との関係では、審理期間や調査、証拠調べの

方法など、具体的な問題について実状と課題をあげている。28条審判に付随する問題には児童虐待に対する司法関与が不十分なために発生している問題もあるとして制度論に言及し、司法関与による強制開錠の制度化、児童相談所の申立による子の監護内容を変更する裁判の仕組み、親権の一部停止等が提案されている。長年、弁護士として児童虐待事件にかかわってきた筆者の経験に基づく、家庭裁判所関与の分析・提案として貴重な文献である。

【文献 4 】吉田恒雄編著『児童虐待防止法制度――改正の課題と方向性』(尚学社、2003年9月)

本書は、2000年に成立した児童虐待防止法を中心に児童虐待防止制度の施行状況を検証するとともに、次の改正を視野に入れた立法論的検討のために、比較法的分析を加えることを目的にしている。さらに、この時期から介入後の援助のあり方が問題とされ始めたことを受けて、被虐待児への対応方法を論じている。検証については、児童虐待防止法制度の施行状況を概観した上で改正に向けられた提言、児童相談所の対応、立入調査制度、家庭裁判所における児童虐待事件の現状が論じられている。比較法としては、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカの法制度の現状から見たわが国の課題が、被虐待児への対応としては、児童福祉施設における被虐待児の援助と治療、少年非行との関係が検討されている。

【文献 5】岩井宜子編著『児童虐待防止法――わが国の法的課題と各国の対応策』(尚学社、2002年3月)

本書は、児童虐待防止法が成立し、3年後の見直しを控えて、よりよい対応策を模索すべき状況を踏まえ、児童虐待への対応策をより実効的なものにするために指針となるものを示すために女性犯罪研究会の研究成果として刊行された。内容としては、第1部で、わが国における児童虐待の実態と対応策の現状について――具体的には、児童虐待の類型、実態の分析、病理、社会的対応システムといった現状の分析及び児童虐待防止法制定の意義と課題、早期発見のための対応策、刑事規制のあり方――が検討されている。第2部ではNeil Gilbertの "Combatting Child Abuse, International Perspectives and Trends" Oxford Univ.Press,1997をもとに、アメリカ、カナダ、イギリス、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ベルギー、オランダといった西欧各国の児童虐待の実態と対応策を紹介している。

【文献6】橋本和明『虐待と非行臨床』(創元社、2004年8月)

本書は、家庭裁判所調査官である著者が、長年の実務経験をもとづいて、虐待と非行との関係を再検討することを目的に執筆された図書であり、虐待が生じる家族の特徴や親子関係、虐待が非行に向かうメカニズムを検討する。著者は、非行を①虐待回避型非行 ②暴力粗暴型非行 ③薬物依存型非行 ④性的逸脱型非行の4つに分類し、それぞれのタイプ毎に虐待と非行の悪循環を検討し、最後に親子関係修復の方法、虐待や非行を乗り越える方法等について論じている。家庭裁判所が児童虐待の問題に対応し始めたこの時期、家庭裁判所に現れた事例をもとにした研究は貴重であり、家庭裁判所調査官の取り組みの実状を知る上でも有益である。

【文献7】特別企画「検証・『民事不介入』の揺らぎ」法学セミナー550号(2000年10月)

本特集は、1999年12月の警察庁通達、第147通常国会における児童虐待防止法及びストーカー規制 法の成立など、従来、「民事不介入」が貫かれていた問題に対する法的介入——とくに公的介入、警 察介入——がなされるようになってきた現状を踏まえて、これら介入の必要性や有効性、過剰介入に 対するセーフガードのあり方などを検討する。

児童虐待にかぎらず、DVやストーカーなど、家庭や私人間における暴力に対する公的介入の意義、限界等を民法や刑法、憲法の視点から多面的に検討しており、児童虐待に対する制度設計のあり方を考える上で有益である。

総論として、戒能民江「警察の介入姿勢の『変化』と『法は家庭に入らず』の維持」は、とくに警察介入が一人歩きしないための方策について言及する。児童虐待については吉田恒雄「児童虐待と家庭への介入」、ストーカー行為については岡田久美子「ストーカー行為等規制法」、DVについては秀嶋ゆかり「ドメスティックバイオレンス」がそれぞれ論じ、長谷川京子、前野育三が座談会「弁護士と法学者の対談・国家はどこまで介入すべきか」で民事不介入の意義、介入の担い手としての警察の姿勢、介入のあり方等について論じている。

【文献 8 】家庭裁判所調査官研修所監修『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究—深刻化のメカニズムを探る—』司法協会、2003年 4 月

本書は、家庭裁判所が扱った深刻な虐待が問題となった事件記録をもとに、虐待が生じ深刻化する原因や被虐待児への影響を分析し、これにより虐待を発見した場合に、その深刻化防止、虐待をした親のケアのために関係機関がすべき連携のあり方を研究するために、家庭裁判所調査官、裁判官、学識経験者、関係機関の実務家ら17人により行われた共同研究の成果である。家庭裁判所で児童虐待が疑われる事件に適正に対処するための方法を研究し、日常の業務に活かすことを目的にこの研究が行われた。

内容としては、児童虐待が子どもに及ぼす影響、虐待が行われる家族の特徴、虐待深刻化のメカニズム、虐待と非行との関係、関係機関との連携について、具体的な事例を例に挙げながら平易に論述されている。とくに虐待深刻化のメカニズムを理解するための手がかりとして「虐待を認めない心理」、「虐待の悪循環」、「親とそのパートナーとの関係」の視点から虐待への具体的対応方法を提示している点は興味深い。また非行事件の分析を通じて虐待と非行との関係が論じられているのも家庭裁判所ならではの研究といえる。

家庭裁判所に現れる事案は深刻なケースが多く、それをもとにした分析という研究ではあり、そう した事案の特徴を踏まえた対応方法を学ぶ上で有益な研究である。

【文献9】 富山 豊「家庭裁判所における児童虐待の取扱いについて | ケース研究270号165~174頁

本稿は、家庭裁判所家事事件における児童虐待の取扱いと実状を紹介し、その課題について論じるものである。

児童虐待の事実の把握については、当該行為が子どもにとって有害かどうかという視点から総合的に行われる必要があるとし、親の主張や動機とは無関係に、子どもの心身の状況や置かれている立場、環境等を踏まえ、人権擁護の視点から判断する必要があるとする。家庭裁判所家事事件に現れる児童虐待事件は、児童福祉法28条事件、親権喪失事件、その他親権者変更・子の引き渡し請求・子の監護者指定・夫婦関係調整調停事件である。28条事件処理については迅速かつ適正な処理が求められ、2人の調査官が共同で調査することが多い。親権喪失事件については、児童虐待防止法15条により親権喪失制度の適切な運用が求められているところから、今後は法的介入の1つの方法としてその有効な活用が具体的に検討される必要があるとする。その他の事件では、親権者の変更事件等で児童虐待が主張されることがあるが、その事実が認められるときには児童相談所等との連携がとられることもある。またDVが関係する事案も増加しており、DV法による対応との関係も生じてくる。課題としては、児童虐待の事実の発見の難しさ、虐待を行った保護者への働きかけ等が指摘されており、事件の迅速処理だけでなく、親子分離後の関係改善に寄与することも考えて事件処理をすることの必要性を述べている。

この時期、児童虐待対応における家庭裁判所への期待が高まり、裁判所も事案の増加に伴い研究を開始し、経験を積み重ねてきており、家庭裁判所における児童虐待事件処理の実状を知る上で参考になる論稿である。

【文献10】柏女霊峰・才村純編「特集 子ども虐待へのとりくみ 子ども虐待対応資料集付」別冊 〔発達〕26号2001年12月

本特集は、2000年の児童虐待防止法成立・施行、児童虐待への対応の拡充が図られてきた時期に、それまでの児童虐待防止対策の到達点を示す意図で企画された。第1部は、総論的に児童虐待の実状、背景、原因、影響、対応の実状、課題が示され、各論として児童相談所、児童福祉施設、医療機関、保健所、保健センター、司法機関における対応の実状や到達点が明らかにされている。第2部では、この時期における児童虐待防止対策に関する法律・政省令・通知等が、児童相談所の運用に関するもの、1997年児童福祉法改正関係、児童買春禁止法関係、DV法に整理されて収録されている。また、児童虐待防止法制定の経緯や審議経過、施行通知、児童虐待に関する研究や民間機関の活動等も掲載され、かつ主要な資料については解説も付されており、資料としての意義も大きい。

【文献11】許斐有・望月彰・野田正人・桐野由美子編『子どもの権利と社会的子育て』信山社、2002 年10月

本書は、「子どもを権利の主体としてとらえ、児童福祉をその権利保障のシステム・実践としてとらえる観点」から児童福祉、とくに社会的養護に関する主要な論点を取り上げる趣旨から編集されている。

児童虐待に関する論文としては、大和田叙奈「カナダ・オンタリオ州の児童保護システム」、桐野 由美子「日本におけるパーマネンシープランニングの展望」、吉田恒雄「被虐待児の家庭引き取りに 関する法的諸問題」、野田正人「児童虐待と社会的介入」がある。このうち桐野論文は、アメリカにおけるパーマネンシープランニングの概念を紹介し、わが国でこれを実践するモデルを検討し課題を述べる。吉田論文は、親子分離措置が採られた被虐待児の措置解除・家庭引き取りに関する法制度の概要を紹介し、親と児童相談所とで家庭引き取りに関して争いがある場合、「子の監護処分」(家事審判法9条1項乙類4号)の類推適用を主張する。野田論文は、児童虐待に対する公的介入について、一時保護に司法関与を導入することに対して、現在の裁判所が判断能力と即応性に欠けること、これにより行政の消極的姿勢を誘発するおそれがあることを理由に反対する。欧米に比較して公的介入に対する司法関与が不十分なわが国においては、子どもの権利条約の趣旨から見て異論のあるところである。

【文献12】森莞治他「児童虐待に関連する家事事件の調査方法及び関係機関との連携」家庭裁判月報 52巻10号123-207頁 2000年10月

本論文は、この時期に増加し始めた児童福祉法28条事件の調査方法のあり方を研究したものである。 まず、児童虐待の現状やその対策の推移、児童虐待に関する制度の変遷に言及し、続いて児童虐待の 定義や分類、その原因や影響について解説する。28条事件の調査方法に関しては、調査の目標、保護 者対応、調査の手順、調査対象について詳細に論じ、さらに共同調査の有効性や方法についても言及 している。つぎに28条事件の事例をあげ、実際にどのように調査がなされるかを具体的に示し、個々 の事例毎に考察・検討が加えられ、調査上の問題点が示されている。これらの分析を踏まえ、今後の 課題として関係機関とくに児童相談所との連携に際しては、判断機関としての家庭裁判所の立場を明 確にし、中立公平な立場を担保しておくこと、児童相談所が提出する情報や資料に関しては情報源の 保護に配慮する必要のあることを指摘する。また、家庭裁判所に後見的役割や調整的役割が期待され ているが、家庭裁判所は「適正な判断と迅速な処理を優先させるべきであって」、こうした役割は 「あくまでも付随的なものであると考えるのが適当」とする。2004年の法改正の主な論点となる家庭 裁判所の役割について、家庭裁判所が児童虐待への対応について、親指導に対する家庭裁判所からの 命令制度のような積極的役割を果たす意向のないことが、すでにこの時期に示されており興味深い。 また、将来的には家庭裁判所の虐待対応としてアメリカ法のような試験観察的なかかわり方も参考に なると述べられている。しかし、その後の2004年法児童福祉法改正に伴う特別家事審判規則の改正で は、28条事件を本案とする保全処分制度ではこうした試験観察的運用の途は閉ざされ、一時保護中の 児童に対する面会通信の制限制度(2005年改正特別家事審判規則18条の2)を設けるにとどまった。

【文献13】林陽子「児童虐待防止法を検証する─フェミニズムの視点から─」子どもの虐待とネグレクト2巻2号219-224頁 2000年12月

本稿は、児童虐待防止法の成立が当時制定を求められていたドメスティックバイオレンス(DV)禁止法にどのような教訓を残したのかを検討するものである。児童虐待防止法の問題点として、性的虐待の定義、司法審査抜きの立入調査制度、一時保護中の面会通信に制限が課されなかったこと、罰

則なしの通告義務制度、加害者の更正の方策があげられ、DV法の制定に当たっては、暴力禁止の明文化、NGOとの連携、関係者の研修受講など法的根拠を明確にすること、加害者に対して刑事罰と併行してまたは選択的にカウンセリングを受講させるなど「指導」以上の「動機」を与えること、加害者と被害者の隔離を徹底する制度の必要性を指摘する。

児童虐待とDVとは共通点があり、法的対応としても相補的な役割が必要である。2001年のDV法成立に対して児童虐待防止法が与えた影響や2003年の改正児童虐待防止法にDV法が及ぼした影響などの検証と同時に今後も双方の成果を活かしながら制度の充実を図る必要のあることを認識させる論文である。

【文献14】石田勝之『子どもたちの悲鳴が聞こえる――児童虐待防止法ができるまで』(中央公論事業出版、2005年7月)

本書は、児童虐待防止法という議員立法に携わった国会議員として、同法の成立の経緯や2004年の同法改正の様子などを克明に伝えるものである。国会での議員相互のやりとりや法案成立までの厚生省との「バトル」の他、国会の仕組みや議員立法についても踏み込んで書かれており、同法成立・改正の舞台裏を知る上で興味深い資料である。

【文献15】太田誠一・田中甲・池坊保子・石井郁子・保坂展人『きこえますか子どもからのSOS』(ぎょうせい、2001年3月)

本書は、児童虐待防止法制定に至る経緯や同法の逐条解説、国会議事録などを収録する資料集である。同法の成立に直接かかわった国会議員による逐条解説であり、法の趣旨を理解する上で貴重な資料である。また、同法成立に関する議事録や統計資料なども丹念に収録されており、法制定の資料として便利である。

(吉田恒雄)

2 民法分野

【文献16】「特集 児童虐待の実態と法的対応」 『ジュリスト』1188号(2000年11月1日号)(2000年) 2-47頁

本特集を構成する論考は次のものである。石川稔「児童虐待をめぐる法政策と課題」(2-10頁)、野崎伸一「児童虐待の防止等に関する法律と厚生省の取組みについて」(11-14頁)、吉田恒雄「児童虐待と親権の制限」(15-20頁)、岩井宜子「児童虐待問題への刑事規制のあり方」(21-26頁)、池田由子「被虐待児の心理とケア」(27-34頁)、津崎哲郎「自治体・民間団体の取組み―児童相談所の対応実態を中心にして」(35-40頁)、樋口範男「アメリカ法から見た児童虐待防止法」(41-47頁)である。このうち、本欄に関連するのは、石川、吉田、樋口の各論文である。

まず問題になるのは、司法関与と親権という視点から、家裁の措置承認制度(児童福祉法28条審判)である。石川は、家裁が行う虐待の証拠(情報)収集をめぐって、子どもの証言をめぐり、子どもの

権利条約12条の意見表明権との関係で、子の陳述は15歳以上という高い年齢で一律に聴くものとされている(特別家事審判規則19条2項)ことが問題であるという。さらに、子どもの証言能力をどう見るかと、子どもに対するインタビュー技法の確立の必要性を強調する。さらに、28条審判の性質・効力についての疑義を指摘し、その改善の必要を指摘する。最小限の改革として措置承認審判の取消制度の創設、さらに監護権停止制度の創設を主張している。

吉田は、虐待防止法との関連も含めて、28条の承認審判に基づく施設入所措置がとられたときに受ける親権制限として、虐待防止法12条に規定されている面会通信の制限をあげる。ただし、この制限は過度に行われてはならないとし、親子再統合があくまで目的であり、再統合が不可能であれば、長期里親または養子縁組による保護がはかられなければならないとする。また、入所児童に対する親権は、面会通信の制限以外の事項については明らかでないという。立法論としては措置権者たる都道府県と親権者の関係を整理しなくてはならないとするが、離婚後の子、別居の子、非嫡出子の親権との整合性も考慮しなくてはならないという。親権喪失制度については、この制度が有効に機能するのは、親権者の同意により入所している児童の引取りを親権者が不当に求めてきたときや、出生届等就籍に関する手続を行わないというような親権者の法的権限の適切な行使が行われないときなどであろうという。

樋口は、民法の親権との関連では、日本の親権喪失とアメリカの親たる資格の剥奪の落差を指摘している。アメリカにおける親たる資格の剥奪は、親が親でなくなることを意味し、法律上、子どもとまったくの赤の他人になり、養親を探す努力がなされるのである。

【文献17】「児童虐待の法的対応」 日本家族<社会と法>学会『家族<社会と法>』17号(日本加除 出版、2001年)19-198頁

今号の特集は「児童虐待の法的対応」である。2000年(平成12年)11月11日に開催された日本家族<社会と法>学会第17回学術大会における報告者の論考とシンポジウムの記録である(本学術大会開催については、第2期で言及)。

問題の提起(床谷文雄)、報告(1)日本における児童虐待の法的対応と課題(吉田恒雄)、報告(2) 実務家から見た児童虐待の法的問題-監護権及び親権の問題を中心として-、報告(3)家庭裁判所 から見た児童虐待の法的問題点(吉田彩)、報告(4)児童虐待事件の調査上の問題点(安部隆夫)、 報告(5)ドイツにおける児童虐待の法的対応(鈴木博人)、報告(6)イギリスにおける児童虐待の 法的対応(許末恵)という構成になっている。このほかに、フランス法の児童虐待の法的対応につい て指定討論者の水野紀子によるコメントがシンポジウムの冒頭で行われている。

このシンポジウムでは民法の親子関係(特に親権)に関する規定の解釈問題・立法上の問題、社会福祉の観点から児童福祉法による児童救済の現状とその問題点の検討が中心課題とされている。具体的には、児童虐待の発見(通告)から介入、被虐待児童の保護(親からの引き離し)までの過程における法規定と実務の問題に焦点があてられている(床谷による問題提起)。このシンポジウムの特色を挙げておくと、児童虐待防止法が制定された直後(施行はこのシンポジウムが実施された直後の

2000年11月20日)に実施されたものであること、そして、当時児童虐待通告制度を中心にアメリカ法の影響が強かった中で、アメリカ法に関する報告が行われておらず、しかも、報告されたドイツ・イギリスではアメリカのような通告義務制度は設けられていないということが明らかになったことである。

各報告から明らかになったことの大きなポイントは、他の国では、裁判所による児童虐待ケースの流れ全体に対するチェックが行われているのに対して、日本の場合には児童福祉法28条の保護者の同意なきときの家裁審判による措置のように、限られた場面でしか家庭裁判所がかかわっていないということである。適正手続の保障という点で問題がある。分離保護した後のケアとか親子の再統合に向けてのケースワークという課題は、審判後に児相や福祉施設が対応していると思われるというような状態(安部報告)である。また、パーマネンシーを保障するという視点からの援助計画が立てられていないとも指摘されている(岩佐報告)。

しつけは体罰なのかどうかということでは、イギリス・フランスとドイツとでは対応の仕方が異なる。一方でイギリスでは親は、適度で相当な体罰を行う権利をもつが、これに対してはドイツでは暴力によらずに教育を受ける権利が法定されるにいたっている。

【文献18】マーク・ハーディン 桐野由美子訳「アメリカ合衆国のAdoption and Safe Families Act of 1997(養子縁組および安全家庭法)—養子縁組、里親養育を中心とした児童保護システム」『新しい家族』39号(養子と里親を考える会、2001年)36-55頁

マーク・ハーディン氏は、アメリカ弁護士協会子どもと法センター児童福祉局長である。平成12年度厚生科学研究補助金による「児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究」(社会福祉分野主要文献解説【文献35】参照)の一環で来日した。日本での養子縁組および安全家庭法(以下ASFAと称する)についての最も早い時期での詳細な紹介である。

アメリカの児童保護システムの概観と1997年に制定されたASFAの解説との2部構成になっている。それによると、児童虐待の際の子どもの保護システムは、①通告、②通告の調査、③フォスター・ケア、④養子縁組、⑤被虐待児に関する裁判所でのプロセスという流れにしたがって解説されている。その際に重要なのは、パーマネンシー・プランニングという考え方とその実践、そして裁判所関与が次第に大きな役割を果たすようになってきたということである。以上のような流れは、日本法には決定的に欠けている要素である。

さらに、ASFAの解説である。本法は、1980年に制定された「養子縁組援助と児童福祉法 (AACWA)」では不十分であった点の改善を目的に制定された。ASFAに盛り込まれた特徴的な項目は以下の点である。①子どもの安全が最重要であり、最も優先的に考慮すべき事項である。②親が回復することが極端に困難な場合に、親の回復を目的とするサービス提供は一切行わない。③親へのサービス提供が行われないときには、パーマネンシー措置を迅速に行うこと。つまり養子縁組等の手段をとること。④多くの虐待ケースでは、家庭維持のためのサービス提供を迅速に、かつ改善された方法で実施する。⑤家庭維持のためのサービス提供をしているときには、児童保護機関と裁判所は以前

より早く子どものパーマネンシー決定をしなければならない。

ASFAの概要と日本法との決定的な違い、つまりパーマネンシー・プランニングの重視と裁判所関与の多さを理解するのには必読の資料である。

【文献19】小泉広子「イギリス1989年子ども法における子どもの緊急保護制度」『長崎国際大学論集』 第1巻(創刊号)(2001年)357-367頁

日本の児童虐待保護法制について、親権制限的内容を含んでいるにもかかわらず、親の権利保障のための適正手続という視点が欠けているという。本論文は、1989年に制定されたイギリスのthe Children Act 1989 (本論文ではこれを1989年子ども法と訳している)の内容を詳しく紹介するものである。この紹介を通じて、子どもの保護と親の権利保障との調整のイギリスでの姿を示すことを目指している。

【文献20】荒川麻里「ドイツにおける親の懲戒権の明確化―「民法1631条 2 項の改正に関する法律案」 (虐待禁止法案)(1993年)の検討を通して―」『教育制度研究紀要』第 2 号(筑波大学教育制度研究 室、2001年)45-56頁

1993年に連邦議会に提出されたドイツの虐待禁止法案(民法1631条2項の改正案)の立法理由を詳しく紹介するものである。この法案の内容紹介としての資料的価値は高い。ただし、例えば1997年の親子法改正と一般に言われている改正を子ども法改正と称したりしているので、その点はやや気をつけておく必要がある。

本稿では、虐待禁止法案の内容紹介とならんで、ドイツ法では懲戒権が否定されてしまったというわけではないという指摘が重要である。

【文献21】山口亮子「児童虐待法制度をめぐる日米の状況」『山梨大学人間科学部紀要』 4 巻 1 号 (2002年) 206-220頁

日本の法制度とその運用の問題点を指摘した上で、それぞれの問題点に対応する形でアメリカの制度と現状を、現在に至るまでの歴史的経過をも視野に入れながら、紹介・検討する論考である。

本稿の構成は、大きく分けると二つの部分から組み立てられている。前半部分は次のような章から構成されている。1.日米における児童虐待の状況(両国の統計資料を用いた社会学的分析が行われている)。2.児童虐待の定義 (1) 通告しうる子どもの年齢、(2) 虐待の基準、(3) 虐待の形態、(4) 加害者条項(児童虐待を理由とする通告の対象者となるのは誰かが明示される)、(5) 虐待およびネグレクトの定義から除外されるもの(通常除外されるのは、しつけによる身体的罰と宗教であり、親、法的監護権者または養育者により、しつけのために行う身体的罰は、それが相当であり適度のものであれば虐待ではないと規定されているという)。3.通告手続 (1) 通告義務者、(2) 通告基準、(3) 通告が免除される場合、(4) 手続、(5) 通告を受ける者、(6) 疑いのある死亡の通告。4.免責 (1) 免責される者、(2) 通告者の免責の限界。5.通告に関する罰則 (1) 通告しない場合、(2) 虚偽の

通告。6.福祉事務所 (1) 職員の人数、(2) ケースワークの指導主事(スーパーバイザー)の仕事量、(3) ケースワーカーの仕事量、(4) 里親登録数、(5) 里親になる前に要求される講習期間、(6) 年間に要求される講習日数、(7) 職員の採用条件、(8) 職員の給与。これら詳細な項目について連邦諸州の全体的な傾向を紹介している。

そのうえで、前半部分の論述から明らかになったこととして、アメリカでは子どもの生命に関わる問題のため手続に時間的制約を設け、そしてそのために明確な基準と説明が必要とされるのだという。 後半部分は、法律上の手続問題が扱われる。 7.児童虐待発見後、親権が終了されるまでの法的手続

(1) わが国の児童虐待の対応手続、(2) アメリカの児童虐待の対応手続。8.子どもの代理人 むすびという構成になっている。親権が終了されるまでの手続で日米が決定的に異なるのは、アメリカでは児童虐待問題発生の当初から裁判所が関わり、主導的役割を果たしている点である。裁判所が関与することにより、デュープロセスが保障される。またもう1点異なるのは、アメリカではパーマネンシーの法的保障が考慮されている点である。

子どもの代理人制度に関しては、子どもの利益の代表者と、子どもの意思の代弁者という二つの役割を、中立的な立場で仕事をする日本の家庭裁判所調査官が子どもの意思の代弁者という役割までも果たせるのか疑問であるので、独自の子の代理人制度の必要性が述べられる。

アメリカの児童虐待対応の法制度を通観する好個の文献である。

【文献22】鈴木博人「親権概念の再検討―ドイツ親子法との比較の視点から」『法律時報』75巻 9 号 (2003年) 28-32頁

本論文と次に挙げる岩佐論文は、法律時報の「子どもの権利擁護と自己決定—子ども観の転換を基軸に」という特集のうち、児童虐待を取り扱ったものである。

本稿は、親権概念の検討にあたって、子どもの保護手続に沿ってドイツ法と日本法との比較を行い、 そのことにより日本の親権法の課題を明らかにするという意図で書かれた論考である。

ドイツ民法での親権概念の転換(親権・elterliche Gewaltから親の配慮elterliche Sorgeへ)、民法上の親権制限規定の趣旨、そして民法と日本の児童福祉法に該当する児童ならびに少年援助法(KJHG)の密接な連携規定が紹介されている。ドイツ法でもパーマネンシーが重視され、それに基づくKJHGの諸施策が紹介され、さらには養子法と後見法の重要性が指摘されている。

【文献23】岩佐嘉彦「児童虐待と子どもの自己決定 現場から―」『法律時報』75巻9号(2003年) 33-36頁

児童虐待ケースで、子どもの意思がどのようなときに、どのような形で問題になるのかを示した論 考である。最初に取り上げられているのは、養父による性的虐待事例で、子が養父の反省の態度をみ て、児相や家裁の判断と異なる帰宅したいとの意思を表明し、在宅指導としたが、性的虐待の再発を 招いたというケースである。このように子の表明された意思にしたがって悪い結果に帰着すると、そ れでは、子の意見表明に対してどのように対応すればいいのかという問題が生じる。次いで取り上げ られるのは、いわゆる山形里親事件のように、子の表明された意思に対して、法律自体がその意思表明にしたがうことができない制度的な障壁になってしまう場合である。具体的には、民法766条の監護者指定の申立権者の範囲はどこまでなのかという形で問題になる場合である。

【文献24】野瀬綾子「児童虐待当事者の権利擁護と福祉サービスの管理─アメリカの児童保護システムからの示唆─(一)、(二・完)」 民商法雑誌128巻4·5号(2003年)161-199頁、128巻6号(2003年)30-62頁

本論文の特色は、アメリカの法制度のみならず、福祉サービス制度を比較の対象にしながら、日本の児童虐待制度における法的対応と福祉的対応の統合的な対応を検討しようとする点にある。具体的には、①アメリカの児童虐待を規制する法制度がどのように形成されてきたのか、②裁判でのケース処理はどのように行われ、また誰がその法手続きに参加するのか、③法的な対応とコミュニティレベルでの非法的な対応がどのような関係にあるのかという視点から、児童虐待に対応するための法と福祉の関係について検討を加える。

最終的に日本の児童保護システムにとって得られる示唆として次の諸点が挙げられている。第一に、児童保護システムは、子どもの保護と家族の援助という2つの目的に資するものでなくてはならない。これは、子どもの安全の確保は場合によっては他の家族成員の意に反してでも行わなくてはならないが、他方で養育の場としての家庭を支援していくという側面も存在するということである。初期介入からパーマネンシープランニング(永続的養育計画)にいたるまでの各段階での親子支援の重要性の指摘である。第二は、児童保護システムでは、当事者である親と子どもの意思や希望ができるだけ尊重されなくてはならない。第三に、児童保護は、社会的な家族支援のプログラムとの連携のもとで実施されねばならない。福祉サービスと法手続きの有機的接合が重要だということである。第四に、児童保護システムでは、裁判所の果たす役割が極めて重要だということである。そこでの裁判所の役割は二つあり、一つは、親と子のために、最も良い解決を導く役割である。もう一つは、福祉行政機関による援助を継続的に監督することである。

【文献25】和田美智代「「しつけ」と児童虐待―改正ドイツ民法1631条を手がかりに―」『古橋エツ子 先生還暦記念論文集 二一世紀における社会保障とその周辺領域』(法律文化社、2003年) 229-242頁

しつけを理由に子に対して暴力行為におよぶ事例は、子どもをきちんと育てようという意思を持っているにもかかわらず、その意思が良い結果に結びついていないという点で、他の理由による虐待事例とは異なるという問題提起に基づき、日本の公表された審判例を紹介し、ドイツ民法での1997年、2000年の法改正による暴力によらないしつけをめざす法規整に関する動向が簡単に紹介されている。後掲【文献26】の「ドイツにおける「親権」の最近の動向―懲戒権と児童虐待の視点から―」につながる前段階の問題意識が示された論考ということができる。

【文献26】和田美智代「ドイツにおける「親権」の最近の動向―懲戒権と児童虐待の視点から―」『法政論叢』40巻2号(2004年)182-191頁

ドイツ民法における懲戒権の親権中での位置づけ、および懲戒権規定の変遷を概観する。それによると、1900年のドイツ民法では、親権とは父権を意味し、その支配権的性格から父に懲戒権が当然認められていた(民法1631条2項)。この懲戒権規定がドイツ民法から最初に姿を消したのは、1958年に男女同権法が施行され、父にしか懲戒権を認めていない1631条2項が同法に違反するとされたためである。母への懲戒権付与が嫌われたために懲戒権規定自体をなくしたのであり、懲戒権自体が否定されたわけではなかったので、この改正後は、慣習上の懲戒権だけが存続していた。

1979年の親権法改正により、親権概念が転換(親権から親の配慮へ)し、子どもが親権に服するのではなく、親が子どもを配慮する権利と義務を有するにようになった。このときの改正では身体的懲罰と厳格な暴力禁止規定が目指されたが、実現したのは「尊厳を失わせるような教育手段は認められない」(1631条 2 項)という条項だった。この条項は、1997年の親子法大改正の際に小規模な改正を経て、2000年には「暴力のない教育を受ける子どもの権利」が規定されるに至った。この改正の背景には、懲戒権を無くすことにより児童虐待が減少するのではないかという考えがあった。本条はプログラム規定とされているが、社会法典第 8 編16条 1 項により親の養育義務を軽減するものとされ、懲戒罰によらずに養育、教育を行う講習会やプログラム等の試みが始まっている。そして、懲戒としてひどい暴力がなされたときには、民法1666条 1 項により親の配慮権限を剥奪するとしている。

なお、筆者の専門領域が民法でないためか、民法の問題を扱っているが、民法関連文献の参照がや や手薄である。

(鈴木博人)

3 児童福祉分野

①「児童福祉 | 子育て支援との関連

【文献27】森望「子ども家庭福祉と自治体行政—子育ての社会化と地方分権パラダイム—」『社会福祉研究』82(2001年)27-35頁

「特集:児童憲章の半世紀―子どもの権利と子ども家庭福祉の課題―」というテーマに応えて総論として書かれた論文であるが、この期の児童虐待対応について、広く各児童福祉領域、各地方自治体の取組に目配りしたうえで、その不足や課題が指摘されている。各事柄について具体的な数値を提示した、説得力のある論考であることが特徴的である。かねてから指摘されている児童福祉専門職の専門性の欠如については、とくに子どもの命を左右する裁量権をもつ児童相談所の職員について「非専門職にさせているのは行政のおごりとしか言えない」(28頁)と糾弾し、家庭裁判所調査官や警察官、税務署職員等の職種と比較した上での資格や研修の充実の必要を具体的に提案している。

関連諸領域との比較的視点から児童虐待行政の充実への具体策を提言するのは、この筆者の得意とするところであるが、別稿(森望「児童虐待防止法等改正と社会的養護の再構築」『世界の児童と母性』(42~45頁)ではDV法との比較から司法関与の強化についても言及しており、あわせて参照され

たい。

②「児童虐待防止マニュアル|

【文献28】北九州市児童虐待事例検討委員会『ストップ・ザ・虐待Ⅳ─被虐待児と家族への援助の提案─』(北九州市児童虐待防止連絡会議・北九州市児童相談所、2000年)

北九州市では、厚生省の全国 8 箇所の児童相談所モデル事業の指定をうけて1996年度より児童虐待防止事業に着手し、1997年 3 月に『ストップ・ザ・虐待―問題点の理解と有効な援助のために―』(北九州市児童虐待防止連絡会議編集・発行)を発行した。先駆的なこうした事業を下敷きとしながら、今回、児童虐待事例が家庭で起こり、発見されてからもしばらくは親子は家庭にあり、児童相談所の介入以降も約 8 割は在宅援助での対応であり、施設分離されたケースもいずれは子どもは家庭に帰る、という事実に着目し、児童虐待に関わる在宅場面の援助について詳述したマニュアルを作成した。

保育所・小~中学校のそれぞれについて、「虐待を疑ってから通報(他機関との連携)までに、子どもに対して出来ること」「通報(他機関との連携)までに、保護者に対して出来ること」「一時保護後や通報後など在宅援助中に、子どもに対して出来ること」「在宅援助中に、保護者に対して出来ること」のそれぞれを詳述し、さらにそれぞれについて限界を明らかにしているなど、一貫して在宅生活を送る子どもの諸場面に即して、周囲の大人の出来ることとできないことが整理されている。

また、「司法的関わり」(209-222頁)の項のうち、「弁護士ができる援助」(211-212頁)、「民法を利用した法的援助」(213-214頁)、「性虐待の場合の刑事裁判手続き」(215-218頁)、「性虐待、性被害の場合の民事事件(訴訟)手続き」(219-220頁)が充実している。「弁護士ができる援助」では、「児童虐待が起こった場合(起きる可能性がある場合)、現在の法制度の中でできる法的援助は非常に限られたものです」と確認しながら、弁護士の役割を「どの法的援助を選択することが、子どもの最前(ママ)の利益に適するかを判断すること」と明言している(211頁)。また、「今後、子どもの権利を保障するためには、子ども自身が救済申立をできる法制度が必要です。…犯罪被害者救済制度の一環として、子どもも犯罪被害者の対象とすべきです」と、弁護士の支援を前提とした制度改革を提言している。「民法を利用した法的援助」では、民法の制定当時に児童虐待の視点がなかったために法に虐待の枠組みがないことを指摘しつつ、「それでも、児童虐待の際に利用できる制度」として親族の規定を紹介している。ここでも親族変更の申立を子ども本人ができないことの不便を上げ、制度の改革を提言している(213頁)。

【文献29】福岡県弁護士会北九州部会子どもの権利委員会・北九州市児童相談所『児童虐待と児童福祉に関する法律Q&A 改訂版』(2000年)

平成9年に発足した「法律研修会」の成果である。福岡県弁護士会北九州部会子どもの権利委員会のメンバーが、輪番で、北九州市児童相談所・各保健福祉センター職員等から提出された事例や質問に、法律的な解説や判断を示す研修会を毎月一回、開催しており、その蓄積を解説書としてまとめた

のが本書である。児童相談所職員からの、実務場面での「何か法的な対応策はないか」といった具体的な疑問に対する、法曹の視点からの回答がまとめられている。児童福祉現場以外の法律の専門家による法解釈によって、従来は児童相談所の常識や慣習にしたがった実務例を見直す契機を得たばかりでなく、研修会を通して児童相談所が法律の専門家による協力者を得られたことの意味も少なくないと考えられる。

なお、本書は、2005年に『子ども虐待 法律問題Q&A』(安部計彦編集代表、福岡県弁護士会北九州部会子どもの権利委員会編、第一法規)として刊行された。

【文献30】東京都児童相談センター『子どもへの虐待相談処遇マニュアル(改訂版)』(2001年)

児童虐待防止法に先立つ1997年に『子どもへの虐待相談処遇マニュアル』を発行した東京都が、法の施行をうけて、一時保護を判断する基準、分離後の子どもの回復プログラム、保護者への支援や援助プログラムや、再統合に向けての家庭引取りの適否を判断する基準について言及した改訂版をつくったのが本書である。

「児童相談所の役割・機能」のひとつに「法的権限の積極的行使」を挙げていることが示すように、 児童虐待に関わる実務が法的根拠をもった活動であるとの視座にたち、具体的なマニュアル記述のあ らゆる場面で典拠法の条項が引かれている。マニュアルに沿って、処遇の進め方を追い、各関係機関 との連携の方法を確認するうちに、その全てが法的根拠を持ち、法によって方向付けられた児童の権 利擁護のための事項であることに自ずと気づかされる。虐待対応については、法という守るべき一線 があることを明確に示すことで、とかく担当者の力量に左右されがちなケースワーク的な対応で良し としない厳格さと緊張感がマニュアルに一貫して流れている。巻末に掲げられた「児童虐待の防止等 に関する法律と児童福祉法等現行制度」では児童虐待防止法を児童福祉法をはじめとする現行制度と 一覧表で対応させ(104-110頁)、防止法施行後の早い時期に、防止法の使いこなしに意欲が窺われ る。

マニュアルに顕著なこのような姿勢は、東京都が、2000年4月に虐待対策課を新設し、地域児童相談所からの要請をうけてとくに困難な虐待事例だけを扱う組織として、法28条を駆使した強制介入機能を十全に発揮してきたことと無縁ではあるまい。

【文献31】埼玉県中央児童相談所・埼玉県浦和児童相談所・埼玉県川越児童相談所・埼玉県所沢児童相談所・埼玉県熊谷児童相談所・埼玉県越谷児童相談所『児童虐待リスクアセスメント・モデル』(2002年)

児童相談所で児童虐待事例に向き合う際に、子どもの状況の把握・虐待の本質の見極めを短時間で誤りなく行うことが不可欠であるが「危機的な状況でプレッシャーを受けているワーカー」(2頁)にとって容易でないことを受け、「情報収集の過程から、リスク要因と家族機能に影響を与える個々の要因との関係を検証する分析過程までを通じて、ワーカーが意志決定する手助けをするもの」(1頁)で「適切な支援プログラムを作成するための、ひとつのツール」(2頁)であるとされている。

個々のチェックリストは、「オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメントモデル」(高橋重宏監修・編集『海外の子ども虐待リスク・アセスメント・モデル』日本子ども家庭総合研究所、1998年)を元に今日の日本社会の現状に合わせて手直しがなされている。非常によく整備されたチェックリスト集の前には、通告すべてを児童虐待通告受理票に記載することを意味する《網羅性の確保》、受理即日に臨時受理会議を開き48時間以内に目視による安否確認をすることを約束する《迅速性の確保》、原則として複数職員で調査し合議による《客観性の確保》、保護者と摩擦を起こさないことに配慮が行き過ぎることなく被虐待児童の安全確保こそが最優先課題だと認識する《安全性(実効性)の確保》が、「埼玉県児童相談所児童虐待事例の取り扱い」の基本的観点として掲げられている(4頁)。

虐待事例に向き合う緊張感が形となった印象のマニュアルであるが、「おわりに」で2000年度の死亡事件をきっかけとして児童相談所の児童虐待相談事例の総点検を行ったひとつの成果であることが明かされている(28頁)。死亡事例への真摯な振り返りから、次期の対応策が模索されている好例であろう。

【文献32】愛知県健康福祉部児童家庭課・愛知県中央児童・障害者相談センター『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』(2003年)

児童虐待対策のなかでも、保護者指導のテーマに特化して編まれたマニュアルである。児童虐待防止法第11条で虐待を行った保護者の「指導を受ける義務」を謳ったことをうけて、愛知県では2002年度に、虐待を行った保護者の指導に関する調査研究会を立ち上げ、施設に分離保護した被虐待児童の家庭復帰に焦点を絞った「保護者指導プログラム」の作成に着手したという。本書は、その成果を児童相談センター職員向けにまとめたものである。

本書のはじめに、保護者指導マニュアルが必要である理由として、「①被虐待児の家庭復帰には、 虐待した保護者への指導を具体化するプログラムがいる ②介入段階から家庭復帰・家族再統合を見 据えた保護者対応、指導方針がいる ③連携機関にとっても解りやすい保護者援助のプログラムがい る」(1頁)をあげ、プログラム化した保護者指導方針を虐待への初期介入段階から示せることが有 効であることを指摘している。

法的な話題については、性的虐待について、従来は親権喪失申立に終始しがちであったのに対して、被害児童への支援や捜査の促進を目的とした警察への被害届・刑事告訴、加害者が養父の場合の離縁調停申立・離縁訴訟、加害者が実父の場合の実父母の離縁の可能性にまで言及している(16頁)。また、指導を受けない保護者に対する方策として、法的整備の必要が説かれている(41頁)。

児童虐待という特異な事例に限定した保護者指導であるため、保護者が指導を受けることに対して「親側には"賞"として面会実施を伝えると効果的である」(20頁)、「親側には"賞"として帰省実施を伝えると効果的である」(21頁)と記されているなど、本来は賞罰的態度ではなく「当事者の自己決定」を「非審判的な態度で」待つというケースワークの基本原則にある意味で反する姿勢も示されている。

【文献33】足立区こども家庭支援センター『実践から生まれた実用版マニュアル PART 1 児童虐待の初期対応と早期発見のために』(2003年)

「このマニュアルはあなたの保育実践の強い味方です」ではじまる本書は、保育所保育士を対象に作成されたものであるが、類書には珍しく、具体的な指示内容の背景に法的視点がすかし見える。例えば、虐待の確信が持てなくても通告を勧める記述のなかで、「提出するもの」に「関連する保育記録」「自由に描いた子どもの絵」「傷などの写真」といった保育者視点の証拠物件を示している。また、とくに保育所の児童が一時保護になった場合の対応について詳述しており、一時保護中も保育所に在所扱いであること、一時保護に対する保護者の非難に対しては「保育所には通告義務があり、一時保護は児童相談所が判断したもので保育所は判断できない」と説明すること等、保育実務との関わりで求められる法対応についてのみ示されているのが特色である。

【文献34】児童虐待防止対策支援・治療研究会『子ども・家族への支援・治療をするために─虐待を受けた子どもとその家族と向き合うあなたへ─』(日本児童福祉協会、2004年)

予防や支援・治療の重要性が盛り込まれた法改正を受けて編まれた、子どもや家族への「治療」までを念頭に置いた専門職向けの参考書である。虐待を受けた子どもとその家族への治療については、理論的にも実践的にもプログラムが未確立ななかで、現場実践を繰り返しながら、あるいは厚生労働科学研究等で模索されてきている途上にある。その現段階での成果をまとめ、それぞれの立場で子どもや家族の治療に取り組んでいる関係者の参考にされることがねらいとなっている。そのため、この時期の一般的なマニュアルと異なり、読者を「あなた」と広くとらえ、関連他領域の支援プログラムや治療計画などに学びあうことを想定して児童相談所、児童福祉施設、里親、保健機関、医療機関、行政機関、学校や民間団体など幅広い現場での先駆的な取組を紹介している。

あらかじめ注記されているように (5頁)、法制度に関する言及はない。現行法・現行制度の範囲で、可能な取組の幅が決して狭くはないことに気付かされると同時に、各々のプログラムにおける課題をたどることで更なる法・制度改正への方向性が自ずと示されている。

(田澤薫)

③ 2004年児童福祉法・児童虐待防止法改正に影響を与えた研究

【文献35】鈴木博人 桐野由美子 松田真哉「児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究」

平成12年度 (厚生科学研究補助金 子ども家庭総合研究事業、2001年)

平成13年度 (厚生科学研究補助金 子ども家庭総合研究事業、2002年)

本研究は、2年計画で行われており、1年目は、諸外国の児童保護システムと児童福祉法を比較検討し、法律制度の検討だけではなく、運用面についても言及している。また虐待対応をも含んだ子育て全般に関する母子保健システムの研究も行なっており、フランスの母子保健福祉制度の実情も明らかにしている。

1年目の報告は、ドイツ連法共和国の児童保護法制における児童虐待への法的対応(鈴木博人)、

北米渡航による児童保護関連法に関する調査報告書(桐野由美子)、フランスの母子保健福祉制度に関する研究(松田真哉)であり、2004年度の児童虐待防止法・児童福祉法の改正などにも影響を与え、制度・法律の作成過程への基礎資料を提供している研究といえよう。2年間に及ぶ本研究の特徴は、従来アメリカ法に傾きがちだった比較法の対象をヨーロッパ大陸法やオーストラリア法まで視野に入れ検討を行なっている点にあり、また、法律制度に対する考察だけではなく、それらが実際にどのように運用されているのかをソーシャルワークの視点から検討している点も着目すべきところである。

2年目の報告では、危機介入した後の児童の保護手続きについて、共通点が多いことが論述されている。危機介入については、アメリカでの虐待発生件数が桁違いに多いので、通報義務等法的対応が規定されているが、およそ年間虐待通報件数が25万件のドイツでは、専門家の守秘義務の方が優先していること。そして反面、児童を保護した後は、できるだけ家庭復帰・親子統合をはかりつつ、それが無理な場合には養子縁組により児童に永続的な家庭を保障するという点が各国で共通していること。また、手続きの節目ごとに裁判所による司法判断が下されるという点も共通点であると指摘している。各国の法制度に関するこのような動向が、2004年のみならず2007年度の日本の法制度改正の部分にも影響を及ぼしていることも留意する必要があるだろう。フランスについては、母子保健制度のサービスについて確認されており、予防という視点から、介入のような直接的対応ということではないが、妊娠前からの望まない妊娠の予防策を講じること、出産・育児支援により親を援助して、その結果子どもの生活状況を良好な状態に置くという、出産・子育て全般に関して社会保障制度を充実させることが、いかに重要かということが報告されている。

本研究の結論として、児童虐待をめぐる法制度については、危機介入の側面では虐待発生件数が各国ごとに異なるので、法的対応のあり方に違いがあること。「通報義務が強く課されているとされるアメリカ合衆国でも、専門職に通報義務が課されているのは28州にすぎない。それを考えると、最近の日本での議論のように(あるいは児童虐待防止法のように)、専門職の守秘義務をはずしてまで通報義務を課すというのは、日本での虐待通報もしくは発生件数からすると、決して国際的動向に沿ったものではないということになる。むしろ、虐待を含んだ児童保護システムに携わる福祉機関の専門性やスタッフの人数の拡充を欧米諸国なみにすることの方が先決であろう」と指摘している。

危機介入した後の児童保護システムについては、調査した国々では同一方向を目指していたことを報告しており、実際に各国で実践されているパーマネンシープランニングの重要性、子どもに対する永続的な家庭環境の確保というサービスの提供の必要を訴えている。本研究によると、パーマネンシーという用語自体は、ドイツ・フランスではほとんど用いられていないが、援助計画を立てて親子分離を極力回避しつつ、家庭復帰が無理と判断された場合には、養子縁組の可能性が追求されること、それと同時に、養育家庭、つまり里親制度の充実も図っているという。そして、日本と決定的に異なる点として、各国とも一連の保護手続きの中で頻繁に、節目ごとに司法判断が下されるという内容も取り上げている。この点については、親の権利が強すぎるという議論ではなく、児童の最善の利益のために、司法介入が児童虐待の対応の基礎となっていることを示している。

1990年代後半より、児童保護についての法的手段の議論が日本においても活発に行われてきたが、

本研究は2004年・2007年の虐待に関する法律の改正に対して、様々な基礎データを提供した研究といえよう。

【文献36】才村純 伊藤嘉余子 磯村文明 赤井兼太 津崎哲郎 髙橋重宏 庄司順一 柏女霊峰 「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究」『日本子ども家庭総 合研究所紀要(平成13年度)』38集(2002年)

本研究では、児童相談所を設置・運営する全ての自治体を対象に、児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション(加害・妨害事件、行政不服申立、行政・民事訴訟、自己情報の開示請求)の実態に関する調査(質問紙)を行い、その結果、加害・妨害事件、行政不服申立事案及び自己情報の開示請求が急増しており、多くの自治体がこれらへの対応に苦慮している実態を明らかにした。調査対象年度は、1998年から2001年度上半期で、調査票の有効回収率は74.6%であった。この調査報告は、2004・2007年度の児童虐待防止法の改正、その後の児童相談所の体制や虐待対応について多大な影響を与えたものである。

調査結果の主な内容として、①約66%の自治体において加害・妨害事件が発生しており、総計352件、その数は年々激増していること、②加害・妨害の対象者は児童福祉司が約90%にのぼり、③一時保護および一時保護中の事件が約51%を占め、また施設入所中の事件も18.2%発生していることが明らかになった。また、④調査時点での加害・妨害事件は立入調査よりも任意調査においてはるかに多いが、2000年の立入調査の数値からすると、任意調査より立入調査の加害・妨害事件の発生確率が高いことが示されている。⑤加害・妨害事件では、暴言が63.4%、脅迫が22.2%、暴行及び自殺・自傷のほのめかしがそれぞれ約13%を占めること、⑥被害を受けたとする回答の中で最も多いのは精神的被害で全被害の約70%にのぼり、このうち通院が2.1%、精神的被害を受けたが入・通院せずが67.8%であった。負傷は6.4%でそのうち通院が1.7%であった。負傷で通院した事例では、全て診断書を取寄せており、4分の3が警察への被害届け及び公務災害の手続きをしていた。⑦約41%の自治体で行政不服申立ての事案があり、事案数は年々急増しており、一時保護が不服申立て対象の約74%を占めていた。⑧自己情報の開示請求があった自治体は約16%であるが年々請求事案は急増していること、開示請求に対しては、基本的に開示している自治体が多いこと等が明らかになった。

本研究では、調査結果を踏まえて、保護者からのリアクションに適切に対応するための方策を提言している。以下がその主な内容である。(1) 緊急に対応すべきものとして、①初期介入時や加害・妨害が予想される事態では、担当者 1 人で対応するのではなくチームによる対応の徹底を図る必要があること、またスーパービジョンを徹底するなど、常に組織による担当者へのバックアップをすること、②警察との連携の一層の強化、③家庭裁判所との連携の一層の強化(28条及び33条の6に対する保全処分の申立ての積極的な検討)、④行政不服申立て制度の積極活用(対立関係に陥っている保護者への陳述の機会の保障)、⑤児童相談所における保安体制・危機管理体制の確保(ガードマンの配置・侵入者のためのセンサーと防犯カメラの設置・防刃チョッキ支給等)、⑥専門性の強化(従来の援助技術と強権的介入を統合した新たな援助技術の確立)。(2) 中長期的に検討すべきものとして、①保

護者の権利擁護を図る第三者機関の設置、②相談支援体系の再構築と児童相談所における人員体制の 強化(児童相談所の多大な業務の改善のための人員確保・親子分離後の保護者への精神的ケアなどを 含めた援助など)、③被害職員等に対する精神的ケア(慢性的ストレスを抱える職員のバーンアウト の予防も含め)が挙げられた。

これらの提言は、児童福祉司の専門性の向上、過酷でストレスが多い業務に直面する彼らの労働環境への支援、また他機関との連携についての議論を更に活発にした。その影響を確認してみよう。一つは児童相談所の人員確保である。「厚生労働省は、平成12年度より毎年地方交付税の積算基準を改め、児童福祉司の人員増を図って」きた。(才村純『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣、2005)そして、平成16年度には人口6万8000人あたり1人の配置が可能になった。しかし、これは、地方交付税の措置によって児童福祉司の増加対応を実施しているにすぎず、現実は、交付税の使途は自治体に任されているために基準を満たさない場合もあり、「児童福祉司は2004年5月現在で計1813人だが、15県、3政令指定都市で1人あたりの人口が8万人を超えている」(読売新聞2005.3.15)とあるように、6割以上の自治体がこの水準に達せず、地域間格差が出ていた。例えば「児童福祉司を手厚く配置している青森県(児童福祉司1人あたり2万8934人)と最も児童福祉司の配置率が低い岐阜県(同11万7094人)とでは4倍の開き」になっている(才村純『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣、2005)。そこで、2004年の児童福祉法施行令の改正では、都道府県と政令指定都市での児童福祉司の配置基準を「人口10万~13万人に1人」から「5万~8万人に1人」にすることを決定した(2005年4月1日施行)。

二つ目は、相談体制の強化である。2004年の児童福祉法改正で相談体制は大きく変わり、児童虐待の第一義的相談窓口が市町村に移行され、児童相談所は、深刻な虐待に対応する機関として位置づけを変更することとなった。このように、本報告書は、児童相談所の児童福祉司の厳しい労働環境と改善すべき虐待防止体制について具体的に提言したものといえよう。

さらに、本研究は、保全処分申立、すなわち親権喪失宣告が請求されるまでの間の親権者の職務執行停止及び職務代行者選任の申立活用の有効性と、2000年の児童虐待防止法制定後、立入調査等における警察官の援助があっても、困難なケースや児童福祉司に負担が多いケースが継続して起こっていることを明らかにした。そのことは、虐待における司法関与強化の必要性を顕在化させ、2004年の児童福祉法改正における28条に基づく強制入所措置の2年毎の更新制導入を可能にした。三つ目は、このような司法関与の強化である。その他にも2004年児童虐待防止法改正での第10条(警察署長に対する援助要請等)、第11条(保護者指導の規定)、第12条の2(面会又は通信の制限等)に繋がり、様々な条文に影響を及ぼしたものと位置づけられる。

④ 児童虐待死亡事例の検証

【文献37】厚生労働省「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」(厚生労働省 雇用 均等・児童家庭局総務課 虐待防止対策室 2004年)

2000年の児童虐待防止法制定以降、児童相談所への虐待相談は急激に増加し、更なる防止対策の整

備も進行していった。しかし、児童の虐待死は減少せず、重篤な虐待の防止に対する民間機関・行政機関・研究者の関心が高まり、虐待死の検証が急がれた。そのような議論が高まる中、厚生労働省は、2004年2月に「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」の報告書を発表した。また、同年12月に策定された「子ども・子育で応援プラン」においても、「きめ細かい地域の子育で支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育でを大切にする取組」の推進が明記され、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会(児童虐待死の撲滅)」の実現を目指すことが重要であると強調された。そして「虐待防止ネットワークの設置や児童相談所の夜間対応等の体制整備、施設の小規模化の推進や里親の拡充等について、具体的な目標を立てて、より積極的に施策を推進していくこと」(厚生労働省『子ども虐待対応の手引き』(2005年3月25日改訂版)第1章)が示された。この様に、虐待死が起こらない社会を目指して、様々な対策が拡充されると同時に、虐待死の検証も、防止対策の一つに組み込まれていく。

本報告書では、児童虐待防止法施行から2003年6月末日までに、新聞報道や都道府県・指定都市の報告により、厚生労働省が把握した125件(127人死亡)の虐待死亡事例について検討している。各都道府県・指定都市の児童福祉主管課に対し、1.事例概要 2.家族構成 3.事件までの経過、関係機関の関与状況 4.事件発生後の経過、対応 5.虐待発生の背景、考えられる要因 6.本事例における分析、検証結果 7.再発防止のために講じた施策、取り組みについて回答を求め、今後の虐待死防止策のための分析を行っている。検証結果を確認すると、被虐待児の年齢構成は、0歳児が約38%、次で1歳児が約16%、就学前の6歳未満児で約90%を占めている点が注目に値する。更に、0歳児のうち、月齢4ヶ月未満児が50%であり、年齢の低い児童が死亡に至り易いことを明らかにした。

全国規模で虐待死の検証を行った報告書としては、初めてのもので非常に意義がある。しかし、各都道府県・指定都市からの回答(情報)を整理しているという制限があり、それぞれの事例の詳細についてまで確認することはできないが、日本で起きている死亡事例の特徴や概要を知ることは十分に可能である。この報告書は2年後に発行された「子ども虐待による死亡等の検証結果等について」の報告書(厚生労働省 2006年)に繋がり、その後、各自治体により実施された重篤な虐待事例の検証や、日本における虐待死検証に関する研究にも多大な影響を与えた。

【文献38】「防げなかった死 ─虐待データブック2001─」(子どもの虐待防止ネットワーク・あいち 2000年)

本著は、子どもが亡くなった虐待事件の件数・種類の調査を通じて、90年代後半の日本における虐待問題の現実を明らかにすることを目的として作成されたものである。特に、1995年から1999年の虐待死事件の傾向を様々な角度から分析している。第1章では、子どもの虐待死の現状として事例を記載し、その他、死亡件数・年齢の特徴・虐待の動機・加害者の特徴等を示している。第2章では成人の家族間の事件を取り上げ、虐待の背景についてテーマごとに検討している。第3章では、各都道府県の虐待防止対策について、第4章では、CAPNAからの発信として、様々な研究者からの提言を載せている。第5章では、子どもの虐待死事件の一覧を記載している。本著は1998年に刊行された『見

えなかった死 子ども虐待データブック』の続編になる。死亡事件の検証という形の報告書ではないが、虐待死亡事件をまとめ分析した著書としては、子どもの虐待防止ネットワーク・あいちから発行されている本著者らのシリーズが日本においては最初の刊行物になる。これらは、その後の虐待死亡事例の検証に多くの影響を与えた著として意味深い。

⑤ 岸和田事件に関する特集

【文献39】「岸和田事件からみえる課題」『子どもの虐待とネグレクト』 6巻3号(小林美智子 2004年)

本稿は被虐待児の中学3年A君(15歳)に対する虐待の実態(経過)を、年代別に詳細に取り上げ、なぜ周囲にいた義弟・実弟が、虐待発見者としての行動を起こすことができなかったのか。またなぜ、学校や児童相談所の援助者が、虐待の疑いが生じた場合に、確証がない中で通告義務や介入を履行することが困難であったのかを検証している。最後に虐待死を無くすことへの挑戦として、わが国においても、重篤な事例、特に死亡事例を分析する仕組みを早急に作らなくてはならないことを示唆している。具体的には、第一に医療・保健・教育・警察からの事例を一ヶ所に集め、生前死後の関連情報を詳細に確認し、分析する専門家集団を組織して、子ども像・親像や、生活状況・援助実態を分析して公表すること。第二に、援助関係者が死亡を予防する手がかりを掴み、日々の実践に、それらを生かす必要があることを述べている。この論文が、わが国における死亡事例検証の仕組みづくり構築の重要性を強く主張したことで、その後の各自治体による死亡事例検証委員会発足に一つの方向を示したといえよう。

【文献40】「岸和田事件をめぐって・・・・福祉の立場から」『子どもの虐待とネグレクト』 6 巻 3 号 (津崎哲郎 2004年)

本論文は、福祉の立場で、なぜこの事件を周囲が察知することが難しかったのか、同様の事件を防止するためには、どのような福祉的対応をなすべきであったのかという点に焦点を絞り検証を試みている。虐待に気づくことができなかった点について筆者は、本児(中3)と弟(中2)・保護者等、そして近隣、友人、親族など、当事者や周辺の人々が学校、児童相談所と接触しながらも、事態の深刻さを全ての関係者が受け止められずに、救出に向けた行動に至ることができなかった致命的な課題を抱えていたと指摘している。児童虐待防止法では、虐待は基本的に保護者や被害児が援助を申請しないということを前提に法律が組み立てられているが、通告されても上記のようにその事態に関して、情報の受け手である関係機関や専門職によって、情報を正確に認識しきれなかった問題点、機関同士・担当者間の連携の課題、保護者や子ども本人が虐待と言わない事態に対して、どう感性を働かせるかということについても検討している。分析は、親族、近隣、学校、児童相談所の立場からそれぞれ行われていた。そして、特にこの事件が児童虐待防止法の改正に影響を与え、「学校教育が果たすべき役割が新たにいくつか法律の中に盛り込まれるところとなったが、大いに歓迎すべきことである」と主張する。また岸和田事件により、立入調査の権限強化が、その後強調されるようになった点、それを判断する児童相談所や所長・職員それぞれの立場から介入型のソーシャルワークの習熟と発展に

【文献41】「「子どもの明日を守るために」─児童虐待問題緊急対策検討チームからの緊急提言─」 『子どもの虐待とネグレクト』Vol.6 No.3(大阪府児童虐待問題緊急対策検討チーム 2004年)

大阪府は岸和田市における児童虐待事件を重く受け止め、今後の児童虐待防止対策について検討を 行うことを目的として、外部有識者による児童虐待問題緊急対策検討チームを設置した。本報告には、 チームが2004年2月10日の第1回会議から検討を重ね、2004年3月26日の第6回会議において「緊急 提言」を取りまとめた内容が記されている。事件の検証では2つの事件を基礎に、虐待対応のための 具体的方策として5項目の提言を示している。その中で、この事件を機に、虐待の通告が増え、相談 件数が伸びていることを踏まえると、児童虐待対応の専門機関である子ども家庭センター(児童相談 所)の職員を増員して、組織体制を強化することが最も重要であるという結論に至っていた。本報告 書の「おわりに」の部分では、児童相談所による立入調査の権限の強化に関心が集中していることを 危惧していることが述べられ、子どもの安全のために介入的機能を発揮するのか、課題を抱える家庭 に対する援助的機能を発揮するのか、保護者や家族の人権にも配慮しながら、適切に判断することが 児童相談所に求められていること、また虐待が、子どもに対する重大な権利侵害ということを再認識 して、全ての人々が、虐待の未然の防止と早期発見を社会全体の課題として捉えなければならないこ とが主張されていた。今回の事件では、近隣の住民や学校の生徒がかなり早い時期から虐待の疑いを 抱いていたと言われるが、それらの情報が適切にセンターや学校に伝わることがなかった事実を非常 に重く捉えている。そして、本報告書は、子ども家庭センターにおける虐待対応のあり方を中心に検 討しているものであり、学校における虐待対応のあり方について十分に触れられているものではなか った。

本報告の特徴は、2つの事件を扱い検証がなされている点と、事件の実態分析にとどまらず、提言に合わせて具体的な方策を明らかにした構成であった点にある。そして、2つの事件の共通点は、複雑な家庭環境であるとともに、「虐待ではない相談」として対応していた中で事件が発生していた部分であった。一つ目の岸和田市における事件とは、2003年11月2日、中学3年生男子が保護者の虐待により衰弱した状態で病院に搬送され意識不明の状態が続き、2004年1月25日、父親とその内縁の妻が殺人未遂容疑で逮捕され、2月16日に起訴されたケースであり、二つ目の事件は、2003年8月5日、2歳男児が母親の内縁の夫とその友人により暴行を受け、死亡した和歌山市におけるケースである。後者のケースでは、過去に虐待歴のある家庭の児童を虐待とは異なる理由で施設へ入所措置し、その後、家庭復帰させた後に転居先の和歌山市で再び虐待が発生し死亡に至っていた。

5つの提言と具体的な方策は以下の通りである。1.複雑多様化する子ども家庭相談への対応の基本 徹底(1)虐待対応マニュアルの見直しと徹底、(2)アセスメントツールの活用。2.子ども家庭センタ ーの組織体制の強化(1)子ども家庭センターの危機管理機能の強化(2)職員の増員等による体制強 化(3)業務全体のIT化。3.職員の資質向上のための取り組み(1)虐待対応エキスパートの育成(2) 虐待対応のための組織マネジメントに重点をおいた研修の強化。4.虐待対応の総括的組織の必要性と 第三者的視点の導入(1)総括的組織の必要性(2)第三者的視点の導入。5.地域における関係機関との連携[1]子ども家庭センターと学校の通告等に関するルールづくり(1)相談・通告票の作成(2)連携の基本に関するルールの作成と徹底。[2]地域の児童虐待防止体制の強化(1)大阪府と市町村の連携のあり方の検討(2)市町村虐待防止ネットワークの強化(3)民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども家庭サポーターの活用(4)住民への意識啓発。[3]子どもへの支援(1)子どもの声を受け止めるための仕組みづくり(2)子ども自身のエンパワメント。

この報告書は、インターネットで直ぐに公表され、その後の各自治体で実施された虐待事件の検証 にその方法が影響を及ぼす形となり、また事件自体も、虐待情報の収集や学校との連携・立入調査の 強化についても、様々な課題を投げかけたものとなった。

(加藤洋子)

4 非行・教護分野

【文献42】森望「虐待された子どもの自立支援」 『母子保健情報』 42(2000年) 87-90頁

この論文は、虐待の結果として親子分離にいたる児童の受け入れ先として、児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設等のそれぞれについて現状と課題を概観したものであり、非行と教護の課題に特化した言説ではない。しかし、なかで児童自立支援施設について、「虐待を受けた子どもたちのうち行動化が顕著で他の施設では適切な援助が提供できない子どもたちのための施設」という位置づけ方をしている点が、第3期における虐待を非行原因として捉える立場を示す考え方として意味深い。

【文献43】全国児童自立支援施設協議会『非行問題』207号(2001年)

『非行問題』は、主として児童自立支援施設職員と関係者によって編まれている年刊誌であるが、2001年号は「非行の背景にあるもの・虐待」を特集テーマとして組まれた号である。

特集論文の大部分は、児童自立支援施設以外の執筆者によって占められている。非行原因の一つに 児童虐待を据えることにより、児童理解が「他に被害を与える加害者としてだけのとらえ方」(與古 田貴之・砂川純子「沖縄県における被虐待児への対応」『非行問題』207、86頁)からより多角的な、 複合的なものに深まる結果、他領域の専門職の見解が求められるともいえる。それぞれの論文は、い ずれも詳細な事例から立論されており、虐待を経験した非行児童に向き合う現場が、具体的な児童の 言動とそれへの実践的対応への学びに枯渇している現実が本特集号の背景にあることが察せられる。

(田澤薫)

- 5 医療・保健・心理分野
- ① 被虐待児への治療について

【文献44】本間博彰・小野善郎「児童虐待に対する治療的介入と児童相談所のあり方に関する研究」 平成14年度 (厚生労働科学研究費補助金 総合的プロジェクト研究分野 子ども家庭総合研究、2003 年)

本研究は、2002年度・2003年度・2004年度と3年間に及ぶ研究であり、児童相談所における治療的介入とは何かについて言及された論考である。

研究の構成は、第一に、児童相談所における虐待ケースに対する適切な介入と対応の進行管理のあり 方を分析し、第二に、精神科診察や精神科治療を必要とする虐待ケースに対する入院治療を含めた「精神科医療による介入」のあり方と精神医療機関との連携について検討している。

研究方法としては、児童相談所の常勤精神科医・児童福祉司・心理判定員などから構成される研究 班を組織して、児童相談所の進行管理システムの具体例、アンケート調査によって把握した全国の児 童相談所における進行管理の実態、研究協力者の経験などを材料にして研究討議を行っている。児童 相談所と精神科医療との連携・協力に関する研究では、モデル的な実践を行っている児童相談所や地 域の実地調査を行い、児童相談所での医師の業務や役割についてのあり方を考察している。

結果として、全国の児童相談所が進行管理システムを構築・実行する上でのポイントや注意点をまとめている。ここでいう進行管理システムとは、児童相談所における虐待対応の全体を管理するシステムを指しており、個々のケースについての全体像と取るべき対応状況を閲覧可能にすることの重要性を主張する。しかし、実際に進行管理システムを動かしている児童相談所は極めて少なく、それを踏まえた上で、受理したケースを効果的に管理し、地域と連携を取ること、児童の家庭復帰・再統合への取り組みを行う上でも進行管理のコンセプトが、如何に重要であるかについて指摘している。

また、児童相談所における精神科医療体制については、155か所の児童相談所から回答(86.1%)が得られており、常勤精神科医が配置されていた児童相談所は18か所のみで、非常勤で対応している児童相談所の多くは1ヶ月の延べ勤務時間が16時間以下であり、精神科医の関与が十分でない状況を明らかにした。

さらに、児童相談所の特徴を反映するパラメータを用いてクラスター分析を行い、児童相談所は4つの類型(地方型、中間型、都市型、大都市型)に分けられ、地方型や中間型の児童相談所に常勤精神科医がほとんど配置されていない状況が確認された。児童相談所内の治療的介入についての医療体制を明らかにした研究であり、治療についての対策が重要視されている中で、行政が、治療的ケアをどこまで整備しているかについて課題を投げかけた研究といえよう。

② 発達障害と子ども虐待について

【文献45】杉山登志郎他「被虐待児の医学的総合治療システムのあり方に関する研究」平成15年度 (厚生労働科学研究費補助金 総合的プロジェクト研究分野 子ども家庭総合研究、2004年)

杉山他による研究は、2003年度・2004年度・2005年度と3年間に及ぶものである。ここでは、2003

年度の杉山他の「子ども虐待への包括的ケア」を中心に取り上げる。

本研究は、医療機関を訪れる重症な虐待症例が、未だ医療機関を核とした子ども虐待への治療システムが整えられていないことから、あいち小児保健医療総合センター院内にある、小児保健センターが心療科の診療と協力しながら子ども虐待への包括的ケアを可能なシステムを構築している例を挙げて分析している。また、2001年11月の開院から2003年12月までの25ヶ月間に受診した虐待症例277例を提示し、このうち46例は親側のカルテを作り、親子で平行して治療を行った症例を用いている。

子ども231例中何らかの発達障害の診断が可能な症例は122例(53%)であり、大半は知的な障害のない発達障害であった。反応性愛着障害は幼児の過半に認められ、年齢が上がるに連れて解離性障害と行為障害の併発が増えていたことを明らかにしている。「子育て支援外来」の統計にみる虐待の実態分析では、知的障害の無い発達障害の存在が虐待の高リスクになることが明らかになり、また、幼児期において、反応性愛着障害が最も一般的で、年齢が上がるにつれ、上記の通り、解離性障害や非行の臨床像を取るものが増えることも確認された。

入院治療に関しては、閉鎖ユニットを持つ心療系の病棟が2003年5月に開設され、12月までの8ヶ月間に66名の虐待児の入院治療を行ったこと。また、過覚醒に伴う多動、衝動的攻撃行動、挑発行動への対応については、閉鎖ユニットによる保護や、強力な薬物療法と、乖離に焦点を当てた精神療法を組み合わせた治療が必要であり、虐待治療に特化した治療システムが不可欠であったことを示している。

これらの一連の研究は、『子ども虐待という第四の発達障害』という著書にまとめられ2007年発刊された。杉山他による2003年度の報告書は、虐待と発達障害の関係を明らかにした最初の研究であり、治療的ケアが如何に重要であるかを多くの症例を用いて明示した研究といえよう。

(加藤洋子)

資料1 児童虐待関係政令・省令リスト

通知名	政省令名	通知年月日	概要
政令第366号	児童福祉法施行令 の一部を改正する 政令	平成12年6月14日	児童福祉法施行令9条の7中「医療機関」の下に「国立病院及び」を加える政令
厚生省令第112号	児童福祉施設最低 基準の一部を改正 する省令	平成12年8月11日	児童福祉施設最低基準に、苦情への対応の仕組みを設けること、処遇に関して都道府県から受けた指導等に従って適切な改善を行うこと及び運営適正化委員会との連携について定める省令
厚生省令第128号	児童福祉法施行規 則等の一部を改正 する省令	平成12年10月23日	助産施設の利用に関する手続の改正等を定める省令
政令第471号	児童虐待の防止等 に関する法律の施 行期日を定める政 令		平成12年11月10日 児童虐待防止法の施行期日を平成12年11月20日とする政令
政令第472号	児童虐待の防止等 に関する法律の施 行期日を定める政 令防止等に関する 法律施行令	平成12年11月10日	児童虐待防止法の施行に伴い、指定都市が処理する事務について、地方自治 法施行令の一部を改正する政令
厚生労働省令第38号	児童福祉法施行規 則等の一部を改正 する省令	平成14年3月26日	学校教育法の一部改正に伴い、児童相談所長及び児童福祉司、母子指導員、 児童更正施設職員等の資格を改正する省令
厚生労働省令第82号	児童福祉法に基づ く指定居宅支援事 業者等の人員、設 備及び運営に関す る基準	平成14年6月13日	児童居宅介護、児童デイサービス、、児童短期入所について、指定居宅支援事業者等のそれぞれの基本方針、人員、設備及び運営の基準を定める省令
政令第256号	児童福祉法施行令 の一部を改正する 政令	平成14年7月12日	児童福祉法の一部改正に伴い、保育士の欠格事由、指定保育土養成施設の指定要件、その他保育士試験等に関する事項を定める政令
政令第255号	児童福祉法の一部 を改正する法律の 一部の施行期日を 定める政令	平成14年7月12日	児童福祉法の一部改正法の施行期日を平成15年11月29日とする政令

厚生労働省令第115号	里親の認定等に関 する省令	平成14年9月5日	児童福祉法27条1項3号に定める里親を養育里親、親族里親、短期里親、専門 里親とし、それぞれ定義、要件、申請方法、認定、登録等について定める省令
厚生労働省令第116号	里親が行う養育に 関する最低基準	平成14年9月5日	里親が行う養育について、最低基準として、養育の一般原則、児童を平等に養育する原則、虐待等の禁止、教育、健康管理、衛生管理、」養育計画の遵守、記録の整備、都道府県知事への報告義務等を定める省令
厚生労働省令第168号	児童福祉施設最低 基準の一部を改正 する省令	平成14年12月25日	保育所の設備等について改正する省令
政令第193号	児童福祉法施行令 の一部を改正する 政令	平成15年4月1日	児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談所の設備、児童福祉施設の設備等に 要する費用の算定基準を変更する政令
厚生労働省令第130号	児童福祉法施行規 則の一部を改正す る省令	平成15年8月22日	子育て支援事業の要件及び特定市町村による市町村保育計画の要件を定める 省令
政令第469号	児童福祉法施行令 の一部を改正する 政令の一部を改正 する政令	平成15年11月27日	児童福祉法の一部改正に伴い、保育土養成に関する事項を改正する政令
政令第521号	児童福祉法の一部 を改正する法律の 一部の施行に伴う 関係政令の整備に 関する政令	平成15年12月17日	平成15年法律第121号(児童福祉法の一部改正法)の一部施行に伴い、児童福祉法施行令、地方自治法施行令、母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令
厚生労働省令第1号		平成16年1月20日	児童福祉施設における感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずること等 を定める省令
政令第111号	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する	平成16年3月31日	地方公共団体が設置する保育所における保育の実施に要する保育費用について、国庫等の負担の対象外とすることい伴い、その負担額の算定基準を定めた規定を削除すること等に関するる政令
政令第402号	児童福祉法の一部 を改正する法律の 施行に伴う関係政 令の整備に関する 政令	平成16年12月17日	里親の定義規定の創設、保護受託者制度の廃止及び児童自立生活援助事業の 目的に当該事業の対象者に対する修業の支援が追加されたことに伴い、所要の 整理を行うこと等に関する政令

政令第412号	四章福祉法の一部 を改正する法律の 一部の施行に伴う 関係政令の整備に 関する政令		小児慢性特定疾患治療研究事業、保育料の収納事務の私人委託、専門的な知平成16年12月22日 識及び技術を要する児童相談について都道府県の他、指定都市が処理すること等に関する政令
厚生労働省令第178号	児童福祉法施行規 則等の一部を改正 する省令	平成16年12月24日	児童福祉施設職員による虐待等の禁止、秘密の保持を定める児童福祉施設最低基準を改正すること、里親の要件、申請手続き、認定等について職業指導を行平成16年12月24日 う養育里親、専門里親、親族里親、短期里親についてその認定等を定め、懲戒権の濫用の禁止等を新たに規定するに関する省令(平成14年厚生労働省令第115号)を改正する省令

資料2 児童虐待関係通知

通知名	通知年月日	通知番号	カラ
児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の施行について	平成12年8月22日	厚生省大臣官房障 害保健福祉部障害 福祉部長・老人保 健福祉・児童家庭 局長連名通知 障 615、老発598、児 発707	社会福祉事業法等の一部改正に伴い、苦情への対応に関する児童福祉施設最低基準等の一部を改正し、解決の仕組み等について定める通知
児童虐待防止法の施行について	平成12年11月20日	厚生労働省児童家 庭局通知 児発第 875号	児童虐待防止法の施行に伴い、同法の要点、運用上の留意点等を定め た通知
一時保護児童処遇促進事業の実施 平成13年4月2日 について	平成13年4月2日	厚生労働省児童家 庭局通知 雇児発 第248号	
児童の安全の確保について	平成13年6月8日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 雇児総務 発課長通知 雇児	大阪府内の小学校における児童殺傷事件を契機に、児童福祉施設等における児童の安全の確保に努めるよう注意喚起を求める通知
児童福祉施設等における児童の安全の確保について	平成13年6月15日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務・社会・援護局総務・社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長連害保健福祉課長連害保健福祉課長連名通知 雇用総発 第402号	大阪府内の小学校における児童殺傷事件発生を受けて、児童福祉施設等における事件の発生予防、対応、協力体制、連携体制の確保および児童にとっての安全な環境確保のための地域コミュニティー作りとうによる発生予防を求める通知
民生委員・児童委員の一斉改選について	平成13年6月29日	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長、 同援護局長通知 雇児発第434号、 社援 第1146号	少子・高齢化の進展、家庭機能の変化等の社会環境の変化に鑑み、民生委員・児童委員の選任にあたり配慮すべき事項を定める通知。主任児童委員の配置については、児童虐待問題等の増加に対応するため、民生委員協議会には最低2人とする配置基準とする。
児童福祉司及び児童相談所長の任 平成13年7月9日用資格の取り扱いについて	平成13年7月9日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 雇児総発 第31号	児童虐待防止法の成立に伴う児童福祉法の改正により、児童福祉司の任用資格及び児童相談所長の任用資格を定める通知

母子生活支援施設におけるDV被害を受けた母子や被虐待児の増加に鑑み、カウンセリング等により母子の心のケアを図るため、心理療法担当職員の資格や運営の基準等を定める通知	家庭や地域における子育て支援機能の低下状況の中で、子育て中の親の孤立感、閉塞感等から虐待に至るケースにもつながかわなかいところから、子育ての負担感の軽減を目的に、子育て親子の交流。相談援助、情報提供等を行う事業実施に関する通知	子育で不安の増大、児童虐待に関する相談件数の増大に伴い、児童の健全育成のための環境を整備するため、支援が必要な者のニーズ発見、社会的孤立等への対応、児童虐待の早期発見、対応、機関連携等を研修の内容に含めるものとする通知	児童虐待問題の増加に鑑み、虐待等地域における家族に対する継続的関わりの体制の強化を図るため、児童福祉施設に附置するものとされていた同センターを、児童福祉施設と「連携のとれる範囲」で設置することが出来るとする通知	児童虐待の発生予防に向けたハイリスク要因の発見、保健師等の家庭 訪問等による支援などの予防的取り組みの組織的推進、児童相談所等 との連携、研修の強化を求める通知	児童虐待問題の増加に鑑み、中核市等においても児童家庭支援センターをモデル的に整備するための「児童家庭支援センター運営モデル事業の実施要綱」を定め、その実施を求める通知	専門里親が受けるべき研修の要件について規定する告示	里親認定に関する省令及び里親最低基準の公布を受けて、これら省令の具体的内容を具体的に定める通知	里親認定に関する省令及び里親最低基準の公布を受けて、各種の里親 認定、委託、里親養育の実施などの詳細を定める通知
厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 508号	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 0430005号	厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長局長 会・援護局長局長連名通知 雇児発第052001号、社援発第6522001号、社援	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知 雇児福発第 0619001号	健発第0619001号、 雇児発 第0619001 号	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知雇児発 第 0717003号	厚生労働省告示 第290号	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 09005001号	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 0905002号
平成13年8月2日	平成14年4月30日	平成14年5月22日	平成14年6月19日	平成14年6月19日	平成14年7月17日	平成14年9月5日	平成14年9月5日	平成14年9月5日
母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児に対する適切な処遇体制の確保について	つどいの広場事業の実施について	民生委員・児童委員の研修につい 平成14年5月22日で	児童家庭支援センター運営事業の 平成14年6月19日 取扱いについて	地域保健における児童虐待防止対 策の取り組みの推進について	児童家庭支援センター運営モデル 事業の実施について	里親の認定等に関する省令第19条 第2号の厚生労働大臣が定める研修	「里親の認定等に関する省令」及 平成14年9月5日び「里親が行う養育に関する最低基準」について	里親制度の運営について

「里親の認定等に関する省令第19条第2号の厚生労働大臣が定める研修」 (平成14年厚生労働省告示290号)の公布を踏まえて、専門里親研修制度の 運営につき、必要な基礎的知識や技術の修得等資質の向上を図ることを目 的に、その実施機関や研修内容等留意すべき点を定める通知	児童福祉における養子制度の意義を、要保護児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えることにより児童の健全な育成を図ることとたた上で、養子縁組の種類、児童相談所の役割、養子縁組あっせんの手続、家裁との協力・連絡等について定める通知	里親制度の充実を図るために里親への研修、委託された子どもや里親自身に対する養育相談事業の実施等を定めた「里親支援事業実施要綱」にもとづき、その適正かつ円滑な実施を都道府県等に求める通知	保健活動を効果的に展開するために、地域保健関連施策の企画、立案、実施等の他、医療、福祉等との連携、協働をするため、総合的な健康施策に積極的に関わることを求める通知	岸和田事件を契機に、児童相談所における情報の共有、学校・幼稚園・保健所・警察との連携、養育力不足の家庭の早期発見等を求める通知	医療機関から「養育支援を必要とする家庭」の診療情報の提供が行われるようにするための体制整備等について定める通知	家庭や地域における養育力の低下に鑑み、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭、施設退所後のアフターケアが必要な家庭等に対して、安定した養育を可能にするために、家庭内での育児に関する具体的な援助や養育相談・育児科談等、訪問による支援を実施すること求める通知	児童虐待死亡事例の検証により指摘された家庭の「養育力不足」について、「養育力」に応じた適切な支援の強化、新生児期及び乳幼児期における対応の強化、医療機関との連携の強化、ネットワークの構築と対応の強化を求める通知化、	岸和田事件に関連して、児童相談所における情報の共有、学校、警察との 連携のほか、養育力不足の家庭の早期発見・対応が求める通知
厚生労働省雇用均 [車	厚生労働省雇用均 <u>阴</u> 等・児童家庭局長 童(通知 雇児発 第 上、 0905004号 裁法	厚生労働省雇用均 <u>国</u> 等・児童家庭局長 に 通知 雇児発 第 き、 0905005号	厚生労働省保健局 保信 長通知 健発第 施 1010003号 極極	厚生労働省雇用均 岸海 等•児童家庭局総務 所・ 課長通知 雇児総発 第0130001号	厚生労働省雇用均 医 等・児童家庭局総務 うに 課長通知 雇児総発 第0310001号	厚生労働省雇用均 家原等・児童家庭局長通 が配知 雇児発 第 安第 安第 0331032号	厚生労働省雇用均 <u>阴重</u> 等•児童家庭局母子 育、保健課長通知 雇児 化、母発 第0331001号	文部科学省初等中 岸 等教育局児童生徒 連封 課長通知 15初児生 第18号
平成14年9月5日	平成14年9月5日	平成14年9月5日	平成15年10月10日	平成16年1月30日	平成16年3月10日	平成16年3月31日	した母子 平成16年3月31日	平成16年1月30日
専門里親研修制度の運営について	養子制度等の活用について	里親支援事業の実施について	地域における保健師の保健活動に 平成15年10月10日 ついて	児童虐待防止対策における適切な 平成16年1月30日 対応について	養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について	育児支援家庭訪問事業の実施につ 平成16年3月31日 いて	「家庭の養育力」に着目した母子保健対策の推進について	「児童虐待防止に向けた学校にお 平成16年1月30日ける適切な対応について」

「現在長期間学校を休んでいる児童 平成16年4月15日 生徒の状況等に関する調査結果と その対応について」	平成16年4月15日	文部科学省初等中 等教育局児童生徒 課長通知 16初児生 第2号	長期の欠席の背景に児童虐待が潜んでいる可能性があるとの認識のもとに、 学校での対応や関係機関との連携に努めるものする通知
「現在長期間学校を休んでいる児 平成16年4月15日童生徒の状況等に関する調査」結果を踏まえた対応について	平成16年4月15日	厚生労働省雇用均 文科省がとりま 等・児童家庭局総務 知を踏まえ、児 課長通知 雇児総発 化を求める通知 第0415001号	文科省がとりまとめた長期欠席の児童生徒の調査及びその対応に基づく通知を踏まえ、児童虐待防止に向けて学校・教育委員会等との連携・協力の強化を求める通知
自立促進等事業の実施について	平成16年5月11日	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 0511002号	児童養護施設等入所児童のケアに関する創意工夫や自立に向けた取り組み、早期家庭復帰、施設と里親の協働等に対する支援をするための通知
乳児院等における早期家庭復帰等 平成16年4月28日の支援体制の強化について	平成16年4月28日	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 0428005号	家庭環境上の理由により入所する児童の増加に対応するため、早期の家庭復帰、里親委託等を支援ための体制強化を図ることを目的に、家庭支援専門相談員 (ファミリーソーシャルワーカー) を乳児院等に配置し、事業を実施するための通知
児童養護施設のケアの小規模化の 平成16年5月6日 推進について	平成16年5月6日	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 0506002号	児童養護施設における被虐待児の入所増加にかんがみ、被虐待児の特性に応じてできる限り家庭的環境の中で職員との個別的関係を重視した養護を実現するための体制の整備を図ることを目的とする「小規模ブループケア実施要綱」の実施を求める通知
児童養護施設の小規模なグループ。 によるケアの推進における実施指 針	平成16年5月6日	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 0506001号	「小規模グループケア実施要綱」の具体的事項につき定める指針
特別の支援を要する家庭の児童の保 平成16年8月13日 育所入所における取扱い等について 	平成16年8月13日	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長 通知 児発第 0813003号	児童虐待防止法の施行に伴い、特別の支援を要する家庭の児童を保育所に入所させるにあたり、選考上の取扱いについて定める通知

資料3 児童福祉分野判例リスト

評釈		川田昇・民商法雑 誌128~3 p. 95 大島俊之・法律時 報77~1 p. 92	許末恵・民商法維 誌126-3 p.141	許未恵・民商法維 誌126-3 p.141	 許未恵・民商法雑 誌126-3 p.141
掲載誌	家裁月報53-1 p.95	家裁月報54-4 p.74	家裁月報53-11 p. 119	家裁月報53-10 p. 119	家裁月報53-12 p.88
概要	児相長が、実父母がいずれも未決拘留中であり、実母の児童(1歳女児)に対する監護状態に問題が多いこと、加害者の特定には至らないが児童に対する性的虐待が疑われること等を理由として児童福祉施設入所措置の承認を求めた事件で、実父は拘置所に入所しており、実母は覚せい剤の自己使用により精神状態に異常を来し、児童に対する適切な監護が実父母によって行えない状態にある等、児童が劣悪な監護状況に置かれていたことを認めた上で、実母は更生を誓っているが児童には手厚い保護が必要であること等を考え合わせると、児童を再び実母の下に戻すことは著しく児童の福祉を害するとして、乳児院への入所を承認した。	児和長が、一時保護した児童(5歳男児)の母親に「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が強く疑われることを理由として児童養護施設入所措置の承認を求めた事件で、事実関係を詳細に認定した上で、具体的な手段方法の点までは明らかでないものの、長期間にわたり児童の祭に携わってきた二人の医師の見解のほか、児童の下痢の量に関する過大申告の関係では明らかに一種の虐待行為があったものと認められることなどからして、母親による虐待(MSBP)が極めて強く疑われるところであるが、これはいわば過去のことであって、最も重要な問題は、今後いかに児童の監護養育に取り組むのかという点であるところ、両親が今後の養育態度を改める姿勢を示していないことなどから、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」(児童福祉法28条1項本文)に該当するとして、児童養護施設への入所を承認した。	児和長が、親権者たる実父の児童(5歳男児)に対する身体的虐待を理由として児童養護施設入所措置の承認を求めた事件で、実父が児童を虐待したという評価は避けがたいものであり、仮にしつけを目的になされたものであるとしても、その方法は合理的範囲を越えているのは言うまでもなく、実父が児童本人の監護義務を十分に尽くしたとは言えないことは明らかであり、このまま実父に事件本人の監護をさせることは著しく当該児童の福祉を害することになるとして、児童養護施設への入所を承認した。	児相長が、親権者たる養父及び実母の児童(6歳女児)に対する身体的心理的虐待を理由として児福法27条1項3号の指置の承認を求めた事件で、養父及び実母の児童に対する厳しい態度はしつけの目的ではあったものの、皮下山血等がみられるに至っていること、養父及び実母は自らの養育態度を改善することができないでいる等、現段階で児童を家庭に帰して実母及び養父の監護下におくことは著しく児童の福祉を害するとして、児童養護施設への入所を承認した。また、親子関係の調整を図っていくためには、養父及び実母においては、児童保育の専門機関である児童相談所による助言や指導を受けるとともに、精神科医等のカウンセリングを受ける等して、児童の現状を理解し、養育態度の改善をはかることが必要であると付言した。	児相長が、一時保護した児童(11歳)について児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件で、親権者たる実母の児童に対する監護の在り方は実母の精神状態によって左右されており、このような実母の監護の許で児童は実母の精神状態の変化が予想できないことから心情的に安定した状況になかったことが容易に認められ、実母の児童に対する体罰等は児童の福祉を著しく害するとして、児童養護施設への
共	承認 (確定)	承認 (確定)	承認 (確定)	承認 (確定)	承認 (確定)
事件名	児童の児童福祉施設収容の承認申立事件	福祉施設収容の承認申立事件	児童の福祉施設収容の承認申立事件	児童の福祉施設収容の承認申立事件	児童養護施設入所の 承認申立事件
事件番号	平成12年 (家) 808号	, 平成12年 (家) 142号	平成13年 (家) 950号	平成13年 (家) 350号	平成13年 (家) 383号
裁判所	広島家裁 (審判)	宫崎家裁都 城支部 (審判)	大阪家裁 (審判)	福 国家裁 (審判)	札幌家裁 (審判)
判決日	H12. 7. 28		H13. 4. 2	H13. 4. 23	H13. 6. 11
	П	Ø	င	4	ಬ

鈴木博人・民商法 雑誌127-4・5 p. 238	許末恵・民商法維 誌129-1 p. 128 平田常子・賃金と 社会保障1377 p. 70	古田恒雄・奉刊教 南法140 p. 84 鈴木博人・民商法 雑誌129-4・5 p. 309 村重慶一・戸籍時 報568 p. 63 黒川雅子・月刊高		村重慶一・戸籍時 報568 p. 63 川田昇・民商法雑 誌129-4・5 p. 304 永水裕子・上智法 学論集48-3・4 p. 243
家裁月報54-2 p.138	家裁月報54-10 p.63	家裁月報55-9 p.70	家裁月報55-7 p.70	家裁月報55-7 p.68
児相長が、児童ら (12歳、6歳) の児童福祉施設への入所措置の承認を求めた事件で、実母がアルコール依存症であり、児童らに対して暴力等の虐待等を繰り返す継父と絶縁することができずに離婚と復縁を繰り返し、児童らの養育環境をさらに悪化させていることかで、このような状況の下では児童らの養育を親権である実母に委ねることは児童らの福祉に沿うとは到底いえないとして、申立人において児童らきそれぞれ適切な児童福祉施設に入所させることを承認した。	児相長が、児童(13歳)の児童自立支援施設への入所措置の承認を求めた事件で、 親権者たる実父が児童に対して、時間を問わない長時間にわたる厳しい叱責、日常 生活の監視、物を投げつけるなどの行為を繰り返して、児童を心理的に虐待したと 評価することができ、このまま児童を実父に監護させておくことは著しく児童の福 社を害するとして、児童自立支援施設への入所を承認した。	児相長が、継父による性的虐待を理由に児童(女児)の施設入所措置の承認を求めた事件で、親権者たる実母が、施設入所に同意しても、入所理由については同意していないときには、児童福祉法28条の「親権者の意に反するとき」に該当するとして、継父の性的虐待を放置等した母に児童を監護させることは、著しく児童の福祉を害するとして、児童自立支援施設への入所を承認した。	児相長が、親権者たる実母に「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われること等を理由として児童(4歳女児)の児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件で、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」に起因して児童が財血症等の症状を呈していたと認定することは困難であるが、一時保護後の児童の症状の回復状況等に鑑みれば、児童に対する実父母の監護養育方法は、少なくとも客観的には適切さに欠けており、児童の福祉の観点から、今後相当期間、児童を父母から分離し、安定した養護環境の下で、医療的措置を続けるとともに、小身とおに権全な育成を図る必要がある等、本件においては、児童福祉法28条に規定する児童福祉機関の措置権を行使すべき事態にあるとし、児童養護施設への入所を承認した。	抗告審は、児童は一時保護された後順調に回復し、母も精神科医のカウンセリング を継続的に受けるようになったが、更に関係機関の指導、援助の下に監護養育方法 を点検、改善していく必要が認められるとして、実父母からの即時抗告を棄却し た。
承認 (確定)	承認 (確定)	承認 (確定)	承認	抗告棄均 (確定)
福祉施設入所承認申 立事件	児童の福祉施設入所の承認申立事件	児童福祉施設収容承認中立事件	児童福祉施設収容承認申立事件	児童福祉施設収容承 認申立審判に対する 抗告事件
平成13年 (家) 349 号, 350号	平成13年 (家) 7102 号	⁵ 平成14年 (家) 966号	, 平成14 (家) 100号	平成14 (ラ) 87号
静岡家裁 (審判)	東京家裁 (審判))	千葉家裁市 3 H14. 12. 6 川出張所 (審判)	釧路家裁北 _፤ 見支部 (審判)	札幌高裁 (決定)
H13. 7. 9	H13. 11. 26	H14. 12. 6	H14. 5. 31	H15. 1. 22
9	2	∞	6 ⊖	6 (N)

	T	
村重慶一・戸籍時 報568 p.63		床谷文雄・判例タイムズ1173 p.122 計末恵・民商法権 註132-4・5 p.231
家裁月報56-1 p.128	家裁月報56-9 p.38	家裁月報56-9 p.35
児相長が、一時保護した児童(2歳男児)の児童福祉施設への入所措置の承認を求めた事件で、単独親権者たる実母の児童に対する態度は、いわゆるネガレクトによる児童の福祉侵害、すなわち児童福祉法38条1項の「保護者がその児童を虐待、、著しくその監護を忘り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」に該当し、児童の発達障害の早急な回復と今後の適切な養育のためには、専門的な施設処遇が必要であり、まず乳児院に入院させて乳児並の処遇を行って愛着関係を育成しながら全般的な発達の改善を図った上で、その後に児童養護施設に変更人所させて措置するのが適当であるとして、乳児院又は児童養護施設への入所を承認した。	児相長が、養父母の児童(10歳男児)に対する虐待行為を理由として児童の児童福祉施設やの入所措置の承認を求めた事件で、養父母の児童に対する身体的虐待・心理的虐待等が認められると認定したうえで、現状では、児童を直ちに家庭に戻すことは相当ではなく、いったん施設に措置して安定した環境の中で心身の成長をはかり、専門家による適切な教育を受けさせ、しかるべき時期に親子の再統合と親族の関係修復を図るのが相当であるとして、児童の福祉のため、児童福祉施設への入所を承認した。	抗告審は、児童福祉法28条1項1号に基づき、家庭裁判所が同法27条1項3号の措置を 採ることを相当として承認するか否かは、同号所定の措置のうち、実際に採ろうと する措置との関連で判断すべきものであるから、都道府県知事又はその委任を受け た児相長は、上記の承認を求めるに当たり、原則として、採ろうとする措置、入所 させようとする児童福祉施設の種類を特定すべきであり、家庭裁判所もそのように 特定された措置を承認すべきであるとして、求釈明の上、本件においては、児童に 先天性ミオパチー、てんかんの基礎疾患があり、通常の児童養護施設での処遇は困 難であることなどの事情を勘察し、単に児童福祉施設への入所を承認した原審判を 変更し、肢体不自由児施設への入所を承認した。
承認 (確定)	承認	原審判 東 東認 (確定)
児童の福祉施設収容の承認申立事件	児童福祉施設入所承認中立事件	児童福祉施設入所承 認審判に対する即時 抗告事件
平成15年 (家) 487号	平成15年 (家) 361号	平成15年 (ラ) 1995 号
) (審判)	さいたま家 H15.10.8 裁川越支部 (審判)	,東京高裁 (決定)
H15. 5. 8		
10	ΞΘ	11 @

資料4 民法(家族法)分野判例リスト

評釈		田中通裕・判例 タイムズ1099号 85頁 南田美枝子・民 南法羅誌128巻 4・5号243頁
掲載誌	家裁月報54卷5号139頁	月報54巻5
概要	事件本人の単独親権者であるY(実母、相手方)は、平成5年9月に事件本人A(集交 BはAを認知していない)を出産したが、生活状況が不安定で、精神的・経済的に古 しかったことから、Aは乳児園に入園措置となった。その際、Yが、Aを養育できな い旨を述べていたことから、児童相談所は事件本人を里親委託し、Xら(国親、申立 人)はAについて里親を記を受け、約3年7ヶ月(審判制)にわたって里親としてA を養育してきた。その後、平成11年4月頃から、YからAの月取りの要望が強く出さ れたため、児童相談所は、Xらに対してAをYに戻して欲しい旨を伝えたところ、X らはAの監護養育を継続したいと希望し、引渡しの方向での調整は困難となった。そ こで児童相談所は、同月30日付けで、Xらへの里親奈託を解除し、引き続き、引取り への調整のため、Aにづしいを希望し、引渡しの方向での調整は困難となった。そ こで児童相談所は、同月30日付けで、Xらへの里親奈託を解除し、引き続き、引取り への調整のため、Aに対してAをYに戻して欲しい旨を伝えたところ、X られため、児童相談所は、対はXらに対してAをYに戻して欲しい旨を伝えたところ、X られたことから、同年6月15日、家庭裁判所にXらをAの監護者として指定するよう られたことから、同年6月15日、家庭裁判所にXらをAの監護者として指定するよう もれた、保護者を指定することに対してAの引渡しを求めた(第2事件)。 第様に、家事審判在9条1項と類は10年3分を ある場合に、監護者を指定することにあると解し、本件については、776条の趣旨を ある場合に、監護者を指定することに、審判事項として審理できるとした。その上 であるXらに申む権を認めるとともに、審判事項として審理できるとした。第2事件につい 宿祉福祉の親点から是認できない、としてXらを監護者に指定して。第2事件につい では、AをYのもと可能できない、としてXらを監護者に指定して。第2事件につい 高社福祉の親にから程認できない、としてXらを監護者に指定して。第2事件につい る力を家庭裁判所の審判で争うものとなり、家庭裁判所の審判権の範囲を起えるも というべきであり、不適法であるとして却下した。また、親権者であるYと監護者と	Yが、原審判の取消を求めて抗告。裁判所は、原審第1事件について、家庭裁判所に対して子の監護権者の指定の審判の申立てをすることができるのは、子の父と母であおして子の監護権者の指定の申立権はないなどとして、原審判を取消した上でXらの申までを対した。また、児童福祉法28条は、都道所県は、保護者に児童を監護させる家立てを対してその福祉を害する場合には、親権者の意に反するときでも、家庭裁判所はの承認を得て里親委託等の措置を採ることができる旨を定めているから、そのような事場合には上記の措置が採られるべきであり、また、民法834条所定の要件がある場合には、親権喪失の宣告の申立てがされるべきであると付言した。第2事件については、ソの申立ては不適法であるとして却下した。
主文	等 第 2 2 4 5 5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 8 8 8 8 8 8 8	第 原 事 時 2 2 2 2 3 3 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
事件名	子の監護者の指定申 立事件及び子の引渡 し申立事件	子の監護者の指定申 立ての審判及び子の 引渡し申立ての却下 審判に対する即時抗 告事件
事件番号	平成11年 (家) 212号, 平成12年 (家) 64号	平成12年 (ラ) 60号
裁判所	正形彩 (審判)	仙台高裁 (決定)
判決日	H12. 3. 10	H12. 6. 22
	1 ⊝	⊗

	1		
吉田恒雄・民商 法雑誌129-1 p. 134		床谷文雄・判例 タイムズ1120 p. 80 村 重慶一・戸籍時 報551 p. 50 総木博人・民商 法権誌129-4・5 p. 298 棚村政行・判例 タイムズ臨刊	床谷文雄・判例 タイムズ1046号 84頁 松本タミ・民商 法雑誌124卷6号 119頁
家裁月報55-3 p. 88	家裁月報55-2 p. 172	家裁月報55-2 p. 163 判例タイムズ 1115 p. 208	家裁月報52巻8 号55頁
別居中の妻(X)が、夫(Y)を相手方として申し立てた未成年者ら(長女A。長男B。共に里親委託中。)の監護者指定申立事件。(A B里親委託の経緯としては、 X が A Bを虐待しそうだとして自ら通報し、児相の一時保護の後、 XY の同意のもとで里親委託措置が執られたものである。)裁判所は、 A Bとも出生時から X が継続して監護してきたことが認められ、 X は一時、 A Bらの養育を行わず、児相に援助を求めたが、その籍状は Y との夫婦関係の問題から生じた一過的なものと推測でき、生活保護により A Bの養育をできる行環境を確保できる状況になく、収入も安定せず、子の監護は、 A Bの養育をできる任環境を確保できる状況になく、収入も安定せず、子の監護部とはないことを前提とすると、現実に A Bを里親から引き取るかどうかは児相の指置決定に委ねることになるが、 X と Y との監護者としての比較においては、 Y が監護者として相応しくないことは明白である等として、 X が児相の指導を受けることを前程として X を監護者に指定した。	(長女A。二女B。)の祖母(X)が、未成 ちとして申し立てた子の監護者指定を本案とす、本審判時一時保護中、本審判修無断で児相は、父母の下で生活中。) 裁判所は、Y1に3あったことは否定し難いものの、本案審判の必要性の疎明もないとして、申立を却下した。	Xは、性的虐待の特殊性を指摘し、本案認容の蓋然性を疎明することの蓋然性は十分であり、 A B両名につき保護の緊急性も保全の必要性もあるとして即時抗告した。即時抗告審は、Bについては原審判は相当であるとしつ、 A については、度重なる Y 1 X 2の暴力を伴った紛争、 Y 1 X 1 X 2の暴力を伴った紛争、 Y 1 X 1 X 2の親力や性的虐待が加えられている可能性が極めて高いこと等が否定できないのであるから、 Y 1 X 2の親権の行使が A 0福祉を害する蓋然性があり、また、審判後児相から逃走し、 X 00もとでかくまわれている状況であって、 X 2 A は、 Y 1 Y 2から連れ戻されるのを恐れて、学校に登校することもできない状況におかれており、 A 0生活環境を早期に安定させる必要があるので、保全の必要性も認めることができるとして、原審判を取り消し、 A 0監護者を仮に X 1	児相長が、親権者(父。長男に対する傷害事件で在監中。)の児童ら(養女、長男、 長女。いずれも児童養護施設入所中。)に対する性的・身体的虐待、及び出所後に児 童らの引取りを強要し、児童らが再び危険な状態に置かれることが予想されること、 を理由として申し立てた親権喪失申立事件。裁判所は、親権者が児童らに対し親権を 濫用して、日常的な性的・身体的虐待を加え、その福祉を著しく損なったことを認定 して、親権者の児童らに対する親権の喪失をそれぞれ宣告した。
承認	上陆	一部取消- 白判 - 部棄却	恒提
子の監護者の指定申立事件	審判前の保全処分申 立事件	審判前の保全処分申 立却下の審判に対す る即時抗告事件	親権喪失申立事件
平成14年 (家) 5454 号. 5455号	平成14年(家 約1004号)	平成14年 (ラ) 254号	平成10年 (家) 331 号, 332号, 333号
H14.7.23 新潟家裁 (審判)	到家 到 等 等 判)	福岡高裁 H14.9.13 (決定)	版
H14. 7. 23	H14. 7. 19	H14. 9. 13	H12. 2. 23
27	ო ⊝	w Ø	4

資料5 民法(財産法)・国家賠償法判例リスト

#件名 主文 大阪併 (Y1) の設置する場子ども家庭センターで一時保護されていた原告ら(養父 X 以 3 母 X 2 の子を開催されていた原告ら(養父 X 1 3 母 X 2 の子を開催されていた原告ら(養父 X 1 3 母 X 2 の子を開催されていた原告ら(養女 X 1 3 母 X 2 の子を開催されていた原告ら(養女 1 3 会に基づき、Y 1 に対しては民法715条又は国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ 相関時報1760 指毒賠償を求めた事件、報用所は、X 5のAに対する虐待不為及び子ともセンター 自事賠償を求めた事件、報用所は、X 5のAに対する虐待為及び子ともセンター D 106 かった過度の対応過程等の事実を詳細に認定した上で、Y 5 による権利侵害の有無に関
東文 大阪府 (Y1) の設置する堺子ども家庭センターで一時保護されていた原告ら (養父 X1、集母X2) の子を帰宅させる条件として、同センターの所長Y2及び同センター 職員 Y3から離婚を強要されたと主張するXらが、Y2・Y3に対しては民法709条・ 719条に基づき、Y1に対しては民法715条又は国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償を求めた事件。裁判所は、XらのAに対する虐待行為及び子どもセンター か 一連の対応過程等の事実を詳細に認定した上で、Y5による権待所及び子どもセンター 助、③一時保護までの子どもセンターの調査・説得活動、②一時保護時での子ともセンターの調査・説得活動、②一時保護時での子ともセンターの調査・説得活動、②一時保護時での子との場合・記得活動、②一時保護時の方がストントでもとってのY5の調査・説得活動、の4かが X5の歴り込み行為から親権専失の申立までのY5の調査・説得活動、の5点について検討し、いずれについてもY5には違法な行為がないとしてX5の請求を棄却した。 原告 X5: 元養を受けたとして、また、元養母である被告 Y2はY1による当該虐待行為を受けていたことを全く加らなかったと主張した。 判決は、XがY1から当該陵虐待為を知りながらこれを黙認していたとして、Y5に対して、Y2は、XがY1から当該陵虐行為を知りながらこれを黙認していたとして、Y5に対して、Y2は、XがY1から当該陵虐行為を知りながらこれを黙認した上で、Y2に、Y5に対して不法行為に基づき合計 1000万円余の損害賠償を請求しま件。これに対して、Y5に対して不法行為を加りに対して表別を加りに、Y2に対いを向じた。 マン1に勝るとも名らない責任があるとして、Y5に対して、世帯中の内体的苦痛を与えたもの
(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
事件名 賞請水事件
(基本) (基本) (基本) (基本) (基本) (基本) (基本) (基本)
事件番号 平成11年 (ワ)7473号 平成13年 (ワ)7号
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
30
HI3. 11. 2

資料6 児童虐待関係文献リスト

出版社		北九州市 児童相談 所	労働大学	金曜日	法総研誌 友会研修 編集部	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
^۱ ۲	I	1	20-22	10-12	13–26	3–178	3–8	9–13	14-21	22-32	33-41
著者名: 雑誌名(巻号)	I	-	まなぶ 505	金曜日 8-20	研修 624	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1
編集者名											
著書・論文等タイトル	2000 児童虐待と児童福祉に関する法律Q&A 改訂版	2000 ストップ・ザ・虐待IV一被虐待児と家族への援助の提案一	児童虐待防止法 (特集 法律をつくりかえる主	恩寵園」園長はなぜ虐待をくり返したか ("子ども時代"を 奪われた子どもたち)	同棲中の元夫の幼児虐待を制止しなかった被告人の行為が、傷害致死罪の不作為による幇助に該当するとして、これを否定して無罪とした原判決【1】が破棄され、有罪が言い渡された【2】事例(【1】平成11.2.12釧路地判、【2】平成12.3.16札幌高判)(新判例解説287)	特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会)	講演録 子どもの権利条約から見た日本と世界の現状 (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 講演録 児童虐待に対する取り組み (特集 日本子どもの虐待 研究会第5回学術集会(栃木大会))	講演録 日本における子どもへの性的虐待ーかかわるものの心 2000.7 の壁こそを、 "無慈悲"でも "および腰"でもなく - (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 教育プログラム 虐待の早期発見と初期対応 (特集 日本子ど もの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 シンポジウム 虐待が子どものこころに与える影響 (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))
発行年	2000	2000	2000.6	2000.6	2000.6	2000.7 特集	2000. 7	2000. 7	2000. 7	2000. 7	2000.7
著者・筆者フリガナ	レクオカケン、 エックカイキタキロ マッコウブオイロ ドキノケンリイイ マカイ マカイ マカイ マカイ マカイ マカイ マカイ マ	キタキュシュウシ ジドウギャクタイ ジレイケントウイ インカイ	アンドウユキ	キヅキチアキ	ムラコシカズヒロ		ミネモトコウジ	マエハシノブカズ	サトウノリコ	カミイデヒロユキ	キイベンナナ
著者 筆者	福岡県弁護士 会北九州部会 子どもの権利 委員会 北九州市児童 相談所	北九州市児童 虐待事例検討 委員会	安藤由紀	木附千晶	村越一浩		拳本耕治	前橋信和	佐藤紀子	上出弘之他	宮本信也他

日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会	日本子と もの唐待 唐待防止 研究会上	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
42-49	50–59	29-09	68–73	74–78	98–62	87–92	93–95	96–100	101–110	111–115
子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネグレクト 2-1	子どもの虐待とネグレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1
		177 (177 \	T	TT \\	TT \\\		177 \\	TT \\	177 × 1
2000.7 (特集 日本子ども虐待の対応における警察との連携を考える (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 4 [日本子どもの虐待研究会]第5回学術集会(栃木大会))	7分科会報告 虐待を受けた子どもの心理療法のあり方 (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 分科会報告 子ども虐待に教職員としてどうかかわるか (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 分科会報告 児童相談所ができること (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	分科会報告 重症度判断と危険度について-リスクアセスメン7ト指標- (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 分科会報告 法的介入の方法と実際例 (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 分科会報告 虐待をする母への援助ー電話相談で何ができるか — (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 分科会報告 保育園・幼稚園での対応と課題 (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 分科会報告 メディカルネグレクトの対応について (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	7 分科会報告 児童相談所を中心とする教済制度の課題と方向性 (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))
2000. 7	2000. 7	2000. 7	2000. 7	2000. 7	2000. 7	2000. 7	2000. 7	2000. 7	2000. 7	2000.7
ョンダツネオ	サイトウサトル	ニンザワサトル	ヒノタカユキ	アベカズヒコ	カトウヨウコ	イシダブンゾウ	ロウヨイツを	ショウジジュンイチ	ヤナガワトシヒコ	オガサワラサイコ
古田恒雄他	斎藤学	西澤哲	日野宜千	安部計彦	加藤曜子他	石田文三他	龍野陽子	庄司順一 他	- 加州	小笠原彩子

日本子ど もの唐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど さの唐待 唐待防止 研究会	日本子ど もの唐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの唐子 虐待防律 研究	教育開発 研究所	社 於 公 全 後 國 國 國 國 國 國 國 國 所 后 后 后 后 后 后 后 后 后 后 后	岩波書店	立花書房	立花書房
116–123	124–129	130-136	137–142	151–155	156–163	164-170	171–178	140-143	20–25	184-193	1-62	1–24
子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	子どもの虐待とネ グレクト 2-1	教職研修 28-11	月刊社会民主 542	229 酱平	警察学論集 53-7	警察学論集 53-7
											警察大学校	警察大学校
2000.7 分科会報告 性的虐待の対応原則考える (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 分科会報告 児童養護施設と自立援助ホーム (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	2000.7 分科会報告 ドメスティックバイオレンスと子ども虐待 (特 1 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	分科会報告 少年非行の背景としての子ども虐待 [含 質疑応2000.7答] (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	7 被虐待児への危機介入2例について一小児科医と関連機関の連 7 携	2000.7 死亡児から学ぶ子どもの虐待ー法医解剖の事例研究と全国における法医解剖の実態調査ー	2000.7 Shaken baby syndromeで発症し、身体的虐待を防ぎえなかった 一例	2000.7 The Efficiency of the Child Protection System in japan	7 児童虐待防止法制定と保護者教育への取り組み (教育時事問 題の法的考察118)	2000.7 虐待防止法の立法経過と概要	2000.7 少年事件 対の関係と暴力-DV・児童虐待・ストーキングに ついて考える-	2000.7 特集 警察政策フォーラム・DV及び児童虐待と刑事司法	第10回警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティッフ・バイオレンス及び児童虐待対策―米国での取り組みー」の「概要について〔含 質疑応答〕 (特集 警察政策フォーラム・DV及び児童虐待と刑事司法)
2000.	2000.	.0002	.0002	2000. 7	.0002	.0002	2000.	2000.	.0002	.0002	2000.	2000. 7
オクヤマキコ	フクダマサアキ	ヒラカワカズコ	フジオカジュンコ	タニゲチアキ	ツネナリシゲユキ	キタノナオミ	ロミロノルキ	ワカイヤイチ	146757	ノブタサヨコ		レオケマケキコ
奥山真紀子	福田雅章	平川和子	藤岡淳子	谷口アキー	恒成茂行 他	北野尚美 他	桐野由美子	若井獺一	平陽真人	信田さよ子		上窓口皇

立花書房	立花書房	立花書房	ぎょうせい	時事通信 社	東京法令 出版	大藏省印 剧局	大蔵省印刷局	大横省印刷局局	大蔵省印刷局	大藏省印 剧局	大藏省印 剧局	法総研誌 太会研修 編集部	相川書房	人権擁護 協力会	全国社会 福祉協議 会	中央法規出版	中央法規出版	中央法規 出版
25–39	40-54	55–62	54-55	2-8	9–13	50–83	50–55	26–60	61–65	73–75	81–83	51–52	11–16	4-7	9-09	7-17	8-13	14–17
警察学論集 53-7	警察学論集 53-7	警察学論集 53-7	法律のひろば 53-7	厚生福祉 4853	捜査研究 49-8	時の動き 44-8	時の動き 44-8	時の動き 44-8	時の動き 44-8	時の動き 44-8	時の動き 44-8	979	ソーシャルワーク 研究 26-3	人権のひろば 15	月刊福祉 83-11	厚生 55-9	厚生 55-9	厚生 55-9
警察大学校	警察大学校	警察大学校				総理府	総理府	総理府	総理府	総理府	総理府	法務総合研究所 研修	ソーシャルワー ク研究所	人権擁護協力会	全国社会福祉協 議会	厚生問題研究会	厚生問題研究会	厚生問題研究会
, ドメスティック・バイオレンスとの闘い及び被害者支援 (特集 警察政策フォーラム・DV及び児童虐待と刑事司法)	,ドメスティック・バイオレンス事件と検察及び警察の職責 (特集 警察政策フォーラム・DV及び児童虐待と刑事司法)	, 米国のDV対策法制-比較法制度の視点から- (特集 警察) 政策フォーラム・DV及び児童虐待と刑事司法)	7 Monthly Spot 児童虐待防止法の概要(平成12年5月24日公布・ ・7 法律第82号)	解説 児童虐待防止法について-児童虐待を発見しやすい立場 の人たちの法律理解のために-		2000.8 特集 児童虐待を防ぐ	インタビュー 関係機関の連携強化で社会全体で子どもを守り 2000.8 育てる環境づくり-真野章・厚生省家庭局長- (特集 児童虐 待を防ぐ)		よの寺		ルポ 心に傷を負った子どもたちの真の自立に向けて一児童養 護施設「至誠学園」— (特集 児童虐待を防ぐ)	2000.8 児童虐待の防止等に関する法律について(法の焦点)	, 児童虐待事例の家族支援のあり方 (特集 ソーシャルワーク実) 践としての家族支援)	2000.9 新法の紹介「児童虐待防止法」の概要	解説「児童虐待の防止等に関する法律」の意義と概要〔含:資料 児童虐待の防止等に関する法律〕	2000.9 特集 児童虐待の防止等に関する法律の概要	対談 児童虐待防止法制定と今後の動向について (特集 児童) 虐待の防止等に関する法律の概要)	法制定の経緯と概要 (特集 児童虐待の防止等に関する法律の 概要
2000. 7	2000.7	2000.7	2000. 7	2000.7.29	2000.8	2000.8	2000.8	2000.8	2000.8	2000.8	2000.8	8 '0007	2000.8	6 '0007	2000.9	2000.9	2000.9	2000.9
エリザベス・シャイベル	スーザン・ローンアオヤマアヤコ	サカマキタダン	ナカツカコウキ	ヒノカズオ	イケダヤスアキ		マノアキラマツオノリコ	コウセイショウ	コウセイショウ	サイコウサイバンショ	アヤノマサル	マツシタヒロコ	ツザキテツロウ	サイムラジュン	アイザワマサシ		ヤマモトマミ コバヤシカズヒロ	コウセイショウ
Blizabeth D. Scheibel 青山彩子 他訳	Suzan J.Loehn 青山彩子 他訳	酒券匡	中司光紀	日野和夫	池田泰昭		真野章 松尾紀子	厚生省	厚生省	最高裁判所	綾野まさる	松下裕子	津崎哲郎	才村純	相澤仁		山本真実 小林和弘	厚生省

Vallant (月刊書祭 ヴァリアント] 13-17 東京法令 18-9	法雑誌 122-6 902-906	総合社会 :のひろば 371 53-59 福祉研究 所	163–189		49–9 24–28	9-9 24-28 625 43-54	9-9 24-28 625 43-54 2-10 4-54 2-10 4-9	9-9 24-28 625 43-54 2-10 4-54 2-10 4-9 2-10 10-14	9-9 24-28 625 43-54 2-10 4-54 2-10 4-9 2-10 10-14 2-10 15-23	9-9 24-28 625 43-54 2-10 4-54 2-10 4-9 2-10 10-14 2-10 15-23 2-10 24-29	9-9 24-28 625 43-54 2-10 4-54 2-10 4-9 2-10 10-14 2-10 15-23 2-10 24-29 2-10 30-37	9-9 24-28 625 43-54 2-10 4-9 2-10 10-14 2-10 15-23 2-10 24-29 2-10 30-37 2-10 38-42	9-9 24-28 625 43-54 2-10 4-9 2-10 10-14 2-10 15-23 2-10 24-29 2-10 24-29 2-10 38-42 2-10 38-42 2-10 38-42	9-9 24-28 625 43-54 2-10 4-54 2-10 4-9 2-10 10-14 2-10 15-23 2-10 24-29 2-10 24-29 2-10 38-42 2-10 38-42 2-10 43-47 2-10 48-54
佐雑誌 122-6 のひろば 371 田大学大学院 編集 95						625	1625 ± 2-10 ± 2-10	2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10
佐雑誌 122-6 のひろば 371 田大学大学院 論集 95 研究 49-9			49–9		1625		2-10	2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10	2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10 2-10
 	福祉のひろば 371 早稲田大学大学院 法研論集 95 捜査研究 49-9 唐の決令 1625	早稲田大学大学院 法研論集 95 推査研究 49-9 唐の洙令 1625	捜査研究 49-9時の決令 1625	時の決令 1625) [
田南 福祉ので 神動 独立 時の法	福祉ので 法 世 報 日 日 報 日 日 報 日 日 報 日 日 報 日 日 報 日 日 報 日 日 報 日	中稲田子 法 中稲田 (捜査研多	時の法令	11年分世	現代刑事	現代刑事	現代刑事	現代刑事	現代刑事	現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事	現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事	現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事	現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事 現代刑事
と	とるなり「神	てるなり「種	心ない 1 油	भव्य		分				近	児	温	月 —	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
行者に選任し 連携を目指して	直携を目指してのは妻Yである	L携を目指して のは妻Yである	りは妻Vである	<u></u>	9 のために一つ整備一 (児童	小工小一小肚	/処か メール)背景と児童虐	の元小 メール 的背景と児童虐 と対策)	5名を 1 に 2 を 1 に 2 を 2 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4	が次 ショル り背景と児童虐 と対策) 対策) 5 - (特集 児	が死か。 プロに が発う は策) 5 一 (特集 児 中心として一	7%が、ダーに 7%が 7 対策) 1様) 15 一 (特集 児 り心として一	が次 ショル	1-1-1-1-2-2-2-4-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
児童相談所長を虐待親の職務代行者に選任 平成10年12月18日審判)	1100	容と課題	児童虐待への法的対応改革討論ー福祉と教育の連携を	被告人が捜査段階での自白を翻し折檻死させたのは妻Yであると主張したため、犯人性が争点となったが、捜査段階で詳細な自白をしていたことなどから有罪判決を得た例 (実例捜査セミナー) ※ナー)	ご園がにながらり 組む 体制の引		<u>とする昨今の5</u> という社会的行)	必要とする昨今の5時代という社会的行 対策) 児童虐待の実態と対	: する昨今の手 : いう社会的行 : いう社会的行 : はりま態と対 : すの実態と対	する昨今の手という社会的行管待の実態と対等の実態と対たの立場から	き必要とする昨今の現 の時代という社会的背 と対策) 集 児童虐待の実態と対 児童虐待の実態と対策 ア・弁護士の立場から一 福祉法との関連を中心	を必要とする昨今の現 の時代という社会的背 と対策) に重虐待の実態と対策 児童虐待の実態と対策 一弁護士の立場から一 福祉法との関連を中心 り	する昨今の到 (いう社会的引 (いう社会的引 (の立場から - の立場から - の関連を中,	する昨今の到 (いう社会的引 (本の実態と対) (の実態と対) (の対場から- の関連を中, (の実態と対) 通告義務を「 (資料 児童虐
1	介 児童相談所長を虐待親の :裁平成10年12月18日審判)	児童虐待防止法の内容と課題	5試論一福祉	1を翻し折檻 1争点となっ 2ら有罪判決 て汎凍かつ』	に 問題に り		東と とと)	1 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	、児童相談 坂平成10年1	児童虐待队	:的対応改革	t階での自 い、犯人性が ことなどか	114 441 11	#	** 正を必要 ルの時を 龍と対例	* :正を必要。 *ルの時代。 :態と対策) 特集 児童/	7 T正を必要と がルの時代と (態と対策) 特集 児童虐	7 江を必要 2 (旅と対策) 特集 児童店 集 児童虐待	7 三定を必要 (アルの時代) (藤と対策) (藤と対策) (藤と対策) (特集 児童店) (共享) (共享) (共享) (共享) (共享) (共享) (共享) (共享	7 (正を必要 2 (変と対策) (# (正を必要と (正を必要と (能と対策)	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
	家事裁判例紹介 た事例(熊本家装	[資料と解説]	虐待への法	段めた 识	言せに刈し て児童虐待 関する法律		り実態と対策 対意義と修正を必要 ト・シングルの時 童虐待の実態と対第	ク実態と対策 (的意義と修正を必要、 ト・シングルの時代。 (章虐待の実態と対策) と対策 (特集 児童)	の実態と対策 (的意義と修正を必要と ト・シングルの時代と (重虐待の実態と対策) (と対策 (特集 児童虐	り実態と対策 的意義と修正を必要 ト・シングルの時代 童虐待の実態と対策) と対策 (特集 児童店 分析 (特集 児童虐 分析 (特集 児童虐 分析 (特集 児童虐者)	り実態と対策 的意義と修正を必要。 下・シングルの時代。 童虐待の実態と対策) と対策 (特集 児童虐 分析 (特集 児童虐者 対策) 対策) 問題点一児童福祉法。 対策)	り実態と対策 (的意義と修正を必要 (ト・シングルの時代 3 (重虐待の実態と対策) (主対策 (特集 児童虐 (分析 (特集 児童虐信 (分析 (特集 児童虐信 (・訴訟の状況 - 弁護 3 対策) 問題点 - 児童福祉法 3 (の実態と対策)	り実態と対策 的意義と修正を必要と 下・シングルの時代と 直虐待の実態と対策) と対策 (特集 児童虐待 分析 (特集 児童虐待 対策) 問題点 - 児童福祉法と 対策) 問題点 - 児童福祉法と 別規制 (特集 児童虐待 現制 (特集 児童虐待 発見のための対応策 -	り実態と対策 (的意義と修正を必要とする昨今の現状) (重虐待の実態と対策) (主対策 (特集 児童虐待の実態と対策) (分析 (特集 児童虐待の実態と対策) (分析 (特集 児童虐待の実態と対策) (分析 (特集 児童虐待の実態と対策) (の実態と対策) (の実態と対策) (の実態と対策) (の実態と対策) (の実態と対策) (の実態と対策) (の実態と対策) (の実態と対策) (の実態と対策) (の実態と対策)
_	2000.9 <mark>家事</mark>	6	1111	5人が捜査! 5張したた。 1をしてい。 1~) 1解説 児童	a 辞記 - 元里/百付に刈し。 そ一体となって児童虐待 その防止等に関する法律		児童虐待 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	児童虐待 3待の現イ パラサン (特集 リ						度 児童虐待の実態と対策 5 児童虐待の実態と対策 5 ペラサイト・シングルの時代という社会的背景と児童虐 (特集 児童虐待の実態と対策) 5 信待の現状と対策 (特集 児童虐待の実態と対策) 5 信待の現状と対策 (特集 児童虐待の実態と対策) 5 信待の実態と対策) 5 信待の実態と対策) 5 信待の実態と対策) 5 信待の実態と対策) 5 信待の早期発見のための対応策一通告義務を中心として一 集 児童虐待の実態と対策) 5 信待の早期発見のための対応策一通告義務を中心として一 集 児童虐待の実態と対策) 5 信待の実態と対策) 5 信待の主題を対策) 5 に対する法律案に対する附帯 5 に対する法律案に対する附帯 5 に特集 児童虐待の実態と対策)
<u> </u>	1	2000.9	2000.9 児童	被告人が捜査 と主張したた。 2000.9 自白をしてい、 ミナー) 法分解説 児童		/E17~2/約44年で周7~3/42件/	<u>1831年</u> 児童虐待 <u>18待の現</u> パラサン (特集 リ	Mun まで 児童虐待 パラサッ (特集 Ju 賞待の現れ		u 手 作 / り		31 HG / 27 HG AB AB C1 AB / C1 AB / AB AB AB AB AB AB AB	31 HG / 57 HG 120 CV 120 C	
7 A A :			2000.9 児童	2000.9	2000.9.15	(年) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	<u>信刊の別出等</u> 2000.10 特集 児童虐待 児童虐待の現 2000.10 時代、パラサー 待一 (特集 リ	From Discovering From Discovering Remark Remark	2000.10 特集 児童虐待 児童虐待の現在 2000.10 時代、ペラサー (特集 リ 2000.10 児童虐待の現ま 2000.10 児童虐待の現ま 2000.10 児童虐待の現ま 2000.10 児童虐待の現ま 2000.10 児童虐待の実態 2000.10 児童虐待の実態 2000.10 児童虐待の実態	に付いるの。10 特集 児童虐待 2000.10 特集 児童虐待 2000.10 時代、パラサー (特集 リアー (特集 リアー 2000.10 児童虐待の現実 2000.10 児童虐待の実績 2 2000.10 豊虐待の実績 2 2000.10 貴虐待の実績 2 2000.10 貴虐待の実績 2 2000.10 貴虐 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1	1	1	1
\ \ \ \	:ョスエ	1 日	\$ 2000.9	2000.9			2000.10 特集 児童虐待 児童虐待の現/ ニキンコ 2000.10 時代、パラザー 待一 (特集 リ	2000.10 特集 児童虐待 児童虐待 児童虐待の現付 よンコ 2000.10 時代、パラザ・オー (特集 リスアキ 2000.10 児童虐待の現れ	2000.10 特集 児童虐待 R. R. A. P. P. A. A. B.	2000.10 特集 児童虐待 PC 立 2000.10 時代、ペラサイスティー (特集 リステナー) スアキ 2000.10 児童虐待の現れでキュー 2000.10 児童虐待の現れディナコ 2000.10 児童虐待の実態 デヒト 2000.10 児童虐待の実態	たンコ 2000.10 特集 児童虐待 トンコ 2000.10 時代、ペラサイスラナー(特集 リステナー) スアキ 2000.10 児童虐待の現状 アヤコ 2000.10 児童虐待の現態 デヒト 2000.10 児童虐待の実態 オマミ 2000.10 児童虐待の実態 ママミ 2000.10 児童虐待の実態 オマミ 2000.10 児童虐待の実態 オマミ 2000.10 児童虐待の法値 スマミ 2000.10 児童虐待の法値 2000.10 児童虐待の法値 2000.10 児童虐待の法値 2000.10 保養 児童虐待の法値	たンコ 2000.10 特集 児童虐待の現代 たンコ 2000.10 時代、パラサイステナー (特集 リステナー) スアキ 2000.10 児童虐待の現状 アヤコ 2000.10 児童虐待の現状 デヒト 2000.10 児童虐待の実態 オマミ 2000.10 児童虐待の法能 オマミ 2000.10 児童虐待の法能 キラ 2000.10 児童虐待の法能 キラ 2000.10 児童虐待の法部 キラ 2000.10 児童虐待と刑事	たンコ 2000.10 特集 児童虐待の現代 ドンコ 2000.10 時代、パラサイステナー スアキ 2000.10 児童虐待の現状 アヤコ 2000.10 児童虐待の規制 デヒト 2000.10 児童虐待の共働 オマミ 2000.10 児童虐待の法能 キラ 2000.10 児童虐待の法能 キラ 2000.10 児童虐待の法能 シコ 2000.10 児童虐待の別 シコ 2000.10 児童虐待の日期 ウコ (特集 児童虐待の日期 シコ 2000.10 児童虐待の日期	2000.10 特集 児童虐待 児童虐待 児童虐待の現代 ペラサー 保集 リ (特集 リ 大アキ 2000.10 児童虐待の現場 デヒト 2000.10 児童虐待の規制 デヒト 2000.10 児童虐待の法能 オラ 2000.10 児童虐待の注意 まラ 2000.10 児童虐待の日期 シコ 2000.10 児童虐待の日期 シコ 2000.10 児童虐待の日期 シコ 2000.10 児童虐待の日期 シコ 2000.10 児童虐待の日期 2000.10 児童虐待の日期 2000.10 児童虐待の日期 2000.10 保集 児童虐待 2000.10 保集 児童虐待 2000.10 保集 児童虐待 2000.10 保養 児童虐待 2000.10 に関する 2000
ナカハラタカシ	K	三十二	2000.9	被告人が捜査 本シノサトシ 2000.9 自自をしてい ミナー) 注分解説 児童			2000.10 特集 児童虐待 児童虐待の現 キンコ 2000.10 時代、パラサー 待一 (特集)	2000.10 特集 児童虐待 児童虐待の現を 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	2000.10 特集 児童虐待 キンコ 2000.10 時代、パラサー オーステキ 2000.10 児童虐待の現れ スアキ 2000.10 児童虐待の現れ アヤコ 2000.10 児童虐待の現れ	2000.10 特集 児童虐待の現代キンコ 児童虐待の現代キンコ 2000.10 時代、ペラサンステキ 2000.10 児童虐待の現まアヤコ アヤコ 2000.10 児童虐待の実績:デヒト 2000.10 児童虐待の実績:デヒト 2000.10 児童虐待の実績:	2000.10 特集 児童虐待の現存 ドンコ 2000.10 時代、パラサリー (特集 リステナー) スアキ 2000.10 児童虐待の現場 アナコ 2000.10 児童虐待の実績 デヒト 2000.10 児童虐待の実績 ママミ 2000.10 児童虐待の実績 ママミ 2000.10 児童虐待の実績 ママミ 2000.10 児童虐待の法値 ママミ 2000.10 児童虐待の法値 ママミ 2000.10 児童虐待の法値 ママミ 2000.10 児童虐待の法値 ママミ 2000.10 保養 児童虐待	2000.10 特集 児童虐待の現存シュ Fンコ 2000.10 時代、パラサイラサイラナー (特集 リステナー) スアキ 2000.10 児童虐待の現状 アキコ アナコ 2000.10 児童虐待の実態 と対し、 2000.10 児童虐待の相談 デヒト 2000.10 児童虐待の法 ます。 メマミ 2000.10 児童虐待の法 まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	2000.10 特集 児童虐待の現存 ドンコ 2000.10 時代、パラサーステナー(特集 リアナコ イアキ 2000.10 児童虐待の現状 アナコ 2000.10 児童虐待の規様 デヒト 2000.10 児童虐待の規様 オマミ 2000.10 児童虐待の法様 オラ 2000.10 児童虐待の法様 キラ 2000.10 児童虐待の法様 シコ 2000.10 児童虐待と刑事 シコ 2000.10 児童虐待と刑事 シコ 2000.10 児童虐待と刑事	アンコ 2000.10 特集 児童虐待の現存 イアキ 2000.10 時代、パラサ、存手、(特集 り イアキ 2000.10 児童虐待の現状 アヤコ 2000.10 児童虐待の実態 デヒト 2000.10 児童虐待の実態 オマミ 2000.10 児童虐待の実態 オマミ 2000.10 児童虐待の実態 ナラ 2000.10 児童虐待の財費 シコ 2000.10 児童虐待と刑事 シコ 2000.10 児童虐待の円 児童虐待の日期 2000.10 保養 児童虐待 シコ 2000.10 保養 児童虐待 大計 2000.10 保養 児童虐待 大計 2000.10 保養 児童虐待 大計 2000.10 保養 児童虐待 大計 2000.10 保養 児童舎 大計 2000.10 保養 児童舎 大計 2000.10 保養 児童舎

全国 医 国 医 医 医 医 医 医 医 医 多 医 多 医 多 医 多 医 多	資生堂社 会福祉事 業財団	警察時報 社	第一法規	立花書房	日本評論社	日本評論社	日本評論社	日本評論社	日本評論社	日本評論 社	最高裁判 所事務総 局	最高裁判 所事務総 局	慶應義塾 大学出版	慶應義塾 大学出版	慶應義塾 大学出版	慶應義塾 大学出版	部落解放 研究所	警察時報 社	メディカ 出版
2–8	89–99	34-41	22-27	97-111	26–75	26–57	28–60	61–63	64–66	02-29	113–121	123–207	954-1035	964–969	994–1001	1012-1018	57–63	52-57	30–33
保育情報 284	資生堂社会福祉 世界の児童と母性 事業財団 49	警察時報 55-10	法令解説資料総覧 225	警察学論集 53-10	法学セミナー 45- 10	法学セミナー 45- 10	法学セミナー 45- 10	法学セミナー 45- 10	法学セミナー 45- 10	法学セミナー 45- 10	家庭裁判月報 52- 10	家庭裁判月報 52- 10	教育と医学 48-11	教育と医学 48-11	教育と医学 48-11	教育と医学 48-11	ヒューマンライツ 152	警察時報 55-11	ペリネイタル・ケ ア 19-13
全国保育团体合 同研究集会実行 (委員会事務局	資生堂社会福祉 事業財団			警察大学校									教育と医学の会	教育と医学の会	教育と医学の会	教育と医学の会	部落解放研究所		
2000.10 児童虐待の防止等に関する法律と保育所の役割)トピックス 児童虐待防止施策の動向と防止法の成立	児童虐待事案の取扱い状況	法律・条約解説 厚生 児童虐待の防止等に関する法律(平成15 年5月24日法律第82号)	「児童虐待のほ	2000.10 [特別企画]検証・「民事不介入」の揺らぎ	警察の介入姿勢の「変化」と「法は家庭に入らず」の維持 ([特別企画]検証・「民事不介入」の揺らぎー総論)	児童虐待と家庭への介入-児童虐待防止法を「 企画]検証・「民事不介入」の揺らぎ)	ストーカー行為等規制法の揺らぎ)	ドメスティックバイオレンス ([特別企画]検証・ [民事不介]	弁護()	通達・回答 児童虐待の防止等に関する法律の公布について(通知)	2000.10 児童虐待に関連する家事事件の調査方法及び関係機関との連携 (研究)	2000.11 特集 家庭における暴力		子どもの虐待と地域ネットワ~ 力)	家庭内暴力に対する児童相談所の取り組みと今後の課題 (特集 家庭における暴力)	児童虐待防止法の施行を前に	児童虐待防止法の概要について一児童虐待の現状ー	2000.11 小児虐待に対する法的実務と問題点 (特集 虐待から子どもを 守りたい!そして親も守りたい!)
2000.10	2000.10	2000.10	2000.10	2000.10	2000.10	2000.10	2000.10	2000.10	2000.10	2000.10	2000.10	2000. 10	2000.11	2000.11	2000.11	2000.11	2000.11	2000.11	2000.11
ナカヤママサオ	カシワメレイホウ	ナカハラタカシ	ナカツカコウキ	イワイヨシコ		カイノウタミエ	ヨンダツネオ	オカダクミコ	ヒデシマユカリ	ハセガワキョウコマエノイクゾウ		コウベカテイサイバンショ		イノウエナリオ	スズミヤヒロコ	アベカズヒコ	モリタユリ	モリマサヒロ	イシダブンゾウ
中山正雄	柏女霊峰	中原隆	中司光紀	岩井宜子		戒能民江	吉田恒雄	岡田久美子	秀嶋ゆかり	長谷川京子 前野育三		神戸家庭裁判 所		井上登生	鈴宮寛子	安部計彦	森田ゆり	森真弘	石田文三

国会資料協会	有斐閣	有斐閣	有斐閣	有斐閣	有斐閣	有斐閣	有斐閣	有斐閣	時事通信 社	時事通信 社	時事通信 社	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
48–49	2-47	2-10	11-14	15-20	21–26	27-34	35-40	41-47	2-4	2	18-22	188–218	188-202	203-210	219–233	219–224	225–228
会月報 47-623	ュリスト 1188	コリスト 1188	ュリスト 1188	ュリスト 1188	ュリスト 1188	ュリスト 1188	ュリスト 1188	ュリスト 1188	厚生福祉 4881	生福祉 4883	地方行政 9322	·どもの虐待とネ 'レクト 2-2	どもの虐待とネレクト 2-2	·どもの虐待とネ `レクト 2-2	どもの虐待とネレカト 2-2	どもの虐待とネ レクト 2-2	.どもの虐待とネ .レクト 2-2
Ħ	\$	**	\$	*>	\$	*>	\$	\$	重	直	和	+ **	ナブ	ナ ブ	₩.	+ **	サブ
2000.11 児童虐待防止法の成立(法案の解説と国会審議)		2000.11.1 児童虐待をめぐる法政策と課題 (特集 児童虐待の実態と法的	2000.11.1 児童虐待の防止等に関する法律と厚生省の取組みについて (特集 児童虐待の実態と法的対応)	2000.11.1 児童虐待と親権の制限 (特集 児童虐待の実態と法的対応)	2000.11.1 児童虐待問題への刑事規制のあり方 (特集 児童虐待の実態と 法的対応)	2000.11.1 被虐待児の心理とケア (特集 児童虐待の実態と法的対応)	自治体・民間団体の取組みー児童相談所の対応実態を中心にし 2000.11.1 てー (特集 児童虐待の実態と法的対応)	フメリカ法から見た児童虐待防止法 (特集 児童虐待の実態と 法的対応)	2000.11.15 児童虐待相談、1万件越える一前年度の1.7倍に・99年度厚生省 調査一	2000.11.22 児童虐待防止の強化へ官民が連携ー東京都の児童相談所が社会 福祉法人と協定ー	2000.11.30 早期教済へ児童虐待防止法が施行ー立ち入り調査権の強化など 規定 -	2000.12 特集1 児童養護施設を考える		児童養護施設における被虐待児童に対する援助の方法-日米比 2000.12 較にみる収容型児童福祉施設によるケア体制- (特集1 児童 養護施設を考える)	2000.12 特集2 児童虐待防止法をめぐって	R	「児童虐待の防止等に関する法律」は医療現場にどのような影 2000.12 響を及ぼすか? 一小児科医の感想的メモー (特集2 児童虐待 防止法をめぐって)
ヤマモトススム		イシカワミノル	ノザキシンイチ	ヨシダツネオ	イワイヨシコ	イケダヨシコ	ツザキテツロウ	ヒグチノリオ	ミウラカズキ	ウメザワコウジ	ミウラカズキ		アベカズヒコ	ヒラモトユズル		ログミグサバ	サカイセイジ
山木晋		石川稔	野崎伸一	吉田恒雄	七里#帯	池田由子	津崎哲郎	樋口範雄	34一期二	梅澤幸沿	3年二二二十二年		安部計彦他	平本譲		林陽子	坂井聖二

日本子どもの虐待を存在がた。 のをのは のをの はんり はんり はんり はんり はんりん のっぱん いんりん いんりん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん はんしん はんしん はんし	日本子 もの を を を を を を を の を を の を を の を を の を	全国社会福祉協議	全国社会 福祉協議 会	全国社会 福祉協議 会	全国社会 福祉協議 会	全国社会 福祉協議	全 留 者 是 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	厚生統計 協会	日本厚生 協会	國女国女田 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京	立花書房	法務省保 護局	恩賜財団 母子愛育 会
229–233	249-254	18–57	24-27	50–51	52–53	26-57	47–49	3-10	24-27	47-61	61-75	18-21	1–172
子どもの虐待とネ グレクト 2-2	子どもの虐待とネ グレクト 2-2	月刊福祉 83-14	月刊福祉 83-14	月刊福祉 83-14	月刊福祉 83-14	月刊福祉 83-14	児童養護 31-2	厚生の指標 47-15	厚生サロン 20-15	園田学園女子大学 論文集 35(分冊2)	警察学論集 53-12	更正保護 51-12	母子保健情報 42
		全国社会福祉協議会	全国社会福祉協議会	全国社会福祉協議会	全国社会福祉協議会	全国社会福祉協議会	全社協養護施設 協議会		<u> </u>	state White	警察大学校		7
2000.12 (特集2 児童虐待防止法をめぐって)	2000.12 虐待のリスクとしての親の精神障害に関する考察ー揺さぶられっ子症候群が疑われた一症例を経験して-	2000.12 特集 虐待問題を考える	2000.12 児童虐待対策の現状と課題 (特集 虐待問題を考える)	2000.12 集 虐待問題と警察一連携をスムーズに進めるためにー (特集 虐待問題を考える)	家庭裁判所の手続きと虐待問題に関する若干の課題 (特集 虐 仲間題を考える)	2000.12 名 る)	2000.12 情報コーナー 児童虐待防止法施行関連資料	2000.12 首都圏一般人口における児童虐待の調査	2000.12 「児童虐待の防止」等に関する法律(Monthlyトピックス 急増する児童虐待)	2000.12 英国児童虐待防止研究ークリーブランド事件に関する一考察ー	2000.12 児童虐待と不作為犯一札幌高裁平成12年3月16日判決を契機と して—	2000.12 解説 「児童虐待の防止」について一児童虐待の防止等に関す 8 法律の成立経緯. 概要, 厚生省の取組 -	2000.12 特集 虐待をめぐって
	п 200	200	200				200	200	ジク		р 200		200
サイトウサトル	カネダンゲヒロ		サイムラジュン	ュウマチアキ	トミヤマユタカ	アライユリコ		トクナガマサ:	コウセイショウ ドウカテイキョ チョウ	ミスキベキタミ	ヒダカヨシヒロ	アイザワマサシ	
凝 禁	金田成浩他		才村純	遊間千秋	電川電	新井由利子		徳永雅子 他	厚生省児童家 庭局長	田邊泰美	日高義博	相澤仁	

网络罗斯 安子 多有	() () () () () () () () () () () () () (恩 思 母 子 愛 育	恩 母 母 子 愛 育	网络 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	恩 母子 愛 育	因 母子 愛 育 本子 愛 章	恩 母子 愛 育	日本学術 協力財団	エディ ケーショ ン	H イン ドーショ	成文堂	キャプナ出版	時事通信 社	時事通信 社	時事通信 社
39-45	51–54	55–58	69–73	74-81	87–90	142–145	146–149	72–75	ı		I	I	2–3	3–6	4-5
母子保健情報 42	母子保健情報 42	母子保健情報 42	母子保健情報 42	母子保健情報 42	母子保健情報 42	母子保健情報 42	母子保健情報 42	学術の動向 5-12		児童虐待ーその援 助と法制度-	_	ı	厚生福祉 4885	厚生福祉 4885	厚生福祉 4886
										松原泰雄 山本保					
2000.12 児童虐待対策の現状と課題、その解決方向について (特集 虐待をめぐって)	2000.12 (特集 虐待をめぐって)	2000.12 (特集 虐待をめぐって)	2000.12 性的搾取の実態と被害児童への対応 (特集 虐待をめぐって)	2000.12 児童虐待と心のケア (特集 虐待をめぐって)	2000.12 虐待された子どもたちの自立支援 (特集 虐待をめぐって)	2000.12 資料 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号) (特集 虐待をめぐって)	2000.12 貸料 「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について(通知) (特集 虐待をめぐって)	2000.12 随筆 児童虐待防止法制に思う	2000.12 児童虐待ーその援助と法制度ー	2000.12 親の権利主張をめぐって	2000.12 児童虐待ーその現況と刑事法的介入-	2000.12.1 防げなかった死ー虐待データブックー	2000.12.2 警察官援助の具体例など提示-厚生省が児童虐待防止法施行で 関連通知-	2000.12.2 登料「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について(11月 20日、厚生省児童家庭局長)	2000.12.6 児童虐待、一時保護の件数が倍増ー相談所関与でも5人死亡・ 99年度厚生省報告ー
	20				20	20	20	20		+				ジケ	2000
サイムラジュン	ヒラユマサト	マエバシノブカズ	*************************************	ニキムムキイス	モリノゾム		モンブショウ	ロベモトロト	マツバラヤスオヤマモトタモツ	イソガエフミア	ハヤシヒロマサ	コドモノギャクタ イネットワークア イチ	ミウラカズキ	コウセイショウジ ドウカテイキョク チョウ	ミウラカズキ
才村組	平湯真人	前橋信和	北山秋雄	奥山真紀子	茶		文部省	岩井宜子	松原泰雄 山本保 編	磯谷文明	林弘正	子どもの虐待 ネットワーク あいち 編	三浦一紀	厚生省児童家 庭局長	三浦一紀

奥田健次	ジンイダイヤ	2001	子どもへの虐待に対する積極的対応のために一応用行動分析学による支援の可能性(日本犯罪心理学会第39回大会発表論文集)(ラウンドテーブルディスカッション 虐待少年の社会適応について)		犯罪心理学研究 39(特別号)	188–191	日本犯罪心理学会
1	ウチダリョウ	2001	、 こ 児童虐待とスティグマー被虐待経験後の相互作用経過に関する 事例研究—		教育社会学研究 68	187–206	日本教育社会学会
	ヒラノミエ	2001	少年非行と虐待-児童自立支援施設の現場から- (特集 少年 P の狂気)	日本家庭教育学 会	家庭フォーラム 7	14-21	昭和堂
		2001	米国のDV対策法制ー比較法制度の視点から (第1 警察政策フォーラム [刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策 - 米国での取組みー」)	警察大学校警察 政策研究セン ター	警察政策研究 5	5-45	響黎大 校 整 発 等 が が が が か と ん ろ
	アオヤマアヤコ	2001	第1回警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティッ	警察大学校警察 政策研究セン ター	警察政策研究 5	5-18	響黎大学 校響黎政 策研究改 ソター
	エリザベス・シャイ ベル アオヤマアヤコ	2001	ドメスティック・バイオレンスとの闘い及び被害者支援 (第 1 警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティック・ 正バイオレンス及び児童虐待対策-米国での取組み-」)	警察大学校警察 政策研究セン ター	警察政策研究 5	19–27	警察大学 校警察政 策研究セ ソター
J. Loehn 1彩子 b訳	に み	2001	ドメスティック・バイオレンス事件と検察及び警察の職責 (第1 警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティッ ク・バイオレンス及び児童虐待対策-米国での取組み-」)	警察大学校警察 政策研究セン ター	警察政策研究 5	28-41	響線 な を を を を を を を を を を を を を を を を を を
	ヒロオカイツキ	2001	児童虐待防止法第11条(指導を受ける親の義務)をどう生かすか? (特集 子どもの虐待防止~親への支援-予防、治療分野の可能性を探る)		心と社会 32-1	35–39	日本精神衛生会
	オオハラミチコ	2001	随想 虐待不安を抱える母親たち-「首都圏-般人口における 児童虐待の疫学調査」から-		心と社会 32-3	66-72	日本精神 衛生会
		2001	るもの・虐待	全国児童自立支 援施設協議会	非行問題 207	20–72	全国児童 自立支援 施設協議 会
	コウベノブユキ	2001	児童虐待から見た非行問題—「子どもの自尊感情」からの一考 察— (特集 非行の背景にあるもの・虐待)	全国児童自立支 援施設協議会	非行問題 207	20–30	全国児童 自立支援 施設協議 会
	ヒシダオサム	2001	虐待を受けた子どものケアと非行 (特集 非行の背景にあるもの・虐待)	全国児童自立支 援施設協議会	非行問題 207	31-40	全国児童 自立支援 施設協議 会
	ミヤケヨシヒロ	2001	2001 非行と虐待 (特集 非行の背景にあるもの・虐待) {	全国児童自立支 援施設協議会	非行問題 207	42–49	全国児童 自立支援 施設協議 会

全 自 西 立 之 数 数 数 酸 纖 機	全 由 西 以 以 路 路 被 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	家族機能 研究所	官庁通信 社	巻 る を を が が が			立花書房	大阪少年補導協会	立花書房	教育開発 研究所	時事通信 社	時事通信 社	有斐閣	全国国社会 超量性 经基本 医甲基苯酚 医甲基苯酚 医甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	警察時報 社	大阪少年 補導協会
60–72	177-190	8-14	5	36–55	I	I	72–85	46-50	49–55	20-21	10	6–8	1	32–35	55–65	54-58
非行問題 207	非行問題 207	家族機能研究所研 究紀要 5	行政監察情報 2290	新しい家族39	I	ı	警察学論集 54-1	月刊少年育成 46-1	keisatsu koron 56-1	教職研修 29-5	厚生福祉 4893	厚生福祉 4894	I	児童養護 31-3	警察時報 56-2	月刊少年育成 46-2
全国児童自立支 援施設協議会	全国児童自立支 援施設協議会						警察大学校			教育開発研究所				全社協養護施設 協議会		
非行の背景にあるもの・虐待-A君の支援を通じて- (特集 非行の背景にあるもの・虐待)	シンポジウム 児童虐待と非行ー虐待と非行に対する施設及び 大人の役割を考える-	児童虐待に関	児童虐待防止対策の推進30億円等 厚生労働省(平成13年度予算で子育て支援)	アメリカ合衆国のAdoption and Safe Families Act of 1997 (養子縁組および安全家庭法) ―養子縁組、里親養育を中心と した児童保護システム―	子どもへの虐待相談処遇マニュアル 改訂版	児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究 平成12年度厚 生科学研究補助金 子ども家庭総合研究事業	児童虐待に対する取組み児童虐待の防止等に関する法律の施 行を踏まえて	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ-日本の現状と課題- (① イギリスのソーシャルワーク体制と児童相談所の人的体制	児童虐待事案の擬	親の懲戒権と児童虐待 (教育と法律の接点70)	児童虐待の早期発見で行動指針ー茨城県が独自に策定一	, 児童虐待対策強化で担当企画官-厚生労働省の来年度の組織・ 定員改正-	子どもの虐待ケースマネジメントマニュアル	2001. 2 児童虐待防止法と児童養護施設	2001. 2 児童虐待防止法 (4) 立法経緯/法律のあらまし/他	2001. 2 イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ-日本の現状と課題(2)- ②イギリスの児童虐待防止制度の基本理念と制度の概要
2001	2001	2001	2001	2001	2001	2001	2001.1	2001.1	2001.1	2001.1	2001.1.13	2001.1.17	2001.1.30	2001. 2	2001.2	2001. 2
フジイミヨシ	1444	サイトウサトル		マーケ・ハーディーンキリノコミコ	トウキョウトジド ウソウダンセン ター	スズキヒロヒトキリノユミコマツダマヤ	イケダヤスアキ	ミネモトコウジ	ワタナベサキコ	ヒシムラユキヒコ	イクロキズと	ミウラカズキ	クロジベトノング	タケナカテツオ	ケイサツセイサク カダイケンキュウ カイ	ミネモトコウジ
藤井淑美 他	野田正人他	斎藤学		マーク・ハー ディーン 桐野由美子 訳	東京都児童相 談センター	鈴木博人 桐野由美子 松田真哉	池田泰昭	秦本耕沿	渡辺咲子	菱村幸彦	鈴木康也	三浦一紀	芝野松次郎 編	竹中哲夫	警察政策課題 研究会	峯本耕治

日本弁護士連合会	立花書房	当倒タイム メス社	がいが	商事法務 研究会	駿河台大 学比較法 研究所	駿河台大 学比較法 研究所	李 李 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	法務省法 務総合研 究所	法務省法 務総合研 究所	法務省法 務総合研 究所	日本女子 大学本子	愛知教育 大学	大阪少年補導協会	立教大学 生活科学 研究所	立 本 本 本 な な な な な な な な な な な な な
115-119	19–24	84–88	ı	1-24	1–60	43-60	205-311	1-331	1-250	251-331	247	123–129	9-09	31–46	55–66
自由と正義 52-2	keisatsu koron 56-2	判例タイムズ 1046	I	弁護士研修講座 〈平成12年度秋 季〉	比較法文化 9	比較法文化 9	学習院大学大学院 法学研究科法学論 集 8	法務総合研究所研究部報告 11	法務総合研究所研 究部報告 11	法務総合研究所研 究部報告 11	社会福祉 41	愛知教育大学研究 報告[人文・社会 科学編] 50	月刊少年育成 46-3	生活科学研究 23	立正大学社会学・ 社会福祉学論叢 34
				東京弁護士会				法務総合研究所	法務総合研究所	法務総合研究所					立正大学社会 学・社会福祉学 会
,児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号) (弁護土のための新法令紹介223)	児童児 行をB	家族 児童虐待の法的対応(1. 福岡家小倉支審平成11.12.1、2. 長崎家佐世保支審平成12.2.23) (民法判例レビュー(71))	ストップ・ザ	児童虐待と弁護士のかかわり方	特集 子どもの権利をめぐる現状 (共通研究テーマ 変動する 国際社会と法)	子どもの権利と児童虐待 (特集 子どもの権利をめぐる現 状)(共通研究テーマ 変動する国際社会と法)	2001. 3 子ども虐待ーその制度と問題点ー	児童虐待に関する研究(第1報告)	少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査 (児童虐待 に関する研究(第1報告))	「児童虐待に関する研究会」のまとめ (児童虐待に関する研究(第1報告))	児童虐待への公的介入のあり方と虐待防止制度の課題 (2000年 度修士論文要旨	アメリカにおける児童虐待対策の現状と日本における今後の課 題	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶー日本の現状と課題(3) ③地域ネットワーク作りとイギリスの地域子ども保護委員会 (ACPC)	児童虐待と少年犯罪ー子どもの権利条約の視点から一	2001.3 児童虐待の社会学的考察 (特集 Well-Beingの社会学)
2001.2	2001.2	2001. 2. 1	2001.2.1	2001. 2. 9	2001.3	2001.3	2001.3	2001.3	2001.3	2001.3	2001.3	2001. 3	2001.3	2001.3	2001. 3
ナカツカコウキ	ナカハラタカシ	トコタニフミオ	アベカズヒコ	イソガエフミアキ		ョシダツネオ	タカイジュンコ		イタガキツグヒロ	カザワマサキ	カトウヨウコ	ツンボムキメ	ミネモトコウジ	サイトウヨシタカ	クリハラヤヨイ
中司光紀	中原隆	床谷文雄	安部計商編	磯谷文明		吉田恒雄	高井淳子		板垣嗣廣 他	加澤正樹他	加藤洋子	新保幸男	秦本耕 治	斉藤功高	栗原弥生

警察時報 社	筑波大学 教育制度 研究所	立正大学 社会福祉 学会	北海道中 央児童相 談所	北海道中 央児童相 談所	九州保健福祉大学	大阪体育 大学短期 大学的	平安女学院大学	長崎国際大学研究センター	文芸春秋	ぎょうせい	信山社	日本評論社	日本子ども級解の母親の母子の母子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の	日本子ども級解終の母発の子の	日本子ど も家庭総 合研究所	慶應義塾 大学出版 会
117-124	45-51	67-72	1–9	38–53	167-173	109–124	21-34	357-367	192–193	ı	-	ı	7-47	7–36	37-47	266–333
警察時報 56-3	教育制度研究紀要 2	立正社会福祉研究 2	研究紀要 25	研究紀要 25	九州保健福祉大学 研究紀要 2	大阪体育大学短期 大学部研究紀要 1	平安女学院大学研 究年報 1	長崎国際大学論叢 1	週刊文春 43-8	ſ	ı	I	日本子ども家庭総 合研究所紀要 37	日本子ども家庭総 合研究所紀要 37	日本子ども家庭総 合研究所紀要 37	教育と医学 49-4
160	TIAV CN	P CV	74	¥				7.1	7.1				日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	孫 死	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	教育と医学の会
2001.3 児童虐待防止法Q&A	ドイツにおける親の懲戒権の明確化 「民法1631条2項の改正 2001.3 に関する法律案(虐待禁止法案)」(1993年)の検討を通して -	2001.3 子どもの虐待の実態とその権利について	2001.3 児童相談所における児童虐待相談の取り組みの背景と問題点	2001.3 イギリスにおける児童虐待対策について一平成12年度北海道自 主企画外国派遣研修報告	10 10 10 10 10 10 10 10	2001.3 アメリカ合衆国東部の児童虐待対応の実態	2001.3 事例による児童相談所児童虐待処遇モデル	2001.3 イギリス1989年子ども法における子どもの緊急保護制度	2001.3.1 特集 進むも地獄 退くも地獄)	2001.3.15 きこえますか子どもからのSOS-児童虐待防止法の解説-	2001.3.20 子どもの権利と児童福祉法―社会的子育てシステムを考える 増補版	2001.3.31 子どもオンブズマンパーソン-子どものSOSを受けとめて-	2001.3.31 子ども虐待に関する研究(4)	2001.3.31 児童養護施設における子どもの権利擁護に関する研究 (子ど り虐待に関する研究(4))	2001.3.31 <u>関する研究(4)</u>)	2001.4 特集・子どもへの虐待を防ぐ
ジドウギャクタイ ボウシホウケン キュウカイ	アラカワマリ	ウガジンタミョ	ニシダタケハル	ミズガミカズトシイタバシキョシ	マツモトマミ	ロ4ミシバナ	フクナガヒデヒコ	コイズミヒロコ		オオタセイイチ	コノミユウ	キタアキトョンダツネオ		タカハシシゲヒロ	タカハシシゲヒロ	
児童虐待防止 法研究会	荒川麻里	字賀神民代	西田武治	水上和俊 板橋潔	松本眞実	磯部美也子	福永英彦	小泉広子		大田戦一色	許斐有	喜多明人 古田恒雄 他編		高橋重宏 他	高橋重宏 他	

慶 大学 出版	慶 大学 出版	慶應義整 大学出版	慶應義整 大学出版	慶應 表字 子学 出版	ミネル ヴァ書房	谷 田 年 発 子 等 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	最高裁判 所事務総 局	鉄道弘済 会	大阪少年 補導協会	有斐閣	青少年問題研究会	有幾	家庭事件 研究会	家庭事件 研究会	家庭事件 研究会	大阪少年 補導協会
268–275	276–282	283–291	292–299	321–326	162-174	25-27	1–32	200-201	80-84	423-427	44-47	ı	71–114	118-120	155	78-82
教育と医学 49-4	教育と医学 49-4	教育と医学 49-4	教育と医学 49-4	数育と医学 49-4	別冊発達 25	保育情報 290	家庭裁判月報 53-4	社会福祉研究 80	月刊少年育成 46-4	刑法雑誌 40-3	青少年問題 48-4	1	ケース研究 267	ケース研究 267	ケース研究 267	月刊少年育成 46-5
教育と医学の会	教育と医学の会	教育と医学の会	教育と医学の会	教育と医学の会教育	山縣文治	全国保育団体合 同研究集会実行 (委員会事務局	ŢIII	鉄道弘済会		日本刑法学会 月	111					
: 子どもへの虐待は防げるか (特集・子どもへの虐待を防ぐ)	わが国の子どもへの虐待の実態 (特集・子どもへの虐待を防ぐ)	わが国の子どもへの虐待の問題点 (特集・子どもへの虐待を 防ぐ)	: 子どもを虐待する親と家族 (特集・子どもへの虐待を防ぐ)	虐待を受けた子どもへの法的サポート (特集・子どもへの虐待を防ぐ)	子ども虐待とその対応(社会福祉法の成立と21世紀の社会福祉) (社会福祉の各分野の課題)	厚生省児童家庭局長通知「児童虐待防止等に関する法律」の施 2001.4 行について (児発第875号2000.11.20) (児童虐待防止法施行関連通知)	: 弁護士から見た児童虐待事件	子ども虐待防止の法制化と子どもの権利擁護	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ-日本の現状と課題(4)- [④イギリスにおける児童虐待の通告制度	児童虐待と青少年	アメリカにおける児童虐待の状況と対策	厚生省 子ども虐待対応の手引きー平成12年11月改訂版一	子の虐待が絡む親権者の変更〈ケース研究〉:付〈参考〉児童 虐待の防止等に関する法律	, 子どもの虐待に打つ手はあるか〈随筆〉	「子ども法の課題と展開(上智大学叢書21)」石川稔著〈本の紹 介〉	. イギリスの児童虐待防止制度に学ぶー日本の現状と課題(5) — ⑤危険な状況にある子どもの緊急保護手続
2001.4	2001. 4	2001.4	2001.4	2001. 4	2001. 4	2001. 4	2001.4	2001. 4	2001.4	2001.4	2001.4	2001. 4. 20	2001.5	2001.5	2001.5	2001.5
ムラセカョコ	タニムラマサコ	ハギワラタマミ	フジタキミエマツオカミドリ	イズミカオル	モリノゾム	コウセイショウジ ドウカテイキョク チョウ	イワサヨシとコ	ミムイチムチ	ミネモトコウジ	アベテツオ	コメマサトコ	オンシザイダンボ シアイイクタイニ ホンコドモカテイ ソウゴウケンキュ ウジョ	イノウエヒロミチ	ハットリケン	タカハシノブユキ	ミネモトコウジ
村瀬嘉代子	谷村雅子	萩原玉味	藤田君支 松岡緑	泉薫	茶望	厚生省児童家庭局長	岩佐嘉彦	山本真実	峯本耕治	安部哲夫	小沼里子	恩場財団母子 愛す会日本子 ども家庭総合 研究所	井上廣道 他	服部建	高橋伸幸	峯本耕治

27-33 立花書房	デュラセ い	都政新報社社	- 金剛出版	70-74 大阪少年 補導協会	42-81 研究会	58-81 地域保健 研究会	- 有斐閣	日本子ど もの虐待 4-171 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 1-9 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 10-16 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 17-26 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 17-32 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 33-41 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 42-45 虐待防止
Keisatsu koron 2 56-5	Gyosei EX 13-5 7	ı	I	月刊少年育成 46-6 7	地域保健 32-6	地域保健 32-6	1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1
		児童相談業務研 究会			地域保健研究会	地域保健研究会								
2001.5 Q&A 児童虐待の防止等に関する法律	2001.5 Monthly Spot 児童虐待防止と地方公務員の役割 [含 資料]	2001. 5. 25 児童相談所 汗と涙の奮闘記	25 児童虐待と児童相談所一介入的ケースワークと心のケアー	- イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ-日本の現状と課題(6)- : 6 ⑥児童虐待ケースへの調査と警察の役割	2001.6.7 特集2 子どもの虐待	全国保健婦長会の母子保健調査から 子どもの虐待防止のため のハイリスク要因等実能調査 (特集2 子どもの虐待)	30 子ども虐待ー子どもへの最大の人権侵害ー		講演録 「児童虐待の防止等に関する法律」と児童虐待への取 2001.7 り組み (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	講演録 子どもたちの未来のために一虐待の痛み、回復の援助 .7	精演録 「被害者対加害者」を乗り越えるために (特集 日本 子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	2001.7 講演録 カナダの取り組みから学ぶ [含 質疑応答] (特集日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	講演録 虐待を受けた子どもの心理療法に関する理論的・実践 2001.7 的検討 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会 (あいち大会))	 2001.7 講演録 思春期のこころー親子の信頼を取り戻すために一 (特 集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))
2001.	2001.	2001.5.	2001.5.25	2001.6	2001. 6.	2001.6.	2001.6.30	2001.	2001.	2001. 7	2001.		2001.	2001.
ジドウギャクタイケンキュウカイ	アベカズヒコ	ジドウソウダン ギョウムケンキュ ウカイ	オカダリュウスケ	ミネモトコウジ		フクモトメゲミ	タカハシシゲヒロ		マエバシノブカズ	ロコチムムキャム	サカガミカオル	ガベリケベコ・ガメ	ルイサワサぐニ	アリヨシチカコ
児童虐待研究 会	安部計彦	児童相談業務 研究会	田屋	奉本耕 治		福本恵	高橋重宏 警		前橋信和	秋山正弘	坂上香	Meg Hickling 他	早 基 屋	有吉允子

ネ 46-52	とネ 53-60 10 をのを 日本子ど ものを 日本子ど ものを 日本子ど ものを 研究会 研究会	A 61-68 自体子ど もの虐待 虐待防止 研究会	92-69	62-22	80–82	とネ 83-86 B存防止 研究会 研究会	87–89	90–93	94-100	101–103
子どもの虐待と グレクト 3-1	子どもの虐待と グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待と グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待と グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	子どもの虐待とネグレクト 3-1	- 子どもの虐待とネ ダレカト 3-1
シンポジウム "虐待"を問い直す (特集 日本子どもの虐待 防止研究会第6回学術集会(あいち大会)) 防止研究会第6回学術集会(あいち大会)	シンポジウム 虐待・いじめ・不登校~教師は今、親は今一 2001.7 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大 会))	7 シンポジウム 児童虐待防止法の可能性を問う (特集 日本子7 どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	分科会報告 児童福祉施設をひらく・つなげる一児童養護施設2001.7の再調整とネットワークー (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	2001.7 合科会報告 性的被虐待児の軌跡と援助 (特集 日本子どもの 虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	分科会報告 当事者の語りに寄り添い学ぶ-児童養護施設出身 2001.7 者が語る過去・現在・未来- (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	分科会報告 新生児・乳児の命を守るネットワークー妊娠・出7産・育児の場面でー (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	分科会報告 地域保健活動からのアプローチー虐待する家族へ 2001.7 の接助ー (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	分科会報告 保育園・幼稚園での初期対応を考える-児童相談 2001.7 所・福祉事務所との連携- (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	2001.7 分科会報告 リスクアセスメント指標の実践と課題 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	
2001.7	2001. 7	2001.7	2001. 7	2001.7	2001. 7	2001.7	2001. 7	2001. 7	2001. 7	2001. 7
マキマサヨジ	ロリマダマサ	ヒラユマサト	タケナカテツオ	サクラダニマリコ	インジタヒロヒト	アサノミドリ	ノムラとサシ	ンライジョシエ	カトウヨウコ	コクボヒロミ
牧真古 他	山田万里子 他	平湯真人他	竹中哲夫 他	桜谷真理子 他	藤田博仁他	浅野みどり 他	野村恒 他	白石淑江 他	加藤曜子他	小久保裕美 他

長岡利貞他	ナガオカトシサダ	2001.7	2001.7 分科会報告 虐待防止ホットラインの開設と運営 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	104-110	日本子でもの 合い を の を の を の を の を か を が か 所 が が か か が が か か が が か か が か か が か
藤岡淳子	レンセンカオンフ	2001. 7	2001.7 分科会報告 少年非行の背景としての子ども虐待 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	111-114	ロ本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
水野誠司 他	ミズノセイジ	2001. 7	分科会報告 医療機関で診断された虐待症例の検討一発見から 2001.7連携、介入そして治療に至るまで一 (特集 日本子どもの虐 待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	115-117	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
堀内久美子 他	ホリウチクミコ	2001. 7	2001.7 分科会報告 学校での発見と対応のネットワークづくり (特集日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	118-121	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
竹中哲夫 他	タケナカテツオ	2001. 7	分科会報告 児童相談所の児童虐待ケースマネージメントを検 2001.7 証する (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会 (あいち大会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	122-127	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
早崎肇他	ハヤサキハジメ	2001.7	分科会報告 子ども虐待にかかわる援助者のメンタルヘルスー 7 援助者の「当事者性」をめぐって、「私たちは何を感じてきた のか?」 — (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集 会(あいち大会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	128–134	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
平田美音 他	ヒラタミネ	2001. 7	2001.7 分科会報告 児童福祉施設における被虐待児のケア (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	135-137	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
河合容子 他	カワイヨウコ	2001. 7	2001.7 分科会報告 ドメスティック・バイオレンスと子ども (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	138–140	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
高橋蔵人 他	タカハシクラト	2001. 7	分科会報告 電話相談における危機介入−SOSを見逃がさな 2001.7いために- (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集 会(あいち大会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	141-145	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
加藤敏行他	カトウトシユキ	2001.7	分科会報告 医療機関とネットワークー発見と診断、通告ー (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大 会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	146–150	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
浅野みどり他	アサノミドリ	2001. 7	分科会報告 子どものサインへの感受性と援助ー子どもの視点 2001.7から - (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会 (あいち大会))	子どもの虐待とネ グレクト 3-1	151–154	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会

2001.7	- 分科会報告 こ - 2001.7 として当事者が - 研究会第6回学	分科会報告 ことして当事者が研究会第6回学	分科会報告 こんなサポートがほしかった(1)子どもとして親として当事者から見えるもの (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネ グレクト 3-1	155–158	日本子ど もの を の を の を の を の を の を の を の を の を の
I	シモヤマダヨウゾ ウ オカヤスツトム	2001.7	2001.7 肢体不自由児施設における被虐待児の検討		子どもの虐待とネ グレクト 3-1	172–179	n 4 4 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
7	イノウエナオミ	2001.7	2001.7 医療機関における子どもの虐待とネグレクトの告知について		子どもの虐待とネ グレクト 3-1	180–189	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
<i>y</i>	イシカワヒロアキ	2001. 7	. 子どもへの虐待・暴力防止教育プログラムに関する効果測定研 究		子どもの虐待とネ グレクト 3-1	190–199	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
せて	カトウエツコ アンドウアキオ	2001. 7	過去5年間に新聞報道された子ども虐待死事件の傾向と課題 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネ グレクト 3-1	204–210	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
キタガ	ガワヒラク	2001.7			部落 53-8(特別号)	28-37	部落問題 研究所
\ \ \ \ \	イソガエフミアキ	2001.7	虐待 児童虐待防止法によっ のケアー問題を持つ子の治タ の心への対応)		小児科臨床 54(増刊号)	1229–1235	日本小児 医事出版 社
<i>≠</i>	イシザキユウコ	2001.7	児童虐待と法律-医師の立 知っておくべき法律の知識 策〉(Vol. 1)		治療 83-7	2145-2147	華山墳
Ϊ	ダマユウジ	2001.7	児童虐待と法律-法律家の立場から 知っておくべき法律の知識 (医療に 策) (Vol. 1)		治療 83-7	2148–2157	草门草
W	ミネモトコウジ	2001.7			月刊少年育成 46-7	54–58	大阪少年補導協会
ソブ	「エフミヒロ	2001.7	児童虐待の地域支援のための展望-CAPNAの活動からみえるものー (特集 福祉サービス利用者の権利擁護の現状と課題)	全国社会福祉協 議会	月刊福祉 84-9	42–45	全国社会 福祉協議 会
		2001.8	特集 児童虐待の防止	内閣府	時の動き 45-8	6-47	財務省印 刷局
7	イワタキミエハラマリコ	2001.8	インタビュ- 見に取り組 長- (特集	内閣府	時の動き 45-8	6-13	財務省印刷 別局
14E	コウセイロウドウ	2001.8	施策の紹介 児童虐待の現状及び虐待防止への課題と対策 (特 集 児童虐待の防止)	内閣府	時の動き 45-8	14–19	財務省印 刷局
71	ケイサツチョウ	2001.8	施策の紹介 虐待児の早期発見・保護に向けた警察の取組 (特 集 児童虐待の防止)	内閣府	時の動き 45-8	22–25	財務省印 刷局

財務省印刷局	財務省印 刷局	財務省印 刷局	財務省印 刷局	大阪少年 補導協会	全国社会 福祉協議 会	朱鷺書房	時事通信 社	法務省保 護局	国 ウェ オ コース	明治大学 大学院法 学研究科	大阪少年 補導協会	労働教育 センター	関西学院 大学出版	明石書店	時事通信 社	資生堂社 会福祉事 業財団
26–28	33–35	41–43	44-46	02-99	29–67	ı	31	21-24	£ <i>L</i> –89	96–22	46-9 48-55	12–14	ſ	Ĺ	4-7	2–64
動き 45-8	動き 45-8	動き 45-8	動き 45-8	月刊少年育成 46-8	月刊福祉 84-10	1	内外教育 5227	更正保護 52-9	==-X 61-9	法学研究論集 15	月刊少年育成 46-9	女も男も 89	1	Ĭ	厚生福祉 4961	世界の児童と母性 51
時の動き	時の動	時の動き	時の動き	月刊	_ `		五条	更正	風	法学	月刊	季刊女も	H		厚生	
内閣府	内閣府	内閣府	内閣府		全国社会福祉協 議会								バント・レント イントン ハント・ボー リャ・・メー			資生堂社会福祉 事業財団
施策の紹介 人権擁護機関による児童虐待防止 (特集 児童虐 待の防止)	施策6 児童店	ルポ 各機関と緊密に連絡をとり虐待防止に向け柔軟で素早い 2001.8 対応を図る一大阪府泉大津市児童虐待防止ネットワークー (特集 児童虐待の防止)	ルポ 診療などの機会を使って虐待の「グレーゾーン」を見つ ける-東京都練馬区石神井保健相談所- (特集 児童虐待の防止)	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ-日本の現状と課題(8)-	 2001.8 養護施設入所児童等の状況の変化と社会背景	虐待と離婚の心的外傷	2001.8.24 教育法規あらかると 深刻化する児童虐待	児童自立支援施設での児童虐待児童への取組 (特集 家族)	 2001.9 行政報告 児童虐待の現状及び虐待防止への課題と対策	2001.9 別事事件としての児童虐待ーせっかん死加害者における故意の認定を中心にして $-$	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ-日本の現状と課題(9最終)回)- の最終回・日本の児童虐待防止制度の改革に向けての提案	児童虐待防止法改正の必要性-子どもを暴力・虐待から迅速に 保護するために- (子ども虐待を考える)	2001. 9. 10 修復的司法-現代的課題と実践-	2001. 9. 25 子どもの性的虐待と国際人権) 児童虐待の経験が過半数ー法務省が少年院収容者に初の調査ー)特集 子ども家庭福祉援助実践の新たな展開
2001.8	2001.8	2001.8	ルポ 2001.8 ける 上)	2001.8	2001.8	2001.8.10	2001.8.24	2001.9	2001.9	2001.9	2001.9	2001.9	2001. 9. 10	2001. 9. 25	2001.9.29	2001.10 特集
ホウムショウ	サイコウサイバンショ	ササダイズミ	サクライサトミ	ミネモトコウジ	モリノゾム	タナセカズヨ		ハシバツゲノスケ	コウセイロウドウショウ	ナンブサオリ	ミネモトコウジ	モリタユリ	マエノイクゾウ タカハシサダヒコ	オギワラシゲオ		
法務省	最高裁判所	笹田泉	桜井さと実	峯本耕沿	茶望	棚瀬一代		羽柴継之助	厚生労働省	南部さおり	峯本耕治	森田ゆり	前野育二 高橋貞彦 監訳	ロジャー・ J. R. レ ヴェスク 著 萩原重夫 訳		

<u>衛生</u> 堂社 会福祉事 業財団	資 会 会 紹 和 新 財 田 和 明	有斐閣	鉄道弘済 会	日本弁護 七連合会	国 シ フェース 社	国 シ フェース 社	地域保健 研究会	犯罪学雑 誌発行所	全 空 会 会 の の の の の の の の の の の の の	東 田 野 財 大 大 大 会 大 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ミネル ヴァ書房	法律文化 社	日本加除 出版	日本加除 出版	日本加除 出版	日本加除 出版	日本加除 出版
14-17	18–21	125-138	27-35	29–92	76-81	78-81	45-54	217-221	62–65	I.	I	I	19–225	22-40	41–55	56-71	72–83
資生堂社会福祉 世界の児童と母性 事業財団	世界の児童と母性 51	民商法雑誌 125-1	社会福祉研究 82	自由と正義 52-10	国会ニュース 61- 10	国会ニュース 61- 10	地域保健 32-9	犯罪学雑誌 67-5	月刊社会民主 557	L	ı	ı	家族〈社会と法〉 17	家族〈社会と法〉 17	家族〈社会と法〉 17	家族〈社会と法〉 17	家族〈社会と法〉 17
資生堂社会福祉 事業財団	資生堂社会福祉 事業財団		鉄道弘済会				地域保健研究会	日本犯罪学会					日本家族 (社会 と法) 学会	(社分 (社分	X族《社会 学会	ζ族 〈社会 学会	日本家族〈社会 と法〉学会
2001.10 <u>関で新たな展開) - (理論編</u>)	2001.10 福祉援助実践の新たな展開)ー(実践編)	家事裁判例紹介 被虐待児童の児童養護施設への入所を承認し 2001.10 た事例(平成12.5.11横浜家審判)	子ども家庭福祉と自治体行政 - 子育ての社会化と地方分権パラ ダイム -	病理を持つ当事者への援助-子への虐待を伴う離婚調停事件に 調査官の調整機能を生かす (特集 家庭裁判所の役割)	2001.10 行政報告 虐待児の早期発見・保護に向けた警察の取組	2001.10 行政報告 児童虐待問題への取り組み	2001.10 児童虐待防止法やDV防止法と対比して検討すべき要点 (特 2001.10 集 高齢者虐待一座談会 高齢者虐待防止の推進をめざして)	2001.10 事例報告 児童虐待が疑われる身元不明死体に認めた歯の外傷 について	2001.10 児童虐待防止法施行後の取り組みと改正課題	2001.10 児童虐待の実態ー東京の児童相談所の事例に見るー	2001.10 児童虐待とソーシャルワーク実践	 2001.10.20 講座 社会保障法(第3巻) 社会福祉サービス法	2001. 10. 25 児童虐待の法的対応 (第17回学術大会・シンポジウム)	2001.10.25 報告1 日本における児童虐待の法的対応と課題	2001.10.25 報告2 実務家から見た児童虐待の法的問題-監護権及び親権の 1001.10.25 問題を中心として-	2001.10.25 報告3 家庭裁判所から見た児童虐待の法的問題点	2001.10.25 報告4 児童虐待事件の調査上の問題点
イソガエフミアキ	アカツイサム	カワダノボル	モリノゾム	ヤマダマサコ	ナイカクフケインチョウ	ケインチョウ	タカムラヒロシ	ヤマダタカシ	ヒラユマサト	トウキョウトフク シキョクコドモカ テイブ	カシワメレイホウ	ニホンシャカイホ ショウホウガッカ 201 イ	20	ョンダツネオ 20	イワサヨシとコ 20	ヨンダアヤ 20	アベタカオ 20
磯谷文明	赤津勇	川田昇	茶望	山田仁子	内閣府 警視庁	警視庁	高村浩	正田 他 他	丫草甇圡	東京都福祉局 子ども家庭部 編	柏女霊峰 編	日本社会保障 法学会 編		吉田恒雄	岩佐嘉彦	※田早	安部隆夫

日本加除出版	日本加除 出版	家庭裁判 所調査官 研修所	金剛出版	金剛出版	中央法規出版出版	中央法規出版	国会政経ニュース	国 ウ フュース 社	国会政権によって	矯正協会	冬樹社	全国 者間 衛子 名 田 題 第 会 日 題 第 年 日 題 第 年 日 版 出 版	流 大海神学 研究学術	朝日新聞社	財形福祉 協会	保育研究所	原 会 発 発 と 所 の に の の の の の の の の の の の の の の の の の
84-121	122-148	1-17	711–786	725-730	7-25	8-15	66-71	89–99	69–71	110-120	64–69	241–245	61–69	180–187	24-26	1–6	ı
家族〈社会と法〉 17	家族〈社会と法〉 17	調研紀要 72		臨床心理学 1-6 略序心理學 1-6	<u> </u>	厚生 56-11	国会ニュース 61- 11	国会ニュース 61- 11	国会ニュース 61- 11	刑政 112-11	Psiko 2-11	障害者問題研究 29-3	流通科学大学論集 人間・社会・自然 編 14-2	論座 78	財形福祉 27-11	保育の研究 18	I
(社会	日本家族(社会) と法)学会	家庭裁判所調査 官研修所			厚生問題研究会	厚生問題研究会					J	全国障害者問題 研究会	7.70	1) I land			
2001.10.25 報告5 ドイツにおける児童虐待の法的対応	2001.10.25 報告6 イギリスにおける児童虐待の法的対応	2001.11 被虐待経験を持つ非行少年についての一考察	.11 緊急特集 子どもの虐待	2001.11 児童虐待に関する法制度 (緊急特集 子どもの虐待) 9001.11 非行の悲暑と1 アの旧音 6 在 (アロジョルとしてのた事信の へれむいみ 特集 児童虐待防止法施行から1年-現状と	座談会 児童虐待防止法施行から1年-現状と課題を考える- 2001.11 (特集 児童虐待防止法施行から1年-現状と課題を考える-)	2001.11 行政報告 児童虐待問題への取り組み	2001.11 人権擁護機関にによる児童虐待防止	2001.11 家庭・地域・学校における児童虐待防止の取組		児童虐待防止法の問題点-子どもを守る責任は誰にあるのか- (特集 虐待の研究)	ネットワーク 児童虐待防止法の成立と学校教育 (特集 学校 教育と教育相談)	2001.11 児童虐待防止法の成り立ちと課題-民間団体との連携のあり方を考える-	誰が親に手をさしのべるのかー児童虐待事件の裁判を傍聴して	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 母子家庭、児童虐待、DV 2001.11 を3本柱に家庭に欠けている福祉面の充実をはかる	2001.11 巻頭言 児童虐待問題の現状と法制度・実施機関の課題	2001.11 児童相談所における児童虐待相談処理件数報告(平成12年度)
スズキヒロヒト	キョスエ	カゴタアツコ		コンダツネオフジャナシン	\ 1	シミズキョウコ	ホウムショウ モンブカガクショ ウ	ホウムショウ	モンブカガクショ ウ	マツダミチコ	ゴトウヒロコ	ヨシムラカナエ	カトウョウコ	シバトモユキ		タケナカテツオ	
鈴木博人	許末恵	- 上鎖田鷃		古田恒雄羅岡河	14.14.1	清水京子 他	法務省 文部科学省	法務省	文部科学省	松田美智子	後藤弘子	吉村奏恵	加藤曜子	学的学		竹中哲夫	

女性ライフサイクル研究所	女在ラインサイク	女性ライ フサイク ル研究所	明石書店	杏林書院	〜 る ず 版	〜 る ず 版	へるす出 版	日本小児 精神神経 学研究会	國女國子 国子 學 學 本 之 等 等 次 子 等 題 等 大 之 題 等 之 之 是 。 是 。 是 。 是 。 是 。 是 。 是 。 是 。 是 。	有斐閣	有斐閣	日本子ど もの唐待 研発防止	日本子ど もの虐待 唐待防止 研究会止	日本子どもの虐待虐待防止研究会
4–108	13–22	801–96	I	945–948	1738-1829	1812-1815	1825–1829	367-372	11–32	416-422	73–79	220–223	224–281	224–233
女性ライフサイク ル研究 11	女性ライフサイク ル研究 11	女性ライフサイク ル研究 11	ı	保健の科学 43-12	小児看護 24-13	小児看護 24-13	小児看護 24-13	日本小児精神神 経学研究会 41-5	園田学園女子大学 論文集 36	民商法雑誌 125-3	法学教室 255	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2
			日本弁護士連合 会子どもの権利 委員会	保健科学研究会				日本小児精神神 経学研究会						
特集 子どもの虐待	危機介入 児童虐待への危機介入的アプローチ (特集 子ども)	システムと法 子ども虐待の対応について一施行後の児童虐待 防止法を考える- (特集 子どもの虐待)	2001.11.15 子どもの虐待防止・法的実務マニュアル 改訂版	虐待予防の視点で実施した1歳6ヶ月児健康診査未受診者への訪 問相談	2001.12 特集 被虐待児症候群:家族ケアを中心に		関連論考 虐待と児童虐待防止法 (特集 被虐待児症候群:家 な 族ケアを中心に)	2001.12 警察との連携を行った性的虐待症例の検討	2001.12 英国児童虐待防止研究-市場原理と児童虐待防止ソーシャル ワークの行方-	2001.12 家事審判例紹介 心理的虐待等による児童の福祉施設入所措置 の承認ー福岡家裁小倉支部平成11.12.1審判	2 クローズアップ刑事法(8)児童虐待防止法	2001.12 巻頭言 児童虐待防止の対応戦略	2001.12 特を受けた子どもの虐待防止研究会第6回学術集会 (特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)	登校柜否・家庭内暴力の背後に虐待があった小学生―関係領域の専門家の協同による危機介入を含めたかかわり― (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会) (特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)
2001.11.1	2001.11.1	2001.11.1		2001.12	2001.15	2001.12	2001.12	2001. 12	2001. 15	2001. 15	2001.12	2001. 15	2001. 12	2001.12
	マエダケンジ		ニホンベンゴシレ ンゴウカイコドモ ノケンリイインカ イ	キノシタツタコ		チバイクコ	イソガエフミアキ	シオカワとロサト	ミとキジネを	ョンダツネオ	ハヤシヒロマサ	マツイイチロウ		E/V.LE
	前田研史	新恵里	日本弁護士連 合会子どもの 権利委員会 編	木下萬子		千葉郁子	磯谷文明	塩二宏網 色	田邉泰美	吉田恒雄	林弘正	松井一郎		横湯園子

日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子 もの 古 を の 唐 待 子 の 発 か か に か が か に	日本子と もの虐待 虐待防止 研究会上	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会上	日本子ど もの唐待 虐待防止 研究会上	日本子 もの たの を 会 を を を を を を を を の を の を の を の を を を を	日本子と もの唐待 唐待防止 研究	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会上	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会上	日本子 もの を を を を 発 発 の 上 の の の の の は の は の は に の は に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	医学書院	全国青年 司法書士 協議会
234-242	243–249	290–262	263–271	272–281	282–293	295–303	313–319	320–324	332–360	1044-1052	4–6
子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	子どもの虐待とネ グレクト 3-2	保健婦雑誌 57-13	月報全青司 260
イセ - -	دلاد(اچ)	画本 なり 原文	特	· · · · · · · · · ·	- V	ټ			10	4 	
虐待を受けたある幼児のプレイセラピー―トラウマ・プレイヤラピーのあり方の模索― (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会)(特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)	虐待を受けた子どもの治療―愛着対象としての施設職員のかか とわり― (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会) (特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)	虐待する母親と虐待される児童への治療的介入の2例 (特集)日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会) (特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)	虐待を受けた子どもの経過と予後 (特集 日本子どもの虐待 2001.12 防止研究会第6回学術集会) (特集 虐待を受けた子どもの治療 を考える)	教育講座 近親姦虐待被害者における遅延記憶と脳画像に関す 2001.12 る予備的研究 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術 集会) (特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)	児童虐待における保育所(園)の役割と関係機関のネットワ	2001.12 地域ネットワークをいかに効率よく活用していくかーこれまでのネットワークのあり方と新しい運用方法についてー	2001.12 ドメスティック・バイオレンスの目撃による心的外傷の2例	立入調査とケースワークについて考える	資料 全国養護施設に入所してきた被虐待児とその親に関する 研究	児童虐待を疑うケースを確実にフォローするための記録とは (特集 児童虐待に介入するための視野と技術-児童虐待に介入 するためのノウハウー)	虐待を考える(2)児童虐待防止法について
2001.12	2001.12	2001.12	2001. 12	2001. 12	2001.12	2001.12	2001. 12	2001.12	2001.12	2001.12	2001.12
ニシザワサトル	アベカズヒコ	ルイトウサトル	イケダヨシコ	サイトウサトル	シモイズミヒデオ	コバヤシトモコ	ニノミヤツネオ	ニシモトミホ	サイトウサトル	ナガエとロコ	
西澤哲	安部計彦 他	斎 藤 色	池田由子	斎藤学	下泉秀夫	小林朋子	二宮恒夫	西本美保 他	~ 秦秦	長江弘子	

全国社会 福祉協議	明石書店	ミネル ヴァ書房	バネル ヴァ書房	ミネル ヴァ書房	ミネル ヴァ書房	ミネルヴァ書房	ミネルヴァ書房	ミネルヴァ書房	ミネルヴァ書房	ミネル ヴァ書房	ミネルヴァ書房	ミネルヴァ書房	ミネル ヴァ書房	ミネルヴァ書房	ミネルヴァ書房	ミネルヴァ書房) ミネル ヴァ書房	三省堂	女 女田 公 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	山梨大学
40-43	1	2-126 (1) - (100)	2-13	14-26	27-35	36-45	64-71	72–79	91–98	99–109	(2) – (8)	(18)-(27)	(37)-(58)	(92)-(26)	(20) – (92)	(81) - (90)	(92)-(100)	I	38 114-122	206-220
月刊福祉 84-14	I	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	別冊発達 26	ı	研究助成論文集 38	山梨大学教育人間 科学部紀要 4-1
全国社会福祉協 議会		柏女霊峰 才村純	柏女靈峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女靈峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純	柏女霊峰 才村純			
2001.12 取り組みから (特集 青少年の今日と明日に向けて)	2001.12.20 子どもを虐待から守る制度と介入手法一イギリス児童虐待防止 12.00 制度から見た日本の課題 -	2001.12.25 子ども虐待へのとりくみー子ども虐待対応資料集付一	2001.12.25 子ども虐待対応の到達点と相談援助の課題(子ども虐待へのと りくみ)	2001. 12. 25 児童虐待防止法と子ども虐待防止制度の課題(子ども虐待への とりくみ)	2001.12.25 児童相談所における対応と課題(子ども虐待へのとりくみ)	2001.12.25 家族から分離された子どもたち(子ども虐待へのとりくみー子 ども虐待対応資料集付)	2001.12.25 司法機関における対応と課題(子ども虐待へのとりくみ)	2001.12.25 機関連携・ネットワーク構築の現状と課題(子ども虐待へのと) りくみ)	2001.12.25 親権をめぐる課題(子ども虐待へのとりくみ)	2001.12.25 親子の心のケアの現状と課題(子ども虐待へのとりくみ)	2001.12.25 資料解説(子ども虐待対応資料集)	2001.12.25 政府補助事業(子ども虐待対応資料集)	2001.12.25 法律・法省令・通知等(子ども虐待対応資料集)	2001.12.25 児童虐待防止法の成立(子ども虐待対応資料集)	2001.12.25 児童虐待防止に関するその他の資料(子ども虐待対応資料集)	2001.12.25 調査研究(子ども虐待対応資料集)	2001.12.25 民間接助機関の活動(子ども虐待対応資料集)	2001.12.30 Q&A ドメスティック・バイオレンス法・児童虐待防止法解 こ001.12.30 説 (三省堂ローカプセルシリーズ)	2002 法制度の改正に向けて一	2002 児童虐待防止制度をめぐる日米の状況
カトウョシアキ	ミネモトコウジ		カシワメレイホウ	サイムラジュン	ツザキテツロウ	モリノゾム	ハットリケン	アベカズヒコ	ヒラユマサト	ニシヂワサトル	サイムラジュン							ヤマダヒデオ	ヨンダツネオカトウョウコ	ヤマグチリョウコ
加藤芳明	拳本耕治 編		柏女霊峰	才村箱	津崎哲郎	茶望	服部建	安部計彦	平湯真人	西澤哲	才村組							山田秀雄 編	吉田恒雄 加藤曜子	山口亮子

関西学院 大学社会	日本評 社	日本兄 青年精 受学新神	早稲田大 学比較法 研究所			日本評論 社	家庭事件 研究会	家庭事件 研究会	明治大学 大学院法 学研究科	日本評論社	至文堂	愛知淑徳 大学	明石書店	平安女学 院大学	東京法令	法務省法 務総合研 究所
149–165	32–38	389–394	303-317	I	I	66–86	31–68	165-174	35–54	81	167-175	33-49	I	25–36	23–29	1–186
関西学院大学社会 学部紀要 91	年報医事法学 17	児童青年精神医学 とその近接領域 43-4	比較法学36-1	1	ı	法学セミナー 47-1	ケース研究 270	ケース研究 270	法学研究論集 16	法学セミナー 47-2	現代のエスプリ 415	異文化コミュニ ケーション研究 5	-	平安女学院大学研 究年報 3	Valiant [月刊警察 ヴァリアント] 20-3	法務総合研究所研 究部報告 19
	日本医事法学会	児童青年精神医 学とその近接領 域編集部														法務総合研究所
2002 児童虐待ケースにおける援助手続の検討ー児童福祉司の意志決定分析からー	アメリカにおけるメディカルネグレクトの医事法的考察 (第 31回 医事法学会総会 研究大会記録)	児童虐待と親の問題—ハイリスクマザーと治療的アプローチを中心にして— (特集 子どもにみるトラウマ)	2002 ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳 (1)	2002 児童虐待リスクアセスメント・モデル	2002 生科学研究補助金 子ども家庭総合研究事業	児童虐待 (特集2 どうなる、日本の人権救済制度?)	アメリカ合衆国オレゴン州における児童虐待事件処理の理念と 実際	2 実務ノート 家庭裁判所における児童虐待の取扱いについて	2002. 2 記拠の地位を中心によりである。 2 証拠の地位を中心にして一	2002. 2 弁護士事件ファイル 子どもの虐待と弁護士の役割	虐待が疑われる子供に対する面接(21世紀の法律相談-リーガ 2002. 2 ルカウンセリングの試み-法律隣接領域における相談実務の現 状)	2002. 2 子ども虐待予防政策の国際比較研究-米国・英国・日本の比較 2002. 2 を通して-	2002. 2. 28 $ $ 児童虐待時代の福祉臨床学ー子ども家庭福祉のフィールドワー $	児童相談所の緊急一時保護面接場面にみる虐待対応の制度的課 題一「児童相談所運営指針」について-	警察の児童虐待に対する取組みー児童虐待防止法施行1年の状 沢-	児童虐待に関する研究(第2報告)
2002	2002	2002	2002	2002	2002	2002. 1	2002. 2	2002. 2	2002. 2	2002. 2	2002. 2	2002. 2	2002. 2. 28	2002.3	2002. 3	2002.3
キムラヨウコ	ヒサフジカツコ	ホンマヒロアキ	イワシワイチロウ スズキヒロヒト タカハシユキコ	サイタマケンチュ ウオウジドウソウ ダンショ	スズキヒロヒトキリノユミコマツダマヤ	イソガエフミアキ	オザワマサツグ	トミヤマユタカ	ナンブサオリ		オチケイタ	ミワマチコ	ウエノカヨコオギソヒロシ	フクナガヒデヒコ	ナカハラタカシ	マツダミチコ
大村谷子 合	人藤克子	本間博彰	岩志和一郎 鈴木博人 高橋由紀子 誤	埼玉県中央児 童相談所 他	鈴木博人 桐野由美子 松田真哉	磯谷文明	小澤真嗣	一二四	南部さおり		越智啓太	三輪真知子	上野加代子 小木曽宏 他編	福永英彦	中原隆	松田美智子

日本被害 者学会	東京法令 出版	神奈川大 学法学研 究所	神奈川大 学法学研 発所	札幌大学 法学会	大阪大学 大学院国 際公共政 策研究科	東洋大学 比較法研 究所	東洋大学 発達臨床 研究所	日本司法 書士会連 合会	立正大学 社会福祉 研究所	立正大学 社会福祉 研究所	尚学社	法学協会 事務所	平 を を を を を を に の の に の に の に の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の	新潟県福祉保健部
41-57	22–29	1-204	37–61	97-106	319–330	377-408	46–59	6-11	51–58	59–63	I	359-449	I	ı
被害者学研究 12	捜査研究 51-3	研究年報 20	研究年報 20	札幌法学 13-1・2	国際公共政策研究 6-2	比較法 39	東洋大学発達臨床 研究紀要 2	月報司法書士 361	立正大学社会福祉 研究所年報 4	立正大学社会福祉 研究所年報 4	I	法学協会雑誌 119-3	I	ı
日本被害者学会												法学協会事務所		
2002. 3 児童虐待 (シリーズ:被害者学各論第1回)	警察の児童虐待に対する取組み-児童虐待防止法施行1年の状 況-	特集 子どもの福祉と家族・地域・自治体	子ども虐待の現状と法制度上の課題 (特集 三族・地域・自治体)-連続講演会 「子どもの私域・自治体」-	法律問題の面から-児童虐待について思う- 札幌大学学生相 談室報告書第16号より〈資料〉	児童虐待防止に関する方策	アメリカ児童虐待防止法における1997年「養子と安全な家族に 関する法律」について	わが国における児童虐待防止運動の歴史ーとくに明治時代にお ける原胤昭の業績を中心としてー	子ども虐待対応の最前線~東京都児童相談センターを訪ねて~ (特集DV-脱暴力の取り組みと司法の介入・援助一)	プロジェクト研究「児童養護施設等における『被虐待児』の対 応について」中間報告	児童養護施設における心理臨床の特質についてープロジェクト 研究 児童養護施設等における『被虐待児』の対応について」 中間報告の一部として-	児童虐待防止法ーわが国の法的課題と各国の対応策一	親の権利・子どもの自由・国家の関与(1)―憲法理論と民法 理論の統合的理解―	李也开	2002. 3 乳幼児健康診査の手引 改訂第4版
2002. 3	2002.3	2002.3	2002. 3	2002.3	2002. 3	2002. 3	2002. 3	2002. 3	2002. 3	2002. 3	2002.3	2002. 3	2002. 3	2002. 3
サマロコぐもい	ナカハラタカシ		カゲヤマヒデヒト	カノウカズオ	マツダナオコ	イケヤカズコ	イケダヨシコ ヤバナフミコ	ネキヤスタカ	ムラオヤスヒロ	ムラオヤスヒロ	イワイヨシコ	ヨコタコウヘイ	カトウョウコ	ニイガタケンフク シホケンブケンコ ウタイサクカ ニイガタケンイジ カイ
林弘正	中原隆		影山秀人	叶和夫	松田直子	池谷和子	池田由子 矢花芙美子	根木康孝	村尾泰弘 他	村尾泰弘	岩井宜子 編	横田光平	加藤曜子	新潟県福祉保健部健康対策 課 課 新潟県医師会

		2002. 3. 31	子ども虐待に関する研究(5)	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭総 合研究所紀要 38	7–92	日本子でも多くのとの対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対
高橋重宏 他	タカハシシゲヒロ	2002. 3. 31	児童福祉司の職務とストレスに関する研究 (子ども虐待に関する研究(5))	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭総 合研究所紀要 38	7-48	日本子ど も家庭総 合研究所
高橋重宏 他	タカハシシゲヒロ	2002. 3. 31	児童養護施設職員の職場環境に関する研究 (子ども虐待に関する研究(5))	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭総 合研究所紀要 38	49–92	日本子ど む家廃総 合研究所
		2002. 3. 31	子ども家庭相談体制のあり方に関する研究(2)	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭総 合研究所紀要 38	93–124	日本子どめ 多解 とり 発 とり 発 とり おり とり とり とり とり とり とい
柏女霊峰 他	カシワメレイホウ	2002. 3. 31	市町村保健センターの運営及び子育て相談活動分析 (子ども 家庭相談体制のあり方に関する研究(2))	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭総 合研究所紀要 38	93–124	日本子ど も家庭総 合研究所
才村組他	サイムラジュン	2002. 3. 31	児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に 関する調査研究	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭総 合研究所紀要 38	253–295	日本子ど も家庭総 合研究所
加藤曜子 他	カトウヨウコ	2002. 3. 31	市町村虐待防止ネットワークの実態と課題について一市町村 ネットワーク事例調査から一	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭総 合研究所紀要 38	297–306	日本子ど も家庭総 合研究所
羅谷昌史	シブヤマサシ	2002. 3. 31	子ども虐待ケースへの介入一児童相談所の苦悩を知る一	上智大学	ソフィア 50-3	386–398	上智大学 出版
樋川隆	ヒカワタカシ	2002. 4	 2002. 4 児童虐待防止法をめぐってー子どもの成長と人格の形成一 	神戸親和女子大 学生涯学習セン ター	生涯学習センター 紀要 5	93–106	神戸親者 女子大発 生涯学習 たンター
		2002.4	2002.4 特集 児童虐待と現場対応		教急医療ジャーナ ル 10-2	7-25	日本教急 医療財団
篠崎純	シノザキジュン	2002. 4	児童虐待に関する法的側面 (特集 児童虐待と現場対応)		救急医療ジャーナ ル 10-2	21–25	日本教急 医療財団
藤本哲也	フジモトテツヤ	2002. 4	2002. 4 2000年児童虐待防止法について考える (犯罪学の散歩道117)		戸籍時報 540	56–61	日本加除 出版
浜井浩一	ハマイコウイチ	2002. 4	我が国のドメスティック・バイオレンス及び児童虐待の実態と 対策		刑政 113-4	46–59	矯正協会
中原隆	ナカハラタカシ	2002. 4	児童虐待への対応要領-児童虐待防止法施行1年間の警察にお ける取扱状況を踏まえて-		keisatsu koron 57-4	17-24	立花書房
岡本正子 渡辺治子	オカモトマサコ ワタナベハルコ	2002. 4	児童虐待 (特集 児童精神医学の現在)		発達 23-90	30–36	ミネル ヴァ書房
厚生労働省雇 用均等·児童家 庭局総務課	コウセイロウドウ ショウコョウキン トウ・ジドウカテイ キョクソウムカ	2002. 4			家庭裁判月報 54-4	54-4 181-193	最高裁判 所事務総 局
中原隆	ナカハラタカシ	2002. 4	児童虐待への対応要領ー警察における最近の取扱状況を踏まえ てー	警察大学校	警察学論集 55-4	52–68	立花書房

判例タイムズ社	中央法規 出版	時事通信 社	有斐閣	東京医学社	東京医学 社	日本 政策 等 研究	時事通信 社	有斐閣	金子書房	時事通信 社	医学書院	時事通信 社	最高裁判 所事務総 局	日本 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
66–82	I	7–8	90–91	687–691	699–702	28–38	14	419-432	816–820	5	ſ	5	132–152	8–17
判例タイムズ 1081 66-82	ı	厚生福祉 5015	別冊ジュリスト 162(家族法判例百 選<第6版>)	周産期医学 32-5	周産期医学 32-5	罪と罰 39-3	厚生福祉 5017	民商法雑誌 126-3	児童心理 56-8	厚生福祉 5024	i	厚生福祉 5031	家庭裁判月報 54-7	調停時報 152
									児童研究会					
1 児童の性的虐待と刑事法	2002. 4. 20 虐待を受けた子どもへの自立支援―福祉実践からの提言―	地域医療への支援体制を強化-児童虐待対策で専門里親を養成 26 - (北海道) - (特集 都道府県政令指定都市2002年度厚生・労 働・環境関係予算(16)北海道、東京都、新潟県)	5 児童相談所長の申立てによる親権喪失の宣告(昭和54.5.16東京 5 家八王子支審判)	児童虐待の実 521と周産期医 らかな発達の	児童虐待の実 5集 健やか親 子どもの心の	「矯正の理論と実践」「児童虐待と犯罪・非行」に関する研究 5 動向 (特集 アメリカ犯罪学会第53回年次大会)	0 児童虐待の申し立て、10年で8倍-最高裁が実態調査	体罰等を理由とする児童の福祉施設への収容の承認(平成 13.4.53福岡家審判) <家事裁判例紹介>	6 6 9	4 児童虐待のリスク評価にチェックリストー埼玉県が児童相談所 4 で活用—	2002. 6. 15 Fども保護のためのワーキング・トゥギャザー - 児童虐待対 応のイギリス政府ガイドライン-	2002. 6. 28 母子保健マニュアルを改訂ー埼玉県、児童虐待増に対応ー	7 資料 児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情	7 児童虐待防止法、DV防止法と家事調停 (調停委員研修資料第 69回)
2002. 4. 1	2002. 4. 2	2002. 4. 2	2002.	2002.	2002.	2002.	2002. 5. 10	2002. 6	2002.	2002.6.		2002. 6. 2	2002. 7	2002. 7
イケモトスミコ	ムライミキコバヤシヒデヨシ		ヨシダツネオ	コバヤシミチコ	ヤマザキョンとサ	フルタカオル		キョスエ	アサイハルオ		イギリスホケン ショウ・イギリス ナイムショウ・イ ギリスキョウイク コョウショウ マツモトイチロウ ヤシロミチコ		サイコウサイバン ショジムソウキョ クカテイキョク	オオタケユキコ
池本壽美子	村井美紀 小林英叢 編		吉田恒雄	小林美智子	山崎嘉久	中田薫		許末恵	浅井春夫		イギリス保健 省・イギリス内 務省・イギリス 教育雇用省 著 松本伊知朗 屋代通子 訳		最高裁判所事 務総局家庭局	大竹由紀子

財務省印 刷局	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会止	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究か止	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	鉄道弘済会	家庭事件 研究会	警察時報 社	地域保健 研究会	日本用 政策研等 会	日本用 政策研事	時事通信 社	全国社会 福祉協議 会
52–55	5–161	40–48	59–65	134-137	138-141	184–187	97–102	99–147	17-27	91–93	11-37	11-21	2~3	26–28
立法と調査 230	子どもの虐待とネ グレクト 4-1	子どもの虐待とネ グレクト 4-1	子どもの虐待とネ グレクト 4-1	子どもの虐待とネ グレクト 4-1	子どもの虐待とネ グレクト 4-1	子どもの虐待とネ グレクト 4-1	社会福祉研究 84	ケース研究 272	警察時報 57-8	地域保健 33-7	罪と罰 39-4	罪と罰 39-4	厚生福祉 5042	月刊福祉 85-11
							鉄道弘済会			地域保健研究会				全国社会福祉協 議会
, 現代家族の危機-児童虐待・D N~の政策的対応- (特集 国民の安心と安全)	7 特集 日本子どもの虐待防止研究会第7回学術大会(兵庫大会)	,シンポジウム 児童虐待防止法の施行がもたらしたもの (特集) 日本子どもの虐待防止研究会第7回学術大会(兵庫大会))	,研修講演 児童虐待問題における法的な取り組み (特集 日本子どもの虐待防止研究会第7回学術大会(兵庫大会))	,分科会報告 親へのアプローチプログラム (特集 日本子どもの虐待防止研究会第7回学術大会(兵庫大会))	,分科会報告 児童虐待とソーシャルワーク (特集 日本子どもの虐待防止研究会第7回学術大会(兵庫大会))	児童虐待対応協力員からみた児童虐待の今日的課題	, 実践報告 れ幌市児童相談所における虐待123事例の研究―発 達の剥奪と挽回―	ある夫婦関係調整事件-「子の虐待」と親権者指定-<ケース研 究>	児童虐待への対応要領ー警察における平成13年中の取扱い状況 を踏まえて	2002.8 行政のうごき 児童虐待防止対策の推進についての通知	8特集 家庭内の暴力	児童虐待への刑事法的アプローチ (特集 家庭内の暴力)	少年非行が深刻な状況-児童虐待の相談増える・2002年版青少 年白書-	児童虐待防止ネットワークと民生委員・児童委員への期待 (特集 地域福祉を拓く民生委員・児童委員の力)
2002.7	2002. 7	2002. 7	2002. 7	2002. 7	2002. 7	2002. 7	2002. 7	2002.8	2002.8	2002.8	2002.8 特集	2002.8	2002. 8. 9	2002.9
ツツイタカシ		タカハシシゲヒロ	イワサヨシとコ	イデヒロシ	ケライジテツヤ	ウラタマサオ	イシカワアカシ	ウラノマミコ	ナカハラタカシ			ハヤシヒロマサ	カワカミサチコ	シラガシユタカ
筒井隆志		高橋重宏 他	岩佐嘉彦	井出浩色	倉石哲也 他	浦田雅夫	石川丹	浦野真美子 他	中原隆			林弘正	川上幸子	白樫裕

現代法律 出版	人権擁護 協力会	立正大学 文学部	中央法規 出版	日本犯罪 社会学会	国上社	国上社	国土社	国土社	国土社	資生堂社 会福祉事 業財団事	資生堂社 会福祉事 業財団	資生堂社 会福祉事 業財団	信山社	信山社	信山社	信山社
32–38	17-19	63-74	I	60–73	4-91	4-12	13-21	40-47	75-82	1–61	42–45	54-57	ſ		123-136	
現代刑事法 4-9		立正大学文学部論 叢 116	ı	犯罪社会学研究 27	教育 52-10	教育 52-10	教育 52-10	教育 52-10	教育 52-10	世界の児童と母性 53	世界の児童と母性 53	世界の児童と母性 53	1	チどもの権利と社 会的子育て 社会 的子育てシステム としての児童福祉	子どもの権利と社 会的子育て 社会 的子育てシステム としての児童福祉	子どちの権利と社 会的子育て 社会 的子育てシステム としての児童福祉
					教育科学研究会	教育科学研究会	教育科学研究会	教育科学研究会	教育科学研究会	資生堂社会福祉 事業財団	資生堂社会福祉 事業財団	資生堂社会福祉 事業財団		許 望月 他編 他編	群 望月 他編	許 望 他編 他編
2002.9 児童虐待と不作為犯論 (特集 不作為犯論をめぐる諸問題)	2002.9 ある児童虐待事案を処理して 人権擁護機関の救済活動	2002.9 児童虐待と米国のCASA(裁判所児童擁護員)	2002. 9. 20 殺さないで一児童虐待という犯罪ー	2002. 10 児童虐待としての「代理人によるミュンヒハウゼン症候群」	: 支援・援助の諸相	図一家族精神保健の援助がもっとも必要な9 児童虐待と支援・援助の諸相)	乳幼児への虐待・とくにネグレクトをめぐって (特集 児童 2002. 10 虐待と支援・援助の諸相)	「虐待親」への支援・援助ー司法福祉の現場からー (特集 2002. 10 児童虐待と支援・援助の諸相)	2002. 10 児童相談所の役割一学校との連携の視点から一 (特集 児童 虐待と支援・援助の諸相)	2002.10 特集 児童養護と子どもたち-児童福祉施設をめぐる新しい動き	児童虐待防止法等改正と社会的養護の再構築-児童虐待防止法 2002.10 (特集 児童養護と子どもたち)-(児童福祉施設をめぐる新しい動き)	2002.10 たち) — (児童福祉施設をめぐる新しい動き)	2002.10.20 子どもの権利と社会的子育て 社会的子育てシステムとしての 児童福祉	2002.10.20 第1部 子供の権利と社会的子育ての理論	2002.10.20 被虐待児の家庭引取りに関する法的諸問題 (第1部 子供の権利と社会的子育ての理論)	2002.10.20 第2部 子供の自立支援と社会的子育で
ハヤシヒロマサ	ホウムショウジン ケンヨウゴキョク チョウサキュウサ イカ	コミヤノブオ	マイニチシンブンジドウギャクタイツュザイハン	ナンブサオリ		タナベヒトシ	タナカサトシ	ササキミツロウ	ノザカサトル		モリノゾム	コバヤシヒデヨシ	コノミユウモチヅキアキラ		ョシダツネオ	
林弘正	法務省人権擁 護局調查救済 課	小宮信夫	毎日新聞児童 虐待取材班	南部さおり		田辺等	田中程	佐々木光郎	野坂聡		森望	小林英義	許斐有 望月彰 他編		古田恒雄	

信山社	判例タイ ムズ社	判例タイムズ社	家庭事件 研究会	全国社会 福祉協議	全国社会 福祉協議 会	全国社会 福祉協議 会	全国社会 福祉協議 会	全国社会 福祉協議 会	全国社会 福祉協議 会	全国社会 福祉協議 会	全国社会 福祉協議 会	全国社会 福祉協議 会養護施 設協議施
223–252	160–161	162–163	204–189	10–57	12-15	22–24	28-30	42-45	46-49	50–53	54-57	4–20
子どもの権利と社 会的子育て 社会 的子育てシステム としての児童福祉	判例タイムズ臨時 増刊 1100「家事関 係裁判例と実務245 題	判例タイムズ臨時 増刊 1100「家事関 係裁判例と実務245 題」	ケース研究	月刊福祉 85-13	月刊福祉 85-13	月刊福祉 85-13	月刊福祉 85-13	月刊福祉 85-13	月刊福祉 85-13	月刊福祉 85-13	月刊福祉 85-13	児童養護 33-2
群 望 超 他 編	野田愛子田	野田愛子 田		全国社会福祉協 議会	全国社会福祉協演会	全国社会福祉協 議会	全国社会福祉協 議会	全国社会福祉協議会	全国社会福祉協議会	全国社会福祉協議会	全国社会福祉協 議会	全社協養護施設り協議会
 終章 児童虐待と社会的介入 (第2部 子供の自立支援と社会 的子育て)	2002.11 児童虐待と児童福祉機関	2002.11 児童虐待と家庭裁判所	. 児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情<資料>	特集 児童虐待	1、児童虐待防止法施行後の状況と施策動向 (特集 児童虐待)	児童虐待ケースをめぐる保健所・市町村健康センターの関わり (特集 児童虐待)	. 児童虐待ケースに対する弁護士の関わり (特集 児童虐待)	児童福祉施設における被虐待児のための援助のあり方と今後の 方向性 (特集 児童虐待)	児童福祉施設における被虐待児への心理的支援 (特集 児童 虐待)	「虐待をする保護者」への援助 (特集 児童虐待)	. 児童虐待防止ネットワークを考える (特集 児童虐待)	特集1 児童虐待防止法の見直しにむけて一児童虐待防止法か ら考える近未来像
2002. 10. 20	2002. 11	2002. 11	2002. 11	2002. 11	2002.11	2002. 11	2002. 11	2002. 11	2002. 11	2002. 11	2002. 11	2002.11
1 × × × × ×	ソウワキミナコ	ソウワキミナコ	サイコウサイバン ショジムソウキョ クカテイキョク		ロウセイロウドウ ショウロョウキン トウ・ジドウカケ イキョクフクシカ ギャクタイボウン タイサクシッ	サトウタクヨ	イソガエフミアキ	フジオカタカシ	コウベノブユキ	アベカズヒコ	サイムラジュン	
野田正人	物脇美奈子	惣脇美奈子	最高裁判所事 務総局家庭局		厚生労働省雇 用均等·児童家 庭局福祉課虐 待防止対策室	佐藤拓代	磯谷文明	藤岡孝志	神戸信行	安部計彦	才村純	

全 烟 医 超 医 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	法学協会 事務所	青林書院	日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会	日本子ど もの直待 唐待防止 発発か止	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
13–16	2109–2167	563–571	204–302	204–209	210–216	217–225	226–231	232–241	242–252	253–263	264–275
児童養護 33-2	法学協会雑誌 119-11	内田文昭先生古稀 祝賀論文集	子どもの虐待とネ グレクト 4-2	子どもの虐待とネ グレクト 4-2	子どもの虐待とネ グレクト 4-2	子どもの虐待とネ グレクト 4-2	子どもの虐待とネ グレクト 4-2	子どもの虐待とネ グレクト 4-2	子どもの虐待とネ グレクト 4-2	子どもの虐待とネ グレクト 4-2	子どもの虐待とネ グレクト 4-2
全社協養護施設協議会	法学協会事務所	内田文昭先生古 稀祝賀論文集編 集委員会									
施設長の視点から 入所風景に見られる家族の激しい質的変化 (特集1 児童虐待防止法の見直しにむけて一児童虐待防止法か ら考える近未来像)	親の権利・子どもの自由・国家の関与(3)―憲法理論と民法 理論の統合的理解―	社会的対応システムの構築に向けて	特集 児童虐待防止法見直しに向けて	児童虐待防止法・児童福祉法改正への提言および意見 2002.12 JaSPCAN理事会案(平成14年11月28日) (特集 児童虐待防止法 見直しに向けて)	 法改正に向けて一児童相談所からの提言 (特集 児童虐待防 止法見直しに向けて)	R 重養護施設からの提言 (特集 児童虐待防止法見直しに向けて)	2002.12 法改正に向けて一医療の現場から (特集 児童虐待防止法見直しに向けて)	ダイバージョンによる加害者・虐待者への介入的援助 (特集)児童虐待防止法見直しに向けて)	2002.12 加害者対策をめぐるいくつかの疑問:児童虐待の場合	国連子どもの権利委員会による政府初回報告審査「最終所見」か 2002.12 ら第2回政府報告まで (特集 児童虐待防止法見直しに向けて)	, 児童虐待の現況一調査結果から見える深刻な実態ー (特集 , 児童虐待防止法見直しに向けて)
2002. 11	2002. 11	2002. 11. 30	2002. 12 特集	2002. 12	2002. 12	2002. 12	2002. 12	2002. 12	2002. 12	2002. 12	2002. 12
スガワラテッオ	ヨコタコウヘイ	r%E/A/		146757	ツザキテツロウ	ロコベモイキミ	サトウヨシノブ	ナカムラタダシ	ルイサウイトサ	E//TEE	セノオエイイチ
菅原哲男	横田光平	岩井宜子		平湯真人	津崎哲郎	三宅芳宏	佐藤喜宣	中村正	斎藤	横湯園子	妹尾栄一

日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会	同 学社 社 学社 全 社 会	日本評論社	法学協会 事務所	成文堂	現代行動科学会	横 (((((((((((((((((((横 の り り り り が が が が が が が が が が が が が が が	秋草学園 短期大学	中京大学 法学会	中	八月書館	明治大学 法学会
276–289	290–302	317–323	5–18	51–62	2405-2463	103-126	9–16	28–67	77–83	137–149	115-211	157–211	122–126	8-47
子どもの虐待とネ グレクト 4-2	子どもの虐待とネ グレクト 4-2	子どもの虐待とネ グレクト 4-2	同志社社会福祉学 16	法と心理 2-1	法学協会雑誌 119–12	矯正講座 24	現代行動科学会誌 19	子どちの虹情報研修センター紀要 1	子どもの虹情報研 修センター紀要 1	秋草学園短期大学 紀要 20	中京法学 38-2	中京法学 38-2	日本教育政策学会 年報 10	法学会誌 53
				法と心理学会	法学協会事務所	龍谷大学矯正· 保護課程委員会							日本教育政策学 会	
1. 虐待発生と対応の実態 (特集 児童虐待防止法見直しに向2002.12 けて) — (児童虐待全国実態調査(平成13年度厚生科学研究費補3の金 [子ども家庭総合研究事業] 児童虐待および対策の実態把握に関する研究))	2. 児童虐待全国実態調査 (特集 児童虐待防止法見直しに向 けて) - (児童虐待全国実態調査(平成13年度厚生科学研究費補 2002.12 助金 [子ども家庭総合研究事業] 児童虐待および対策の実態把 握に関する研究)	2002.12 父母の離婚と児童虐待	テーマ講演 児童虐待対策の動向と課題([同志社大学社会福2002.12] 祉学会] 第16回年次大会報告 テーマ:福祉現場にルネッサンスの風を)	2002.12 地域社会における児童虐待の危機介入に関する一考察-関係機 3002.12 関へのアンケート調査の結果から-	2002.12 親の権利・子どもの自由・国家の関与(3)―憲法理論と民法 理論の統合的理解―	2003 家庭内における性的虐待と刑事法	2003 児童相談所における児童虐待への取り組み一東京都と青森県と の比較ー	2003 虐待に対する法的手段の適切な活用ー研修講演よりー	2003 児童虐待の国際比較	2003 児童虐待防止法改正における一考察	2003 特集 社会変化と家庭における暴力一家庭と法をめぐる今日的 課題	児童虐待に対する刑事処罰とその限界(1) - 「不作為による幇別の事案をめぐって- (共同研究・シリーズ「法学の新世紀に向けて」(1) 特集 社会変化と家庭における暴力-家庭と法をしぐる今日的課題-)	児童虐待の背景と家族問題 (教育基本法と教育政策— [日本 2003 教育政策学会] 公開シンポジウム 子育ての危機と教育・福祉政策)	2003 児童虐待をめぐる法と取り組みの課題-実効性ある法運用に向けて一
コバヤシノボル	コバヤシノボル	イムラタカネナカダョシコ	サイムラジュン	カタオカヨシミ	ヨコタコウヘイ	タキモトシゲコ	ホソコシアキコ	インガエフミアキ	マツイイチロウ	マツウラシンジ		ホジョウマサヒロ	アベノブマサ	コイズミチサエ
小林登	小林登	井村たかね 中田美子	子村著	片岡佳美	横田光平	滝本シゲ子	細越亜起子	磯谷文明	松井一郎	松浦信二		保条成宏	阿部信真	小泉千沙恵 他

法務 務 治 令 中 任 任	法務省法 務総合研 究所	法務省法 3 務総合研究所		法務省法 3 務総合研 究所	法務省法 2 務総合研究所	法務省法 務総合研 究所	法務省法 3 務総合研 究所	法務省法 3 務総合研究所	湊川女子 短期大学	早稲田大 学比較法 研究所			警察時報 社	学事出版	人権擁護 協力会
1-153	33-106	107-153	109-117	118-124	125–132	133–139	140–146	147-153	96–68	219–231	I	ı	44-55	42-47	27-30
法務総合研究所研 究部報告 22	法務総合研究所研 究部報告 22	法務総合研究所研 究部報告 22	法務総合研究所研 究部報告 22	法務総合研究所研 究部報告 22	法務総合研究所研 究部報告 22	法務総合研究所研 究部報告 22	法務総合研究所研究部報告 22	法務総合研究所研 究部報告 22	湊川女子短期大学 紀要 37	比較法学37-1	I	ı	警察時報 58-1	月刊生徒指導 33-2	人権のひろば 5-5
法務総合研究所	法務総合研究所	法務総合研究所	法務総合研究所	法務総合研究所	法務総合研究所	法務総合研究所	法務総合研究所	法務総合研究所							人権擁護協力会
日本子ども家庭総合研究所紀要(児童虐待に関する研究(第3報 3 告))	3 第2部 聞き取り調査(児童虐待に関する研究(第3報告))	第3部 「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文3 (児童虐待に関する研究(第3報告)	児童虐待対策への法的課題 (児童虐待に関する研究(第3報告) 3 - (第3部 [児童虐待問題に関する研究会]外部参加者による論文)	本研究から見えてきた子どもや家族への治療やケアに対する示 2003 峻 (児童虐待に関する研究 (第3報告) - 第3部「児童虐待問題に 関する研究会」外部参加者による論文)		児童虐待にお (第3報告)ー よる論文)	児童虐待:連鎖模様 (児童虐待に関する研究(第3報告) - 第3 部「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文)	児童虐待-親アプローチの現状と課題- (児童虐待に関する 研究(第3報告)-(第3部「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文)	子どもの監護教育と親の宗教上の信念―アメリカの子ども虐待 および治療拒否の事例を通して―	2003 ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳 (2)	2003 被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル	実践から生まれた実用版マニュアル PART1 児童虐待の初期 対応と早期発見のために	平成14年上半期の少年非行等の概要について(下)児童虐待事件 の減少/他	講座 児童虐待-子供の人権と権利の侵害として- (かかわ1る・みとめる・つなげる-全国学校教育相談研究会第37回研究 大会より)	
2003	2003	2003	2003	3003	2003	2003	2003	2003	2003	3003	3003	2003	2003.	2003.1	2003.1
			70/3%2	エキヘト	カシワメレイホウ	マツバラヤスオ	こうジマヨシビコ	オオハラミチコ	カシハラヨシヒコ	イワシワイチロウ スズキヒロヒト タカハシユキコ	アイチケンケンコ ウフクシブジドウ カテイカ	アダチクコドモカ テイシエンセン ター	ワケヤスオ	コジイカズコ	ヒラユマサト
			岩井宜子	奥山真紀子	柏女霊峰	松原康雄	西嶋嘉彦	大原美知子	樫原義比古	岩志和一郎 鈴木博人 高橋由紀子 訳	愛知県健康福 祉部児童家庭 課	<u>足立区こども</u> 家庭支援セン ター	和氣安男	藤井和子	平湯真人

法学協会 事務所	法律文化 社	日本評論 社	有斐閣	中央大学	法学協会 事務所	成文学	最高裁判 所事務総 局	金 留	中京大学 法学会	家庭裁判 所調査官 研修所	東洋大学 比較法研 究所	矯正協会	法学協会 事務所	日本子 ど も	日本子 ど も ≫ 廃総 合 研 究 所	日本子ど も家庭総 合研究所
138–199	229–242	20-22	722–727	273–289	362-425	I	02-1	4-25	762–297	47–66	371–398	26-36	563-624	7–46	7–46	47-70
法学協会雑誌 120-1	+ 21世紀における社会保障とその周辺 を領域 古橋エツ子 編先生選暦記念論文 集	子どもの権利研究 2	民商法雑誌 127-4· 5	大学院研究年報 [法学研究科篇] 32	法学協会雑誌 120-2	ı	家庭裁判月報 55-3	児童養護 33-4	中京法学 37-3・4	調研紀要 75	比較法 40	刑政 114-3	法学協会雑誌 120-3	日本子ども家庭総 合研究所紀要 39	日本子ども家庭総 合研究所紀要 39	日本子ども家庭総 合研究所紀要 39
法学協会事務所	「21世紀におけ る社会保障とそ の周辺領域」編 集委員会	子どもの権利条 約総合研究所			法学協会事務所			全社協養護施設 協議会		家庭裁判所調查 官研修所			法学協会事務所	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部
親の権利・子どもの自由・国家の関与(4)―憲法理論と民法 理論の統合的理解―	待一改正ドイツ民法1631条を手がかりに一 族問題等とその新展開)	2 青森県の虐待防止・児童相談所事業	家事裁判例紹介 継父のD A・児童虐待を理由とする福祉施設 人所承認 静岡家裁平成13.7.9審判)	:等に関する法	2003. 2 親の権利・子どもの自由・国家の関与(5)一憲法理論と民法 理論の統合的理解一	2003. 2. 25 家族ジェンダーと法	3アメリカにおける児童虐待関係事件の実務	 2003.3 特集 座談会 近未来像と児童虐待防止法・児童福祉法の改正 	児童虐待における刑事法の在り方	児童虐待が問題となる家事事件における家庭裁判所と児童相談 所との連携の実情及びその在り方	2003.3 アメリカにおける児童虐待防止法制の歴史的研究	2003.3 家族からの被害経験を有する在院者の処遇に関する一考察	2003. 3 親の権利・子どもの自由・国家の関与(6)―憲法理論と民法 1 理論の統合的理解―	2003. 3. 31 子ども虐待に関する研究 (6)	児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究 (子ども虐待に関する研究(6))	2003. 3. 31 子ども家庭相談体制のあり方に関する研究(3)
2003.1	2003. 1. 13	2003. 2	2003. 2	2003. 2	2003. 2	2003. 2. 25	2003.3	2003. 3	2003.3	2003.3	2003.3	2003.3	2003. 3	2003. 3. 31	2003. 3. 31	2003. 3. 31
ヨコタコウヘイ	ワダミチョ	コウサカカズシ	スズキヒロヒト	ハツカワマナミ	ヨコタコウヘイ	ミキタエコ イワシワイチロウ	タケベトモコ	ニシザワサトル	サエグサタモツ	シオミジュンイチ	イケヤカズコ	モリノブコ	ヨコタコウヘイ		タカハシンゲヒロ	
横田光平	和田美智代	高坂和史	鈴木博人	初川愛美	横田光平	三木妙子 品志哲一郎 仓	武部知子	西 海 他	三枝有	塩見准一	池谷和子	森伸子	横田光平		高橋重宏 他	

日本子ども家庭の外の一番を発売	日本子ど も家庭総 合研究所	全国保育 問題研究 神絡協議	有斐閣	司法協会	法学協会 事務所	角川学芸 出版	最高裁判 所事務総 局	日本評論 社	名古屋文 理短期大 学	第二東京 弁護士会	法学協会 事務所	日本小児 精神神経 学研究会	有斐閣	福島大学 教育学部	社会保障 審議会児 童部会	法学協会 事務所	時事通信 社
47-70	215–236	54-57	311-328	1–80	800–865	I	193-210	28-29	5–12	2-5	995–1058	107-111	399–403	17–26	I	1210-1274	9–9
日本子ども家庭総 合研究所紀要 39	日本子ども家庭総 合研究所紀要 39	季刊保育問題研究 200	刑法雑誌 42-3	ı	法学協会雑誌 120-4	ı	家庭裁判月報 55-5	法学セミナー 48-5	名古屋文理短期大 学紀要 27	NIBEN Frontier(二 弁フロンティア) 16	法学協会雑誌 120-5	日本小児精神神 小児の精神と神経 経学研究会 43-2	民商法雑誌 128-3	福島大学教育学部 論集 教育・心理部門 74	I	法学協会雑誌 120-6	厚生福祉 5117
日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	全国保育問題研 究連絡協議会編 集委員会	日本刑法学会		法学協会事務所	武蔵野大学					法学協会事務所	日本小児精神神 経学研究会				法学協会事務所	
市町村保健センターの子ども家庭相談援助活動の実態と機能- クロス分析から- (子ども家庭相談体制のあり方に関する研究(3))		保育問題としての児童虐待	4 児童虐待の現況と刑事法的介入	児童虐待が問 ズムを探る—	親の権利・子 理論の統合的	犯罪心理学 加害者のこころ、被害者のこころ (武蔵野大	去施行後の状況	5 公私区分一DV法、児童虐待— (特集1 ニュースをみて憲法 5 がわかる!)	5 児童虐待の防止等に関する法律の改正に当たっての提言	5 ヒューマンライツ&ロー 児童虐待(1) 児童虐待の基礎知識と 現状	親の権利・子どもの自由・国家の関与 (8) 憲法理論と民法 理論の統合的理解	児童福祉法に基づく委託一時保護入院症例の検討-小児科病検 に求められるもの-	代理によるミュンヒハウゼン症候群と児童虐待(入所承認) (平 成12.11.15宮崎家都城支審判) <家事裁判例紹介>		6 「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書	親の権利・子どもの自由・国家の関与 (9)憲法理論と民法 理論の統合的理解	3 児童虐待防止へ市町村の取り組み強化促す一社保審専門委が報 4 告書案 —
2003. 3. 31	2003. 3. 31	2003. 4	2003.	2003. 4	2003. 4	2003. 4. 30	2003. 5	2003.	2003. 5	2003. 5	2003.	2003.6	2003. 6	2003. 6	2003. 6	2003. 6	2003. 6. 13
カシワメレイホウ	サイムラジュン	モチヅキアキラ	ハヤシヒロマサ	カテイサイバン ショチョウサカン ケンシュウジョ	ヨコタコウヘイ	コニシタカコイトウシンジ	アオキタツル	マキミサキ	コバヤシシゲタカ	コバヤシリエコ	ヨコタコウヘイ	シオカワヒロサト モモイマリコ	カワダノボル	スズキノブヒロ	シャカイホショウ シンギカイ	ヨコタコウヘイ	
柏女霊峰他	才村弒	望月彰	林弘正	家庭裁判所調 查官研究所/監 修	横田光平	小西聖子 伊藤晋二	青木建	卷美矢紀	小林成隆	小林理英子	横田光平	塩川宏郷 桃井真里子	川田昇	鈴木庸裕	社会保障審議 会	横田光平	

特集 日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会) 指定議演 児童虐待に対する家庭裁判所の取り組み (特集 日 本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 電荷防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 信徳 日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 信徳 日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待とネーラー1 子ともの虐待とネートを1 日本子との虐待防止研究会第8 日本子との虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止が発生を1 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止研究会第8 日本子ともの虐待防止が発生を1 日本子ともの虐待防止が発生を2 日本子との虐待防止が発生を2 日本子ともの虐待防止が発生を2 日本子との虐待防止が発生を2 日本子との虐待防止が発生を2 日本子ともの虐待とネートを1 子ともの虐待とネー1 子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待ちとネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待ちとネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待防とネートを1 日本子ともの虐待が上が会第8 日本子ともの虐待ちとネートを1 日本子ともの虐待ちとネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子ともの虐待をネートを1 日本子ともの虐待を1 日本子ともの虐待を1 日本子ともの虐待を1 日本子ともの虐待を1 日本子ともの虐待とネートを1 日本子との虐待を1 日本子とものに対しまするに対したまりに対したまりを1 日本子とものに対しますると1 日本子とものに対したまりを1 日本子ともの虐待を1 日本子とものに対しまりを1 日本子とものに対しまりを1 日本子とものに対しまりを1 日本子とものに対しまりを1 日本子とものに対したまりを1 日本子とものに対しまりを1 日本子とものに対したまりを1 日本子とものに対しまりを1 日本子とものに対しまりを1 日本子とものに対しまりを1 日本子とものに対しまりを1 日本子とものに対したまりを1 日本子とものに対したまりを1 日本子とものに対したまりを1 日本子とものに対したまりを1 日本子とものに対したまりを1 日本子とものに対したるに対したるに対しために対したるに対したるに対しために対したるとものに対しないたるとものに対しないるとものに対しないとものに対しないるとものに対しないとものに対しないるとものに対したるともの		2003. 7	「児童虐待防止等に関する専門委員会」報告書「待ち支援」か ら要支援家庭への積極的なアプローチによる支援」	厚生サロン 23-9	50-61	日本厚生 協会
本子どもの虐待的止研究会第8回学術集会(東京大会)) 東京都における虐待への地域の取り組み - 子ども家庭支援セン	2003.	3. 7	特集 日本子ど	どもの虐待 レクト 5-1	4-105	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
東京都における虐待への地域の取り組みー子ども家庭支援セン ターを中心としたネットワーク作り - (特集 日本子どもの 信格防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日童虐待を里舞側度から考える (特集 日本子どもの虐待防 がレクト 5-1 分科会報告 法的介入規定の解釈と司法審査の課題 (特集 日 本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 分科会報告 非行の背景としての虐待について考える (特集 日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 分科会報告 単行の背景としての虐待について考える (特集 日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 分科会報告 単行の背景としての虐待について考える (特集 日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日学作集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日学術集会(東京大会)) 日学術集会(東京大会)) 日学の虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 日本子ともの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会) ファクト 5-1 ファクト 5-1 ファクトと5-1 オンとの虐待とネ オンとの虐待とネ オンとの虐待とネ オンとの虐待とネ オンとの虐待とネ オンとの虐待とネ オンとの虐待とネ オンとの虚待とネ オンとの虚待とネ オンとの虚待とネ オントの上をは は変産ー平成12年度児童虐待全国調査実施	2003. 7	3.7	指定講演 児童虐待に対する家庭裁判所の取り組み (特集 本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会))	どもの虐待 レクト 5-1		日本子ど むの唐待 唐待防止 研究分上
旧童虐待を里親制度から考える (特集 日本子どもの虐待防 子どもの虐待とネ ケレクト 5-1 かわ会報告 法的介入規定の解釈と司法審査の課題 (特集 日 子どもの虐待とネ ケレクト 5-1 かり会報告 法的介入規定の解釈と司法審査の課題 (特集 日 子どもの虐待とネ カー・デース かんき (特集 日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) かいって考える (特集 日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) かいって、一 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) 子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) またの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) またの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)) かいっして、この虐待していて、 (特集 日本子どもの虐待の発見 (特集 日本子どもの虐待とネ がいっして、 (特集 日本子どもの虐待とないともの虐待の上研究会第8回学術集会(東京大会)) またいに関する制産機割を損害の発見(特別とよっていて、 (特集 日本子どもの虐待とないともの虐待の上研究会第8回学術集会(東京大会)) またい虐待に関する制度検討を負金による「児童養護施設に (特集 日本子が 10世後に関係を) を 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2	2003. 7	. 7	東京都における虐待への地域の取り組み-子ど ターを中心としたネットワーク作り- (特集 虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会))	どもの虐待と レクト 5-1	21–25	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
分科会報告 法的介入規定の解釈と司法審查の課題 (特集 日 ブレクト 5-1 分科会報告 法的介入規定の解釈と司法審查の課題 (特集 日 ブレクト 5-1 分科会報告 非行の背景としての虐待について考える (特集 日本子どもの虐待とネ	2003.7	7	児童虐待を里親制度から考える (特集 日本子 止研究会第8回学術集会(東京大会))	もの虐待 クト 5-1	26–30	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
分科会報告 非行の背景としての虐待について考える (特集	2003.	2	(特集	どもの虐待 レクト 5-1	45–49	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
ングー実務上 子どもの虐待とネグレクト 5-1 防止研究会第8 子どもの虐待とネグレクト 5-1 (特集 日本子) 子どもの虐待とネグレクト 5-1 当 の概要 子どもの虐待とネグレクト 5-1 寺全国調査実態 子どもの虐待とネグレクト 5-1 寺全国調査実態 子どもの虐待とネグレクト 5-1	2003. 7	<u></u> ∼	分科会報告 非行の背景としての虐待について考える 日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)	どもの虐待 レクト 5-1	56–58	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
(特集 日本子 子どもの虐待とネグレクト 5-1 童養護施設に 子どもの虐待とネグレクト 5-1 5-1 の概要 子どもの虐待とネグレクト 5-1 5-2 に重虐待防止 子どもの虐待とネグレクト 5-1 5-4 回調査実態 子どもの虐待とネグレクト 5-1	2003.		ネットワーク・特集 日本子ど	子どもの虐待とネ グレクト 5-1	59–68	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
会による「児童養護施設に 5実態調査報告」の概要 5調査』報告と児童虐待防止 7レクト 5-1 子どもの虐待とネ ブレクト 5-1 2年度児童虐待全国調査実態 ブレクト 5-1	2003. 7		(特集)	どもの虐待 レクト 5-1	81–85	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
『虐待問題への心理的援助に関する調査』報告と児童虐待防止 法改正への提言 「アレクト 5-1 児童虐待による死亡の実態―平成12年度児童虐待全国調査実態 より	2003.	_	会による 5実態調査	子どもの虐待とネ グレクト 5-1	106–108	ロ本子ど むの虐待 虐待防止 研究会
児童虐待による死亡の実態―平成12年度児童虐待全国調査実態 より	2003. 7	2	『虐待問題への心理的援助に関する調査』報告 法改正への提言	どもの虐待 レクト 5-1	118–129	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会
	2003. 7		児童虐待による死亡の実態ー より	子どもの虐待とネ グレクト 5-1	141–150	日本子ど もの虐待 虐待防止 研究会

日本子ど もの唐待 唐待防止 研究会上	日本子どもの情待 をおける 日本の 日本 の 日本 の 日本 の 日本 日本 の 日本 の 日本 の 名 の の の の の の の の の の の の の の の の の	日本子どもの間待 情待 ない といまれる はん はん はん はん はん はん がん かん がん かん しょう	日本評論 社	日本評論 社	最高裁判 所事務総 同	日本大学 法学部	日本小児 医事出版 社	時事通信 社	時事通信 社	時事通信 社	有斐閣	日本司法 福祉学会	日本評論社.	日本評論 社	厚生問題 研究会	家庭事件 研究会
254-258	259–263	264–269	1–59	12–15	55-7 137-154	91–111	1619–1622	11–15	12-17	11-17	607–645	51–55	4-65	33–36	42–49	92
子どもの虐待とネ グレクト 5-1	子どもの虐待とネ グレクト 5-1	子どもの虐待とネ グレクト 5-1	子どもの権利研究 3	子どもの権利研究 3	家庭裁判月報 55-7	桜文論叢 57	小児科臨床 56-7	厚生福祉 5125	厚生福祉 5126	厚生福祉 5127	民商法雑誌 128-4·5	司法福祉学研究 3	法律時報 75-9	法律時報 75-9	厚生労働 58-8	ケース研究 276
		11111	子どもの権利条 約総合研究所 3	子どもの権利条 日 約総合研究所 3	um	*	\(\frac{1}{2}\)	Jean	[Mail]	[and]	2	Π	 	**	Ĭ	
, ネグレクト事例における母親とその家族への個別・家族療法的 支援	, DV事例から見たNPOの限界と可能性ー子育て相談室の現場 からー	, 児童虐待防止市町村ネットワークの意義と課題ー静岡県西部児 童相談所の実践からー	7 特集 現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望	児童福祉法制と日本の子ども一児童虐待防止法改正の課題を中心に (特集 現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望)	資料 児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情ー平成13年 11月20日から平成14年11月19日-	沈黙させられた子どもたちへーJanice Mirikitaniの作品にお ける近親相姦と虐待のテーマについてー	研究・症例 虐待を否認する母親から法的手段で分離保護した2 歳児男児例	資料 社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専 門委員会!報告書(上)		資料 社会保障 門委員会」報	児童 <u>虐待当事</u> カの児童保護	児童虐待ケースにおける警察と児童相談所の協力関係について 【日本司法福祉]学会分科会レポート)	2003.8 特集 子どもの権利擁護と自己決定-子ども観の転換を基軸に	児童虐待と子どもの自己決定一現場から (特集 子どもの権利 擁護と自己決定一子ども観の転換を基軸に)	「児童虐待の	『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究』家庭裁判所調 査官研修所監修<本の紹介>
2003. 7	2003. 7	2003. 7	2003. 7	2003.7	2003. 7	2003.7	2003.7	2003. 7. 11	2003. 7. 15	2003. 7. 18	2003.8	2003.8	2003.8	2003.8	2003.8	2003.8
ニノニヤツネオ	マツオカノリコ	ムラセオサム		ョンダツネオ	サイコウサイバン ショジムソウキョ クカテイキョク	タカタノリコ	ソウトメユミコ				74747	モチヅキアキラ		イワサヨシとコ	ロウセイロウドウ ショウコョウキン トウ・ジドウカテイ キョクソウムカ ギャクタイボウン タイサクシッ	ナカザワサトシ
二宮恒夫	松岡典子	村瀬修		吉田恒雄	最高裁判所事 務総局家庭局	中国日直子	五月女友美子 他				野瀬綾子	望月彰		岩佐嘉彦	厚生労働省雇 用均等,児童 家庭局総務課 虐待防止対策 室	中澤智

第一法規	日本評論社	日本評論 社	有斐閣	北海道教 育大学	聖徳大学 家族問題 相談セン ター	神奈川大 学法学研 究所	九大法学	第二東京 弁護士会	総合社会 福祉研究 所	尚学社	有斐閣	信山社	厚生統計 協会	世界思想社	信山社	日本法政 学会
_	28–32	33–36	771–802	59–73	31-41	1–68	273–307	2–5	64-70	1	128-133	42-46	14-20	-	I	54-102
-	法律時報75-9	法律時報75-9	民商法雑誌 128-6	北海道教育大学紀 要[人文科学・社会 科学編] 54-1	家庭問題相談研究 一聖徳大学家族問 題相談センター紀 要一 2	神奈川大学法学研 究所研究年報 21	九大法学 86	NIBEN Frontier(二 弁フロンティア) 20	総合社会福祉研究 23	I	民商法雑誌 129-1	国際人権 14	厚生の指標 50-11	-	ı	法政論叢 40-1
												国際人権法学会				
2003.8 子ども虐待の予防とケアのすべて	親権概念の再 集 子どもの朴 一)	8 児童虐待と子 権利擁護と自	9 児童虐待当事者の権を 9 リカの児童保護シスラ	9子ども虐待(リ	2003.9 児童虐待と少年非行一被虐待児童期経験をもつ非行少年の処遇	子どもの福祉と家族・地域・自治体-育つ環境・傷つく環境- $ $ < シンポジウム>	家族・ジェンダーと憲法的刑事法一家族・ジェンダーにまつわ 9 る「市民的」福祉立法の「刑事法化」を素材として-<研究 ノート>	9 児童虐待(2) - 児童虐待の原因と今後の課題 - < ヒューマンライツ&ロー>	梅外福祉情報 イギリス児童虐待防止法制度の現状とわが国法 制度改革の方向性	9児童虐待防止法制度-改正の課題と方向性-	2003.10 児童自立支援施設への入所承認(父からの心理的虐待)(平成13003.10 13.11.26東京家審判)<家事裁判例紹介>	コメント:子どもの権利条約と子どもの保護 (特集 子どもの) 権利条約と子どもの保護)	児童虐待に伴 る調査研究	2003.10.20 "児童虐待"の構築-捕獲される家族-	 2003. 10. 30 児童虐待と現代の家族-実態の把握・診断と今後の課題-	2003.11 シンポジウム 親と子の法と政策
	2003.8	2003. 8	2003. 9	2003. 9	2003. 9	2003.9	2003. 9	2003.9	2003.9	2003.9	2003.10	2003.10	2003.10	2003. 10. 20	2003. 10. 30	2003.11
コドモギャクタイ ノボウントケアケ ンキュウカイ	スズキヒロヒト	イワサヨシとコ	T444/	オオエヒロシ	イムラタカネ	アベコウキ	スセマジロウ	ロエルシャンロ	モリカツミ	ヨシダツネオ	キョスエ	ナルシマタカシ	サイムラジュン	ウエノカヨコ ノムラトモジ	ナカタニキンコイワイヨシコ	フルハシエツコ ワダタカオ
子ども虐待の 予防とケア研 究会 編	鈴木博人	岩佐嘉彦	野瀬綾子	大江洋	井村たかね	阿部浩己他	海二山阙	小林理英子	茶克己	古田恒雄編	許末恵	成嶋隆	才村籍	上野加代子 野村知二	中谷離子 胎無百子 色鯔	古橋エツコ 和田隆夫

日本子 もの唐子 唐待防正 研究 比	日本厚生 協会	松山東雲 短期大学	日本小児 精神神経 学研究会	日経BP社	信山社	有斐閣	九州教育 学会	日本教育 制度学会	強金の 安子 が を 神 を 神 が は が し な り り り り り り り り り り り り り り り り り り	強 会 の 子 が 内 子 が で が で が し が し が り り が り で り が り が り で が し が で が が で が が が が が が が が が が が が	女 の か 所 子 が 神 が で で で で か り り り り り り り り り り り り り り り	日本法政 学会	日本犯罪 社会学会	日本小児 医事出版 社
427-432	36-45	1-11	393-405	116–118	I	47–58	157-164	73–76	7–13	107-113	114-123	182–191	96–111	1557–1561
子どもの虐待とネ グレクト 5-2	厚生サロン 23-14	松山東雲短期大学 研究論集 34	小児の精神と神経 43-5	日経メディカル 32-12	1	法社会学 60	九州教育学会研究 紀要 32	教育制度学研究 11	子どもの虹情報研修センター紀要 2	子どもの虹情報研修センター紀要 2	子どもの虹情報研修センター紀要 2	法政論叢 40-2	犯罪社会学研究 29	小児科臨床 57
			日本小児精神神 経学研究会			日本法社会学会								
2003.12 地域ネットワークにおける地方自治体の取り組み	12 社会保障審議会児童部会報告書-児童虐待に対応した変革求め られる児童相談所-	2003.12 児童虐待防止法改正と社会的養護の方向と課題	社会保障審議会児童部会報告書「児童虐待への対応など要保護 2003.12児童及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」(平成15年11月)	医事紛争予防 の施設入所を	12 児童虐待を考える	2004 子どもの権利と関係性 (シンポジウム・法の声1:法と情動) -(第1分科会『法言説の構造と情動-法の物語りと関係性』)	去立法過程にみる子ども観	親の教育権と子どもの学習権-児童虐待防止法改正議論におけ 2004 る親権のあり方をめぐって- (第11回[日本教育制度学会]研究大会報告)-(課題別セッション1教育制度改革と学習権)	2004 児童虐待対応の変遷と課題―児童相談所を中心に―	2004 ドイツ、フランスの児童虐待防止制度ー視察結果の概要ー		2004 ドイツにおける「親権」の最近の動向ー懲戒権と児童虐待の視点から—	04 「症候群」としての児童虐待と「代理人によるミュンヒハウゼ ン症候群」-医学的「症候群」証拠の意義と刑事裁判-	児童養護施設の現状について-社会的子育で支援のパラダイム 2004 転換と児童養護施設の役割(子どもの心のケアー温かく育むた めに-)
2003.	2003.12	2003.	2003.	2003.12	2003.	20	20	200	200	20	20	20	20	200
サカモトヨウコ		タナカチカコ		ツカダユキヨシ	ナカタニキンコ	ベロヨエギギ	ヒガシノミツナリ ヤマセノリコ	キエヤナオンキ	ツザキテツロウ	サイムラジュン	ホサカトオル	ワダミチョ	ナンブサオリ	カガミユウショウ
坂本洋子他		田中チカ子		塚田敬義	中谷瑾子	大江洋	東野充成 山瀬範子	牛尾直行	津崎哲郎	大 本籍	保 他 中	和田美智代	南部さおり	加賀美尤祥

宮 泰 歩 泰 巻 奉 巻 泰 泰 泰 泰 泰 泰 県 泰 県 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	横浜女子短期大学	古	日本精神 科病院協 会	日本精神 科病院協 会	ミネルヴァ書房	ミネル ヴァ書房	ミネル ヴァ書房	ミネル ヴァ書房	日本児童福祉協会	厚生労働		
117-129	11–25	11–22	669–889	650–654	11–36	17–23	24-30	31–36	ı	ı	ı	-
宮崎大学教育文化 学部附属教育実践 総合センター研究 紀要 12	横浜女子短期大学 研究紀要 19	和歌山県立医科大学保健看護学部紀 要 1	日本精神科病院協 会雑誌 23-7	日本精神科病院協 会雑誌 23-7	発達 100	発達 100	発達 100	発達 100	I	L	ı	
しつけと虐待を対象にした	児童養護施設における心的トラウマを抱えている子どものケア についてーその子どもの基本的ニーズをもとにした実践の提起 	2004 子どもの虐待防止の現状	2004 特集 虐待の社会病理		特集1 親子の絆ー子ども虐待の現場から	親子関係への支援-医療現場の試み- (「発達]創刊100号記念 生きる意味を語ろう-特集1 親子の絆-子ども虐待の現場から)	家族再統合一児童相談所の取り組みー ([発達]創刊100号記念 生きる意味を語ろう一特集1 親子の絆ー子ども虐待の現場から)	親子関係の再構築-福祉施設の現場から- ([発達]創刊100号 記念 生きる意味を語ろう-特集1 親子の絆-子ども虐待の現場から)	子ども・家族への支援・治療をするために一虐待を受けた子ど もとその家族と向き合うあなたへ—	2004 児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について	児童虐待に対する治療的介入と児童相談所のあり方に関する研 1発 平成15年度厚生科学研究補助金 疾病・障害対策研究分野 子ども家庭総合研究事業	被虐待児の医学的総合治療システムのあり方に関する研究 平 成15年度厚生科学研究
2004	2004	2004	2004	2004	2004	2004	2004	2004	2004	2004	2004	2004
Kyoung won Lee ヤスヤマミホ		ヤナガワトシヒコ		ナカタヒロシ		オクヤママキコ	イヌヅカミネコ	ヒシダオサムフジサワヨウコ	ジドウギャクタイ ボウシタイサクシ エン・チリョウケ ンキュウカイ	コウセイロウドウ ショウコョウキン トウ・ジドウカテイ キョクソウムカ ギャクタイボウン タイサクシン	ホンマヒロアキオノヨシロウ	スギヤマトシロウ
李環媛 安山美穗	Stephen Thompson	物三敏泳		中田浩		奥山真紀子	大塚峰子	菱田理 藤澤陽子	児童虐待防止 対策支援・治 療研究会	厚生労働省雇 用均等,児童 家庭局総務課 虐待防止対策 室	本間博彰小野善郎	杉山登志郎

厚生問題 研究会	日本加除 出版	時事通信 社	有斐閣	有斐閣	中央大学	日本加除 出版	紀伊国屋 書店	紀伊国屋書店	日本評論 社	日本評論社	日本評論社	日 本 素 素	日立みらい財団	全国社会 超社 多型 电阻 多	全 解 軍 等 等 等 等 等 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	へるす出 版
28-30	4-14	2-4	022-992	771–775	301–316	15–26	10–20	21–66	4-88	65–67	68-71	72-74	133–151	104-114	4–6	6-46
厚生労働 59-1	戸籍時報 565	厚生福祉 5169	民商法雑誌 129-4·5	民商法雑誌 129-4· 5	大学院研究年報[法 学研究科篇]33	戸籍時報 566	外国の立法 219	外国の立法 219	子どもの権利研究 4	子どもの権利研究 4	子どもの権利研究 4	子どもの権利研究 4	犯罪と非行 139	月刊福祉 87-2	社会保険 55-2	生活教育 48-2
厚生問題研究会							国立国会図書館 及び立法考査局	国立国会図書館 及び立法考査局	子どもの権利条 約総合研究所	子どもの権利条 約総合研究所	子どもの権利条 約総合研究所	子どもの権利条 約総合研究所		全国社会福祉協 議会		
「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する 支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」の取り まとめについて(児童部会報告書)	韓国における親権法の現状と課題(上)<第16回アジア家族法3 国会議報告>	-	2 <mark>児童福祉施設収容承認 (MSBPが疑われた事例) (平成15.1.22札幌</mark> 2 高決) <家事裁判例紹介>	児童福祉施設収容承認 (継父の性的虐待を放置した母) (平成 = 114.12.6千葉家市川出審判) <家事裁判例紹介>	2 アメリカ合衆国における児童虐待の現状―日本の児童虐待対策 2 への含意 —	2 韓国における親権法の現状と課題(下)<第16回アジア家族法3 2 国会議報告>	アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する 2 法律(アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に 関する法律)<翻訳・解説>		2 特集 子どもに優しいまちづくり-地方分権時代の子ども施策	虐待防止ネットワーク 摂津市 児童虐待防止ネットワーク事業 2 (特集 子どもに優しいまちづくり-地方分権時代の子ども施 策)-(各地で進む"子どもに優しい"まちづくり)	虐待防止ネットワーク 沼津市 子育てSOSサポート事業 (特集2 子どもに優しいまちづくり一地方分権時代の子ども施策)ー(各地で進む"子どもに優しい"まちづくり)	虐待防止ネットワーク 三鷹市 子ども家庭支援センター事業2(特集 子どもに優しいまちづくり-地方分権時代の子ども施策)-(各地で進む"子どもに優しい"まちづくり)	2 児童虐待:子どもと親の現状一全国の統計と実務からの報告-	社会保障審議会児童部会報告書-児童虐待への対応など要保護 2 児童及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直 しの方向性について	児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支 2接のあり方に関する当面の見直しの方向性について一社会保障 審議会児童部会報告書より	特集 児童虐待問題をかかえる親・家族への支援ー再発・連鎖 防止の観点から
2004. 1	2004. 1	2004. 1. 27	2.4004.	2004. 2	2004. 2	2004. 2	2004. 2	2004. 2	2004. 2	2004. 2	2004. 2	2004. 2	2004. 2	2004. 2	2004. 2	2004. 2
コウセイロウドウ ショウコヨウキン トウ・ジドウカテイ キョクソウムカ	Shin Yong ho		カワダノボル	スズキヒロヒト	ハツカワマナミ	Shin Yong ho	ツチヤケイジ	ッチャケイジ		シロヤママチコ	ササイコウジ	サエキユウコ	シトリマチコ			
厚生労働省雇 用均等,児童 家庭局総務課	申樂鎬		川田昇	鈴木博人	初川愛美	申樂鎬	土屋恵司	上屋恵司		白山真知子	笹井康治	佐伯裕子	倭文真智子			

へるす出版	全国社会 福祉協議 会養護施 設協議会	全 留 婚	中京大学 大学院法 学研究科	九 水学国際 等 法 等	九 大 学 张 张 张 张	九州国際 大学法学	九 大学国際 子学法学	エイデル 研究所	朝日大学 大学院法 学研究科	関西外国 語大学人 権教育思 想研究所	青少年問 顯研究会	労働旬報 社		ミネル ヴァ書房
28–33	4-23	10–13	77-110	1-74	11–33	35-44	45–55	84–88	83–105	83–100	16-21	57-62	I	1
生活教育 48-2	児童養護 34-4	児童養護 34-4	中京大学大学院生 法学研究論集 24	九州国際大学法学 論集 10-2·3	九州国際大学法学 論集 10-2·3	九州国際大学法学 論集 10-2·3	九州国際大学法学 論集 10-2·3	季刊教育法 140	朝日大学大学院法 学研究論集 4	関西外国語大学人 権教育思想研究 7	青少年問題 51-3	賃金と社会保障 1336	-	-
	全社協養護施設 協議会	全社協養護施設 協議会												
子どもを虐待した親にどう関わっているか-司法福祉の現場か 4.2 ら (特集 児童虐待問題をかかえる親・家族への支援-再発・ 連鎖防止の観点から)	2004.3 特集1 社会保障審議会児童部会「報告」を受けて		2004. 3 児童虐待と刑事法の対応	4.3 家庭のなかの子どもたち-児童虐待の現状と法的課題-<現代	現代社会の児童虐待 (家庭のなかの子どもたち-児童虐待の 4.3 現状と法的課題-<現代法政研究室第3回市民公開シンポジウ ム>)		33	親権者の同意がある場合に児童福祉施設入所措置承認審判がな 4.3 された事例(平成14.12.6千葉家市川出張所審判)<判例研究> (子ども・教育と裁判)	III-	2004. 3 児童虐待防止対策の課題ー法と行政の視点からー	1.3 「けなげ」な子どもと児童虐待 (特集 被害にあう子どもたち)	資料 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正 と要綱 04年3月12日衆議院可決	1.3 R童虐待に関する学校の対応についての調査研究(文部科学省 1.3 科学研究費補助金研究成果報告書)	2004. 3. 20 児童自立支援施設の可能性一教護院からのバトンタッチー (ニューウェーブ子ども家庭福祉)
2004. 2	2004	2004. 3	2004	2004.3	2004.	2004. 3	2004.	2004.	2004. 3	2004	2004.	2004. 3	2004.3	2004. 3.
ササキミツロウ		ミレチャダイ	オハラとロユキ		マツマエシンスケ	ナ キャイイベぐ	アベカズヒコ	ヨシダツネオ	オオヤタケシ	ケレヨシカズ	ゴトウヒロコ		キニケトマを	コバヤンヒデヨシオギソヒロシ
佐々木光郎		野田正文	小原宏之		松前眞介	神野礼斉	安部計彦	吉田恒雄	大矢武史	久禮義—	後藤弘子		玉井邦夫	小林英義 小木曽宏 編

2004.3.26 子どもを救え
2004. 3. 31 7 E
2004. 3. 31 (子ども虐待に)
 2004.3.31 虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究(1)
虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関す 2004. 3. 31 (虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関す (1))
2004.4 特集 子どもの
2004.4 警察の役割と計 を持つのケア
2004. 4 家庭裁判所のイ 2004. 4 どもの虐待への
2004.4 弁護士の役割と課題 の信待へのケアと支
2004.4 特集 虐待無残
児童虐待防止法見直し 平 2004.4 的に守る法改正が必要だ び)
2004.8 虐待と非行臨
2004.12 岸和田事件か
2004.12 岸和田事件を
2004. 12 岸和田事件を 8
2005.3 特別企画
2005.7 子どもたちの悲鳴が聞こ

一児童虐待防止を中心に一 日本における児童福祉に関する年表 資料7

2000年~2005年

事件で柏崎市の無職の容疑者が逮捕される。	東京都「
警察庁、昨年事故として扱った児童虐待は120件。うち兆亡が45人と考表。 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省児童家庭局所管法令の改正等について」(厚生省 11重家庭局長通知 児発第350号)	東京東京計
児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(厚生省令第43号) 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(厚生省令第44号)	東京都「ひとり親家庭総合支援事業」開始 東京都「母と子の健康相談室」(小児教急相談)開始
<u>去施行規則等の一部を改正する省令(厚生省令第61号)</u> 布設 恩寵園の元職員(前園長の二男)を強制わいせつ容疑で逮捕(千葉県)	
(記名第471号) (発第471号) (数) 15 - 4 - 17 - 17 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18	「母子保健支援事業」開始 ラばよのよう。 旧幸をはた嫌く 1 短出す
右白座巾隊は、10歳の無臓グヰ3人がサ子仕子中に向数主から五十カ円省と扱う/ことして選捕。四に3人関チか。 児童養護施設、恩寵園の前園長を傷害容疑で逮捕(千葉県) 2001.7月 懲役8か月の実刑判決	人版析 ナビも多姓セノター 児里虐付売機パ入権別ナームの設皇 大阪府 子ども家庭センター 家庭支援課に虐待対応総括主査5名を配置
「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第489号) 「日善も体の味い第二間オスは神いボウ snon/並が10/年11日始行 / 正成13年は待等の見)	児童虐待問題連絡会 旧音点なないまかな
トロン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	人級性、先生には四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
(児童虐待防止協会)虐待傾向をもつ親への治療的活動の施行開始	
法施行令の一部を改正する政令 (政令第336号) 拡致 因露围の示離目(前間具の一甲)を組み星行罪で追扫新 2000 10日 微犯 4年の审判判決	
۲,000.	
文部省、2000年度学校基本調査速報発表。不登校が小中学校で13万人超える。	
法技務。少年院の教育了口行了人员周围(上条决定、被害者の视点方重视。 旧器结心;壮体结相间体の一部在北下士之坐会(信件生会统100号)	
/児童権性法院に付款期等の一部で女にするもで、「厚生者で対象」 8 参約組 藤稲町 : トスホがまな 生 星	
回回による同様であった。 同回による同様であった。 作防・防・を、直径傾向をすご親アチのブループ・ケア重要を開始	
の防止等に関する法律の施行期日を定める政令(政令第471号)	
の防止等に関する法律施行令(政令第472号)	
等の形式・等に関する法律(2000年12月~7)(単生者指定要数据局表通知、児弟第875号) 1811年 - 1821年 - 1821	
<u> </u>	
5 宣杂[[JN生正安非]1315 三亲开口如此来335 三条开口的接一把第235 宣杂[[JN指序宏据3055]] 14 三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
<u>- 単作りののエオに関うのはは、なん所記しています。「ある」とのできた。「現</u> 皇侍のの比等になる法律等」(投入を発表した。 「児童侍のの比等に関うる法律等」(投入を踏またと援助しの法のできます。 - ロルギル - コーニ・ジョーナップ・ディング・ディング・ディング・ディング・ディング・ディング・ディング・ディング	
局搜疫增沸一联东的表化 使冒胃精治慢生球胺 建基合组建 等赞厅 1.少芬 第170号等 作の陈止笙广開才无连律 i の施右广つ i フィバナ虹火生理学型局上。加维由笼料者局具通安通如一立在参第929号)	
「. 75重信 けいかしずに関いる広牛」の加引して、4.1人ない自工広牛」の改でが守中等数目の政策も加加、 久工を36224月 11 信息を係り防止等に関する法律の旅行に作う信章相談所達賞指針の改定について(「厚生省信章家庭局長通知・開発876号)	
「子どもの虐待対応の手引きの改定について」(厚生省児童家庭局企画課長通知 児企第30号)	
子21 策定 (厚生省児童家庭局) 計画の対象期間は2001(平成13)年から2010平成22)年	
4列の液本的な改正(原本や旧等字符	
に異相談所建呂指試JQ に、「学生自児里多姓向) 崎市子どもの権利に関する条例 2000年12月21日交付(川崎市条例第72号) 2000年6月29日 一部改正	
ンボールの中で餓死	
<u> </u>	
张侯托里 整膜腔腔 [5] 即谓《 陆腔》(V 林明祖) 《 诗年日》 本幼产权 书昌 (凡 目聋拍影所 ~	
在 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 回 回 回 回 回 回 回	
児童虐待防止協会)関西虐待防止電話相談連絡会を発足 以後 毎年1回開催	
防止法の改正を求める全国ネットワーク]設立	
(児童虐待防止協会) 『児童虐待一グループ』こよるケア・ワークの実践』 冊子発行	1 東京都「認証保育所事業 開始
C1.警察庁生活安全局少年課長、警察庁丁少発第33号) 成13年4月13日法律第31号)	東東京京京
[一時内辖旧書加温在祐事業の主体 ついて 恒生光輸化過年 原旧発等の85号	職員の配直」開始 東古新 旧音を体作に対策[旧音を失力か、カート・が強化事業 間

平 月	
4 改正少年法施行	東京都 児童虐待防止対策「児童養護施設における被虐待児個別対応職員 の配置 開始
5 東京都町田市で4歳男児が母親の交際相手の男に殴られ死亡。保育園から虐待の疑いが児童相談所に通報されていた。	東京都、児童虐待防止対策「児童養護施設等<母子生活支援施設>」における小理療法担当聯員の記書「闘砕」旧音拳護権勢は平成11年度開始」
5 厚生労働省の調査で、6割の世帯が子育てに悩み。10年前に比べて10ポイント増。 6 民生委員・児童委員の定数基準について、1 厚生労働省通知(雇児発第433号・社接第1145号)	東京都「COKYO 子子子」 東京都「COKYO 子子」 大阪府 子ども家庭センター 大阪教育大学附属池田小学校事件を受け、こ
	ころのケアへの取組み
6「児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」設立シンポジウム開催 8大局 最大党階 最初 日本 1 日本 4 日本 4 日本 4 日本 1 日本 4 日本 1 名本 4 報か 2 日本 4 名 4 日本 4 日本 4 日本 4 日本 4 日本 4 日本 4	大阪府 子ども家庭センター「子どもの虐待防止ハンドブック」改訂版作成 大阪府 子どま家店おンター「子どもの権利ノート」お訂版作成
<u>ハ阪牧目ハキ町編/ピロハ・ナベに刃にが、区八ここのまで石を放らつ、</u> 他母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐 (雇月発達/08年)	大阪内 15.0% U.S. 15.0% H.M. F.W. 大阪内 子ども家庭センター「カウンセリング強化事業」の実施
、アンスの大学のでは、日本のでは、「日本のでは、これで、」のでは、日本の	大阪府 子ども家庭センター 虐待対応課の創設
91児童虐待防止法の改止を求める全国ネットワーク」第2回シンボジウム開催 東京 9(児童虐待防止協会) 第53回保健文化賞受賞	大阪府 子ども家歴センター 次長素虐待対応課長の配置 大阪市 大阪市中央児童相談所に児童虐待対策班、通称「なにわっ子支援 所、たむ等
10 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)施行	加くなの 一版人での 一般人が 一般である 一をなる 一をな
ハて」 文部科学省初等中東京 (子どもの虐待死を)	大阪市 児童家庭支援センター・博愛社(淀川区)を設置
(子どもの虐待防止センター) CCAPブックスNo.2 『ある性的虐待の記録 一障害児への虐待を考える』発行 (子どもの虐待防止センター) CCAPブックスNo.3 『児童虐待防止法』発行	
2002 新潟地栽、9年におよぶ女性監禁事件で佐藤宣行被告に懲役14年の判決。 = ホオカール体罰重化の長言報判決で 百を完雑年の徴犯6年電刑が確定	2002 東京都 児童虐侍防止対策「虐待対策班の設置」開始 でまい 東京都 旧音虐往防止対策「旧音虐往防・トス・トワーク事業 開始
2「児童虐待に係る通告先の拡大」及び「通告を受けた場合の措置」について 厚	東京都 児童虐待防止対策「家集再行的工厂部1117円)」
3山形地裁、中学生マット死事件で元生徒7人の関与を否定し、遺族の賠償請求を棄却する判決。	東京都「開業医小児医療研修」開始 土 市 広 ラ ご す 寄 む ナ シ ト カー ト 丁 ト ト テ テ テ カ カ ・ ク 世 巻
。元里佰社広郎17別時で7一部で攻止9つ目中(洋土カ側目市界30万)	- 人
4 厚生労働省、親族里親制度の創設を決定。	大阪府 子ども家庭センター 施設と子ども家庭センター共同で 虐待を受 た施設入所児童の治療プログラム」作成に着手
4最高裁判所家庭局が虐待を理由として昨年度の家庭裁判所への申し立て状況まとめる。申し立て件数は過去最多の169件、10年前の8 倍。うち子どもを親から引き離すことを認めた123件について、虐待していたのは母親49%、父親36%。ネグレクト44%が最も多い。	大阪府 子ども家庭センター 各センターにDVセンターの機能を新たに追加 (母子相談課に専任主査の配置)
「民生委員・児童委員の研修について」厚生労働省通知(雇児発第0522001号・社援発第0522001号 (旧巻春後時におみ) 姓帝北部和江新士 1 旧巻春後時におみるし アエ山巻	大阪府 子ども家庭センター 保健師4名配置(中央2名、東大阪1名、堺1名)
3.1.7.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	人数府 「人数府士Cも総コノフノの来た」 大阪府 「広げよう児童虐待防止ネットワーク」作成
6 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備および運営に関する基準を定める省令 (厚生労働省令第82号)	
「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」厚生労働省通知(健発第0619001号・雇児発第0619001号) 同年労働省 30004年の旧音を体にはならなら、の子どまがきなかと報告	17.7% 大阪府 「母子家庭等自立支援センター事業」の実施 大阪市 24区1-同音電を除い事務会議を設置
7児童福祉法施行規則および児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(厚生労働省令第96号)	大阪市・コープルードの大学では、大阪では、大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大田・大阪・大阪市・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪 大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大
7児童福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第255号)	シニーバーンにの保護を表現しているの「子ども家庭支援員」を配置し、 大阪の本の本のでは、「子の一では多の「子ども家庭支援」を配置し、 所が青年終路の本名家庭への派遣みが巻目が終。子遅至を開始
7 児童福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第256号)	文を信す性歌のの多語、つ無色及び自び印刷・入域する問題。
8 厚生労働省、2001年度無認可保育施設状況調査発表。無認可施設は2000年度よりも5%増の6,111ヶ所、そのうちベビーホテルの約8割が 指導某準に不適合。	
8 厚生労働省、2001年国民生活基準調査発表。一世帯平均所得1.5%減の616万円。「生活が苦しい」は4年連続、特に子育て世帯は6割、日子家庭は8割補に達する。	
9 里親の認定等に関する省令第十九条第二号の厚生労働大臣が定める研修 (厚生労働省告示第290号)	
9. 少年是统力规则以国家人力交换更大级的现在分词的上,即是一种是统力规则以国家人力交换,是是是一种的人的人们,但是一种的农产等厂工程,是一种的农产,是一种的农产,是一种的农产,是一种的农产,是一种,这种种农,也是一种农产,是一种农产,是一种农产,是一种农产,是一种农产,是一种农产,是一种农产,是一种农产,是一种农产,是一种,这种种,也是一种,也是一种,也是一种,也是一种,也是一种,也是一种,也是一种,也是	
9] 里親が行う養育に関する最低基準(厚生労働省令第116号)	
9 里親制度の運営について」厚生労働省通知(雇児発第0905002号)	
まれる版字来の天脈について」 序ェカ劇目 J 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令	
计数据记录 化二苯甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	

2003 1 (平成15) 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	東京地数、乳幼児窒息死事件で1ちびっ子園 前社長に有罪判決。 伊奈川 備行、学電保育廃止、小学校全担重を対象とした「わぐわくプラザ」へ。 梅奈川 梅奈加一部なか正する政会(加会第103号)	(平成15)	
表 (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15)	神奈川県川田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田	(平成15)	
4 9 0 1 1 2 8 8 8 8	2		45 当2日十年代
0 0 1 1 1 8 8 8 8 6	╎		
<u> </u>	序主カ側目、2002年ヘム乳怒机引、ロ訂特殊2 東京都の児童相談所が5月に、親の同意なしに		人版内 すらも多陸とノター・/ 虐付すりと」の以記 大阪府 大阪府立子どもライフサポートセンター開設
	明,是是传伤 <u>此法员值(作案之表等</u> 者与表名)。 1985年————————————————————————————————————		
0 9 8 8 8	/ 女崎市効体圏元(4歳)17万个切1~笠口駐車海座上から天き洛Cされて光している退体死兄。/ 月9日、女崎宗宗書か列作圏元枚吉事 件で市内男子中学1年生補導。児童相談所へ通告。		
8 8 8 6	次世代育成推進法 参院で可決成立		大阪府 「児童虐待問題緊急対策検討チームから緊急提言」
<u> </u>	少子化社会対策基本法、参院で可決・成立。国の少子化対策に初めて妊娠支援策が盛り込まれる。		
<u> </u>	厚生労働省、「歳未満の子どもを持つ親の育児休業を最長を推薦に延長。		
<u>ත</u>	児童 宿祝沈徳 (才規則)の一部元を改止する。4音() [皇 生労働の長者] 130号 原本 労働 (大)		
	 原生力側角と2004年度が10月 存成の2017/クで記し、児里療院施設にあれば見を開発します。 の子が10月 原本分割 日本の18月 日本の1	,	
	存まなる ましてを主義を表している こうしょ こうしょう こうしょう こうしょう しゅうしん はい はいしん 自然 素格を作用 村口 泰藤 すんかか をない		
6	長崎市幼稚園児殺害事件の少年、精神鑑定で「広汎性発達障害」の一種と診断される。長崎家庭裁判所、第2回審判で長崎事件の少年		
-	各规量自立支援施設经数与1年間の行動制限(接護処分)を決定。 七匹吐着:"另元,当在1年至30人存弃儿子の包围部件与军的1964年,		
9 0	八版四数、记时小平校记建校局等件形分目的被古L-死刑判决 法村川市广土什么军子教 \		
10	打口 mincast であったが、かた 医未来で Time によった。 打口 mincast であった。 打力 mincast におかり は、日本なりは、「他ない mincast にはれる。		
10	「地域における保健師の保健活動について」厚生労働省(健発第1010003号)		
10	「地域における保健師の保健活動について」厚生労働省(健総発第1010001号)		
10	地域における機能師の技術と対象には、1 基本労働も事務連絡、1 星生労働自復集局が最快機能導置 - 木加和岩地が「ニース の名数といる可能するののなった。1 東大利間 1 多 加速的 1 また 1 を加速します。1 また 1 を加速します。1 また 1 を加速します。1 また 1 を加速します。1 を加速しまます。1 を加速します。1 を加速しまます。1 を加速しまます。1 を加速します。1 を加速しまます。1 を加速しまます。1 を加速しまます。1 を加速しまます。1 を加速しまままままます。1 を加速しまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		
0 0	八人の大きに、「このの相談員「30世紀を2007年)」 同年代書記 1985年 1985		
2 =			
11	設を要		
=	岸和田事件(大阪府岸和田市) 中学3年生男子 - 虐待(丸3ヶ月間に及ぶ監禁)により病院に運ばれる。		
11	児童福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第469号) 旧音短かキの一如をかにする法律の一如の故经に伴う関係的令の教機に関するか会		
12	- D.生岡田ユムン のこの W.ユンシムキン BONE IIIに下力判所以下の 医間に関う SD以下(以下 おいこり) 厚生労働省、児童福祉法改正方針決定。児童相談所を対応が困難な事例を扱う専門機関に位置づけ、育児など相談業務を市町村に移すなど。	4.0	
2004 1	五 松人未添交	2004	
平成16) 1		(4) (4)	- 1 米水部 シュー はのエグス・ダーボール 1957 東京都 児童虐待防止対策「非常勤弁護士の配置 開始
1	协省通知 (雇児総発第0130001号)		
1	1令第1号)		
- 0			「特定不妊治療費助成」開始 「
	仏理集員 小児童 小		果兄都 自立援助不一ムの自立定者促進事業 開始 土に広 っぱ+ 完成もこね 柚工-和自士-古下士を往事ル
0 00	二基本・建門に関りる本例は刊。 エモロを信仰がつかったが」、二基本本の対象があった。 一基本・建門に関うながのは引き。 エモロを信仰がつかったが、一番できながらない。 九阪市でに雇力を目にかけられていないを存在をの目音が等語を一部がある。		エロロ%原にノグー イン・大大・火 ローンター 「大
6	「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提		子ども家庭センター 虐待対応 12名増員
3	「家庭の養育力」に着目した母子保健対策の推進について 厚生労働省通知 (雇児母発第0331001号)		大阪府 子ども家庭センター 非行専任ケースワーカー 心理職の配置
က်	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令)		大阪府 「子ども未来プラン」策定
.n <	児童相化脱疫療験は基準校/卫舞粉/ハフ変育/は野りを設住法基準の一部で改正する自分 (19年牙)側省行第2/与) ル旧封営会 冯士に在調本 春本不能死。華隆上前20周 赵本令女[25] バイルの前(前日元 (19年天)側4分		
1 4	19.700万十五次,四人之中的第二年的人们的第三年的人们的第三年的一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		
	ないかなどを知るためにも面接必要」(文部科学省通達)		
4	資本長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通 	MIE)	
-	別(16句/児生記念方) 加(16句/児生記念方) 間分 三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		
1 4	・36年又名同士などかっていって、当25里エルウンなが、中に入りの副自は来」と唱ってしてがいてって、「ユエカミョロの一整窓庁、「少年非行総合対策推准要鑑」を7年ぶりにも定、「県童虐待の対応強化等を感り込む、	_	
5			
5	仏台高裁 1993年の山形 9明倫中マット死事件で元生徒7人に賠償命令の逆転判決。		
2	原生労働/高期資、一世帯(の北宮)財(中)のカイドリの。 原産労働(東北) 市政・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・		
9	<i>及哈</i> 尔在在探行、17年7月,17年1日,1867年,1		
9	文部科学省調査、児童虐待に関する学校の対応について、5人に1人が協虐待児扱った経験1あり。教師の3人に1人が「校内で処理」を望んだ。		
9	現代の表現では、世界では、13歳)が男児(5歳)を突き落とす。東京都児童相談センター、加害女子生徒、東京家裁法教。同家 第18年	īv-	

研究等		年 月	東京都・大阪府・大阪市の動向
6 厚生労働省全国児童相談所長会議、全国の児童相談所が2003年度に処理した児童虐待件	56,573件。		
7児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正す	打る法律(平成16年法律第64号)施行		
7年国字重保育建裕協議会調査、字重保育の施設数1万4,678ケ所(則年比6%増)過去最高、需要に追いつかす 116年労働を調本 旧音電体争に"もなん認識だ!"v創	需要に追いつかす。		
/ 厚土カ関目調宜、55里に付合に 屋付の略級なり4割。 7 高知県議会、子どもの権利や家庭の役割などを際り込んだ「子ども条例「可決、都道府県レイ	を、 都道		
「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について	MTPI		
8 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について 厚生労働省通知 (原	知 (雇児発第0813002号)		
8 児里虐待の防止等に対する法律の一部を改止する法律]の施行について、又部科字省通知8 大阪市阪南市 19歳のか在が鎌环 71/2のが発見される 発目時身長180cm 体重30kg	_		
文部科学省、臨床心理士らが幼稚園を巡回し、幼稚園教諭や保護者の子育	て相談に応じる「保育カウンセラー制度」を創設する方針を決		
定、2005年度予算の概算要求に <u>盛り込む(2005年5月に決定)</u> <u>ト却対</u> 労な調本 - 今国のハホル 中学校ではの旧等 生	・ 華七 里 十 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		
りんごイナー部員、主国ジュユジ・ナヤな同なジンに単工でジ・2003年でに応して、帯り終ジュの。 加、いじめも2万3,351件(前年比5.2%増)に。	ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロ		
9 栃木県小山市、父子家庭の幼い兄弟が同居していた父の友人によって誘拐殺害される。(庫	(待事件)		
3 2004年9月、栃不県小山市で一人の効い元弟か層待の末、橋の上から川に按け入れられて発展では下夕目指した小川市の「カンガルーのXAMA」が、5005年にオレンジコボンキャンペーンを始	SLJ の事件が起き、その事件を機にナとも層 会かる「カンガルーOYAMA」「NDO法 A 甲钼		
よるボートによって、アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	するものでしたアンシュボット・アーンは、十ちからものでしたアンシュボンナトンペーン権運動やした「カーン・ディン・ディー・エージー・ファー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー		
になって、JCBC)、ZOOOキがであった単にす例ルエロイン・フェルーのローではついますの。 9 厚生労働省調本(積極的に自らな投を求めていくことが困難な状況にある家庭を訪問し養育 のエルナーのもかまなのは、コニュード・フェールを	GTEV、FエガミコーのMMICAソエロIJI-CFMCLITでき 庭を訪問し養育支援を行う、家庭訪問事業不振。125市町村		
の表施に国が心た数13781-CC かる。 警察庁「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」警察庁	警察庁丙少発第34号等 (通達)		
「児童委員の活動要領の改正について」厚生労働省通知 (雇児発第1108001号)			
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律	(平成16年法律第64号)施行		
12児軍福祉法の一部を改止する法律の施行に件2関係政令の整備に関する政令(政令第402号19旧音培祉はの一部を站にする法律の一部の拡行に伴3間を改会の数据に関する改会 (政会3	第402号) (路会第412号)		
12.75mm元.207 即で以ようの元4.27mm7.11.1トイヌ	(中第412号)		
児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令 (厚生労働省令第178号)			
厚生労働省 「子とも・子育で応接フラン」を発表。2005年度から5年間取り組 <u>見直し、子育で支援、若名の自立支援の3点に重点。</u> ※空間でまませたは、また	む少子化対策(新新エンセルフランから改称)。特に働き方の		
12 光速降音有叉接法成之 同生労働名 直往分組の離婚等 家佐間の調整状次亜た家庭が多1パーとかに 旧番相談形:	キードルフェス関係機関も旧音を直接ケアす		
る職員等と連携を図りながら、施設の入所前から退所後に至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員(ファミリーンーンャルワーカー)を児童養護施設に配置	を支援専門相談員(ファミリーソーシャルワー		
 1 (児童虐待防止協会) 大阪府からの委託事業「大阪府児童虐待問題市町村職員研修事業」		2005 4	東京都「家庭的養護推進モラ
2 「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について」厚生労働省通知 (雇		(平成17)	大阪府 子ども家庭センター 児童相談業務IT化の推進-新児童相談システノの構築1-台は子を替付10年時間私名で、
2 「市町村児童家庭相談援助指針について」厚生労働省通知 (雇児発第0214002号)			ユング 梅菜 に関いて検討いる十度 カインに 大阪府 市町村が行うに乗車は数業務の支援をするため、大阪府市町村児
			多陸相談援助指針の配布を行うとともに、中町村児里相談担当職員への
「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」厚生労働	厚生労働省通知(雇児発第0225003号)		大阪市、大阪市中央児童相談所の児童虐待対策班を「児童虐待対策室」として発展的に改組
2「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」厚生労働省通知(雇児発第0225001号	001号)		大阪市 児童虐待の発見、通報、啓発等に協力していただくことを目的とする 「大阪市児童虐待予防地域協力員」の養成を開始。対象は、主任児童委員及 1が市民ポランティア。
3「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」厚生労働省通知 (雇児発第0330008号)	330008号)	7	大阪市「エンゼルサポーター」派遣事業を開始。出産後まもなくの家庭に対する零事援助とともに、虐待のおそれがある家庭等に対する相談・援助も行
3「児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における実施指針」厚生労働省通	厚生労働省通知(雇児福発第0330001号)	7	。 大阪市 「専門的家庭訪問支援」事業を開始。育児不安や孤立感等をもつ、虐待のおそれのある出産後間もない養育者に対して、保健師及び助産師が一行空期間、定期的に訴問型音県を経る行う。
3 1 児童福祉法施行令の一部を改正する政令1の施行について 厚生労働省通知 (雇児発第0318001号	(0318001号)	7	大阪市「育児支援家庭訪問事業実施要綱」制定
厚生労働省「乳幼児突発死(SIDS)に関するガイドライン」発表 厚生労働省研究		7	大阪市 「子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業実施要領」制定
発達障害者支援法施行「日幸事往にお先生は事業の事故について、「日本事をには対策を持ちます。」		7	大阪市 「専門的家庭訪問支援事業実施要領」制定 十匹圭 「エンゴニサギーカージ達事業実施亜점 到空
3 児里	男U3UZUU1 5/ 5. 老等研修事業 1 実体 2005年6日 — 12日		
らに重に引めて聞る/ へぬがっつかるにする・へぬが引むすけれましいのと言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を	006年度から開始することを決定(児童福祉施		

少事文化	年	月	年 月	東京都・大阪府・大阪市の動向	
「別産業務的機・大きの機・大きの。		参考文献			
操生金編度由等 平成立権一地の1年間 別団法人日本19宣福社協会1988年 厚生金便電変積局の可需整備 1983年 1983		平成12年版一平成17年版』			
原生名[原変表		生省編『厚生白書 平成12年版一平成17年版			
原生名(京都 成 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		生省児童家庭局企画課監修[児童相談所運営指針] 財団法人日本児童福祉			
大阪府子ども家庭センター「大阪子とも家庭日書「甲戌19年版(平成18年度報要)、2007年 大阪市「大阪市に対しる政産権利制、甲戌19年度日書 大阪市「有限元支援家庭的間事業実施要額」制定 平成17年7月1日 大阪市「青門安茂家庭的間事業実施要額」制定 平成17年7月1日 大阪市「専門の家庭的間事業実施要額」制定 平成17年7月日 最近改正 平成20年4月日 大阪市「平門の家庭的間支援事業実施要額」制定 平成17年7月日 最近改正 平成20年4月日 大阪市「エンイルケボーター、派電事業施要額」制定 平成17年7月日 最近改正 平成20年4月日 大阪市「エンイルケボーター、派電事業施要額」制定 平成17年7月日 設立改正 平成20年4月日 大阪市「エンイルケボーター、派電事業施要額」制定 平成17年7月日 改正 かた10万年7月日 改正 かた10万年7月日 成立 2003年 7月 報「子とも保育機関に対する原生労働省の取り組み」「子とも保予以上ツケルワーク論」有整限 2005年 7月 報「子とも保育機関に対する原生労働省の取り組み」「子とも保育機関に対する原生労働省の取り組み」「子とも保育機関に対する原生労働省の取り組み」「子とも保育機関に対する原生労働省の取り組み」「子とも保育機関に対する原生労働省の取り組み」「子とも保育機関を研究所 不是、第上の2003年 第100年年 第10年 第10		厚生省児童家庭局母子保健課 健やか親子21検討会報告書』2000年			
大阪市「大阪市(た)ける寝室俸的山にかかわる主な取り縮み」 平成19年月日 最近改正 平成19年月日 長近立正 平成19年月日 長近立正 平成19年月日 大阪市「平月支援家庭財団事業実施要綱」制定 平成17年7月1日 最近改正 平成19年月日 大阪市「平月支援家庭及援助目集業実施要綱」制定 平成17年7月1日 最近改正 平成20年4月1日 大阪市「平月の家庭財団支援事業実施要領」制定 平成17年7月1日 最近改正 平成20年4月1日 大阪市「東門的家庭財団支援事業実施要領」制定 平成17年7月1日 最近改正 平成19年4月日 大阪市「エンゲールケーケーの制度的枠組み」「子とも屋内・アンペルワークの制度的枠組み」「子とも屋内・アンペルワークの制度的枠組み」「子とも屋内・アンペルワークの制度的枠組み」「子とも屋内・アンペルワークの制度が料金利」を2007年 子ともと保育総合研究所 代表/森上中野編/電郵保育資料集』 2007 ミネルヴァ書房 2007年 子とも保育総合研究所 代表/森上中野編/電郵保育資料集』 2007 ミネルヴァ書房 2007年 子とも保育総合研究所 代表/森上中野編/電郵保育資料集』 2007 ミネルヴァ書房 2007年 日空産俸待助止協会 「関係を成立を対し関係記念」を入る人」では一次www.apca.pl/ 2007年 2007年 日空産俸待助止協会 「関係企業を保護機工の基本人」(19年の歩み)制 同省書店 2007年 高橋電金総信用・中央・大と支援福祉・中央・保健、小児医療施策概要」東京報福祉保健局総予は出発している。「日本子とも今会議『子と白書 2000年版章工名(19年2日)、東京報福祉保健局総教育器 2004年 日本子とも今会議『子と白書 2000年版章工名(19年2日)、東京報福祉保健局総教育器 2004年 村田銀子190年代を振り返る。「世界の保護人」を2007年 2007年 2007年 日本子ともで表地返る。「世界の保護会職と教育を2004年 日本子ともで表地返る。「世界の保護会職と教育を2004年 日本子ともで表地返る。「世界の保護会職と教育を2007年 日本子ともで表地返る。「世界の保護会職と対し、2007年 2007年		大阪府子ども家庭センター 大阪子ども家庭白書 平成19年版(平成18年度事業概要), 2007年			
大阪市「青児支援家庭坊間与業業的要額」制定 平成1年7月1日 最近改正 平成19年4月1日 大阪市「千ビル産疫支援員による家庭坊間支援事業実施要領」制定 平成17年7月1日 日本で 中成19年4月1日 大阪市「中ビル学の大阪・東京協支援員による家庭訪問支援事業実施要領」制定 平成17年7月1日 最近改正 平成19年4月1日 大阪市「中門的家庭坊間支援事業を施要領」制定 平成17年7月1日 最近改正 平成19年4月1日 大阪市「中門的家庭坊間支援事業施要領」制定 平成17年7月1日 起正 平成19年4月1日 大阪市「エンゼルサポーター派選事業を施要領」制定 平成17年7月1日 起正 平成19年4月1日 才 報 印で生き信仰とから原生の場合が開発的格組分間学工程機構制第60至2005年 子どもと保育総合研究所 代表/森上史的編書展析官資料集』 2007 ミネルヴァ書房 2007年 子どもと保育総合研究所 代表/森上史的編書展析保育資料集』 2007 ミネルヴァ書房 2007年 「子ともの産作的比」公全「10年のありみみ」 2003年 「東産信仰比協会「10周年記念財 支入されて10年・児童信待防止協会の歩み』 2000年 「東産信仰比協会「10周年記念財 支入されて10年・児童信待防止協会のからかけ、1・パイパ「家庭日書』 川島書店 1990年 高橋重宏 郷野政博・村文建産福祉・関連信仰、1・10年第1年3月 11周書店 2007年 高橋重宏 郷野政博・村文建産福祉・関連信仰、1・10年第1年3月 11周書店 2007年 「下ともと存佐・女性福祉・母子保健・1・10年度保証・東京都福祉保健局が登りませい。主な化。 日本子とも合き経常子と白書』2000年成本、東京都福祉保健局が登前教験が発展。2004年 村田典子190年代を振り返る。「世界の月度上存性』1・10年、		大阪市「大阪市における児童虐待防止にかかわる主な取り組み」平成19年度			
大阪市「子ども家庭支援員による家庭が問支援事業実施要領」制定 平成17年7月日 大阪市「伊門的家庭的間支援事業実施要領」制定 平成17年7月日 最近改正 平成18年4月1日 大阪市「伊門的家庭的間支援事業表施要領」制定 平成17年7月日 改正 平成18年4月1日 才村 純「子ども屋存レンシャルワークの制度的枠組み』「子子保煙情報」第50号を2005年 子だも人展得を出死が「代表/森上史的編[最新保育資料集] 2007 ミネルヴァ書房。2007年 子ども人保育協工協会「10周年記念誌 支えられて10年一児童虐待防止協会の歩み』 2000年 日産債防止協会「10周年記念誌 支えられて10年一児童虐待防止協会の歩み』 10月42日報 高橋重左・開発工機・小児医療施策概要』東京都福祉保健局少子社会対策部計画課。2005年 高橋重左・開発工機・小児医療施策概要』東京都福祉保健局少子社会対策部計画課。2005年 日本子ども安庭・女性福祉、母子保健、小児医療施策概要』東京都福祉保健局少子社会対策部計画課。2005年 日本子とも写真でなら編『子とも自書』2000年版章 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課。2005年 日本子とも子の会編『子とも自書』2000年版章 東立 文化		制定 平成17年7月1日 最近改正			
大阪市「専門的家庭訪問支援事業実施要領」制定 平成17年7月1日 最近改正 平成20年4月1日 大阪市「エンゼルセポーター派遣事業実施要領」制定 平成17年7月1日 改正 平成19年4月1日 大阪市「エンゼルセポーター派遣事業実施要領」制定 平成17年7月1日 改正 平成19年4月1日 才村 純「資産信食の対象が、アンゲルアークの制度的枠組み、アンゲルアーク論」有妻開,2005年 才 純 行政主信件の対象が、原生労働省の取り組み、「母子保健情報」第50号、2005年 子どもと保育総合研究所 代表/森上史的編[最新保育資料集] 2007 ミネルヴァ書房,2007年 子ども保育総合研究所 代表/森上史的編[最新保育資料集] 2007 ミネルヴァ書房,2007年 子ども保育総合研究所 代表/森上史的編[最新保育資料集] 2007 ミネルヴァ書房,2007年 月度重信特防止協会 協会概要 活動のあゆか。 2007年 別童虐待防止協会 協会概要 活動のあゆか。 20074、25掲載内容 高橋重宏・総原日本の子とも家庭福祉・現童福祉の歩み。別 174ライバ家庭日書店,2007年 高橋重宏・総原日本の子とも家庭福祉・規度を配を振奏概要、東京都福祉保健局少子社会対策部計画課。2005年 『子どもと家庭・女性福祉・母子保健・小児医療施策概要』東京都福祉保健局少子社会対策部計画課。2005年 『石本子ともをの義の義備子と自事』2000年年度、東京都福祉保健局少子社会対策部計画課。2005年 「福本子ともをの義の義備子と自身型2000年年度、東京都福祉保健局後務都終務課、2004年年度、10年度、2007年年度、2007年年の表表に関係が発展。2007年年度、2007年度、2007年度を、2007年度、2007年度、2007年度、2007年度、2007年度、2007年度、2007年度、2007年度、2007年度、2007年度、2007年度、2007年度、		大阪市 「子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業実施要領」制定 平成17年7月1日			
大阪市「エンゼルサポーター派遣事業実施要領」制定 平成17年7月1日 改正 平成19年4月1日 才村 純「子ど息信怜ソージャルワーク制制 7年2月信格到第50号、2005年 子村 純「野童信侍問題に対する厚生労働省の取り組み」「母子保債精制第50号、2005年 子どもと保育総合研究所 (表/森上史開編)長報行電子保債情報]第50号、2007年 子どもと保育総合研究所 (表/森上日開編)最が保育資料集)2007年 月童信侍防止位之夕ー『10年のあゆみ』2003年 月童信侍防止位之夕ー『10年のあゆみ』2003年 月童信侍防止位之夕ー『10年のあゆみ』2003年 月童信侍防止位之夕ー『10年のあゆみ』2003年 月童信侍防止位金「10日年記念誌 支えられて10年―12章信待防止協会の歩み』2000年 月春蓮 (特防止センター『10年のあゆみ』30歳を入して、2007年 高橋重宏・経信社、母子保健・10月医療施・大型・2007年 高橋重宏・経信社、母子保健・10月医療施・疾概要』東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 2005年 『日本子とも会会編『子とも自書』2000年年版、東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 2005年 日本子とも会会編『子とも日書』2000年年版、東京都福祉保健局後終勤総務課 2004年 村田典子190年代を振り返る。「世界の頂皇と母性別の148、2000年					
才村 練「子ども虐待ソーシャルワークの制度的枠組み」『子ども虐待ソーシャルワーク論』 有妻間、2005年 子村 練「児童虐待問題に対する厚生労働者の取り組み」程子保健情報』第50号、2005年 子どもと保育総合研究所、代表が基上の制度の財務人間子子保健情報。第50号、2007年 子どもの虐待的止めるかり、日本のありみ。2007年 子どもの虐待的止める所したが多れたいが地のある。1000年 児童虐待的止協会『10周年記念誌 支えられて10年一児童虐待的止協会の歩み』 2000年 局権重先・特防止協会「10周年記念誌 支えられて10年一児童虐待的なのかみ」 11局書店、1996年 高権重先・特防止協会「日本の子とも家庭福祉・同党電視は満開定の年の歩み』 明石書店、2007年 「子どもと家庭・女性福祉、母子保健、小児医療施策概要』 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 2005年 「日本子とも不合義属「子とも日書」2000年 のかみ。10年に、東京都福祉保健局終務部終課 2004年 村田典子190年代を販り返る」11世界の児童上生地、12007年					
諸		ワーク論』			
(首 資料集』 2007 ミネル 一児童虐待防止協会の歩 一児童虐待防止協会の歩 福祉の歩み」ハイライト[稲粒の歩み」 明石書 制定60年の歩み』 明石書 観要』 東京都福祉保健局 発展、草士文化 毎局総務部総務課 2004年		才村 純「児童虐待問題に対する厚生労働省の取り組み」「母子保健情報』第50号,2005年			
- 児童虐待防止協会の歩 //www.apcajp/ 2007.4.7/ 2007.4.5/ 福祉の歩み」 いイライト[制定60年の歩み』 明石書 概要』 東京都福祉保健局 年版 草土文化 健局総務部総務課 2004年		ミネル			
児童信待防止協会『10周年記念誌 支えられて10年一児童虐待防止協会の歩み』 2000年 周春信防止協会『10周年記念誌 支えられて10年一児童虐待防止協会の歩み』 2000年 周春電左・特野元博・柏女霊峰編著 「東北の中のより、7七万七月 10号 11号 11号 11号 11号 11号 11号 11号 11号 11号		子どもの虐待防止センター[10年のあゆみ』 2003年			
児童虐待防止協会 協会概要 活動のあゆみ http://www.apcajp/ 20074.29掲載内容 「治養重死・網野武博・村女霊峰編著 「戦後の児童福祉の歩み」ハイライ川家庭白書』川島書店 1996年 「高格重宏・網野武博・村女霊峰編著 「戦後の児童福祉の歩み」ハイライ川家庭白書』川島書店 1996年 「高格重宏監修『日本の子ども家庭福祉・田子を積極社、田子となどを選集の子とも家庭・女性福祉、田子とは会議の実施策機要』東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 2005年 「日子とと家庭・女性福祉、田子とも自書』2000年版「単土文化 「福祉保健局事業機要」平成16年版、草土文化 「福祉保健局事業概要」下成16年版、草土文化 「福祉保健局事業概要」下成16年版、草土文化 「相談子「90年代を振り返る』「世界の児童上母性』Vol.48, 2000年					
高橋電宏・網野武博・柏女霊峰編著 「戦後の児童福祉の歩み」ハイライド家庭白書』川島書店,1996年 高橋電宏監修「日本の子ども家陸福祉・現主衛祉送制定60年の歩み』明石書店、2007年 『子ともま庭・女性福祉、母子保健・小児電振施策機を開発・工会の手機・同じか子社会対策部計画謀 2005年 日本子ともを守る会権属子ども自書』2000年版。単立都福祉保健局少子社会対策部計画謀 2005年 『福祉保健局書業概要』平成16年版、真京都福祉保健局総務部終務膜 2004年		2007 4 28			
高橋電宏監修旧本の子ども家庭福祉一児童福祉法制定60年の步み』明石書店, 2007年 『子どもと家庭・女性福祉、母子保健・小児医療施策概要』東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 2005年 『石本子ともな守る会編『子ども白書』2000年成第二十五十五十五十五十五十五十五十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		庭白書』			
『子どもと家庭・女性福祉、母子保健、小児医療施策概要』東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 2005年 日本子ともを守る場響で大きに自書 2000年版。東京都福祉保健局終数部総務課 2004年 福祉保健局事業概要 3平成 16年版、東京衛福址保健局終務課 2004年 村田典子190年代を振り返る1世界の1億生を性』 70.48、2000年		高橋重宏監修『日本の子ども家庭福祉-児童福祉法制定60年の歩み』 明石書店, 2007年			
日本子どもを守る会編『子ども自書』2000年版-草土文化 『福祉保健局事業概要』平成16年版、東京都福祉保健局総務部総務課。2004年 村田典子「90年代を振り返る』『世界の児童と母性』Vol.48, 2000年		東京都福祉保健局			
『福祉保健局事業概要』平成16年版,東京都福祉保健局総務部総務課,2004年 村田典子「90年代を振り返る』『世界の児童と母性』Vol.48, 2000年		日本子どもを守る会編 [子ども白書』2000年版一2005年版-草土文化			
村田典子 00年代老振り返る』[世界の児童と母性』/vol.48, 2000年		『福祉保健局事業概要』平成16年版,東京都福祉保健局総務部総務課。2004年			
		村田典子 50年代を振り返る』『世界の児童と母性』/vol.48, 2000年			

資料 8 児童虐待司法関係統計

表A 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し一全国家庭裁判所

		受理				既	済			未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和23年			229	146	55	7	80	4		83
24			258	247	110	15	117	5		90
25 26			246	241 262	86 82	28 22	125 153	2 5		97 96
27	501	96	261 405	387	127	35	217	8	_	114
28	452	114	338	314	98	28	175	12	1	138
29	731	137	594	558	152	34	352	15	5	173
30	568	173	395	436	115	26	275	14	6	132
31	414	132	282	306	87	20	194	4	1	108
32	333	108	225	211	48	8	147	6	2	122
33	366	122	244	253	84	16	139	8	6	113
34	295	113	182	185	40	13	125	4	3	110
35	266	110	156	178	53	8	113	3	1	88
36	226	88	138	150	34	11	99	2	4	76
37	211	76	135	136	31	5	100	-	-	75
38	221 (5)	75 (2)	146 (3)	136 (3)	34	-	97	2	3	85 (2)
39	176 (2)	85 (2)	91(-)	109 (2)	24	8	74	2	1 -	67(-)
40 41	203 (6) 177 (5)	67 (-) 78 (5)	136 (6) 99 (-)	125 (1) 115 (-)	31 23	3 11	90 81	1	-	78 (5) 62 (5)
41	159 (6)	62 (5)	97 (1)	104 (1)	14	6	80	3	1	55 (5)
43	159 (0)	55 (5)	96 (5)	89 (2)	11	16	60	1	1	62 (8)
44	159 (10)	62 (8)	97 (2)	98 (2)	27	7	61	2	1	61 (8)
45	150 (11)	61 (8)	89 (3)	80 (4)	6	7	64	3	-	70
46	129 (12)	70 (7)	59 (5)	84 (7)	25	2	54	3	-	45 (5)
47	157	45	112 (1)	93	16	5	59	7	6	64
48	147	64	83 (2)	85	12	4	65	2	2	62
49	136	62	74 (5)	87	21	3	63	-	-	49
50	151	49	102(-)	78	17	3	57	=	1	73
51	170	73	97	99	10	14	74	-	1	71
52	156	71	85 (9)	106	14	2	87	2	1	50
53 54	$\frac{144}{140}$	$\frac{50}{44}$	94 (9) 96 (11)	100 87	18 10	8 3	74 73		-	44 53
55	135	53	82 (2)	86	12	7	65	1	2	49
56	136	49	87(-)	87	13	5	68	1	_	49
57	130	49	81 (2)	88	14	5	66	3	_	42
58	115	42	73 (1)	71	19	5	46	1	_	44
59	113	44	69 (6)	77	18	3	56	-	_	36
60	110	36	74 (1)	77	13	7	54	2	1	33
61	98	33	65 (2)	61	10	6	41	1	3	37
62	125	37	88 (2)	72	14	6	52	-	-	53
63	145	53	92	90	7	11	71	_	1	55
平成元年	160	55 40	105 (1)	111	16	9	82	4		49 65
2 3	130 164	49 65	81 (7) 99 (3)	65 112	10 23	6 7	49 65	10	7	65 52
4	134	52	82 (6)	82	8	11	61	-	2	52 52
5	106	52 52	54 (1)	71	5	12	53	=	1	35
6	147	35	112 (1)	82	3	6	71	2	-	65
7	131	65	66 (9)	97	15	10	58	2	12	34
8	156	34	122(-)	103	13	19	70	=	1	53
9	161	53	108 (3)	107	21	8	77	-	1	54
10	166	54	112 (1)	102	18	11	71	1	1	64
11	152	64	88	100	20	12	67		1	52
12	160	52	108	109	13	11	82		3	51
13	153	51	102	89	17	8	63		1 7	64
14	194	64	130	142	17	18	100		7	52 52
15 16	155 167	52 53	103 114	102 115	7 30	29 24	65 61		1	53 52
16 17	167 191	53 52	139	137	22	18	94		3	54
18	179	54	125	137	15	20	102		2	40
19	143	40	103	103	15	11	76		1	40

注)・() 内は渉外事件の内数

資料: 最高裁判所事務総局 『司法統計年報. 3,家事編』 昭和27年~平成19年

[・]昭和23~26年については昭和27年版を参照 ・「-」については該当数値のない場合

[・]空欄については記載なし

表B 児童福祉法28条の事件

		受理				既済				
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	未済
昭和27年	6	-	6	6	6	-	=	-	-	-
28	10	-	10	7	2	-	5	-	-	3
29	9	3	6	7	3	-	4	-	-	2
30	8	2	6	4	4	-	=	-	-	4
31	12	4	8	10	3	-	5	-	2	2
32	12	2	10	9	7	-	2	-	-	3
33	16	3	13	10	5	-	4	-	1	6
34	14	6	8	7	7	-	=	-	-	7
35	12	7	5	12	5	-	7	-	-	=
36	20	-	20	13	9	-	4	-	-	7
37	14	7	7	10	5	-	5	-	-	4
38	19	4	15	17	13	-	4	-	-	2
39	9	2	7	7	6	-	1	-	_	2
40	11	2	9	4	2	2	-	-	_	7
41	13	7	6	11	10	_	1	-	_	2
42	16	2	14	6	3	-	3	-	_	10
43	36	10	26	28	23	_	5	_	_	8
44	15	8	7	11	8	_	3	_	_	4
45	9	4	5	5	2	_	3	_	_	4
46	27	4	23	13	9	_	4	_	_	14
47	31	14	17 (-)	20	14	3	3	_	_	11
48	30	11	19 (-)	23	16	_	7	_	_	7
49	24	7	17 (-)	12	5	_	7	_	_	12
50	34	12	22 (-)	24	14	2	8	_	_	10
51	25	10	15 (-)	19	8	_	11	_	_	6
52	26 26	6	20 (-)	23	13	_	10	_	_	3
53	28	3	25 (-)	23	16	2	6	_	_	4
53 54	20 32	4	28 (3)	20	14	1	3	_	2	12
54 55	32 26	12	14 (-)	17	12	1	4	_	_	9
56 56	20	9	11 (-)	11	4	1	5	_	2	9
50 57	20	9			8	_		_	_	6
	20 21	6	11 (-) 15 (-)	14 18	10	_	6	_	_	
58						_	8	_	_	3
59	23	3	20 (-)	17	14	_	3	-	_	6
60	18	6	12 (-)	16	16	_		-	_	2
61	14	2	12 (-)	14	9	_	5	-	_	
62	13		13 (-)	7	4		3			6
63	21	6	15 (-)	18	10	=	8	=	-	3
平成元年	17	3	14 (-)	10	3	-	4	-	3 -	7
2	44	7	37 (-)	33	19	2	12			11
3	32	11	21 (-)	25	17	-	8	=	-	7
4	26	7	19 (1)	22	18	_	4	=	-	4
5	19	4	15 (-)	12	6	-	6	-	-	7
6	35	7	28 (-)	20	12		8		-	15
7	51	15	36 (1)	43	18	1	22	=	2	8
8	62	8	54 (-)	51	39	-	12	-	-	11
9	74	11	63 (1)	49	36	_	13	-	-	25
10	90	25	65 (1)	69	40	1	26	-	2	21
11	118	21	97	81	58	-	23		-	37
12	179	37	142	142	101	6	35		-	37
13	206	37	169	170	131	2	36		1	36
14	165	36	129	133	93	6	34		-	32
15	184	32	152	139	106	4	24		5	45
16	279	45	234	221	163	9	44		5	58
17	285 [43]	58 [-]	227 [43]	195 [-]	141 [-]	6 [-]	40 [-]		8 [-]	90 [43]
18	445 [185]	90 [43]	355 [142]	373 [169]	325 [156]	2 [-]	45 [13]		1 (-)	72 [16]
19	377 [75]	72 [17]	305 [58]	300 [59]	251 [56]	4 (-)	45 [3]			77 [16]

注)・()内は渉外事件の内数

・昭和27年以前は独立した項目として計上されていない 資料: 最高裁判所事務総局 『司法統計年報. 3,家事編』 昭和27年~平成19年

^{・ []} 内は児童福祉法28条2項の事件の内数・「-」については該当数値のない場合

[・]空欄については記載なし

表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数

	親権喪失等	児福法28条		親権喪失等	児福法28条		親権喪失等	児福法28条
昭和23年	229		昭和43年	96 (5)	26	昭和63年	92 (2)	15(-)
24	258		44	97 (2)	7	平成元年	105 (1)	14(-)
25	246		45	89 (3)	5	2	81 (7)	37 (-)
26	261		46	59 (5)	23	3	99 (3)	21(-)
27	405	6	47	112 (1)	17(-)	4	82 (6)	19 (1)
28	338	10	48	83	19(-)	5	54 (1)	15(-)
29	594	6	49	74 (5)	17(-)	6	112 (1)	28(-)
30	395	6	50	102(-)	22(-)	7	66 (9)	36 (1)
31	282	8	51	97 (8)	15(-)	8	122(-)	54(-)
32	225	10	52	85 (9)	20(-)	9	108 (3)	63 (1)
33	244	13	53	94 (9)	25(-)	10	112 (1)	65 (1)
34	182	8	54	96 (11)	28 (3)	11	88	97
35	156	5	55	82 (2)	14(-)	12	108	142
36	138	20	56	87(-)	11(-)	13	102	169
37	135	7	57	81 (2)	11(-)	14	130	129
38	146 (3)	15	58	73 (1)	15(-)	15	103	152
39	91(-)	7	59	69 (6)	20(-)	16	114	234
40	136 (6)	9	60	74 (1)	12(-)	17	139	227 [43]
41	99(-)	6	61	65 (2)	12(-)	18	125	355 [142]
42	97 (1)	14	62	88 (2)	13(-)	19	103	305 (58)

- 注)・()内は渉外事件の内数
 - ・〔〕内は児童福祉法28条2項の事件の内数
 - ・「-」については該当数値のない場合
 - ・昭和23~26年については昭和27年版を参照

資料: 最高裁判所事務総局 『司法統計年報. 3, 家事編』 昭和27~平成19年

表D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て一全国家庭裁判所

		受理				既済			未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
昭和29 30 31 32 33 34 44 44 44 45 55 55 56 66 62 3元 3 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 11 3 14 5 6 7 8 9 10 11 2 11 3 11 4 5 6 7 8 9 10 11 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 2 1 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	23 26 24 33 33 29 37 50 59 44 40 29 48 56 50	2 5 8 9 6 7 8 17 13 19 17 10 6 9 18	46 27 19 28 19 35 31 30 14 10 6 10 13 7 5 18 9 8 15 9 6 5 16 10 11 4 14 21 21 16 24 27 22 29 33 46 25 23 19 42 47 32 55 (19) 55 65 65 65 65 65 65 65 65 65		6 9 9 10 4 10 7 13 23 10 12 10 22 17 6 12 (6) 21 (6) 28 (21) 19 26 19 17 31 23 36 38 39	1 1 1 4 2 2 2 1 3 3 2 6(-) 1(-) 7(2) 6 2 10 21 8 11 15 17 7	11 9 7 13 13 11 11 19 16 14 14 10 11 15 31 26(13) 34(16) 22(5) 22 37 21 29 34 40 56 43 40	1 1 3 1 1 1 3 2 1 2 (-) 1 (1) - 2 3 3 19 1 - 1 3 6 6	5 8 7 8 9 6 17 13 19 17 10 6 9 18 10 16(6) 14(2) 10(4) 16 12 27 24 25 33 31 24 28

注)・()内は特に親権喪失等に関して申立てが行われた数

資料: 最高裁判所事務総局 『司法統計年報. 3, 家事編』 昭和27~平成19年

^{・「-」}については該当数値のない場合、…については不詳、表示省略または調査対象外の場合

[・]空欄については記載なし

表 E 児童との面会又は通信の制限の申立て一全国家庭裁判所(特別家事審判規則18条の2)

		受理			既済					
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他		
平成17年			6	6	2	1	3	-	-	
18			7	5	1	-	2	2	2	
19			8	7	3	=	4	=	3	

注)・「-」については該当数値のない場合

・空欄については記載なし

資料: 最高裁判所事務総局 『司法統計年報. 3, 家事編』 平成17~19年

表 F 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数(児童福祉法28条6項)

	28条1項容		28条2項容認審判		
	総数 うち勧告の あったもの		総数	うち勧告の あったもの	
平成17年度	121	15	84	17	
18	164	22	69	6	
19	165	23	68	10	

資料: 最高裁判所事務総局家庭局 『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成17年4月1日~平成18年3月31日

『同 平成18年4月1日~平成19年3月31日』 『同 平成19年4月1日~平成20年3月31日』

表 G 施設入所等の措置の期間の更新回数(児童福祉法28条2項)

	承認(
	1回目の 期間更新	2回目の 期間更新	合計
平成19年度	40	28	68

資料: 最高裁判所事務総局家庭局 『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成19年4月1日~平成20年3月31日』

表H 嬰児殺の検挙人員

	⇒刃 たっぱん 米ん	+◇ >< (+ */-			:人員	
	認知件数	検挙件数	計	男	女	女子比
昭和48年	196	156	145	11	134	92. 4
49	190	160	153	13	140	91. 5
50	207	177	156	17	139	89. 1
51	183	161	152	19	133	87. 5
52	187	168	151	12	139	92. 1
53	163	149	137	12	125	91. 2
54	165	142	120	9	111	92. 5
55	167	154	122	7	115	94. 3
56	138	123	111	9	102	91. 9
57	138	124	118	9	109	92.4
58	146	127	106	6	100	94. 3
59	112	106	97	9	88	90.7
60	129	120	109	10	99	90.8
61	99	93	78	3	75	69. 2
62	107	102	87	5	82	94. 3
63	91	78	70	4	66	94. 3
平成元年	85	74	56	5	51	91. 1
2	82	81	69	3	66	95. 7
3	71	64	47	3 2 1 5 2 4 6	45	95. 7
4	67	57	49	1	48	98
5 6	66	63	57	5	52	91. 2
6	45	43	34	2	32	94. 1
7	52	49	38	4	34	89. 5
8	52	51	39	6	33	84.6
9	41	40	38	3	35	92. 1
10	38	37	32	4	28	87. 5
11	26	24	19	=	19	100
12	33	31	29	4	25	86. 2
13	40	33	35	4	31	88.6
14	29	25	21	1	20	95. 2
15	27	26	18	6	12	66. 7
16	24	23	21	1	20	95. 2
17	27	23	19	1	18	94. 7
18	22	21	17	1	16	94. 1
19	23	22	18	0	18	100

注)・「-」については該当数値のないもの

資料: 警察庁 犯罪統計書 『昭和48年の犯罪』~『平成19年の犯罪』 平成12年以降は警察庁のホームページ上で情報公開されている。

表 I 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員

	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
①検挙件数											
平成11年	120	19	42	15	1	-	12	3	20	4	19
12	186	31	92	20	4	-	15	9	13	2	20
13	189	31	97	23	8	-	4	5	17	3	24
14	172	19	94	18	5	1	7	4	20	_	22
15	157	23	80	17	6	-	6	3	16	3	20
16	229	30	128	22	16	1	15	8	12	3	16
17	222	24	125	17	9	-	16	7	7	2	32
18	297	48	133	15	14	1	14	26	20	2	39
19	300	39	156	15	16	2	22	10	16	1	38
②検挙人員											
平成11年	130	20	48	18	1	-	12	3	22	5	19
12	208	35	105	26	4	-	15	9	17	3	20
13	216	38	109	32	9	-	4	5	23	3	25
14	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
15	183	26	98	25	6	-	6	3	20	4	20
16	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
17	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
18	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
19	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40

注)・無理心中及び出産直後の嬰児殺を除く

資料: 法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成11年~20年版 大蔵省印刷局(~平成12年)、財務省印刷局(平成13·14年)、国立印刷局(平成15年~)

[・]罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。 (平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)

^{「-」} については該当数値が0のとき又は非該当のとき

表 J 児童虐待に係る加害者と被害者との関係(事件別)

1)全事件

_1/ 土 尹 十								
加害者		父親	見等		母親等			
年	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母 父親の内縁 の妻	その他 (女性)	
平成12年	60	22	47	8	64	1	6	
13	50	31	46	9	74	2	4	
14	43	34	34	5	60	3	5	
15	49	40	23	7	58	2	4	
16	81	41	30	11	72	7	11	
17	77	47	43	1	69	3	2	
18	86	56	52	24	96	8	7	
19	91	55	46	23	97	1 -	10	

2) 殺人

<u>4/12/</u>							
加害者		父亲	見等			母親等	
年	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母 父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	9	-	3	-	23	-	-
13	5	-	4	1	26	-	2
14	3	1	-	=	15	-	1
15	6	1	3	=	16	-	-
16	7	2	-	1	21	1	1
17	2	1	2	-	20	-	-
18	10	2	3	=	34	=	-
19	7	-	=	1	29		2

注)無理心中、出産直後の嬰児殺を除く

3) 傷害・傷害致死

<u> </u>	一日以外								
加害者		父亲	見等		母親等				
年	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母 父親の内縁 の妻	その他 (女性)		
平成12年	28 (8)	10(-)	31(7)	3(-)	26 (9)	1(-)	6 (2)		
13	30 (5)	14 (3)	31(9)	3 (2)	27(10)	2 (2)	2(1)		
14	23 (2)	14(2)	29(4)	4(1)	24 (7)	3 (2)	4(2)		
15	25 (5)	24(5)	17(4)	1 (1)	27 (8)	2(-)	2 (2)		
16	48 (10)	20 (2)	21(2)	6 (2)	32 (9)	6 (1)	9 (3)		
17	48 (7)	23 (1)	28(2)	-	37 (8)	3 (1)	2(-)		
18	42 (5)	26 (3)	29(3)	6 (1)	36 (5)	8 (-)	6 (2)		
19	57 (4)	24 (2)	28(2)	11(3)	44 (6)	1(-) - (-)	6(-)		

注) ()内は傷害致死事件の内数

傷害事件件数には傷害致死事件件数も含まれる

4) 暴行

(4) 豕1]							
加害者		父亲	見等			母親等	
年	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母 グ親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	1	1	1	-	1	-	-
13	5	-	2	-	2	-	-
14	2	-	1	=	2	-	-
15	4	-	1	-	-	-	1
16	7	2	4	=	3	-	-
17	4	2	1	=	2	=	=
18	7	5	1	1	1	=	=
19	6	1	5	=	4		-

5)逮捕監禁

加害者		父亲	見等			母親等	
年	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母 父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年							
13							
14	=	1	-	=	-	-	-
15							
16	-	-	-	-	1	-	-
17							
18	-	-	-	-	1	-	-
19	1		1	-	1		-

6)強姦

0/月宝安安									
加鲁	手者		父亲	見等		母親等			
年	\	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母 父親の内縁 の妻	その他 (女性)	
平成12	年	5	2	7	1	-	-	-	
13		1	1	-	2	-	-	-	
14		2	4	1	-	-	-	-	
15		1	3	-	2	-	-	-	
16		9	4	1	1	1	=	-	
17		6	6	3	1	-	=	-	
18		4	6	3	1	-	-	-	
19		6	11	2	2	1	= =	=	

7)強制わいせつ

_();	理門470	・セン						
	加害者		父弟	視等			母親等	
2	年	実父	養父・継父	、母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母 父親の内線	录 その他 (女性)
平	成12年	2	1	3	3	-	-	-
	13	1	1	3	=	-	-	-
	14	1	2	1	=	-	-	=
	15	-	1	-	2	-	-	-
	16	-	6	1	1	-	-	=
	17	2	4	1	-	-	=	=
	18	4	7	5	10	1	=	=
	19	-	5	4	1	-	= =	=

8) 保護責任者潰棄

8) 休護貝仕	1 但果						
加害者		父亲	見等			母親等	
年	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母 ^{父親の内縁} の妻	その他 (女性)
平成12年	3	1	1	-	12	-	-
13	3	2	1	-	17	-	-
14	5	-	1	=	19	-	-
15	4	2	-	-	13	=	1
16	4	-	-	-	11	=	1
17	1	=	=	-	7	=	=
18	6	=	2	-	18	=	1
19	2	-	1	1	15		2

9) 重渦失致死傷

9) 里迪大玖	.90万						
加害者		父亲	現等			母親等	
年	実父	養父・継父	、母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母 ^{父親の内縁} の妻	その他 (女性)
平成12年	1	-	-	-	2	-	-
13	1	-	1	-	1	-	-
14	-	-	-	=	-	-	-
15	4	2	-	=	13	=	1
16	2	=	=	-	1	=	=
17	1	-	-	=	2	=	-
18	1	=	=	=	2	Ξ	=
19	1	=	=	-	-	= =	=

10) その他 (児童福祉法違反および青少年保護条例違反)

加害者		父亲	見等	112711772		母親等	
年	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母 ^{父親の内縁}	その他 (女性)
平成12年	11	7	1	1	-	-	-
13	4	13	4	3	1	-	-
14	7	12	1	1	-	-	-
15	8	8	2	2	-	-	-
16	4	7	3	2	2	-	-
17	13	11	8	-	1	-	-
18	12	10	9	6	3	-	-
19	11	14	5	7	3		-

- 注)・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 - ・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)
 - ・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき
 - ・空欄については記載なし

資料: 法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成11年~20年版 大蔵省印刷局(~平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年~)

表 K 児童虐待に係る加害者と被害者との関係(年別)

①平成12年

U 1 //X12 T											
加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	208	35	105	26	4		15	9	17	3	20
父親等	137	12	72	15	3		15	9	5	1	20
実父	60	9	28	8	1		5	2	3	1	11
養父・継父	22	_	10	_	1		2	1	1	_	7
母親の内縁の夫		3	31	7	1		7	3	1	_	1
その他	8	-	3	-	-		1	3	-	ı	1
母親等	71	23	33	11	1		-	_	12	2	_
実母	64	23	26	9	1		-	_	12	2	-
養母・継母	1	_	1	_	-		_	_	_	-	-
その他	6	_	6	2	_		_	_	_	_	_

②平成13年

<u> </u>											
加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	216	38	109	32	9		4	5	23	3	25
父親等	136	10	78	19	7		4	5	6	2	24
実父	50	5	30	5	5		1	1	3	1	4
養父・継父	31	_	14	3	_		1	1	2	_	13
母親の内縁の夫	46	4	31	9	2		_	3	1	1	4
その他	9	1	3	2	_		2	_	_	_	3
母親等	80	28	31	13	2		-	_	17	1	1
実母	74	26	27	10	2		_	_	17	1	1
養母・継母	2	_	2	2	_		-	_	_	_	_
その他	4	2	2	1	-		_	-	_	_	-

③平成14年

<u> </u>											
加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	184	20	101	20	5	1	7	4	25	_	21
父親等	116	4	70	9	3	1	7	4	6	-	21
実父	43	3	23	2	2	_	2	1	5	_	7
養父・継父	34	1	14	2	_	1	4	2	_	_	12
母親の内縁の夫	34	_	29	4	1	_	1	1	1	_	1
その他	5	-	4	1	-	-	ı	-	-	_	1
母親等	68	16	31	11	2	_	I	-	19	-	-
実母	60	15	24	7	2	_	_	_	19	_	-
養母・継母	3	-	3	2	-	-	_	-	_	_	=
その他	5	1	4	2	-	_	-	-	-	_	-

④平成15年

加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	183	26	98	25	6		6	3	20	4	20
父親等	119	10	67	15	5		6	3	6	2	20
実父	49	6	25	5	4		1	-	4	1	8
養父・継父	40	1	24	5	_		3	1	2	1	8
母親の内縁の夫	23	3	17	4	1		_	_	_	_	2
その他	7	_	1	1	_		2	2	_	1	2
母親等	64	16	31	10	1		ı	_	14	2	-
実母	58	16	27	8	_		_	_	13	2	-
養母・継母	2	_	2	_	=		_	_	_	_	-
その他	4	-	2	2	1		-	-	1	-	-

⑤平成16年

0 1 77/10 1											
加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
父親等	163	10	95	16	13	_	15	8	4	2	16
実父	81	7	48	10	7	_	9	-	4	2	4
養父・継父	41	2	20	2	2	_	4	6	_	_	7
母親の内縁の夫	30	_	21	2	4	_	1	1	_	_	3
その他	11	1	6	2	_	_	1	1	_	_	2
母親等	90	47	47	13	3	1	1	_	12	1	2
実母	72	32	32	9	3	1	1	-	11	1	2
養母・継母	7	6	6	1	-	-	_	_	_	_	-
その他	11	9	9	3	-	_	ı	_	1	_	-

⑥平成17年

<u> </u>											
加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
父親等	168	5	99	10	7	_	16	7	1	1	32
実父	77	2	48	7	4	_	6	2	1	1	13
養父・継父	47	1	23	1	2	_	6	4	_	_	11
母親の内縁の夫	43	2	28	2	1	_	3	1	_	_	8
その他	1	_	_	_	_	_	1	_	_	_	-
母親等	74	20	42	9	2	_	-	-	7	2	1
実母	69	20	37	8	2	_	-	-	7	2	1
養母・継母	3	-	3	1	-	-	-	_	-	_	-
その他	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-

⑦平成18年

<u>①</u> 平成18年											
加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
父親等	218	15	103	12	14	-	14	26	8	1	37
実父	86	10	42	5	7	_	4	4	6	1	12
養父・継父	56	2	26	3	5	_	6	7	-	_	10
母親の内縁の夫	52	3	29	3	1	_	3	5	2	_	9
その他	24	-	6	1	1	-	1	10	-	_	6
母親等	111	34	50	7	1	1	I	1	19	2	3
実母	96	34	36	5	1	1	_	1	18	2	3
養母・継母	8	-	8	-	-	_	-	-	-	-	-
その他	7	_	6	2	_	_	_	_	1	-	-

⑧平成19年

<u> </u>											
加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40
父親等	215	8	120	11	12	2	21	10	4	1	37
実父	91	7	57	4	6	1	6	-	2	1	11
養父・継父	55	-	24	2	1	-	11	5	-	-	14
母親の内縁の夫	46	-	28	2	5	1	2	4	1	-	5
その他(男性)	23	1	11	3	-	-	2	1	1	-	7
母親等	108	31	51	6	4	1	1	-	17	ı	3
実母	97	29	44	6	4	1	1	-	15	-	3
養母・継母	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	10	2	6	-	-	-	1	-	2	-	-

注)・無理心中及び出産直後の嬰児殺を除く

- ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
- ・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。 (平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)
- ・「-」については該当数が0のとき又は非該当のとき
- ・空欄については記載なし

資料: 法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成13年~19年版 財務省印刷局(平成13·14年)、国立印刷局(平成15年~)

表し 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数

	児童福祉 項・第2項	生28条第1 こよる措置	親権喪失』	宣告の請求	後見人選	任の請求	後見人解	任の請求
	請求件数	承認件数	請求	承認	請求	承認	請求	承認
昭和49年度	14	10	5	-	70	57	2	2
50	10	2	4	-	51	46	-	-
51	9	6	-	-	27	26	1	1
52	5	5	-	-	49	50	2	2
53	8	7	-	-	32	30	2	1
54	5	4	1	1	40	33	1	1
55	2	1	-	-	37	41	1	1
56	2	2	1	-	21	23	-	-
57	6	3	3	2	23	21	1	1
58	4	4	-	1	25	26	-	-
59	14	13	2	-	21	17	-	=
60	3	3	1	-	25	19	-	-
61	-	1	-	1	14	18	-	=
62	5	5	-	-	11	11	-	-
63	6	3	1	-	9	8	1	1
平成元年度	3	-	-	-	8	8	-	-
2	19	15	2	-	8	4	-	-
3	10	9	2	3	15	13	-	-
4	7	5	1	1	9	8	-	-
5	5	1	1	-	7	6	-	-
6	4	3	1	1	8	4	1	1
7	31	11	2	-	7	4	-	-
8	35	19	3	-	10	8	-	-
9	49	36	3	1	8	7	2	2
10	39	22	9	2	10	5	-	-
11	88	48	1	6	14	8	1	1
12	127	87	8	-	7	3	-	-
13	134	99	4	1	11	6	-	1
14	117	87	3	3	9	10	-	-
15	140	105	3	-	8	6	-	=
16	186	147	4	1	7	8	-	-
17	176	147	2	2	6	5	-	=
18	185	163	3	2	4	4	1	-
19	235	182	4	1	14	9	2	2

注)「-」については係数のない場合

資料: 厚生省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告 (厚生省報告例)』 昭和49年度~平成11年度 厚生労働省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例)』 平成12年度~平成19年度

表M 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数

	知事勧告	家庭裁判所勧告
平成17年度	1	9
18	1	16
19	2	31

注)「・」については係数のない場合

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』 平成15年度~平成19年度

表N 児童相談所における児童虐待相談の対応件数(立入調査・警察官の同行)

	立入調査	警察官の 同行
平成15年度	249	247
16	287	364
17	243	320
18	238	340
19	199	342

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』 平成15年度~平成19年度

平成18·19年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究

(第4報:2000年代)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第3期(2000年6月から2004年4月まで)

平成21年 3月31日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編 集 子どもの虹情報研修センター

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

TEL. 045 - 871 - 8011 FAX. 045 - 871 - 8091

mail: info@crc-japan.net

URL: http://www.crc-japan.net

編 集 研究代表者 保坂 亨

吉田 恒雄

共同研究者 鈴木 博人

田澤 薫

加藤 洋子

阿部 純一

近藤 由香

印 刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341代